

令和四年六月十七日開会
令和四年七月一日閉会

令和四年第二回定例会会議録

西之表市議会

令和四年第二回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 六月十七日(金)

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	六
一、会期の決定	六
一、提出議案の一括上程	七
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	七
八板市長	七
一、議案審議	一七
報告第一号 専決処分の承認を求めることについて(西之表市税条例等の一部を改正する条例)	一一
長野税務課長説明	一一
報告第二号 専決処分の承認を求めることについて(西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例)	一三
長野税務課長説明	一三
長野広美さん質疑	一四
長野税務課長	一四
報告第三号 専決処分の承認を求めることについて(西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	一五
長野税務課長説明	一五
橋口美幸さん質疑	一六
長野税務課長	一六
報告第四号 専決処分の承認を求めることについて(西之表市介護保険条例の一部を改正する条例)	一七
長野税務課長説明	一七

報告第五号 専決処分の承認を求めることについて（令和三年度西之表市一般会計補正予算（第十一号））	一八
下川財産監理課長説明	一八
長野広美さん質疑	二二
森企画課長	二二
岩下農林水産課長	二三
高石経済観光課長	二三
橋口美幸さん質疑	二四
下川福祉事務所長	二五
一、休憩	二五
一、再開	二五
一、発言の申出	二五
高石経済観光課長	二六
一、議案審議	二六
宇野裕未さん質疑	二六
奥村建設課長	二六
下川財産監理課長	二六
高石経済観光課長	二七
下川福祉事務所長	二七
下川和博君質疑	二七
松下総務課長	二七
報告第六号 専決処分の承認を求めることについて（令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号））	二九
中里健康保険課長説明	二九
報告第七号 専決処分の承認を求めることについて（令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号））	三一

平石市民生活課長説明	三二
報告第八号 専決処分の承認を求めることについて（令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号））	三三
柳田高齢者支援課長説明	三三
橋口美幸さん質疑	三四
柳田高齢者支援課長	三四
報告第九号 専決処分の承認を求めることについて（令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号））	三五
中里健康保険課長説明	三五
橋口美幸さん質疑	三六
長野税務課長	三六
一、休憩	三七
一、再開	三七
一、議案審議	三七
報告第一〇号 令和三年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	三七
下川財産監理課長説明	三七
報告第一一号 令和三年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	三九
下川財産監理課長説明	三九
報告第一二号 専決処分の承認を求めることについて（令和四年度西之表市一般会計補正予算（第一号））	四〇
下川財産監理課長説明	四〇
議案第二八号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第二号）	四一
下川財産監理課長説明	四一
議案第二九号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）	四五
中里健康保険課長説明	四五
議案第三〇号 令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）	四六

岩下農林水産課長説明	四六
議案第三一号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)	四六
柳田高齢者支援課長説明	四六
議案第三二号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第一号)	四七
中里健康保険課長説明	四七
議案第三三号 令和四年度西之表市水道事業会計補正予算(第一号)	四七
高橋水道課長説明	四七
一、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	四八
一、請願・陳情の委員会付託	五〇
一、日程報告	五〇
一、散 会	五〇
第二号 六月二十日(月)	
一、開 議	五五
一、一般質問	五五
下川和博君	五五
岩下農林水産課長	五五
八板市長	五八
大平副市長	五九
森企画課長	六二
奥村建設課長	六三
一、休 憩	六六
一、再 開	六六

一、一般質問	六六
遠藤建次郎君	六六
高石経済観光課長	六七
下川福祉事務所長	六七
八板市長	六八
岩下農林水産課長	六九
奥村建設課長	七三
森企画課長	七四
一、休憩	七六
一、再開	七六
一、一般質問	七六
河本幸男君	七六
岩下農林水産課長	七七
八板市長	八〇
森企画課長	八三
奥村建設課長	八四
中野農委事務局長	八五
一、休憩	八八
一、再開	八八
一、一般質問	八八
濱島明人君	八八
古市社会教育課長	八九
平石市民生活課長	九二

森企画課長	九五
高石経済観光課長	九五
松下総務課長	九八
八板市長	一〇〇
奥村建設課長	一〇三
一、日程報告	一一〇
一、散会	一一〇

第三号 六月二十一日(火)

一、開議	一一五
一、一般質問	一一五
橋口好文君	一一五
岩下農林水産課長	一一六
中野農委事務局長	一二一
八板市長	一二三
吉田教委総務課長	一二五
古市社会教育課長	一二八
奥村建設課長	一二八
大平副市長	一二九
一、休憩	一三一
一、再開	一三一
一、一般質問	一三一
竹下秀樹君	一三一

森企画課長	一三一
岩下農林水産課長	一三二
八板市長	一三四
高石経済観光課長	一三五
山崎学校教育課長	一三五
一、休 憩	一三七
一、再 開	一三七
一、一般質問	一三七
渡辺道大君	一三七
下川福祉事務所長	一三七
柳田高齢者支援課長	一三九
八板市長	一四〇
森企画課長	一四五
一、休 憩	一四八
一、再 開	一四八
一、一般質問	一四八
橋口美幸さん	一四八
下川福祉事務所長	一四九
八板市長	一五三
奥村建設課長	一五四
大平副市長	一五七
森企画課長	一六〇
松下総務課長	一六四

一、日程報告	一六五
一、散 会	一六六

第四号 六月二十二日(水)

一、開 議	一七一
一、発言の取消しについて	一七一
一、一般質問	一七一
長野広美さん	一七二
松下総務課長	一七二
下川財産監理課長	一七五
奥村建設課長	一七六
森企画課長	一七七
八板市長	一七九
岩下農林水産課長	一八〇
一、休 憩	一八四
一、再 開	一八四
一、一般質問	一八四
一、休 憩	一八九
一、再 開	一八九
一、一般質問	一八九
宇野裕未さん	一九〇
下川福祉事務所長	一九〇
八板市長	一九二

松元地域支援課長	一九二
高石経済観光課長	一九三
一、休憩	一九八
一、再開	一九八
一、一般質問	一九八
岩下農林水産課長	一九八
奥村建設課長	一九九
森企画課長	二〇一
松下総務課長	二〇四
一、休憩	二〇七
一、再開	二〇七
一、一般質問	二〇七
田添辰郎君	二〇八
松下総務課長	二〇八
高石経済観光課長	二〇九
森企画課長	二一〇
柳田高齢者支援課長	二一三
中里健康保険課長	二一五
八板市長	二一七
奥村建設課長	二一八
一、休憩	二二九
一、再開	二二九
一、一般質問	二二九

杉 為昭君	1219
八板市長	1221
森企画課長	1233
大平副市長	1233
岩下農林水産課長	1240
高石経済観光課長	1240
吉田教委総務課長	1240
山崎学校教育課長	1240
平石市民生活課長	1244
一、日程報告	1248
一、散 会	1248

第五号 七月一日(金)

一、開 議	1253
一、議案審議	1253
議案第二八号 令和四年度西之表市一般会計補正予算(第二号)	1253
議案第二九号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)	1253
議案第三〇号 令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)	1253
議案第三一号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)	1254
議案第三二号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第一号)	1254
議案第三三号 令和四年度西之表市水道事業会計補正予算(第一号)	1254
長野予算特別委員長報告	1254
陳情第八号 国民の祝日「海の日」を七月二十日に固定化する意見書の提出を求める陳情	1259

竹下総務文教委員長報告	二六〇
陳情第一一号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、二〇二三年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	二六〇
竹下総務文教委員長報告	二六一
一、議案追加上程・審議	二六二
議案第三四号 国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書の提出について	二六二
竹下総務文教委員長提案理由説明	二六二
議案第三五号 ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善に係る意見書の提出について	二六三
竹下総務文教委員長提案理由説明	二六四
一、議員派遣の件	二六五
一、閉会中の継続審査	二六五
一、市長挨拶	二六六
八板市長	二六六
一、議長閉会挨拶	二六六
川村議長	二六六
一、閉会	二六七

令和四年第二回西之表市議会定例会

一、会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
六・十七	金	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議案審議（委員会付託）、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、請願・陳情の委員会付託
十八	土	休 会	
十九	日	休 会	
二十	月	本会議	一般質問
二十一	火	本会議	一般質問
二十二	水	本会議	一般質問
二十三	木	委員会	付託案件審査 総務文教委員会
二十四	金	委員会	付託案件審査 予算特別委員会
二十五	土	休 会	
二十六	日	休 会	

七・一	三十	二十九	二十八	二十七
金	木	水	火	月
本会議	休会	委員会	休会	休会
<p>議案審議(予算特別委員会委員長報告・討論・表決)、請願・陳情審議(総務文教委員会委員長報告・質疑・討論・表決)、議案二件追加上程、議案審議(質疑・委員会付託省略・討論・表決)、議員派遣の件、閉会中の継続審査、閉会</p>		<p>各特別委員会、議会運営委員会</p>		

一、付議事件

番号	事件名	審議方法	結果
報告第一号	専決処分の承認を求めるとについて（西之表市税条例等の一部を改正する条例）	即決	六月十七日承認
報告第二号	専決処分の承認を求めるとについて（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）	即決	六月十七日承認
報告第三号	専決処分の承認を求めるとについて（西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	即決	六月十七日承認
報告第四号	専決処分の承認を求めるとについて（西之表市介護保険条例の一部を改正する条例）	即決	六月十七日承認
報告第五号	専決処分の承認を求めるとについて（令和三年度西之表市一般会計補正予算（第十一号））	即決	六月十七日承認
報告第六号	専決処分の承認を求めるとについて（令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号））	即決	六月十七日承認
報告第七号	専決処分の承認を求めるとについて（令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号））	即決	六月十七日承認
報告第八号	専決処分の承認を求めるとについて（令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号））	即決	六月十七日承認
報告第九号	専決処分の承認を求めるとについて（令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号））	即決	六月十七日承認
報告第一〇号	令和三年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について		六月十七日報告
報告第一一号	令和三年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について		六月十七日報告

報告第 一二号 専決処分の承認を求めることについて（令和四年度西之表市一般会計補正予算（第一号））
即 決 六月十七日承認

議案第 二八号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第二号）
委員会付託 七月一日原案可決

議案第 二九号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
委員会付託 七月一日原案可決

議案第 三〇号 令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）
委員会付託 七月一日原案可決

議案第 三一号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）
委員会付託 七月一日原案可決

議案第 三二号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）
委員会付託 七月一日原案可決

議案第 三三号 令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）
委員会付託 七月一日原案可決

一、付議事件（追加分）

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 三四号	国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書の提出について	即 決	七月一日原案可決
議案第 三五号	ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善に係る意見書の提出について	即 決	七月一日原案可決

一、請願書・陳情書（新規分）

番 号 事 件 名

提出者

結 果

陳情第 八号 国民の祝日「海の日」を七月二十日に固定化する
意見書の提出を求める陳情
東京都千代田区平河町二、六、四
海運ビル
七月 一 日採 択

海事振興連盟

会長 衛藤征士郎

陳情第 一一号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるた
七月 一 日採 択

めの、二〇二三年度政府予算に係る意見書採択の
鹿児島県教職員組合 地区支部

陳情について
西之表地区協議会

議長 高山 寿

令和四年六月第二回定例会会議録

西之表市議会

本會議第一号（六月十七日）

本会議第一号（六月十七日）（金）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板 俊輔 君
副市長	大平 和男 君
教育長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	平石 栄夫 君
財産監理課長	下川 法男 君
地域支援課長	松元 明和 君
税務課長	長野 望 君
健康保険課長	中里 千秋 君
高齢者支援課長	柳田 さゆり さん
経済観光課長	高石 心平 君
農林水産課長	岩下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	奥村裕昭君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川昭代さん
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	川畑利昭君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	山崎省一君
社会教育課長	古市善哉君
局長	園田博己君
次長	山田正次君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和四年六月十七日午前十時開会

議事日程（第一号）

△開 会

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより令和四年第二回西之表市議会定例会を開会いたします。

初めに、四月の人事異動による新任課長を御紹介いたします。

市民生活課長、平石栄夫君。

○市民生活課長（平石栄夫君） 平石です。よろしく願います。

○議長（川村孝則君） 教育委員会社会教育課長、古市善哉君。

○社会教育課長（古市善哉君） 古市です。どうぞよろしく願います。

○議長（川村孝則君） 以上でございます。よろしく願います。

△開 議

○議長（川村孝則君） これより本日の会議を開きます。

ただいままでの出席議員は十四名であります。

本日の日程は、配付しております議事日程第一号のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 提出議案の一括上程

日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明

日程第五 報告第一号 専決処分承認を求めるとして
（西之表市税条例等の一部を改正する条例）

日程第六 報告第二号 専決処分承認を求めるとして
（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第七 報告第三号 専決処分承認を求めるとして
（西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

日程第八 報告第四号 専決処分承認を求めるとして
（西之表市介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第九 報告第五号 専決処分承認を求めるとして
（令和三年度西之表市一般会計補正予算（第十一号））

日程第一〇 報告第六号 専決処分承認を求めるとして
（令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号））

日程第十一 報告第七号 専決処分承認を求めるとして
（令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号））

日程第十二 報告第八号 専決処分承認を求めるとして

(令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第五号))

日程第三 報告第九号 専決処分の承認を求めることについて

(令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号))

日程第一四

報告第一〇号 令和三年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第一五

報告第一一号 令和三年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第一六

報告第一二号 専決処分の承認を求めることについて

(令和四年度西之表市一般会計補正予算(第一号))

日程第一七 議案第二八号 令和四年度西之表市一般会計補正予算

(第二号)

日程第一八 議案第二九号 令和四年度西之表市国民健康保険特別

会計補正予算(第一号)

日程第一九 議案第三〇号 令和四年度西之表市地方卸売市場特別

会計補正予算(第一号)

日程第二〇 議案第三一号 令和四年度西之表市介護保険特別会計

補正予算(第一号)

日程第二一 議案第三二号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保

険特別会計補正予算(第一号)

日程第二二 議案第三三号 令和四年度西之表市水道事業会計補正

予算(第一号)

日程第二三 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第二四 請願・陳情の委員会付託

△会議録署名議員の指名

○議長(川村孝則君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指

名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、四番議員渡辺道大君、五番議員宇野裕未さんを指名いたします。

△会期の決定

○議長(川村孝則君) 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る六月十四日開催、議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から七月一日までの十五日間とし、配付してある日程表のとおりしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(川村孝則君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から七月一日までの十五日間とし、配付してある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の一括上程

○議長（川村孝則君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

報告第一号から報告第一二号まで及び議案第二八号から議案第三号までを一括して上程いたします。

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（川村孝則君） 次は、日程第四、市長の所信表明並びに提案理由説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君登壇〕

○市長（八板俊輔君） おはようございます。

本日、ここに令和四年第二回西之表市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席くださいます、誠にありがとうございます。

世界的にも年々脅威を増す気候変動や道半ばの新型コロナウイルスとの闘い、そして、激変する国際情勢、私たちを取り巻く環境は様変わりし、国防のみならず、エネルギーや食料、経済の安全保障など、国の根幹に関わる複合的な危機が一気に押し寄せている状況にあります。このような中、政府は国の成長戦略である新しい資本主義実行計画を決定し、人材への投資など重点四分野を示しました。今後も国の物価高騰に対応した経済対策を注視していききたいと思

ます。

先般、地元選出国會議員や各省庁を訪問し、本市の懸案事項について要請活動を行ってきました。航路・航空路運賃低廉化事業の支援拡充、医療従事者確保、農林水産業の振興の三点について要請いたしました。今後も離島特有の課題等に対し実情を訴えつつ、国に対策を講じていただくよう求めてまいります。また、この機会を利用してポルトガル大使公邸も訪問しまして、着任間もない大使並びに外務副大臣と鉄砲伝来四百八十周年等、今後の交流について意見交換をしたところであります。

それでは、まず新型コロナウイルス感染症についてであります。世界中で猛威を振るう未曾有の事態が二年以上続いております。このような危機的な状況の中で、日々医療や暮らしを支える全ての方々に敬意を表します。

本市のこれまでのワクチン接種の状況についてであります。五月末日現在で三回目までの接種を終えた方の割合は六十五歳以上の方が八六・六％、十八歳以上から六十四歳以下の方が七四・五％、十二歳以上十七歳以下の方は二七・八％、また、二回目の接種を終えた五歳から十一歳の方については二四・一％となっております。また、四回目のワクチン接種については、現在実施に向け準備を進めているところであります。円滑に開始できるように必要な準備をしっかり整えてから進めてまいりたいと考えております。

市民の皆様には引き続き、手洗い、手指消毒、適切なマスクの着

用、身体的距離の確保など、感染症予防に努めていただきたいと思います。

市の行事についてありますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、市の行事がほぼ中止される中、二年連続開催しておりませんでした生涯スポーツ大会を五月八日曜日、屋外競技のソフトボールをあつぽくらんど多目的グラウンドで、グラウンドゴルフを市営グラウンドで開催いたしました。感染症予防対策を十分にとった中での開催であり、コロナ前とは違った形での大会運営になりましたが、参加者同士の親睦が図られたのではないかと思います。

次に、馬毛島問題についてです。

環境影響評価準備書につきましては、今後、国民の意見の概要及び意見に対する事業者の見解が防衛省から送付されてきます。これを受け、市としての意見を取りまとめ、知事に提出します。この意見が環境影響評価の手續において、市長としての意見を伝える最後の機会となります。

また、住民の不安や期待を目に見える形で整理する目的で設置した防衛省との協議の場は、これまで七回の協議を実施しました。私自身も適宜参加いたしました。この協議を通じて防衛省に我々の考えを直接伝え、防衛省からの説明も受けました。もちろん立場が異なりますので、考えが完全に一致したわけではありませんが、お互いの意見の交換もあり、極めて有意義なものになったと考えています。

今後は市民の安心安全を確保するために、より具体的に基地の運用により実際に問題が生じることを想定して、どのように対応するかについて詳細を詰めていく必要があると考えています。この観点から、住民の不安と期待に関する論点を整理の上、防衛省に回答を求めていきたいと考えています。

年度内の工事着工を目指す国の動き、そして、西之表市の業者もその工事の契約相手となっていること、種子島への航空自衛隊の官舎設置の動きなども考慮しますと、本問題は大きな山場を迎えています。今後、防衛省の市民の不安の解消や期待への対応に対する考え方や取組を評価した上で、私自身の本問題に対する一定の考えを述べたいと考えております。

続きまして、産業の分野、農林水産業の状況について報告をいたします。

農業分野の令和三年度農業生産概況につきまして、概算値ではありますが、粗生産額が五十六億四千六百万円となり、昨年度と比較しおよそ三億一千万円の増となっております。増収の大きな要因につきましては、サツマイモ基腐病の影響はあるものの、さとうきびやバレイショ、茶の生産額が伸びたことによりです。

主要品目の生産概況については、基幹作物であるさとうきびが生産量四万一千七百四十八トン、平均反収六トン七百余キロ、生産額九億五千三百四十八万円となり、対前年度比二億八千七百九十八万円の増収となりました。

青果用さつまいもについては、昨年度のサツマイモ基腐病の影響による面積の減少と併せ、生産量が五〇%減となったことから、生産額は二億二千七百万円となり、およそ二億六千三百万円の減収となりました。

サツマイモ基腐病対策につきましては、本年度からサツマイモ基腐病対策班を設置し、引き続き関係機関と連携して、圃場の巡回、農家への情報提供等に取り組んでまいります。

また、令和四年三月二日に種子島安納いもが地理的表示（GI）保護制度に登録されましたことから、安納いもブランド推進本部と連携し、安納いもの更なるブランド力向上に努めます。

園芸品目の主要作物であるバレイショは、昨年度と比較し面積がおよそ二十ヘクタール増加したことと、反収の増、さらに本年度も高値で取引されたことから、およそ七億円となる見込みで、およそ四千九百万円の増となる見込みであります。

畜産は二十三億四千六百万円で、七千四百万円の増収となりました。肉用牛については、コロナ禍による価格低迷から徐々に持ち直しつつあり、昨年より八千二百三十九万円の増となったものの、酪農については依然としてコロナ禍による影響により七百三十六万円の減となりました。

鳥獣による農業被害額については、農業者アンケートによると、一千七百万円となっており、前年度よりおよそ五六%の減少に転じております。引き続き被害防止に向け、捕獲活動への支援、ネッ

ト・金網柵による防護対策に努めてまいります。

林業については、離島活性化交付金を活用し、林産品の島外出荷に係る海上輸送費の支援を実施いたしました。木材チップが三千四百十二BDトン、原木が一千五百立米、製材が百八十六立米の実績となりました。

水産業の状況ですが、種子島漁協による令和三年度の水揚げ総額の速報値は、前年度をおよそ一億六千四百万円下回る、およそ四億六千四百万円となりました。本市の水揚げにおいても、およそ九千三百万円減の二億二千二百万円の実績となっております。

要因としましては、昨年のモジャコ漁において、潮流の影響等により熊毛海域にあまり藻が見られず、操業期間を延長したものの、漁獲数量が計画の半分を下回る水揚げとなりました。本年のモジャコ漁につきましては、三月七日に開始され、四月十三日で終了し、好調であったと伺っており、今年度の水揚げ量に大いに期待していると伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、需要が減少し、魚価も低迷していることから、漁業者の生活の安定を図り、水産物の安定供給と地域活性化を図るための支援に引き続き取り組んでまいります。

次に、商工業等の取組についてです。

まちづくりについては、第六次長期振興計画に基づき、歴史と国際色豊かな港町の再生を図り、中心市街地（商店街）の活性化を目指すための港町再生に引き続き取り組みます。

昨年度、商店街に建設しました旧榕城分跡地施設について、ワーケーション機能その他の活用方法の検討や、同施設の外構整備についてのワーケーション活動を行いながら、市民交流の拠点としての在り方を構築してまいります。

また、原油価格等の高騰による物価高騰が問題となっております。これに対応するための事業者等への支援についての予算も今定例会の補正予算に計上をしております。

観光振興につきましては、国内での認知度向上のための各種プロモーションを行い、誘客に努めます。

ふるさと納税については、令和三年度の実績が二億八百万円となり、過去最高であった前年度より二千四百万円の増となりました。本年度に入りましても、昨年度の実績を上回るペースで推移しております。今後、新たなふるさと納税サイトへの登録による利用者の取込み、併せて特産品振興の観点も踏まえ、返礼品取扱事業者の加入を推進することで、商工業者の支援につなげてまいりたいと考えております。

それでは、本日提案いたしました議案について御説明いたします。

本定例会に提案いたしました議案は、西之表市税条例等の一部を改正する条例など、条例の一部を改正する専決処分報告四件、令和三年度西之表市一般会計補正予算専決処分報告五件、令和三年度西之表市一般会計及び水道事業会計繰越明許費計算書の報告二件、令和四年度西之表市一般会計補正予算専決処分報告一件、令和四年度

西之表市一般会計補正予算など予算議案六件の合計十八件であります。

議案説明について主なものは、一般会計補正予算で、新型コロナウイルス感染症拡大対策事業として、人事管理費に七十一万五千元、企画費に一千万円、水産振興費に四百七十万円、商工振興費に五千三十八万五千元、学校給食費に六百三十一万円、教育振興費に六百四十四万八千元、国庫補助事業等を活用したサツマイモ基腐病対策として、農業振興費に二千六百三十七万円、社会資本整備総合交付金内示額の決定により、道路新設改良費に一千九百九十二万七千円、今後の災害や新型コロナウイルス感染症対策財源として、予備費に二千四百九十四万円それぞれ追加、その他各費目に四月一日付人事異動に伴う人件費を計上しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に一億五千八百六十三万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ百一億四千五百八十一万三千元とするものであります。

御審議のほど、よろしく願います。

以上の議案につきましては、議員各位に御審議いただきますようお願い申し上げます、私の市政に対する所信表明並びに提案理由の説明といたします。ありがとうございました。

○議長（川村孝則君） 市長の所信表明並びに提案理由説明は終わりました。

△議案審議

○議長（川村孝則君） それでは、これより議案審議を行います。

△報告第一号 専決処分承認を求めるとして（西之表市税条例等の一部を改正する条例）

○議長（川村孝則君） 日程第五、報告第一号、専決処分の承認を求めるとして（西之表市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。
議案説明を求めます。

〔税務課長 長野 望君〕

○税務課長（長野 望君） 御説明いたします。
議案書の一ページをお開きください。
報告第一号、本案は専決処分の承認を求めるとしてであり
ます。

西之表市税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法第七十九
九条第一項の規定により令和四年三月三十一日専決処分としまし
たので、同条三項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとして
ます。

今回の条例改正は、令和四年度税制改正において地方税法等の一
部を改正する法律（令和四年法律第一号）が令和四年三月三十一
日に公布されたことに伴い、所要の改正を行ったものです。

説明については、新旧対照表で行いますので、新旧対照表一ペー
ジをお開きください。

第一条による改正は、西之表市税条例（昭和四十七年西之表市条
例第六号）の一部改正です。

第十八条の四は、固定資産課税台帳の閲覧等について、DV被害
者等の保護に関する措置が講じられたことにより、改正を行ったも
のです。

第三十三条及び二ページの第三十四条の九は、上場株式等に係る
配当所得等や株式譲渡所得等について、所得税と個人住民税で課税
方式を一致させる法改正があったことにより、改正を行ったもので
す。

三ページを御覧ください。

三十六條の二、三十六條の三、四ページの三十六條の三の二及び
三十六條の三の三は、個人住民税における合計所得金額について、
法の規定整備があったこと等により改正を行ったものです。

五ページを御覧ください。

第四十八条は、法改正における項の繰下げに伴い、規定の整備を
行ったものです。

六ページをお開きください。

第五十三条の七は、法施行規則に規定する納入申告書の様式を追
加したものです。

附則第七条の三の二は、住宅借入金等特別控除について、適用期
限を令和二十年度まで延長し、併せて、居住年についても令和七年
まで延長する法改正があったことにより、改正を行ったものです。

附則第十条の二は、課税標準の特例により固定資産税が軽減されるいわゆる「わがまち特例」について、法の改正に合わせて規定の整備を行ったものです。

今回の改正で新たに追加された特例があります。八ページをお開きください。

附則第二十五項は、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例を四分の三と定めたものでございます。

附則第十条の三は、熱損失防止改修等、いわゆる省エネ改修を行った住宅に係る減額措置について、法の改正に合わせて規定の整備を行ったものです。

九ページを御覧ください。

附則第十二条は、宅地等に対して課する固定資産税の特例で、令和四年度に限り、商業地等に係る固定資産税額の上昇幅を評価額の二・五%とする措置が講じられたことにより、改正を行ったものです。

一〇ページをお開きください。

附則第十六条の三、一条飛ばしまして、一一ページの附則第二十条の二及び附則第二十条の三は、上場株式会社等に係る配当所得等の課税の特例について、所得税と個人住民税で課税方式を一致させる法改正があったことにより改正を行ったものです。

一〇ページに戻りまして、附則第十七条の二は、租税特別措置法

の改正に合わせて規定の整備を行ったものです。

一二ページをお開きください。

附則第二十五条及び一三ページの附則第二十六条は、附則第七条の三の二の改正により住宅借入金等特別税額控除の適用期限が延長されたことにより、新型コロナウイルス感染症特例法による住宅借入金等特別控除額の特例が不要になったことによるものでございます。

一四ページをお開きください。

第二条による改正は、西之表市税条例等の一部を改正する条例（令和三年西之表市条例第八号）の一部改正です。

令和三年の条例改正において、第三十六条の三の三第一項を改正する規定は、令和六年一月一日施行となっております。一方、今回第一条の改正においても同項の改正があり、その施行日が令和五年一月一日であるため、令和六年一月一日施行の改正規定を今回の改正内容を含んだものに改めたものでございます。

次に、今回の改正条例の附則について御説明いたします。議案書の六ページ、附則を御覧ください。

附則第一条に施行期日を、第二条に納税証明書に関する経過措置を、第三条に市民税に関する経過措置を、七ページ、第四条に固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いた

します。

賛成多数であります。

賛成が十一、反対が二、賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次は日程第六、報告第二号。

○一番（長野広美さん） 今の件は、私たち立会いを求めて採決の結果を知るべきですけど、立会いが認められない場合は、ちよっと投票の仕方を。次の採決からは問題ないのかを含めて。

○議長（川村孝則君） 今ちよっと機械の不具合が生じたようですので、ちよっと休憩しますので。

次の議案からは大丈夫ということですので、御理解をお願いいたします。

△報告第二号 専決処分の承認を求めるとして（西之表

市都市計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（川村孝則君） それでは、次に移りますが、日程の第六、

報告第二号、専決処分の承認を求めるとして（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「税務課長 長野 望君」

○税務課長（長野 望君） 御説明いたします。議案書の八ページをお開きください。

報告第二号、本案は、専決処分承認を求めることについてであります。

西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第七十九条第一項の規定により令和四年三月三十一日専決処分いたしましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

今回の条例改正は、令和四年度税制改正において地方税法等の一部を改正する法律が令和四年三月三十一日に公布されたことに伴い、所要の改正を行ったものです。

説明については、新旧対照表で行いますので、新旧対照表一五ページをお開きください。

附則第二項から附則第六項までは、いわゆる「わがまち特例」について定めたもので、法の改正に合わせて規定の整備を行ったものです。

附則第六項は、今回の改正で新たに追加になった特例で、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例を四分の三と定めたものです。附則第六項を追加したことにより、以降の項は一項ずつ繰下げの改正を行っています。説明については、改正後の項番号で行います。

一六ページにかけての附則第八項は、宅地等に対して課する都市計画税の特例で、令和四年度に限り商業地等に係る都市計画税額の上昇幅を評価額の二・五%とする措置が講じられたことにより改正

を行ったものです。

附則第十項から附則第十二項まで、及び一七ページの附則第十四項は、附則第六項の追加による以降の項の繰下げにより、規定の整備を行ったものです。

附則第十五項は、法の改正に合わせて規定の整備を行ったものです。

次に、今回の改正条例の附則について御説明いたします。議案書の一〇ページから一一ページ、附則を御覧ください。

附則として、第一項に施行期日を、第二項に経過措置を定めさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一番 長野広美さん」

○一番（長野広美さん） すいません、内容確認で御説明があればお願いします。

一六ページの新旧対照表の中で説明いただきました附則第十五条の第四十四項ですが、ここの部分だけ追加ということでした。市町村の条例で定める割合と言っている部分、これは何を対象にしている部分で四分の三とするのか、少し説明の内容をお願いいたします。追加をお願いします。

○税務課長（長野 望君） いわゆる「わがまち特例」と言いまして、特殊な土地等につきまして、課税標準を通常の何分の何という

感じて市町村の条例で定めるものでございます。今回の追加につきましては、河川が氾濫したりするときに、その貯留をするような機能を持つ土地の中の土地について、通常の課税標準の四分の三で課税をするというような措置でございます。

以上でございます。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

△報告第三号 専決処分の承認を求めることについて（西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第七、報告第三号、専決処分の承認を求めることについて（西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 長野 望君〕

○税務課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書の一、二ページをお開きください。併せて、新旧対照表は八ページとなります。

報告第三号、本案は、専決処分の承認を求めることについてであります。

西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第七十九条第一項の規定により令和四年三月三十一日専決処分しましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

今回の条例改正は、令和四年度税制改正において地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和四年三月三十一日公布されたこと、及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免について、国の財政措置が令和四年度も継続されること等に伴い、所要の改正を行ったものです。

議案書の一四ページをお開きください。

第二条及び第二十三条は、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる政令の改正に合わせ、基礎課税額、いわゆる医療分でございますけれども、それに係る課税限度を六十五万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を二十万円に引き上げる改正を行ったものです。

附則第二項は字句の修正であります。

附則第十五項は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減額について令和四年度分まで延長したものです。

附則として、第一項に施行期日を、第二項に適用区分を、第三項に経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「三番 橋口美幸さん」

○三番（橋口美幸さん） 保険条例の新旧対照表のところで質問しますが、第二条の六十五万円にするというのと、それから十九万円を二十万円にする、この対象人数と影響額を教えてください。

○税務課長（長野 望君） まず、基礎課税額の方、六十五万円のところですけども、令和四年度の試算でございますけども、金額にして二十四万円減額する、課税限度額が二十四万円減額する。後期高齢者分については、課税限度額が三百五十五万六十一円減少するという試算になっております。

影響世帯数ですけども、医療分については世帯数の変更はございません。後期分については世帯数で十一世帯減少するという試算になっております。

以上でございます。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、

反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

△報告第四号 専決処分の承認を求めることについて（西之表

市介護保険条例の一部を改正する条例）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第八、報告第四号、専決処分の

承認を求めることについて（西之表市介護保険条例の一部を改正す

る条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「税務課長 長野 望君」

○税務課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書の一五ページをお開きください。新旧対照表は二〇ページ

となります。

報告第四号、本案は専決処分の承認を求めることについてであり

ます。

西之表市介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第七

十九条第一項の規定により令和四年三月三十一日専決処分とし

たので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を

求めるものであります。

今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入

が減少したこと等による介護保険料の減免について国の財政措置が

令和四年度も継続されること等に伴い、所要の改正を行ったもので

す。

議案書の一七ページをお開きください。

第十一条は、介護保険料の減免について申請の期限を市税等の規

定に合わせ納期限までとしたものです。

附則第七条は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減

少が見込まれる場合の介護保険料の減免について、令和四年度分まで延長したものです。

附則として、第一項に施行期日を、第二項に経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、

反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

△報告第五号 専決処分の承認を求めるとについて（令和三

年度西之表市一般会計補正予算（第十一号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第九、報告第五号、専決処分の承認を求めるとについて（令和三年度西之表市一般会計補正予算（第十一号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

「財産監理課長 下川法男君」

○財産監理課長（下川法男君） 御説明をいたします。

議案書一八ページをお開きください。

令和三年度西之表市一般会計補正予算（第十一号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により令和四年三月三十一日に専決処分したもので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるとあります。

別添の専決処分書を御覧ください。

めくっていただきました。条文です。第一条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一億一千四百六十八千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十九億九千七百六十一万円と定めたものであります。

七ページをお開きください。

第二表、繰越明許費補正は変更三件です。八款土木費、二項道路橋梁費、事業名、社会資本整備総合交付金事業の現和下之町石堂線は三千六百二十二万円を六千六百十三万九千円に、その下、社会資本整備総合交付金事業の城上之原線は七百四十九万円を二千三百四十七万一千円に、またその下、十款教育費、四項社会教育費、事業名、移動図書館車更新事業は八百十五万円を八百十七万円にそれぞれ変更するものであります。

八ページをお開きください。

第三表、地方債補正は変更三件であります。それぞれ事業費の確定に伴うもので、補正後の限度額を総額一千九十六万円減額し、六億八千七百二十九万四千円とするものです。

続いて、歳入歳出の主なものについて、歳出から御説明をいたします。

目の補正がおおむね一千万円以上のものや特徴的なものを中心に御説明をさせていただきます。

三二ページをお開きください。

最下段になります。二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費は二億七千六十二万円の増額です。主な要因は、三二ページをお開きください。二十四節積立金、説明欄の一番上、翌年度に繰り越す一般財源を除いた余剰金を積み立てる財政調整基金二億五千一十七千円の増額と、歳入、十七款寄附金の西之表市ふるさと応援寄附金と十六款財産収入のふるさと応援寄附基金利子を積み立てる西之表市ふるさと応援寄附基金二千三百六十七万二千円の増額によるものです。

三三ページを御覧ください。

二款総務費、一項総務管理費、十二目企画費は二百八十一万二千円の減額です。主な要因といたしましては、下段になります、十人節負担金補助及び交付金、説明欄の負担金、新型コロナウイルス感染症の影響を含む利用者の減少による有人国境離島法航路・航空路運賃低廉化事業費三百六十七万二千円の減額と、説明欄の補助金、国庫補助金の増額による地域公共交通活性化協議会九百四十五万二千円の減額によるものです。

三五ページをお開きください。

中段になります。二款総務費、一項総務管理費、二十二目情報政策費は一千二百八十八千円減額しております。主な要因といたしましては、十二節委託料、光ファイバー網設備保守で、台風などの自然災害が少なかったことから保守委託料が減額となったことによるものです。

続いて四一ページをお開きください。

下段になります。三款民生費、一項社会福祉費、六目介護保険事業費は一千六十一万八千円減額しております。主な要因は、二十七節繰出金で、介護保険特別会計の繰入金に合わせ一千九十九万円減額しております。

四二ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費、八目障害者福祉費は五千百六十一万六千円減額しております。主な要因は、四三ページを御覧ください。中段になります。十九節扶助費の四千四百二十八万五千円の減額で、こちらは三月末の様々な福祉サービスの実績額確定によるものです。

四四ページをお開きください。

下段になります。三款民生費、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費は一千百五十二千円減額しております。主な要因は、四五ページを御覧ください。十八節負担金補助及び交付金の百九十八万九千円の減額と、十九節扶助費の六百二十八万六千円の減額で、各児童福祉事業の実績額確定によるものです。

次に、四六ページをお開きください。

上段になります。三款民生費、二項児童福祉費、三目児童措置費は二千二百四十万一千円減額しております。主な要因は、十九節扶助費の説明欄、教育・保育給付費一千九百四十九万七千円の減額で、三号認定者の減少等によるものです。

続いて、四七ページを御覧ください。

中段になります。三款民生費、三項生活保護費、二目扶助費は一億一千四百六十四万円減額しております。主な要因は、十九節扶助費で、当初の見込みよりそれぞれ対象者が減じたことによるものです。

四八ページをお開きください。上段になります。四款衛生費、一

項保健衛生費、三目予防接種費は一千九百二十五万九千円減額しております。主な要因は、十二節委託料一千三百二万三千円の減額で、こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により接種者が減少しました、説明欄、予防接種の減額と、タクシーから市のマイクロバスに移動支援を変更したことによる、説明欄、新型コロナウイルスワクチン集団接種移動支援業務の減額によるものです。

続きまして、下段になります。六目環境衛生費は一千百七十九万八千円減額しております。主な要因は、十八節負担金補助及び交付金、四九ページになります。補助金、合併処理浄化槽設置一千二百十五万五千円の減額で、転換件数の減少によるものです。

次に、五一ページをお開きください。

最下段になります。六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費は五千八百十四万円減額しております。主な要因は、五二ページをお開きください。十八節負担金補助及び交付金、説明欄の補助金、下から三番目の入札執行による鳥獣被害防止総合対策整備一千三百七十八万九千円の減額、その下、サツマイモ基腐病の影響によ

り青果用さつまいもが輸送減少したことによる農水産物輸送コスト支援事業一千六百四十八万一千円減額など、それぞれ事業費が確定したことによるものです。

次に、五六ページをお開きください。

下段になります。七款商工費、一項商工費、二目商工振興費は四千二百八十五万五千円減額しております。主な要因は、五七ページを御覧ください。十八節負担金補助及び交付金、説明欄上から二行目、令和三年八月九日から九月三十日までの本市負担金確定による県新型コロナウイルス対策時短要請協力金負担金一千五百二十四千円の減額など、それぞれ新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の確定によるものです。

次に、五八ページをお開きください。

七款商工費、一項商工費、四目観光費は一千四十五万五千円減額しております。主な要因は、十八節負担金補助及び交付金、説明欄の負担金、種子島観光協会六百万二千円の減額で、こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により計画していた事業等が実施できなかったことによるものとなっております。

その下になります。五目産業創出費は一千六百三十九万二千円減額しております。主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による八節旅費三百二十五千円の減額と、五九ページを御覧ください。

中段になります。十八節負担金補助及び交付金、説明欄一番下になります雇用機会拡充事業九百一万七千円の減額で、事業拡大補助金

の減額によるものです。

続きまして、六二ページをお開きください。

中段になります。九款消防費、一項消防費、一目常備消防費は一千四百七十七千円減額しております。主な要因は、十八節負担金補助及び交付金、説明欄下から三番目の熊毛地区消防組合七百八十二万一千円の減額と、その二つ下になります指揮車購入事業負担金、西之表消防署分二百三十七万九千円の減額で、熊毛地区消防組合の決算見込みによる負担金の減額によるものです。

続いて、歳入について御説明をいたします。

一四ページをお開きください。

最上段になります。七款地方消費税交付金、一項地方消費税交付金、一目地方消費税交付金は四千九百三十五万二千円の増額となっております。こちらは、交付決定が三月であったことと、交付額についても当初の想定を上回ったことによるものです。

中段になります。九款地方特例交付金、二項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、一目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は二千三十四万七千円の増額となっております。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和三年度課税の一年分に限り事業用家屋及び償却資産の固定資産税並びに都市計画税の負担軽減に係る減収補填でありまして、交付決定が三月になったことによるものでございます。

その下になります。十款地方交付税、一項地方交付税、一目地方交付税は三千五百八十二万七千円の増額となっております。こちらは、説明欄、特別交付税の増額で、交付決定が三月であったことと、交付額についても当初の想定を上回ったことによるものでございます。

一七ページをお開きください。

最下段の十四款国庫支出金、一項国庫負担金から、二三ページの中段、十五款県支出金、三項委託金までについては、支出で御説明をいたしました各種事業の事業費等の確定によるものとなっております。

続きまして、二四ページを御覧ください。

中段になります。十七款寄附金、一項寄附金、一目寄附金は二千三百七十六万九千円の増額です。主な要因は、説明欄の西之表市ふるさと応援寄附金の寄附額確定によるものです。

次に、二七ページをお開きください。

二十一款市債になります。二八ページを御覧ください。

二十一款市債の補正額合計で一千九十六万円を減額、発行の総額を六億八千七百二十九万四千円とするもので、各節の説明欄に事業の各事業費の確定を伴うものとなっております。

以上、目の補正額が一千万円以上のもを中心に御説明をいたしました。令和三年度の最終専決予算でございますので、総体的に事業の執行残の調整となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一番 長野広美さん」

○一番（長野広美さん） おおむね執行残という御説明は了解いたしますが、委員会付託はございませんので、年度末の実績といった部分で、三点ほどそれぞれの担当課の見解をお伺いしたいと思っております。

まず、企画費です。ページ三三ページになりますが、額は小さいんですけども、企画費の中で、補助金、西之表市高等学校魅力化支援補助金とございます。これは長年西之表市がですね、企画の中で、今後のまちづくりの位置づけで、このように取り組まれておりますので、今回の残額も含め、この結果をどのように受け止められているのか、まずこの内容について御説明をお願いいたします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

種子島高校の魅力化補助金につきましては、種子島高校に進学せずに島外へ出ていっているという実情を踏まえまして、支援をしていこうということで設けております。

具体的に申しますと、補助金につきましてはバイク通学に対しまして四十三名の方、それから、各種検定につきまして六百六十一件の補助を行ったところでございます。

次のページに、下宿の改修であったりとか、下宿の費用の補助金とかもございませけれども、下宿の費用の補助金としまして二人分

を支出しているところでございます。

以上でございます。

○一番（長野広美さん） 今後でもすね、今回の結果を踏まえて、ぜひ、改善すべきところも検討していただきたいと思えます。

続きまして、農林水産費の中の五二ページになります。農林水産輸送コスト支援事業等について、一千六百万円強の減額がございます。先ほど市長からの御説明がありました農業生産高の中でですね、昨年はさつまいもが相当落ち込んでしまったと。先ほどの御説明の中でもさつまいもの影響が大きいということでした。また、一方で非常によかったのではないかという品目が、お茶、さとうきび、バレイショ等ございました。この輸送コスト支援事業はですね、品目が限定されているとはいえ、積極的に活用するといった部分でも大事な事業費でございますので、この実績の結果を踏まえて、バレイショを含めてどのようにこの結果を受け止められているのか御説明をお願いいたします。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

この輸送コストにつきましては、減額の理由につきましては、財産監理課長から説明ありましたけれども、青果用安納いものほうが、大体四千九百トンほど見込んでいたものが一千百トンほどというところで、この分の影響のほうが一番大きかったかなと思っております。

一方で、議員がおっしゃるとおり、バレイショ等につきましては

令和三年度はかなり豊作でございまして、単価もそれなりによかったですので、そういった伸びている部分もございまして、輸送コスト全般につきましては、令和四年度で全般的なちよつと内容の見直しを行いまして、重点品目等につきましては、しっかりとそういった支援を行うことで、全体的な農業生産額のほうの支援を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○一番（長野広美さん） ありがとうございます。もう一点あります。最後になります。失礼しました。

商工費、商工振興費の関係になります。こちらは、ページが五六ページになりますが、こちらも減額されております。一つが中心市街地活性化事業、それから港町補助金、事業継続対策支援金、がんばる事業所支援金等です。

個別個別のもちろん事案で補助事業というふうな形になりますが、このような結果について担当部署としては、内容も踏まえてどのように検討していらっしゃるのか御説明をお願いいたします。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） 今、議員御指摘の事業についてそれぞれ説明させていただきます。

まず、中心市街地活性化事業についてですけれども、これは商店街振興協同組合が、毎年行っております黒潮芸術祭と黒潮アート等に係る事業でございます。これもやはり、ワークショップ等、住民

の方が集まってやる事業ということで、やはり新型コロナウイルスの影響で、これを未実施ということで皆減したところがございます。

続いて、皆とまち再生補助金については、これは港町再生、商店街活性であるとか、港町の活性化に資する事業を住民団体等から募集して行う事業ですけれども、それに応募された事業団体が一団体だったということで、当初、数団体ですね、見込んでいたところですけれども、そういうことで総事業費の執行残ということで減額をしております。

続きまして、事業所感染防止対策費の補助金についてですけれども、ここにつきましては、当初、事業所数の積算根拠として、令和三年の経済センサスの数字、八百四事業所のうちの二割の事業所百六十事業所が大体影響を受けているんじゃないかということで、それぞれ事業規模別にですね、従業員の規模ごとに、それぞれ補助金を感染対策を実施した者に対して支給をしようとするもので、当初見込んでいた件数、大体百六十事業所に対して実績が百四十五事業所からの実績となっておりますので、その残額となっております。

続きまして、がんばる事業所支援金についてですが、法人二十五万円、個人十五万円ということで、令和三年一月から七月までの期間を対象とした、減収幅に応じた影響額を補填しようというものでございます。当初、法人九十事業所、個人九十事業所を大体の件数ということで見込んでおりましたが、実績が、法人が六十一事業所、個人が九十二事業所ということで、その差額が減額されているところ

でございます。

この数値につきましては、がんばる事業所支援事業等については、過去の事業実績、申込実績等を踏まえて算定していったということもありまして、大体おおむね予定した事業所が応募してきたのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ありませんか。

「三番 橋口美幸さん」

○三番（橋口美幸さん） まず一点、お伺いしたいと思います。

四六ページの三号減少、子供たちの児童措置費ですね。児童措置費の部分で三号の対象者が少なかったということで一千九百万円の減少ですね。四七ページになりますが、生活保護の扶助費が一億一千四百六十四万円という減額となっております。これは執行残ということではありますが、三二ページの積立金、財政調整基金を二億五千万円という形で報告をされております。そういう意味では、やはりもつと住民還元をするという対策が検討されなかったかということをお伺いしたいと思います。

先ほどからの質疑の中にもありますように、第一次産業、商工業などのやはり住民に還元する努力が、担当課では、行政ではですね、ぜひ住民還元というところで検討をいただきたいと思いましたが、そういう議論がなされたかどうかをお伺いしたいと思います。

「福祉事務所長 下川昭代さん」

○福祉事務所長（下川昭代さん） お答えいたします。

まず、四六ページの児童措置費の部分で、教育・保育給付費の扶助費が一千九百四十九万七千円減額していることですが、先ほど説明もありましたように、減額の主な要因としては、三号認定、いわゆる三歳未満児の園児が当初見込みより減少したということになります。三歳未満児ですので、公定価格の単価がほかの年齢の園児よりは高いことでもありますので、その園児の減少分で扶助費のほうも減少しているということになります。

また、この三号認定が減少している要因としては、直接的な原因の分析はなかなか難しいところでありますけれども、一つには子どもの全体数が減ってきていることと、一方で、育児休業等の制度が充実してきていること、それから、教育・保育の無償化に伴い、無償化の該当になる三歳から預けようという保護者の方々も少し増えてきているのではないかと考えているところがございます。

もう一点、四七ページの生活保護の扶助費の部分ですけれども、大幅な減額の要因としては、生活保護受給の対象者が当初見込みより減少したことによるものがございます。令和三年度において、生活保護の開始となった件数が十三件、一方で、廃止となった件数が二十三件で、廃止のほうが上回っております。対象世帯対象人数が減ってきているということが大きな原因となっております。

その対象人数を多く見込んでいた理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、全国的には申請が増えている

状況もありまして、そうした事態への対応も考えてのことではありましたが、本市においては現在までのところ、そうしたコロナの影響による生活困窮の相談というのは見られていないということで、そうしたこともあつて実績としましては減額となったところ

です。
住民への還元という部分でございますけれども、こちらの生活保護のほうは、先ほどもありましたように、コロナの影響に対応するため、予算として保持しておきたかったということが一点と、住民への還元の部分では、国の制度、政策のところ、給付金の支給等もありましたので、そういった部分を活用した形でございます。以上でございます。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ありませんか。

「はい」と呼ぶ者あり」

ちよつと待ってください。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十一時二十五分頃より再開をいたします。

午前十一時十一分休憩

午前十一時二十五分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の申出

○議長（川村孝則君）　ここで経済観光課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

〔経済観光課長　高石心平君登壇〕

○経済観光課長（高石心平君）　先ほどの答弁の中で、一件誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

中心市街地活性化事業、黒潮芸術祭等は商店街振興協同組合が中心になってということで申し上げたんですが、正しくは商工会の間違いでした。訂正いたします。

議会運営に御迷惑をおかけたことをおわびいたします。

△議案審議

○議長（川村孝則君）　ほかに質疑はありませんか。

〔五番　宇野裕未さん〕

○五番（宇野裕未さん）　七ページ、繰越明許費補正なんですけれども、この大幅な増額についての説明をお願いします。

〔建設課長　奥村裕昭君〕

○建設課長（奥村裕昭君）　御説明いたします。

まず、八款、二項の道路橋梁費、社会資本整備交付金事業のほうで、現和下之町石堂線並びに城上之原線のほうで補正のほうの金額が多くなっておりますけれども、こちらにつきましては、用地買収の箇所における相続人との協議に時間を要してしましまして、その部分が一番大きくなっております。また、その用地補償につきまし

ては、土地それから建物、それと工事費が含まれてこのような金額になってございます。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん）　続きまして、あと三点あるんですけど、一四ページの地方特例交付金、固定資産税の補填だという説明だったんですけども、これは令和三年度の減収分が全額補填されたのか、それとも何割としか出なかったのか、それを少し教えてください。

○議長（川村孝則君）　宇野議員、ちょっと一括して言ってもらえますか。

○五番（宇野裕未さん）　続きまして、四五ページ、民生費の補助費のところ、子育て応援券支給のところが減額となっておりますが、この金額が結構大きかったと思うので、その要因を教えてください。最後がですね、五九ページ、商工費の中なんですけれども、十八節負担金の中の雇用機会拡充事業が減額になっております。こちらはですね、もともと応募されたところの採択件数が全て決まっていたと思うんですけども、その事業自体がそもそも実施されなかったのか、その中身について教えてください。

○財産監理課長（下川法男君）　お答えをいたします。

まず、一四ページの九款、二項、一目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の件です。

これに関しましては、令和二年二月から令和二年十月までの間に

おける任意の連続する三か月の事業収入が、前年の同期と比べて三〇%以上から五〇%未満が二分の一、五〇%以上がゼロという比率でされております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） いいですか、議長。

その減収した分が全額ちゃんと国から支給されたのかを問うています。

○財産監理課長（下川法男君） 全額支給をされております。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

○経済観光課長（高石心平君） 雇用機会拡充事業についてお答えいたします。

先ほど議員の御質問の中でもありましたように、当初、五事業者が決定して事業をしておりますが、この新型コロナウイルスの影響で、当初予定した事業計画どおりの雇用ができなかったというところで、これが不採択ということになりまして、一事業者が返還をするということ、支出の分もこのような金額が減額となっているところでございます。

以上です。

○福祉事務所長（下川昭代さん） 三款、二項、一目の児童福祉総務費の扶助費のうち、子育て応援券の支給について御説明いたします。

こちらのほうは支給対象人数を出生時と一歳到達時と合わせて当

初二百三十人分を見込んで計上しておりましたが、実際の支給は百七十二人となっております。

ただ、決算のほうにつきましては、支給した件のうち実際に使用されたもの実績となりますので、県の配布実績とは若干異なっておりますけれども、最終の予算といえますか、決算としましては六百六十七万七千円となっております。

以上でございます。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ありませんか。

「一〇番 下川和博君」

○一〇番（下川和博君） 七四ページですけど、職員の手当の内訳の中で、会計年度の職員も入れて、時間外の勤務手当二十万七千円の残、それから職員だけでは千九百五万八千円の残と、全体の予算からするとかなり多額のお金が残っているように思うんですけども、こういうふうになった要因等について教えてください。

「総務課長 松下成悟君」

○総務課長（松下成悟君） 今、議員から御指摘のとおり、人件費全体でということ、一般職で三千九百八十六万円の減ということ、金額は非常に大きい部分でございます。その中でも、時間外勤務という部分になりますと、災害時が生じた場合に予算を確保しなければならぬ部分もございまして、また、会計年度任用職員の報酬や給与についても、勤務実績が確定しないと執行が固まらない部分もありましたので、会計任用職員の報酬については実績が確定し

たということ、今回、専決で上程させていただきました。

その中で、時間外勤務手当の減額が大きかった品目といたしましては、まず、ページでいえば六三ページの災害対策費、これが災害の警戒分ということで、今年度につきましては台風とか大雨とかということ、職員の各避難所への派遣というのがなかったという部分で約六百二十六万五千円減額をしております。

次に、予防接種費ですが、これが予防接種の会場設営ということで、落とした金額は三百七十五万二千円ということで、これは、今年度、各校区での予防接種とか旧榕城中学校の接種、市民体育館での接種という分がございまして、当初予算を時間外をたくさん計上しておりましたけど、職員のスピーディーな運営により、それだけ会場設営についても時間が考慮できたということがございましたので、このように減額することになっております。

実際本当ならば、適正な予算管理が必要だということとございまして、適正な予算管理に向けて今後も留意していきたいと思っております。

以上です。

○一〇番（下川和博君） 課長ちよつと確認ですけど、今、課長のほうから時間外勤務手当が職員全部を合わせて合計で三千九百六十一万円残ったというふうなことを言われていましたけれども、それは間違いですよ。確認です。

○総務課長（松下成悟君） これは時間外手当だけではなくて、あ

と会計年度任用職員の給料報酬の部分の減額の部分とか、市職員の給料とかについての減額について含めての金額になっておりますので、それを含めての三千九百八十六万円の減額ということでございます。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、

反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

△報告第六号 専決処分の承認を求めるとについて（令和三

年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算

（第五号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一〇、報告第六号、専決処分

の承認を求めるとについて（令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 中里千秋君〕

○健康保険課長（中里千秋君） 御説明いたします。

議案書は一九ページをお開きください。よろしくお願いいたします。

本案は、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）につきまして、地方自治法第七十九条第一項の規定により

令和四年三月三十一日に専決処分をいたしましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めます。

別冊の専決処分書、条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二千六百五十一万一千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億七千四百十三万円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明をいたします。

八ページからになります。

一款、一項の総務管理費から同款、三項の運営協議会費まで百九十五万七千円の減額は、人件費及び物件費等の実績確定により減額するものです。この一款総務費については、国民健康保険事業を適切に運営する上で必要な事務費、また、賦課徴収に係る経費等を計上いたしております。

その次を開けていただきまして九ページから一〇ページにかけては、二款の保険給付費について総額で五百四十六万九千円を減額しております。その内訳といたしまして、一項の療養諸費三十九万二千円の追加、その下、二項の高額療養費百三十二万七千円の減額、次のページの三項の移送費二十九万五千円の減額につきましては、保険給付費の決算見込みに基づくものとなっております。

その下の四項の出産育児諸費三百二十八万七千円の減額については、出産数の実績に基づくものでありまして、令和三年度の支給対象者は十六人でございました。

六項の傷病手当金八十七万二千円の減額は、新型コロナウイルス感染症に感染した国保の被保険者に支払う傷病手当金でありまして、申請者が三件だったことから、その実績に基づき減額をするものです。

一一ページになります。

五款、一項の保健事業費については二百三十八万八千円を減額していますが、こちらについては、物件費等及び人間ドック施設利用等の補助金の実績に基づくものでございます。

その下の同款、二項の特定健康診査等事業費は二百九十九万五千円の減額をしていますが、こちらも事業の実施確定に基づくものであります。

この五款の保健事業費については、疾病の発見、重症化を防止すること、また、増高する医療費に対処し、国保事業の円滑・適正な運営を確保するために、国民健康保険財政の安定・運営を目指して事業を展開しているところでです。

次は一二ページになります。

七款、一項の一番下、五目の保険給付費等交付金償還金に百四十四万四千円を追加しておりますけども、こちらは説明欄にありますとおり、前年度分の特別交付金、特定健康診査等負担金が確定したことによるものでございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

五ページをお開きください。

一款、一項の国民健康保険税三百二十一万二千円の減額は、決算見込みによるものでございます。

六ページになります。

六ページの一番上の四款、一項、一目の保険給付費等交付金三百五十五万一千円の増額は、保険給付費の財源であります普通交付金及び特別交付金の確定に伴うものでございます。

それから、二つ下になりますが、六款、一項、一目の一般会計繰入金三百三十万三千円の減額は、歳出の人件費等及び出産育児一時金の減額補正と連動しております。

同款、二項、一目の国民健康保険基金繰入金二千三百万円の減額は、実績に基づき減額するものでございますので、今年度は国民健康保険基金からの財源補填がなかったということから全額減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、
反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

△報告第七号 専決処分
年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一一、報告第七号、専決処分の承認を求めることについて（令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号））を議題といたします。
議案説明を求めます。

「市民生活課長 平石栄夫君」

○市民生活課長（平石栄夫君） 御説明いたします。

議案書二〇ページをお開きください。

本案は、令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和四年三月三十一日に専決処分したもので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

別冊の交通災害共済事業特別会計専決処分書の条文を御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二十五万八千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六十二万三千円とするものです。

補正の主なものについて、歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款、一項、一目事業費を百七万円減額し、七十二万八千円としています。内訳として、一節報酬及び八節旅費の費用弁償は西之表市交通災害共済審査会の開催が行われませんでしたので、全額を減額しております。

八節旅費の普通旅費は、県下交通災害共済事務連絡会が奄美市において開催される予定でしたが、コロナウイルス感染症拡大防止により中止となったため、全額を減額しております。

十節需用費及び十一節役務費のうち通信運搬費は、交通共済申込用ハガキの印刷や郵送等に係る経費で実績により減額しております。

十八節負担金補助及び交付金は、実績により共済見舞金を当初見込みから実績に合わせ八十七万四千円減額しております。

二款、一項、一目基金積立金については、歳入における財産収入が四千円の減額となったため、歳出財源内訳のうち特定財源から一般財源に組み替え、執行残から四十九万二千円増額し、五十万円を基金に積んでおります。これにより、令和三年度末における交通災害共済基金の残高は三千五百万円となっております。

三款、一項、一目、二十二節償還金利子及び割引料については、基金繰替運用がなかったため、全額を減額しております。

四款、一項、一目予備費については、歳出実績に合わせ三十二万四千円追加しております。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款、一項、一目共済会費収入二十五万四千円の減額は、実績により減額しております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いた

します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

△報告第八号 専決処分の承認を求めることについて（令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号））

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一二、報告第八号、専決処分の承認を求めることについて（令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔高齢者支援課長 柳田さゆりさん〕

○高齢者支援課長（柳田さゆりさん） 御説明いたします。

議案書二一ページをお開きください。
本案は、令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により令和四年三月三十一日に専決処分しましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるところでございます。

別冊の専決処分書、条文を御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ九千八百六十一万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億一千四百六十三万円と定めるところでございます。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

一〇ページをお開きください。

二款保険給付費、一項介護サービス等諸費全体で四千四百四十二千円の減額をしております。いずれも要介護認定者に係る介護サービス給付費等の決算見込みに基づくものですが、額の大きなものとしては、一〇ページの一番上、一目居宅介護サービス給付費の二千二百二十五万四千円の減額、五目施設介護サービス給付費の二千二百一十万円の減額は、いずれも当初見込みよりサービス利用者が減少したことによるものです。

続いて、一二ページ下段から一五ページまで、三款地域支援事業費の補正になりますが、款全体で一千五百四十四万八千円を減額しております。額の大きなものとしては、一四ページ、同款、二項、一目一般介護予防事業費のうち、十二節委託料三百八十三万七千円の減額です。いきいき遊湯クラブ推進事業の運転業務委託料と健康づくりやボランティア活動等で貯めたポイントを商工会が発行する商品券に交換する元気度アップ・ポイント事業の事業実績による補正になります。

続いて、一六ページ、四款、一項基金積立金につきましては、最終的に一千九百六十二万四千円を積み立て、令和三年度末の基金残高が一億一千七百七十一万三千円になる見込みでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款、一項介護保険料四百三十万五千円の増額は、決算見込みによるものでございます。

その二つ下、三款国庫支出金から七ページにかけての五款県支出金までの補正は、歳出の保険給付費等の決算見込みによる交付決定に基づくものでございます。

七款繰入金、一項一般会計繰入金一千九十九万円の減額は、歳出の介護給付費等の決算見込みによるものでございます。

続いて、八ページ上段の同款、二項基金繰入金の補正は、基金からの繰入れが不要となったため全額減額しております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「三番 橋口美幸さん」

○三番（橋口美幸さん） 一〇ページの介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費、そして、五目の施設介護サービス給付費、これが利用減ということになっておりますけれども、この利用減の介護の人たちの人数が減少したのか、それとも改善したのかという分析をしているかどうかをお示しく下さい。

○高齢者支援課長（柳田さゆりさん） お答えいたします。

居宅介護サービス費の中の訪問介護が当初より減、令和二年度よりも件数、回数とも減少しております。

以上です。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いた

します。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

△報告第九号 専決処分の承認を求めることについて（令和三

年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正

予算（第四号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一三、報告第九号、専決処分の承認を求めることについて（令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 中里千秋君〕

○健康保険課長（中里千秋君） 御説明いたします。

議案書二二ページをお開きください。

本案は、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）につきまして、地方自治法第七十九条第一項の規定により令和四年三月三十一日に専決処分をいたしましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものです。

別冊、専決処分書、条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百六十八万八千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億四千九百十八万五千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明をいたします。

七ページをお願いいたします。

一款の総務費につきましては、総額で四十九万九千円の減額をしております。こちらについては、人件費及び物件費の実績確定に基づき減額補正とするものです。

その下の二款、一項の後期高齢者医療広域連合納付金百四十七万一千円の増額は、保険料等負担金の納付額確定によるものでありまして、こちらは、歳入の一款の後期高齢者医療保険料百四十九万一千円の増額分及び五款、一項、一目の延滞金二万一千円の減額分相当に対応するものでございます。

戻りまして、七ページの一番下、その下ですね、三款の一項、一目の健康診査費百五十二万六千円の減額は、十二節の委託料の減額が主なものでありまして、説明欄にあります健康診査等の実績に基づくものでございます。

八ページをお開きください。

四款、一項の償還金及び還付加算金二十一万三千円の減額については実績に基づくものでございますけれども、うち二十二節の償還金利子および割引料の二十一万二千円の減額につきましては、五ページ歳入の五款諸収入の二項の償還金及び還付加算金に対応するものでございます。

その下になります。四款、二項、一目の繰入金九十一万五千円の減額については、令和二年度の一般会計からの繰入金事務費相当分

の精算分、それから、令和三年度人間ドック施設利用等の実績に基づくものがございます。

次に歳入について、御説明をいたします。

五ページをお開きください。

一款、一項の後期高齢者医療保険料、うち一目の特別徴収保険料百九十一万八千円の減額及び二目の普通徴収保険料三百四十九万九千円の増額は、決算見込みによるものです。

それから、二つ下になります。三款、一項、一目の事務費繰入金百四十四万三千円の減額については、歳出の決算見込みによるものとなっております。

六ページになります。

五款の諸収入、四款の雑入の全体百三十一万七千円の減額については、補助金が二つありますけども、七十五歳以上の被保険者の健康診断、それから人間ドック、それから、はり・きゆうに係る補助金の実績に基づき減額をするものがございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） ここで議長からお願いをいたします。

間もなく正午を迎えます。

このまま議案審議を続行いたします。

質疑に入ります。ありませんか。

〔三番 橋口美幸さん〕

○三番（橋口美幸さん） 五ページなんですけど、特別徴収保険料

と普通徴収保険料のこの数字を見るときに、これは単純に普通徴収保険料の人数が多くなったという捉え方なのかどうかを教えてください。

〔税務課長 長野 望君〕

○税務課長（長野 望君） お答えします。

保険料につきましては、当初予算で一応予定を立てて、調定額と徴収率を見込んで立てているところでもあります。今回は専決でございますので実績に基づいたところですけども、人数の変動と、あと徴収率についても若干上向いたところで実績で調整しているところがございます。

以上でございます。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十三時頃より再開をいたします。

午後零時二分休憩

午後一時再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△報告第一〇号 令和三年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一四、報告第一〇号、令和三年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 下川法男君〕

○財産監理課長（下川法男君） 御説明をいたします。

議案書二三ページをお開きください。

本案は、令和三年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法第二百十三条に規定する翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、同法施行令第四百六条第二項の規定により議会に報告をするものでございます。

議案書の二四ページをお開きください。

令和三年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書で御説明をいたします。

今回の繰越明許は、九件、十五事業でございます。三月議会及び専決処分において繰越明許費として補正された事業でございます。

金額は事業ごとの総事業費を示しており、総額で七億三千七百九万四千元、そのうち翌年度繰越額の合計三億三千六百二十万一千円を繰り越すものでございます。

それでは、繰越しを行う事業ごとに主な要因について御説明をいたします。

表中、上から一番目、住民基本台帳管理事務二十九万七千円は、国の補正予算により、マイナンバーカード所有者の転入・転出手続のワンストップ化を目指すこととなり住民記録システム改修を行うものですが、事業の年度内完了が見込めないことから繰り越すものでございます。

次に、表中の二番目、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業一億二百八十八万七千円は、一月議会で計上しました住民税非課税世帯や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯を対象に支援を行う事業であり、給付金の申請期間が令和四年九月三十日までとなっていることから繰り越すものでございます。

次に、表中の三番目、農業委員会運営事業二十一万七千円は、国の補正予算により農業委員会の推進活動用にタブレットを導入することとなり、導入に係る契約が令和四年四月以降となることから繰り越すものでございます。

次に、表中の四番目、漁港維持補修事業四百万円は、沖ケ浜田漁港の物揚場の補修工事において、当初計画より損傷が進んでいる箇所が発見され、補修工法の再検討に時間を要したことから繰り越すものでございます。

次に、表中の五番目、道路メンテナンス事業三千七百六十七万五

千円は、橋梁の補修工事において当初計画より損傷が進んでいる箇所が発見され、補修工法の再検討が必要となったため、繰り越すものでございます。

次に、表中の六番目、交通安全対策事業六百五十万円は、石堂戸之峯線の用地に相続人多数の箇所があり、協議に時間を要したことから繰り越すものでございます。

次に、表中の七番目、社会資本整備総合交付金事業（安城平松線）五千三百三十七万五千円は、計画箇所が国有林と隣接しており、営林署との協議に時間を要したため、繰り越すものでございます。

次に、表中の八番目、社会資本整備総合交付金事業（西町上之原線）一千二百一十一万五千円及び表中の九番目、社会資本整備総合交付金事業（現和下之町石堂線）六千六百十三万九千円、並びに表中の十番目、社会資本整備総合交付金事業（城上之原線）二千三百四十七万一千円は、用地買収において地権者との協議に不測の時間を要したため、繰り越すものでございます。

次に、表中の十一番目、立地適正化計画策定事業二百五十四万円については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により国土交通省や鹿児島県との協議の日程調整に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。

次に、表中の十二番目、港湾改修（離島・統合補助）事業一千七百四十七万六千円については、当初計画より老朽化が進んでいる箇所が発見され、補修工法の再検討に時間を要したため、繰り越すも

のであります。

次に、表中の十三番目、移動図書館車更新事業八百七万円については、企業版ふるさと納税の申入れがあり、当事業を三月補正で計上したことから繰り越すものでございます。

次に、表中の十四番目、文化財保護事業五万九千円については、市指定文化財を県指定文化財の候補に選出するため、審議前に必要な鑑定に係る手数料を九月補正にて予算計上し、年内の鑑定結果を予定しておりましたが、鑑定に必要である手続に時間を要したため、繰り越すものであります。

次に、表中の十五番目、体育施設改修事業二百万円については、今年一月に市営グラウンドにおいて漏水が発生し、漏水箇所の特定ができず応急措置で対応している状況で、本改修に係る工費を三月補正で計上しており、改修完了までの期間が取れないことから繰り越すものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 報告第一〇号は、地方自治法施行令第四百十六条の二項の規定により報告されることから、質疑は省略し、報告のみといたします。

△報告第一一号 令和三年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一五、報告第一一号、令和三

年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 下川法男君〕

○財産監理課長（下川法男君） 御説明をいたします。

議案書二五ページをお開きください。

本案は、報告第一一号、令和三年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

地方公営企業法第二十六条第一項に規定する翌年度に繰り越して使用すると決定した経費について、同条第三項の規定によりその内容を議会に報告するものでございます。

二六ページをお開きください。

今回の繰越は、一款資本的支出、一項建設改良費の三件であります。

それでは、内容について事業ごとに説明をいたします。

一段目、市道桃園竹鶴線配水管布設替工事九百十三万円は、工期の確保と納品に時間を要するため、繰り越すものでございます。

二段目、令和三年度城上之原線道路改良工事に伴う配水管布設替工事六百三十二万五千円は、納品に時間を要するため、繰り越すものでございます。

三段目、阿曾浄水場六号送水ポンプ用電動弁取替更新二百三十九万八千円は、受注生産であることから納品に時間を要するため、繰

り越すものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（川村孝則君） 報告第一一号は、地方公営企業法第二十六条第一項に規定する翌年度に繰り越して使用すると決定した経費について、同条第三項の規定によりその内容を議会に報告するものでありますので、質疑を省略し、報告のみいたします。

△報告第一二号 専決処分の承認を求めることについて（令和

四年度西之表市一般会計補正予算（第一号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一六、報告第一二号、専決処分の承認を求めることについて（令和四年度西之表市一般会計補正予算（第一号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 下川法男君〕

○財産監理課長（下川法男君） 御説明をいたします。

議案書二七ページをお開きください。

令和四年度西之表市一般会計補正予算（第一号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により令和四年五月二十三日に専決処分をしたもので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

別添の専決処分書を御覧ください。

めくっていただいて、条文を御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ三千二百七十七万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百九億八千七百七十七万七千円と定めたものでございます。

続いて、歳入歳出の主なものについて歳出から御説明をいたします。

六ページをお開きください。

三款民生費、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費に一千六百七十七万五千円増額しております。こちらは、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得のひとり親世帯以外の低所得子育て世帯に対して、児童一人当たり五万円の特別給付金を支給しようとするものでございます。

その下になります。二目ひとり親福祉費に一千五百四十二万円増額しております。こちらは、先ほどの一目と同様に、ひとり親世帯の低所得子育て世帯に対して、児童一人当たり五万円の特別給付金を支給しようとするものでございます。

続いて、歳入について御説明をいたします。

五ページをお開きください。

十四款国庫支出金、二項国庫補助金、一目民生費国庫補助金は、三千二百七十七万円の増額となっております。こちらは、歳出で御説明いたしました事業に対応しております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いた

します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

△議案第二八号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第二号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一七、議案第二八号、令和四

年度西之表市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 下川法男君〕

○財産監理課長（下川法男君） 御説明をいたします。

本案は、議案第二八号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第二号）であります。

別冊予算書、条文を御覧ください。また、参考でお配りしております財政係が作成した詳細説明書についても御覧をいただければと思います。

第一条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億五千八百六十三万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十一億四千五百八十一万三千円とするものでございます。

四ページをお開きください。

第二表、債務負担行為補正は追加二件と変更一件であります。

追加分一つ目は、種子屋久農業協同組合が農業者に貸し付けた、

さつまいも基腐病対策支援資金に係る利子助成金で、期間は令和五年度から令和十二年度まで、限度額は百十七万六千円でございます。

二つ目は、大家畜特別支援資金に係る利子助成金で、期間は令和五年度から令和二十二年度まで、限度額は四万八千円であります。

変更分につきましては、令和四年度申請分の住宅促進事業（住宅家賃補助）について、申請件数の増加に伴い限度額を二百六十五万二千元に増額するものでございます。

五ページを御覧ください。

第三表、地方債補正の変更は三件であります。

上から辺地対策事業は、社会資本整備総合交付金の交付額内示により増額する一方で、県営事業負担金の内示や旧上妻家住宅公開整備事業の申請内容変更などによる減額の差引で、限度額を三百万円増額し、二億八百七十万円とするものです。

次に、過疎対策事業は、現和小浄化槽取替事業の追加と過疎ソフト事業の発行限度額再算定により七百五十万円を増額し、限度額を二億五千七百七十円としております。

次に、公営住宅建設事業は、起債申請の内容変更により一千九十万円減額し、三千九百五十万円とするものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の歳出について、金額の大きいもの、特徴的なものについて御説明をいたします。

一一ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費は、一千六百八十

七万三千元減額しております。こちらは、令和四年第一回定例会にて追加議案として議決いただきました、令和三年人事院勧告を踏まえた給与条例改正に伴う、三節職員手当等、説明欄上から二番目になります市長副市長期末手当、その下になります期末勤勉手当、一番下になります期末手当（会計年度任用職員）の減額と、人事異動に伴う二節給料、三節職員手当等、四節共済費の増減を計上しております。

一二ページをお開きください。

中段になります。十目財産管理費に三千百三十二万円増額しております。こちらの主な要因は、二十四節積立金、説明欄にありますように、財政調整基金へ三千百六十五万六千円の増額計上によるものでございます。

その下になります、十二目企画費に一千万円増額しております。

こちらは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた航路、航空路の交通事業者に与える経済的影響を鑑み、臨時的な措置として支援金を給付する令和四年度新規事業、種子島地区航路・航空路支援金給付事業の支援金を計上しております。

その二つ下になります、二十三目地域振興費に七百二十四万八千円増額しております。十三ページをお開きください。こちらの主な要因は、上段になります、十八節負担金補助及び交付金、説明欄、鹿児島県振興協会助成金を活用し、地域課題解決に向けた取組として、食を活用した持続可能な地域コミュニティ構築事業を実施する

四校区に補助金を支給する令和四年度新規事業、市町村振興助成金交付事業七百六十万円、その下になります、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、自治会のコミュニティ施設に整備を行う令和四年度新規事業、コミュニティ助成事業のコミュニティ助成百万円の計上によるものでございます。

二〇ページをお開きください。

五款農林水産業費、一項農業費、三日農業振興費に二千六百十五万二千円増額しております。こちらの主な要因は、十八節負担金補助及び交付金、説明欄の一番下になります、国庫補助事業を活用し、令和五年産の栽培に向けた排水対策や土層改良に対し、経費の二分の一を助成する農地耕作条件改善事業二千五百七十八万八千円の計上によるものです。

続きまして、二二ページをお開きください。

中段になります。五款農林水産業費、三項水産業費、二目水産振興費に四百七十万円増額しております。こちらは、十八節負担金補助及び交付金、説明欄、コロナ禍において操業経費の大部分を占める燃料費が高騰していることから、操業者へ燃料油の支援を行う漁業経営改善支援事業四百七十万円の計上によるものでございます。

最下段になります。六款商工費、一項商工費、二目商工振興費に五千六十九万一千円増額しております。主な要因としましては、二三ページを御覧ください。十二節委託料と十八節負担金補助及び交付金で、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高

騰の影響を受けている市内の中小企業及び小規模事業者へ支援金を支給する令和四年度新規事業、原油・物価等高騰に係る支援事業三千六百九十万円、鹿児島県が新型コロナウイルス特措法に基づき、市内飲食店に令和四年一月二十五日と二月十八日に発した時短要請への協力を負担する令和四年度新規事業、県新型コロナウイルス対策時短要請事業千三百四十八万五千円の計上によるものでございます。

二四ページをお開きください。

最下段になります。七款土木費、二項道路橋梁費、三日道路新設改良費に一千九百九十二万七千円増額しております。こちらの主な要因は、二五ページを御覧ください。十二節委託料、十四節工事請負費、十六節公有財産購入費、二十一節補償補てん及び賠償金で、歳入、国庫支出金、社会資本整備総合交付金の内示に伴い、社会資本整備総合交付金事業費の増額と組替えで対応したことによるものでございます。

二六ページをお開きください。

中段になります。七款土木費、五項港湾費、二目港湾建設費は、港湾改修（離島・統合補助）事業のうち老朽化対策につきまして、令和四年度から新たに港湾メンテナンス事業に移行されたため、予算を港湾改修（離島・統合補助）事業と港湾メンテナンス事業に分け、端数調整として二千円増額をしております。

二八ページをお開きください。

中段になります。九款教育費、一項教育総務費、九目学校給食費

に六百三万一千円増額しております。こちらは、安定的に安心・安全な学校給食を提供するため、新型コロナウイルス感染症の影響により高騰した食材料費について補助金を支給する令和四年度新規事業、学校給食食材料費支援事業六百三万一千円を計上しております。

続きまして、二九ページを御覧ください。

九款教育費、三項中学校費、二目教育振興費に七百四十六万二千円増額しております。こちらの主な要因は、十八節負担金補助及び交付金、説明欄、修学旅行キャンセル料金助成六百四十四万八千円で、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、種子島中学校の修学旅行が延期または中止になった場合や、生徒が新型コロナウイルスに感染したり濃厚接触者となったたりした場合に、保護者が負担するキャンセル料を生徒一人当たり二万六千円を上限として補助する令和四年度新規事業、修学旅行キャンセル料金補助事業（中学校）の補助金を計上しております。

三二ページをお開きください。

十二款予備費、一項予備費、一目予備費に二千四百九十四万円増額しております。こちらは、令和三年度繰越事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金として執行しました二千四百九十四万円を、今後の災害や新型コロナウイルス感染症対策の財源として、同額計上しております。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

八ページをお開きください。

中段になります。十四款国庫支出金、二項国庫補助金、五目総務費国庫補助金に一億三百九十万八千円増額しております。こちらは、一節総務費補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額で、国の令和四年度予備費で創設されました、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分等を計上しております。その下になります。六目土木費国庫補助金に一千二百六十一万二千円増額しております。主な要因としては、一節道路建設費補助金、説明欄、社会資本整備総合交付金の一千三百四十四万円で、内示によるものとなっております。

続きまして、十五款県支出金、二項県補助金、四目農林水産業費県補助金に二千五百七十八万八千円額しております。こちらは、二節農業費補助金、説明欄、農地耕作条件改善事業で、歳出で説明しました農地耕作条件改善事業補助金に対応するものとなっております。

九ページをお開きください。

中段になります。二十款諸収入、四項雑入、一目雑入に一千七十一万一千円増額しております。こちらの主な要因は、歳出で説明をしました新規事業、市町村振興助成金交付事業とコミュニティ助成事業に対応する一節総務雑入八百二十万円と、歳出の自主防災組織育成事業のコミュニティ助成補助金に対応する七節消防雑入、説明欄のコミュニティ助成事業二百万円によるものがございます。

続きまして、最下段になります。二十一款市債、一項市債、四目

土木債は一千九十万円減額しております。こちらの主な要因は、二節公営住宅建設事業で、一〇ページを御覧ください。説明欄、公営住宅等整備事業の一千四十万円の減額で、基本設計業務に係る委託料が対象外となったことによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されておりますので、質疑は省略いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第二九号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補

正予算（第一号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一八、議案第二九号、令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 中里千秋君〕

○健康保険課長（中里千秋君） 御説明いたします。

本案は、令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）です。

予算書、条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四十一万三千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億五百五十八万七千円とするものです。

歳出から御説明いたします。

予算書六ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、全体を通しまして、令和四年度の人事異動に伴うものとなっております。

それでは、その内訳について御説明いたします。

一款、一項、一目の一般管理費に二十六万円を増額、同款、二項、二目の滞納処分費は二万二千円の減額、それから、五款、一項、一目の疾病予防費は五十六万三千円の減額、それから、七ページ同款、二項、二目の医療費適正化費は七万五千円の減額、それから、同款、二項、一目の特定健康診査等事業費は一万三千円の減額となっております。合計で四十一万三千円の減額となっております。

歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

六款、一項、一目の一般会計繰入金の四十一万三千円の減額については、今ほど申し上げました歳出の人件費補正に伴うものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第三〇号 令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補
正予算(第一号)

○議長(川村孝則君) 次は、日程第一九、議案第三〇号、令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○農林水産課長(岩下栄一君) 御説明いたします。

本案は、令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)についてであります。

今回の補正予算は、歳出予算の目内節の組替えを行うものです。

予算書の三ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費の十一節役務費六万八千円につきましては、市場施設の屋外に設置されています看板の撤去作業に係る手数料を増額するものです。これに伴い、同日、二十四節積立金及び二十七節繰出金について、それぞれ三万四千円を減額するものであります。この結果、市場基金の令和四年度末現在の額は三百八十九万九千円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(川村孝則君) 説明は終わりました。

本案は、質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第三一号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予
算(第一号)

○議長(川村孝則君) 次は、日程第二〇、議案第三一号、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔高齢者支援課長 柳田さゆりさん〕

○高齢者支援課長(柳田さゆりさん) 御説明いたします。

本案は、議案第三一号、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)であります。

予算書、条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ四百六十八万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億七千九百六十八万円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

予算書七ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費四百三十四万四千円の増額は、職員の人事異動に伴う人件費の増によるものです。

続いて、七ページ中段から九ページ上段まで、三款地域支援事業費の補正になりますが、款全体で四十二万九千円を増額しております。会計年度任用職員の任用者決定等に伴うものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款国庫支出金から七款繰入金までの補正は、歳出予算人件費の補正に伴い、補正後の事業費にそれぞれの負担割合を乗じて、地域支援事業交付金等の再算定を行ったものです。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は、質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第三二号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第一号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二一、議案第三二号、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 中里千秋君〕

○健康保険課長（中里千秋君） 御説明いたします。

本案は、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）です。

予算書、条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ三百三十一万四千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億五千六十八万六千円とするものです。

それでは、歳出から御説明をいたします。
六ページをお開きください。

今回の補正予算については、こちらも全体を通しまして、令和四年度の人事異動に伴うものがございます。

一款、一項、一目の一般管理費三百三十一万四千円の減額について、人事異動に伴う補正でございます。

歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款、一項、一目の事務費繰入金三百三十一万四千円の減額は、今ほど申し上げました歳出の人件費補正に伴うものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は、質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第三三号 令和四年度西之表市水道事業会計補正予算

（第一号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二二、議案第三三号、令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。
議案説明を求めます。

〔水道課長 高橋英樹君〕

○水道課長（高橋英樹君） 令和四年度西之表市水道事業会計補正

予算（第一号）について御説明いたします。

予算書一ページをお開きください。

第二条は、収益的収入及び支出の補正です。

収入の第一款事業収益を八十二万一千円減額して四億六千五百二十二万円に、支出の第一款事業費を八百十六万円減額して四億四千八百七十万円に改めるものです。

内容につきましては、一三ページをお開きください。

収益的収入及び支出の執行計画書です。

収入の第一款事業収益、二項営業外収益、二目他会計補助金七十五万円の減額は、一般会計補助金で、基礎年金に係る公的負担に要する経費、児童手当に要する経費の減額です。

三目長期前受金戻入七万一千円の減額は負担金で、令和三年度決算確定によるものです。

一四ページをお開きください。

支出の一款事業費、一項営業費用の八百十六万円の減額は、一目原水及び浄水費から五目総係費までの人事異動に伴う人件費等の減額、六目減価償却費を令和三年度決算確定により百四十八万八千円減額したことによるものです。

一ページにお戻りください。

第三条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費を六百十二万四千円減額して六千九百二十二万一千円に改めるものです。

第四条は、他会計からの補助金で、一般会計補助金七十五万円を減額して六百七十九万九千円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は、質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二三、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分六人、市議会議員区分六人、町村長区分四人、町村議会議員区分四人から構成されております。

現在の広域連合議会議員のうち市議会議員から選出する議員について一人の欠員が生じているため、広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える二人の候補者がありましたので、広域連合規約第八条第二項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第四項の規定により全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙の結果を報告ののち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

これにより投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（川村孝則君） ただいまの選挙権を有する出席議員は十四名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（川村孝則君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔議会事務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一番 長野 広美 議員
- 二番 鮫 島 市憲 議員
- 三番 橋 口 美幸 議員
- 四番 渡 辺 道大 議員
- 五番 宇 野 裕未 議員
- 六番 杉 為 昭 議員
- 七番 川 村 孝則 議員
- 八番 河 本 幸男 議員
- 九番 濱 島 明人 議員
- 一〇番 下 川 和博 議員
- 一一番 遠 藤 建次郎 議員
- 一二番 竹 下 秀樹 議員
- 一三番 田 添 辰郎 議員
- 一四番 橋 口 好文 議員

○議長（川村孝則君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（川村孝則君） これより開票を行います。

西之表市議会会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に長野広美さん、鮫島市憲君を指名いたします。

よって、兩名の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（川村孝則君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十四票。これは先ほどの選挙権を有する出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十四票

無効投票ゼロ票

有効投票中

下川床泉君八票

畑中香子さん六票

以上のとおりであります。

なお、本選挙結果については、議長において鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長へ報告いたします。当選人は県内十九市議会の選挙全て終了後に決定されますので、御了承願います。

△請願・陳情の委員会付託

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二四、請願・陳情の委員会付

託を行います。

今定例会において、六月十日午前中までに受理した請願・陳情書は、お手元に配付してあります文書表のとおりであります。

付託委員会欄のとおり総務文教委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日、明後日は休会です。

六月二十日月曜日から二十二日水曜日は本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後一時四十八分散会

本会議第二号（六月二十日）

本会議第二号（六月二十日）（月）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第百二十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	大平 和男 君
教 育 長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松 下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	平 石 栄夫 君
財産監理課長	下 川 法男 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	長 野 望 君
健康保険課長	中 里 千秋 君
高齢者支援課長	柳 田 さゆり さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	奥村裕昭君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川昭代さん
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	川畑利昭君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	山崎省一君
社会教育課長	古市善哉君
局長	園田博己君
次長	山田正次君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和四年六月二十日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第一 一般質問

一〇番 下川 和博 議員

一一番 遠藤建次郎 議員

八番 河本 幸男 議員

九番 濱島 明人 議員

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、下川和博君の発言を許可いたします。

〔一〇番 下川和博君登壇〕

○一〇番（下川和博君） 皆さん、おはようございます。下川和博でございます。

本日は、大雨警報が今、発令をされておるようでございます。梅雨も本番となっておりまして。市民の皆さんも、災害には十分注意をいただければと思います。

また、田んぼのほうでは、稲の花も咲き始めております。あと一月もしますと、稲刈りが始まります。

それでは、質問に入ります。

まず、市長の所信表明の中にもありましたけれども、令和三年、四年度のさとうきびの生産が増収となったということでございました。重複はしますが、さとうきびの令和三年、四年度の状況と令和四年、五年産の作付の状況について、説明をお願いしたいと思います。

以下については、質問者席から質問いたします。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

初めに、本市の令和三年、四年産さとうきびの実績についてですが、作付面積六百十五ヘクタール、反収六千七百八十四キロ、生産量四万一千七百四十八トンで、生産額は対前年度比二億八千七百九

十八万円増の九億五千三百四十八万円となっております。

次に、令和四年、五年産さとうきびの作付状況につきましては、五月下旬から六月上旬にかけて行われた作付面積実態調査によりますと六百七十六ヘクタールとなり、昨年度に比べ六十一ヘクタールの増となっております。

以上でございます。

○一〇番（下川和博君） ありがとうございます。

続きまして、さつまいもの基腐病の現状についてでありますけれども、既に発生が確認をされているというふうな、防災無線等でもありましたけれども、現在の状況等、また、今後の対策、対応等について説明いただければと思います。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

本市の令和四年度産におけるサツマイモ基腐病の発生状況については、防除支援員二名体制による毎日の圃場巡回及び技連会の定期巡回等で確認しており、三月から六月十三日現在まで巡回した圃場のうち把握できたところでは、六筆となっております。

発生が確認された圃場につきましては、支援員が生産者に連絡を取り、異常株の抜取り及び農薬散布の指導を行っており、被害軽減に努めております。

今後、巡回指導及び防災無線等で、農家に対し、防除の徹底の呼びかけを継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○一〇番（下川和博君） 今、六筆ということでしたけども、大体面積にすればどれぐらいのもんなんですか。

○農林水産課長（岩下栄一君） 申し訳ございません、ちよつと面積のほうは確認していませんが、その筆数の中でちよつと確認されているところでございます。

○一〇番（下川和博君） それでは、(三)に移ります。

肥料価格の高騰に対する市としての対応ということでありましてけれども、すいません、ここにありますけれども、これは令和四年の六月一日の日本農業新聞ですけれども、皆さんお分かりいただけると思うんですが、一番上の尿素については九四％価格が上がる予定であるということがあります。また、右のほうにありますけれども、尿素や塩化カリが大体二五から九四％、窒素やリン酸、カリなどが五五％ほど。B B 肥料ですよね、合わせた。それが五五％ぐらい上がるということ、参考までにここにお示しをいたしました。

それと、次ですが、これについては、J A が、秋肥の予約注文ということで最近、農家のほうに配ってきたんですけれども、例えば一番上の、塩化カリウムを走りますか。二千五百五十六円というのが今回の秋肥の価格です、一俵当たり。千七百五円というのは、今年の春肥ということで、予約があったときの価格で、一俵当たり四百五十一円の値上がりというふうに見ただければありがたいかと思えます。

この下のほうになりますけれども、主にからいも、B B N K 四七

の下の粒状形カルからはさとうきびになりますけれども、一番下の八五二というのは、さとうきびの追肥が要らないやつです。これが大体幾らですか。三千三百十一円から三千九百四十七円と、一俵当たり六百三十六円値上がり。この肥料については、今年は五俵になっていきますけど、春肥では六俵の予定で大体目安でまいてくださいということでした。単純に計算すると、五俵で幾らですか。四千元ぐらいとして、一俵二万ぐらいですね。六百円ですから三千円ぐらい上がってくるということです。

ただ農協の方が言われたのが、あくまでも今の暫定の価格なんです、最終的にはどうなるか分からないと。また、今の海外の情勢とか、いろんなウクライナ情勢なんか見たときに、来年はまた上がる可能性があるのでないかということでありました。

こういうふうな状況です。ありがとうございます。

農家さんの負担が本当に大変な状況になっていこうかと思えますけれども、このことについて、市としてはどのような対策を取ろうと考えておられるのか、説明をお願いしたいと思います。

○農林水産課長（岩下栄一君） 答ええます。

肥料の原料価格は、以前から世界的な食料需要の増加や燃料高騰などにより上昇傾向にありましたが、昨年十月、中国が国内の肥料価格安定のため輸出検査強化を打ち出したことで需給が逼迫、さらに、ウクライナ侵攻と対口経済制裁による供給懸念が重なり、市場価格の上昇圧力が一段と高まる形となっております、これに円安の影

響も生じております。

一方、日本で使用されている化学肥料の大半は原料を海外から輸入しているため、各メーカーなどは調達先を変更して原料を確保しています。輸送・保管コストが増加している状況でございます。

このため国は、原油価格、物価高騰など総合緊急対策において、まずは調達国の多角化による秋肥の肥料原料の確保を支援するとともに、農業者の肥料コストの低減に向けては、土壌診断を通じた適正施肥の実施や堆肥など、国内資源の利用拡大を支援することとしております。

市としましても、喫緊の課題として認識しており、先般、市長が六月六日から八日にかけて地元選出の国会議員や農林水産省などを訪問し、農家の窮状を伝えるとともに、早急な支援について要望してまいりました。

今後、国などの動向を踏まえながら、具体的な対応について検討してまいりたいと考えております。

○一〇番（下川和博君） 今の現状がよく分かったと思うんですけども、確かに国も、森山先生が筆頭に立って委員会を立ち上げて、六月七日に閣議の決定をして、次の臨時国会あたりで対策を取るといふうなことは聞いておりますけれども、ぜひそれを見据えて市のほうも対策を取っていただければと思います。

この秋肥は、大体、農家が支払うのが十二月頃になります。品物は今のうちに入れますけれども、支払いが十二月頃になりますので、

そのときまでには市としての対策ができるように要望しておきたいと思えます。

ちなみにですけれども、JAに聞いたところが、JAが牛ふんの堆肥を撒いてもらうときに、一トンが一万四千三百円、撒くまでして。大体、作物については、二トンほど撒くそうですから、単純に計算しても二万八千六百円ぐらいになります。

やはり今、課長が言われた、国産の堆肥とかそういうものを活用していくというふうなことでしたけれども、この堆肥の活用等についても、ぜひ価格を下げて農家が使いやすいような方向に持っていくるように、これは要望になりますけれども、努力をしていただければと思えます。

この件について市長にお伺いしますけれども、先ほど肥料の対策については市も検討するということでしたが、市長からも一言お願いいたします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

肥料の高騰については、私も聞いておりましたので、課長が今、答弁いたしました。六月の初旬に要望活動をしてまいりました。

その中で、国としても秋に向けて対策を取るということがございましたので、それを注視しつつ、市としてもしっかりと農家の生産者の皆さんを支えていくように頑張っていきたいと思えます。ありがとうございます。

○一〇番（下川和博君） 肥料もお願いします。また、資材等もコストがかなり上がっていますし、また、今私が言いました堆肥等についても、やっぱり今後対策を取っていただければありがたいかなというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、（四）になりますけれども、県営中山間地域総合整備事業、西之表創生地区の現在の進捗状況、今後の見通しなど、現状はどうなっているかということですが、今回私が質問したのは特にですけれども、圃場整備について、現在の状況等、何か所かあったと思いますけれども、それぞれお願いできれば、説明をお願いできればと思えます。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

中山間地域総合整備事業西之表創生地区は、平成三十年度に事業採択され、令和三年度末時点の事業費における進捗率は一五・六％となっております。

本事業では、市内全域を対象とした農業用排水施設整備、農道整備、圃場整備等といった整備要望地区が合計三十一か所事業採択され、現在整備を行っているところでありますが、令和三年度末で整備完了した地区については、農道整備の一区となっております。

その中で、圃場整備につきましては、国上湊の高浪・大中田団地、大道団地、大牟礼団地、上西花里崎の下之平団地、榕城小牧野の宮田団地、下西上石寺のゴロンゴウチ団地の計六団地の整備が予定されております。

令和四年度につきましては、一億千九百八十万円の内示があり、下之平団地の圃場整備工事と大牟礼団地、ゴロンゴウチ団地の実施計画を行う予定であります。また、令和五年度には、令和三年度に実施設計が完了した高浪・大中田団地の圃場整備工事を行う予定であり、予算次第ではあります。大牟礼団地、ゴロンゴウチ団地についても、圃場整備工事が行えればと考えております。

以上です。

○一〇番（下川和博君） ありがとうございます。

私ごとになるかも知れませんが、ゴロンゴウチの団地は私もその一人になりますけれども、やっぱり十年ぐらい前からそういう話が出て、いろいろやろうと。ただその頃は、正直、私も五十三でしたからやる気も十分あって、周りの方もおつたんですけども、もう十年近くたつと年も取ってきて、残念ながら亡くなった方も何人かおります。現状を見ると、もう五、六件しか田んぼも作っていません。

そういうような状態ですので、予算のいろんなこともあるのかと思いますけれども、ぜひ意欲あるうちに圃場整備というものをしていただいて、今日も大雨ですけれども、このような雨の中でも災害にならないような形でもあろうかと思えますので、大変でしょうけれども、ぜひ、前に進めていただけるようお願いをしたいと思います。

すいません、これについても市長、一言お願いできますか。

○市長（八板俊輔君） 西之表にとって、農地はやはり中山間地、条件の厳しいところがたくさんございますので、私、今、土地改良の関係の県の理事もいたしておりますので、圃場整備等については、今以上にまた力を入れて頑張っていきたいと思えます。

○一〇番（下川和博君） どうかよろしくお願いします。

それでは、大きな二番に入りたいと思います。

馬毛島の問題についてであります。

まず、（一）の防衛省との協議が現在行われておりますけれども、現在七回、協議が行われたということですが、私個人としては、この協議の場を設けていただいたことには本当に市長には感謝しております。要望書も、国のほうに提出をしたわけですが、その中で施設整備に関しては、国と地元住民の考えを整合させるために、地元住民への透明性確保の観点から協議の場の設置を要望したということでもあります。

現在の協議の状況ですけれども、予定どおりに進んでいるのかどうか、そこら辺を、これは副市長、お願いします。

〔副市長 大平和男君〕

○副市長（大平和男君） 協議の場についてでございますが、令和四年二月二十八日に第一回目を開催して、議員おっしゃったとおり、先週の六月十五日で七回の協議を重ねております。

柔軟に率直な議論、意見交換をしていく場とするために、開催頻度とか、あるいは日時については、あらかじめスケジュールを立て

てというわけではございませんけれども、各種団体等との意見を聞く会での意見概要について、全てというわけではありませんが、現在までのところ集中的な議論をしているというふうに考えております。

○一〇番（下川和博君） ありがとうございます。

次の（イ）ですけれども、今後の協議で重点的な課題を具体的にということなのですが、実は市長の所信表明の中でありませけれども、今後は市民の安心安全を確保するために、より具体的に基地の運用により、実際に問題が生じることを想定して、どのように対応するかについて、詳細を詰めていく必要があると考えています。この観点から住民の不安と期待に関する論点を整理の上、防衛省に回答を求めていると考えています。

年度内の工事着工を目指す国の動き、そして、西之表市の業者も、その工事の契約相手となっていること、種子島への航空自衛隊の官舎設置の動きなども考慮しますと、この問題は大きな山場を迎えていますというところで、市長が所信表明で述べております。

今後は、この所信表明がそのままということと理解をしてよろしいですか、市長。

○市長（八板俊輔君） イの具体的な課題は何かという御質問であります。

議員御案内のように、今後は、市民の安心安全を確保するために、より具体的に、基地が建設されれば、その運用が開始された場合と

いうことに備えて、想定して、実際に問題が起きた場合にどのように対応するかということなどについて、詳細を詰めていく必要があると思います。そうした観点から、今議員も触れていただきましたけれども、今後、住民の不安と期待に関する論点といったものを整理して、その上で防衛省に対して回答を求めていると思います。煮詰まってきたということはあると思いますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○一〇番（下川和博君） ありがとうございます。

次の（ウ）については、協議を踏まえて市長の感想をお聞きしたいんですけど、今の答弁にもありますけれども、所信表明の中では、もちろん立場が異なりますので考えが完全に一致したわけではありませんが、お互いの意見の交換もあり、極めて有意義なものになったと考えておりますということでありますが、これまでの七回の協議を通じて、市長の意見としては、このような形で感想ということと理解をしてよろしいですか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

市民の不安や、それから期待といったものを目に見える形で整理する、そういう目的でこの協議の場というものを設置して、これまでに七回の場を持ってきたわけでありませ。

それぞれ防衛省と私も西之表市との立場は異なりますので、繰り返しになりますが、完全に考えが一致しているわけではありませんけれども、互いの理解のために面と向かって膝を交えて話ができ

たということは大変有意義であったというふうを考えているところ
です。

そうした上で、先ほどの繰り返しになりますが、市民の不安や期
待に応えるための論点の整理というのをしっかり取り組んでいき
たいと思います。

以上です。

○一〇番（下川和博君） 私も意見があるんですけど、これは最後
にまとめておほいしたいと思ひます。

それでは、次の（二）ですけれども、令和四年の二月三日、防衛
大臣に対し、地元住民の不安解消や地域振興のため、施設整備に際
し、再編交付金の交付や隊員の居住等について特段の配慮を要望し
たことについて、おほいしたいと思ひます。

これは三月議会でもお聞きをしたことでもありますけれども、そ
れから何か月かたちましたので改めてお聞きをしたいと思ひますが、
まず、どう見ても私は、（一）になりますけれども、再編交付金に
ついて西之表市にできるだけ多く交付金をください、そのために特
段の配慮をお願いしますということと言ったというふうには私は理解
をするところなんですけれども、そのように理解をしてよろしいで
すか、市長。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

二月三日に防衛大臣に提出いたしました要望書についてのお尋ね
だと思ひます。

再編交付金や隊員宿舎に関して、市民の期待が特に大きかったこ
とがありました。また、経済的恩恵が他の町と比較して劣っている
というような不満の声が非常に強かったことが背景にあります。

こうしたことから、要望では、馬毛島の行政区画があくまでも西
之表市であり、当事者である本市住民の声を優先すべきであるとい
うことを伝えるのが一番の目的であり、特段の配慮を求めたところ
であります。

議員御指摘の交付金をできるだけ多くという期待の声も十分理解
できるところですが、現状、環境への影響や対策が示されるとも
に、協議の場におきまして、市民の安心安全を確保するためにより
具体的に考えていきたい。

基地ができるとすれば、運用の開始後、実際に問題が起きた場合
にどのように対応するかなどについて詳細を詰めていく段階であり
ます。その上で、まずは、しかるべき時期に、私自身のこの問題に
ついての一定の考えを示していきたいと思っております。

幾らぐらいかというふうな御質問に対する答弁は差し控えさせて
いただきますと思ひます。防衛省からも、金額については示されて
おりませんので、そういう、お答えにとどめておきたいと思ひます。

○一〇番（下川和博君） 大変答えにくいことだと思ひますけれど
も、やはり市民が期待しているところは、どれぐらい来るんだらう
かというところがものすごくあると思ひます。噂によれば、総額で
十年間二百九十億ということが示されておるようですけれども、ま

た、今年度は十億円ぐらいだというふうなことも噂では聞いておるところです。

私人としてはですが、最低でも今年は、八億、八割。十億というのは一市二町の十億ということですから、中・南いれて。最低でもそれぐらいはもらえるようなことにしていきたい。全体で言えば全体三百とすれば、その八割。最低でもですよ。できれば九割ぐらい。今市長が言われた、馬毛島の行政区域は西之表市ですから、やはりそこら辺は強く協議の場でも要望していただいて、できるだけたくさんもらえるようにというふうに。私は要望書の中の特段の配慮はそのように取っておるつもりですので、よろしく願います。

次の隊員の居住等についても、できるだけ多くの隊員に西之表市に居住してほしいと私はそう理解をしておるわけですが、隊員の数は大体二百名ぐらいという噂が出ております。できれば、せめて半分の百人は来てもらわんとというふうには個人的に思いますけれども、これについてもそのように理解をして、百人以上、できるだけ多くの隊員を西之表に住まわせてほしいということ、特段の配慮をしたのかどうか、市長の考えをお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

隊員の居住についてのお尋ねであります、先ほどと同様に、まずは私自身の市長としての本問題に対する一定の考えをお示しいと思います。議員の御質問に対しては、この場での答弁は差し控

えさせていただきますと思います。

○一〇番（下川和博君） 市長の考えを示してからということ、

市長よろしいですか。私が今二つ質問をしたことについて、市長はつきり市長御自身の考えをどっちみち出しますよね。出した後には具体的な数字も出てくるということ、理解をしてよろしいですか。

○市長（八板俊輔君） 今一定の考えをお示しして、その後、御指摘のこと等についても考えていきたいと思えます。

○一〇番（下川和博君） （ウ）ですが、隊員宿舎の場所の選定の現状についてでありますけれども、何回も質問しますけれども、まだはつきり決めてないということでもありますし、また、市長の判断がまだはつきり出てきておりませんので、そこら辺も答弁は難しいかもしれませんが、今の現状でどのようになっているか、課長のほうから説明をお願いします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

防衛省のほうから、六月の十五日時点でございますけれども、部隊の運用、交通の便、周辺環境など、様々な状況を考慮して検討していく旨の説明を受けております。

決定の時期につきましては、もうしばらく時間を要するとの説明を受けたところでございます。

以上です。

○一〇番（下川和博君） このことについても、市長が先ほど市長

の考えを述べるといふことであります。やはり、市長が考えを述べた後にある程度の方向が決まってくるということと理解してよろしいですか、市長。

○市長（八板俊輔君） 同様に、まずは私の市長としての一定の考えを示してまいりたいと思います。

○一〇番（下川和博君） 隊員の居住の数については、できるだけ西之表に多く住ましてほしいというのが私どもの思いです。また、市民の方もそういうふうにいると思います。であれば、やはり宿舎を提供する、場所を提供する、提供というか、選定をするに当たっては、やっぱりより広いところ、また、防衛省が望むようなところをぜひ選定をしていただいて、後で狭かったとかそうならんような形でぜひ選定をしていただきたいと思ひます。

それでは、三番目に移ります。

馬毛島における市有地、小中学校跡地及び市道認定をしている道路について質問いたします。

まず、小中学校跡地について、今後どのように活用しようとするか考えているかということでありませうけれども、今回の専決の中で、馬毛島の利活用の予算は、南日本新聞にもありましたけれども、幾らかを使って、ほとんど戻したというふうなことが出ております。実際、予算もそうなっておりますけれども、それも踏まえながら、今後の活用というのをどのようにしようかと考えているか、お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

馬毛島小中学校の跡地につきましては、防衛省が取得の意向を示しております。今後、協議の場等で、その在り方について協議を重ねていく必要があると考えております。

○一〇番（下川和博君） ぜひ、そのような形で私はお願いをしたと思っております。

次に、イですが、市道認定をしている道路についてでありますけれども、今後の取組ということでありませうけれども、市道認定をしている道路ですが、これは、学校、住宅、道路、橋梁、港湾、漁港など公共用財産でありますので、これは公共用の財産ということになるようですが、道路については道路法に基づく道路台帳を持って管理をしておると。いわゆる登記をする財産ではないけれども、市道認定しているので、市として管理をしなければならぬので、市の財産ということで私は理解をしているところですが、そのような理解でよろしいですか。

〔建設課長 奥村裕昭君〕

○建設課長（奥村裕昭君） 今しがた議員の申された内容で差し支えないと考えております。

○一〇番（下川和博君） ただ現状は、実際、市としては、全く市道の整備とか、そういうものはここ何年もやってないと。以前は、国が市に買ってくれないか、そういう話もあったんですかね。だけど、市は要らないというようなこともあったみたいですが、

ただ市道に認定をしているから、台帳に載っているから、市が管理をしなきゃいけないというふうな状況が今の状況であると思います。

これについてですが、私は個人的にはですね、小中学校跡地については、先ほども言われましたが、防衛省に売却をする方向で考えていただきたい。また、市道認定している道路については、やはり、認定を取り消す手続を早急にしていただきたい。

そうでないと、今も道があるかないか分からない状態で、ただ台帳に載っているだけということですから、実際に市がしっかりと管理をして整備をして通れるような道であれば、それは確かに財産と言われるかもしれませんが、そういう状況でない以上、早急に認定を取り消すというふうな作業に移っていただきたいと思うんですが、私のこの意見について、市長はどのように考えますか。

○市長（八板俊輔君） 市道についてお答えをいたします。

市道につきましても、馬毛島小中学校跡地の取扱いとも関連しておりまして、今後も協議検討を進めていくことになるかというふうに考えております。

○一〇番（下川和博君） 今でも現状、地権者の許可がなければ入れない状態だろうと思います。ですから、そういうふうな現状。確かに台帳に載っているというのは分かりますけれども、実際の現状をしっかりと踏まえて、今後の活用の方法を考えていただきたいと思います。

何回も言いますが、学校跡地は売却をする、道路について

は取消しを早急に図っていく、それをぜひお願いをしたいと思えます。

最後の質問になりますけれども、市長は賛否をいつ頃判断するかということですが、今、その前の質問の中で市長が特段の配慮をお願いした二項目についても、私は市長の賛否がまだに明らかでないために、協議の場でも、副市長を中心にして協議をしておりますが、本当に具体的な詰めた話合いというのが今できない状態だと思うんです。

ですから、地元住民の不安の解消や交付金の有効活用という地元民が期待をしているものについて、ぜひ、きめ細かないろんな協議をしていたいただきたいと思うんですが、そのためにはぜひ市長の判断を早くしていただきたい。

余談になりますけれども、六次の長期振興計画の後期の計画が二〇二二年から二〇二五年までありますが、実施計画の中を見ても、馬毛島というのは、ほとんど、全くというか見られません。また、西之表市の二〇二二年度の経営方針、これは令和三年の十月に策定をされておりますけれども、その中にも馬毛島の文言は全く入っておりません。予算についても、やはりできるだけ予算の中で、切り詰めて切り詰めてしてほしいというようなことを、職員にも経営方針の中で出しているというふうな状況です。

やはり、再編交付金というのは、これを作った段階では全くそういうふうな話がなかったんだらうから、入れられなかったんでしょ

うけれども、やはり今後、二〇二三年度以降、また、中期、六次の長振の実施計画の後期の中にも、やはり再編交付金等の問題が入ってくれば、中身ががらっと変わってくるんだろうと私は思います。ですから、よく変わっていきけるように、ぜひ、今後は検討していたければなというふうに思うところです。

最後の質問になりますけれども、市長の賛否の判断、私は個人的には、賛成のサインを示す判断を早急にさせていただいて、協議の場は、今回、八回目九回目となっていくんでしょうけれども、その中で、西之表市の将来がよくなるように、そして市民の不安が少しでも解消していくように、そして、期待をされている方の本当に期待に応えられるような西之表にしてほしいと思います。

そのためにも、市長に早急に賛意を示す判断をしていただいて、できるだけ交付金をたくさんもらう。たくさんの人に西之表に住んでもらう。ぜひお願いをしたいと思いますが、いつ頃。

すいません、その前に一つ、南日本新聞の報道では、九月議会前には判断をするのではないかというふうな報道も実際出ておりました。言っていただければありがたいですけど、いつ頃判断をするつもりでありますか。

○議長（川村孝則君） 下川議員、建設課のほうからちよつと発言を求められておりますので、よろしいですか。

○一〇番（下川和博君） はい。

○建設課長（奥村裕昭君） 先ほどの議員の御説明の中で誤解を生

じかねない部分がありましたので、一応念のために。道路台帳に載っているからというところでございますけれども、載せている理由がございますので。それにつきましては、これまで説明してまいっておりますけれども、財産がありますので、そちらの管理上、認定を解くことができないというところですので、そういう理由から、道路台帳に現在も登載のままということを添えさせていただきたいというふうに思います。

○一〇番（下川和博君） よく分からんとやけど。ただ、取り消そうと思えば取り消されるわけでしょう。

○建設課長（奥村裕昭君） 市道の廃止については、利用の形態が変化し、明らかに道路を存続する必要がないと判断がされれば、そのとき廃止というような判断はできるものと考えております。

○一〇番（下川和博君） 現実にそういう状態なんですよ、今市道は。ですから、早く廃止をしていただきたいというのを述べたところです。要望したところです。

すいません、市長、先ほどの最後の答弁、時間もありませんので、よろしく願います。

○市長（八板俊輔君） 施設の整備についての市長の考えについてのお尋ねであります。

これにつきましては、今後の本市と国との協議の場や、それから環境への影響などを勘案して、繰り返しになります、しかるべき時期に、私の一定の考えを述べたいと考えております。

以上です。

○一〇番（下川和博君） 三回目になりますけれども、再度、しかるべきときというのはいつ頃になりますか。

○市長（八板俊輔君） 先ほど申し上げました、協議の場ですとか環境への影響などを勘案した上で、しかるべき時期にということとでございます。御理解いただきたいと思えます。

○一〇番（下川和博君） ぜひ、しかるべきときに、できれば早く判断をしていただきたいと思いますし、個人的には、賛成を示す方向で示していただきたいと思います。期待しております。

以上で終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で下川和博君の質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十一時頃より再開いたします。

午前十時四十二分休憩

午前十一時再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、遠藤建次郎君の発言を許可いたします。

「一一番 遠藤建次郎君登壇」

○一一番（遠藤建次郎君） おはようございます。

五月八日、二年ぶりに行われた市生涯スポーツ大会、私もソフトボール部に参加させていただきました。コロナ対策としてマスクを着けての競技でございましたが、十二チームの地域の方々に参加し、それぞれのパートで熱戦が繰り広げられておりました。「さすが」と声も出る好プレーが多数、その一方で、足がもつれて四つんばいでベースに急ぐ人、腰が曲がらずトンネルする人などの珍プレーも見受けられました。これらは、全て年のせいではなく、マスクを着けていたので思うように体が動かなかったのではないかと思っております。多分。

また、プレー以外でも、久しぶりに会う友人、知人との会話もでき、有意義な時間を過ごさせていただきました。開催していただいた社会教育課の皆様、また、地域の役員の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございます。

一方、社会に目を向けてみますと、国内では、累計で感染者数九百二十万人、死者数三万人を超え、鹿児島での感染者数も九万人を超え、死者数二百人を上回る猛威を振るった新型コロナウイルス感染症も減少傾向にあります。島内でもまだまだ油断できない状態が続いております。

さらにはロシアによるウクライナへの侵攻、円安などで、市民生活にも悪影響を与えていると思われまます。毎日のように、テレビ報道や新聞などで、値上げの話ばかりでございます。来月に入れば、さらに様々な分野での値上げが予想されます。

そこで、市としての経済対策について質問させていただきます。
一の質問です。

燃油価格の高騰や生活用品、食品価格の値上げが続いておりますが、市民への影響をどのように考えているか、説明を求めます。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

原油価格や生活用品、食品等の価格高騰の市民への影響についての御質問でございますが、現在、国際的な原材料価格の高騰にロシアのウクライナ侵攻が加わり、円安等の影響も相まって、電気・ガス、日用品等の値上げが相次いでおります。

これらを取り扱う事業者や、小売店の物品の販売価格が上がることで、日常生活を行う上での各場面で生活費へのしわ寄せが来ており、また、事業者においては事業継続の経費がかさんでいる状況であると考えております。

特に飲食店において、メニューの値上げの話等は出ていないところでございますけれども、食品価格の高騰に苦慮しているという声は聞いておまして、今後の事業への影響が懸念されます。

今定例会において事業者支援の事業を提案しておりますが、引き続き、市民生活や事業者の実態を把握しながら、適切に対応してまいります。

○一番（遠藤建次郎君） ただいまの答弁のとおり、様々な面での影響が見受けられます。この質問は、次の農業振興についての質

問、飼料、肥料の価格上昇などにも関連いたしますが、電気料金などの燃料関連、食料・雑貨などの生活費、交通費など関連する分野は多く、最終的には消費者である市民へ大変な影響が出てきます。特に、高齢者などの低所得者には重大な問題です。

全ての市民に影響することもあり、市全体に波及することなので、政策サイドから教えていただきたいのですが、メディアでも多く取り上げられていることもあり、市当局としては、既に十分な協議、対策が検討されていると思いますが、検討がなされているかということと、市民に現状でお知らせできる情報があれば教えてください。

〔福祉事務所長 下川昭代さん〕

○福祉事務所長（下川昭代さん） お答えいたします。

このたびの物価高騰に直面する低所得者等への支援としまして、国は、低所得の子育て世帯に対する児童一人当たりの五万円の給付金の支給、それから、令和四年度において新たに住民税非課税となった世帯に、十萬円の給付金の支給を行うことを決定しました。これに伴いまして、本市においても、必要な予算の専決処分について、議員の皆様のご理解をいただきまして、速やかに事務に着手することができました。ありがとうございます。

現在、その給付金の支給に向けた準備を進めているところでございますが、まずはひとり親世帯に對しまして、対象世帯が二百五十二名ほどになっておりますけれども、六月二十二日に振り込みを予定しております。また、その他の対象世帯に對しましても、準備が

整い次第、速やかにかつ確実に対象者に届けられるように事務を進めてまいりたいと思います。

そのほか、生活への不安を抱える方々につきましては、市民総合相談係内に設置しております暮らしサポートセンター、こちらにおいて、家計相談や就労の相談等、関係機関と連携をしながら各種支援につなげられるように、丁寧な相談対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 一 一 番 (遠藤建次郎君) ただいまの答えは二に当たるんじゃないですかね。先ほど私が質問したのは一に関連することで、経済全体の考え方としての質問であって、それを政策サイドから経済についての対策などの協議がなされているかという質問でございますので、政策サイドから、経済に関する対策がなされているかという説明を伺いたいんですが。

〔市長 八板俊輔君〕

○ 市長 (八板俊輔君) お答えいたします。

市民の生活、事業所への支援等の対策につきましては、今年度予算にも事業として反映したものがございしますが、引き続き今後の状況も踏まえながら対応を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○ 一 一 番 (遠藤建次郎君) ただいまの説明は、国の原油価格物価高騰など総合緊急対策の策定であり、地方創生臨時金などの拡充に

対応したものだとは認識しておりますが、そのほかに市独自の対策も含め給付制度化など、予算的などころも考えておく必要があると考えています。

この問題は世界的、国内全てで起こっていることでございますので、国県からの十分な支援は、本市だけに向けられるものではないと思います。それぞれの自治体で備えなければならない喫緊の課題だと思えます。

ここで再編交付金の活用が考えられますが、この危機に対する備えとして再編交付金の活用を検討されているのか、説明をお願いいたします。

○ 議長 (川村孝則君) 遠藤議員、その再編交付金というのはどういう。

○ 一 一 番 (遠藤建次郎君) 予算も限られておりますので、再編交付金の活用を検討されないのであれば、どのように予算を確保するのかの説明をお願いいたします。

○ 議長 (川村孝則君) 今の再編交付金というのは、あれですか、馬毛島関連の再編交付金の意味ですか。

○ 一 一 番 (遠藤建次郎君) そのことだったんですけど、再編交付金の言葉が駄目だというのであれば、再編交付金の言葉を除いていただいて、市独自の対策として検討される場合にはどのような予算措置するのか、御説明をお願いいたします。

○ 市長 (八板俊輔君) お答えいたします。

コロナ関係での市民各般への支援と申しますのは、まず、国が予算措置をしてきております。その活用をまず第一に組み立てていかなければならないと思います。そのほか、本市にとつての特殊事情によつて、必要な場合には、一般財源、それから、例えばふるさと納税ですとか、あらゆる、基金等もございまして、そうしたものを勘案して手当てをしてまいりたいと考えております。

○一 一番（遠藤建次郎君） 喫緊の課題でございまして、様々な対策を講じていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に二の質問で、低所得者や子育て世代への取組でございましたが、先ほど答えていただきましたので、説明はよろしいです。

先ほどの説明の中にもございましたが、五月に行われた協議会の中で、全員説明を受けて認識しておるところでございまして。その中の説明で、システム改修や事業実施要綱などの改正作業など、時間を要する作業ではございますが、スピーディーに取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、今後、さらに物価上昇も懸念されますので、動向を注視していただきますながら取組をよろしくお願いいたします。

また、先ほどの取組の中の申請方につきましては、事業内容を分かりやすく説明していただき、市民への周知をよろしくお願いいたします。

次に、農業振興についての質問に入らせていただきます。

一の質問です。

ロシアによるウクライナ侵攻や円安などの影響をもちに受け、飼料、肥料など、農業資材の高騰に伴う農家への対応はどのように考えているのか説明を求めますとの質問ではございましたが、先ほど同僚議員の質問の中で説明を受けておりますが、ほかに対応があれば説明を求めます。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） 先ほどの答弁と同様の内容となっておりますので、改めて今後そういった状況を踏まえながら具体的に検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○一 一番（遠藤建次郎君） 先ほどの説明もございましたが、六月一日付の新聞に、秋肥大幅値上げ、原油高騰により高度化成の五五%高、単費では、尿素や塩化カリを中心に二五%から九四%値上げなど、過去に経験したことのない値上げになると報じられておりました。値上がり分をそのまま販売価格に転嫁できないという難しい面もございまして、国県の事業にも注視していただきながら、市独自の対策も早急に対応をお願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。

②です。人材、働き手の確保の取組についてでございます。

アの市の現状についてどのように考えているか、説明を求めます。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

本市においては、農家の高齢化や担い手不足により全体的に労働

力が足りておらず、生産性の低下が危ぶまれております。特に、サツマイモ基腐病への対応による作業負担の増加や、さとうきび収穫期における労働力不足については喫緊の課題であると考えております。

一方、事業者単位で見ますと、年間を通じての仕事がないことから安定した雇用の確保ができず、シルバー人材センターの活用や福祉施設などとの連携により、労働力を確保している状況でございます。

市としましては、農業次世代人材投資資金を活用し、新規就農者の確保に取り組むとともに、平成二十八年度から市農業振興公社において援農隊による農業労働力の提供を行い、農家の労力補完に対する支援を行っているところでございます。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） 説明の中で、ほぼほぼ伊の質問にも答えられておりますので、伊の課題については何が考えられるか説明を求めますが、説明は結構です。

現在、答弁のとおり、西之表市には管理センターと援農隊で十七、八名、シルバー人材センターでは様々な施設についての作業などに約二十名、農作業関連では約四十名、合計で実労働人数としては約六十名が在籍していると伺っております。登録自体は三百人ぐらいいるということですが、実労働人数としては六十名程度と伺っております。

農作業においては、植付け時期、収穫時期と農作業時期がほぼほぼ重なり、悪天候が続くとおさらのことでございますが、派遣人材自体の人数不足が明確で、毎年のように取り合いが起きます。もちろん、高齢化により退所される方もおられますが、そこで次の質問に入ります。

ウです。

人口減少や高齢化に伴い、農業に限らず建設業なども含め、様々な分野においての人材不足は、本市に限らず全国的に言われておりますが、人材派遣会社など他地域での取組事例があれば、説明をお願いいたします。

○農林水産課長（岩下栄一君） 他地域での人材確保の事例について御説明をいたします。

まず、愛媛県JAにしろわ、沖縄県JAおきなわ、北海道JAぶらのにおきましては、農繁期の労働力確保へアルバイトをリレー方式でつなぐ広域連携事業に、平成二十九年から取り組んでいるところでございます。

四月から十月まで、北海道にてメロンの管理作業やミニトマトの定植・収穫作業、十一月から十二月まで愛媛県にてミカンの収穫・選果作業、一月から三月まで沖縄県でさとうきびの収穫・製糖作業を行うというように、年間を通じてアルバイトの産地間リレーを行う取組となっております。また、人手不足に悩む農業者と農業サポート主体、消費者を結ぶ援農ボランティア事業が、都市部を中心に

全国的に展開されております。

国においては、令和二年度より、特定地域づくり事業協同組合制度が始まり、最近では五月二十日に与論町の与論まちづくり協同組合が県内二例目となる特定地域づくり事業協同組合に認定されております。

このような他産地の取組について今後も情報収集に努めるとともに、人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇一番（遠藤建次郎君） ただいま説明のとおり、令和二年六月四日施行分の地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律により、農業など地域の複数の仕事を組み合わせ、通年で雇用を創出する特定地域づくり協同組合制度でございますが、概要といたしましては、人口急減地域の課題といたしまして、事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない。安定的な雇用環境であったり、一定の給与水準を確保できない。そのため、人口流出の要因であったり、ＩＵターンの障害であると。

ここで特定地域づくり事業協同組合制度を利用しますと、地域の様々な仕事を組み合わせる年間を通じた仕事を創出、組合で職員を雇用し、事業所に派遣すると。安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保することにより、地域の担い手を確保できると。

ただいま説明がございましたように、特定地域づくり事業組合制度があつて、活動されている実績もございますが、一年前に比べま

すと、四十組合増え、五十一組合が活動されていると。本年度はさらに二十組合程度が発足の見通しとなつていようでございます。それが、移住者の受入れや定着にもつながるといふ話になります。

また、働き手リレーの事例といたしましても、ただいま愛媛県のJAにしようの説明がございました。私もたまたま同じところの記事を持ってきておりましたが、先ほどの課長の説明プラス、環境整備なども進め、宿泊設備がなければ、遠方のアルバイトにも来てもらえないため、廃校の活用を市側と協議し、八十八人の利用ができる宿泊施設、マンダリンの改築であつたり、また、空き家を利用したシェアハウスなどの利用も増やしたと。あとは、生産者の利用者が一人につき五千円の負担金を地区の協議会に支払い、足りない部分は行政やJAなどの助成金を充てていると。二〇一九年には約三百五十人の迎え入れを行ったと。

中には西宇和での就農を希望する人もおり、就農支援を実施し、三年間で既に九組が就農、さらに、五人の就農、五人の研修生が就農を目指していると。あとの概要は先ほど当局から説明もございました。

さらには、二〇一九年の二月十五日は農業労働力確保産地間協議会などを設立したなどの官民一体となつての取組事例もございまして、高齢化、人口減少による働き手不足への対策への取組も検討すべきだと考えますが、これまで政策サイドとして、特定地域づくりの事業を、様々な団体であつたり、懇親の場であつたり、そうい

うところで説明をしたという経緯はございますか。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

特定地域づくり事業協同組合につきましては、昨年度二回ほど市民への案内の説明の機会を設けております。募集をしましたが、一部の事業者が参加されているところで。

本年度に入りましても二日間の説明の機会を設けていたんですが、参加される事業者については、新たな事業希望者はいなかったところでございます。

以上でよろしいですか。

○一番（遠藤建次郎君） まだまだ市民への周知もよくできていない状況もありますので、また、今後ともそういうところを様々な場で提案をしていただき、人材確保が急務でございまして、ぜひ、この後も周知の徹底をよろしくお願いいたします。

次に、三の質問の基腐病についてです。

爆発的発生から三作目に入ります。官民一体となり防除に取り組む、一番効果的だと言われている早植え、早取りに努めていますが、本年は低温続きで、春先の苗の伸びが悪く、また、梅雨に入る前からの長雨により、植付けが遅れた圃場も見受けられます。そのほかに、予防薬のローテーション散布などにも取り組んで栽培しておりますが、防災無線では、基腐の発生状況が流れているような状況でございませう。

先ほどの同僚議員の質問の中で、アの質問の現在の発生状況につ

いては、六筆で面積はまだ把握できていないということでございますが、イの質問に入ります。

昨年同時期と比べ、その発生状況というのは、昨年と比べ今年と変化があるのかの説明を求めます。

○農林水産課長（岩下栄一君） 昨年同時期と比較してどうかというところでございますけれども、昨年の同時期においては七筆となっており、発生圃場数にさほど差がないと考えております。

なお、昨年同時期と比較いたしましたして、市内全域の圃場の状況に大きな違いが二点ございます。一つ目は、排水対策として枕畝を作らない圃場が増え、排水のよい圃場が増加しております。

二つ目は、全体的に非常に樹勢が強く、昨年度の時期と比較しますと生育がよい状況です。これは、本年度産に使用するパイオ苗の元苗を更新したことにより、節間が短く、丈夫な苗が生産供給された効果と考えられております。

また、昨年度におきましては、六月中旬頃から拡大が始まったことから、本年度においても長雨時期の排水対策及び農薬散布等の徹底を周知し、被害軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） ただいまの答弁のように、発生状況についてはあまり変わらないと、排水対策であったりの効果が出ていないのかという説明でございました。

私見であります。ただいま説明もあつたように、今年は、苗の

更新により、安納紅の苗がB一号からB二号になり、節間が太く丈夫になったように感じております。

これからも引き続き、基腐病発生減少に向けて、圃場の巡回等にしっかりと取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

わかさ公園の管理についてでございます。

一の現在の公園内の管理状況並びに二の遊具の管理状況について、まとめて説明をしていただきたいと思います。

〔建設課長 奥村裕昭君〕

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

わかさ公園の管理は、まちづくり公社に業務を依頼し、利用者が安全で安心に公園を利用できるよう、維持管理に努めているところでございます。

トイレ清掃や遊具、休憩施設等の点検は、週二回、月曜日と金曜日に定期的に行っております。不具合等があった際には、その都度報告を受け、速やかに修繕等の対応をしているところでございます。植栽管理につきましても、定期的な草払いや、プランターの管理のほか、必要に応じて樹木の剪定作業を行っているところでございます。

併せまして、遊具の管理状況でございますけれども、わかさ公園の遊具については、ブランコやローラー滑り台などを備えた大型複合遊具等を設置してございます。その管理につきましては、遊具の

劣化や不具合を早期に発見し、事故を未然に防止することを目的として、週に原則二回の日常点検を行っているところでございます。

また、より確実な安全点検を行うとともに、今後の修繕や更新の参考とするため、今年度から、遊具の安全に関する基準に基づく専門業者による点検を実施することとしております。

本市においても、遊具の老朽化は大きな課題と認識していることから、今後も老朽化への対応を強化し、計画的な維持管理に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） ただいま説明のように、公園の管理については、このように道路沿いの松の木回りや公園内全体の草木などは、きれいに管理されておりますが、一方で遊具に目を向けてみますと、このように、全体的に穴が空いていたりコケが生えていたり、足元が不安定になりやすい、また、滑る可能性などもあり危険な状態であったり、排水対策がなされておらず側溝の中から水があふれ出たり、これは天気によってもいろいろございまして、一番危険だと私が現地を見てみて思ったのが、転倒転落用のコンクリート製の柵ですね。これをちよっと拡大してみますと、このように先のほうが経年劣化によりコンクリートが崩れて、鉄筋がむき出しになっている状態でございます。

小さなお子様の背丈に比べたらちよほど顔辺りの高さになると思われる危険な場所もございましたので、遊具広場は幅広い年代層が

利用いたしますが、特に多く利用するのが小さい子どもを連れて家族だと思えます。今後、至急ですけど、危険箇所の撤去や、新しく取り替える予定があるのかどうかの説明をお願いいたします。

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

今議員から御指摘をいただきました部分につきましては、一般質問が通告をされてから担当とともに現地を再度確認させていただいた際に、こちらのほうとしまして、公園奥のほうになりますけれども、竹を横したさくに劣化があり、また、壊れた部分があるということを確認したところでございます。

まず、早急に、この部分については、鉄筋が出ている部分が結構ございましたので、それについては折り曲げて、人が触るようなことのないよう対策を取ったところです。また、ロープを張るなどして安全対策をしたところでございます。

今後の対応についてでございますけれども、現時点では事業化しておりませんので、今後検討してまいるところに对应としては答えざるを得ないところですけれども、早急な対応をなるべく検討してまいりたいというふうに考えております。

○一番（遠藤建次郎君） 楽しく来園されるわけでございますので、事故防止のためにも早急に対応をお願いいたします。

最後の質問でございます。馬毛島基地関連についてです。

一の質問です。

本年二月三日、市長は防衛省に対し、住民の不安解消につながる

安心安全対策について、国と西之表市の協議の場の設置とともに、再編交付金や自衛隊官舎についても特段の配慮を求めています。

そこで、これまで七回行われた防衛省との協議の場において、進捗状況について説明をお願いいたします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

二月二十八日に第一回目となる協議の場を開催し、現在まで七回の協議の場を開催してきているところでございます。馬毛島対策特別委員会でも御説明していますように市民の期待や不安解消のため、国と様々な案件について議論を重ねているところでございます。集中的に一通りの議論がなされてきていると考えております。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） 四回目の協議の場の後の議会の説明では、住民の安心安全や不安解消、そのときの内容によって協議は異なるとの説明も受けました。

協議の場については、これまで七回開催され、国と緊密に連携してきており、この点は素直に評価いたします。他方では、再編交付金については、国が令和四年度の予算で計上したにもかかわらず、国による関連自治体の指定や、交付が目に見える進捗は認められておりません。進捗が認められないということは、その原因、課題があるように思いますが、そこで市長に質問いたします。

二の質問です。

再編交付金の関連自治体の指定や交付を確実に受ける上での課題はないという認識なのか、説明を求めます。

○市長（八板俊輔君） 再編交付金についてのお尋ねでございます。

これにつきましては、これまでの本議会の定例会でも御説明しておりますけれども、米軍再編交付金については、米軍再編により負担の増える地元市町村に対して交付されるものでありまして、自由度の高い交付金と聞いております。

また、防衛省の回答には、西之表市はFCLP施設を置く馬毛島が所在することから、再編交付金の交付の対象になると考えられ、再編の円滑かつ確実な実施に資すると認められる場合に交付すると説明をしております。また、その交付に当たっては、地元の理解や協力が求められ、再編関連特定市町村等の指定を経た後に、この時点の具体的内容等を踏まえながら額の算定を行うとのことのようにあります。

加えまして、再編交付金の額の見込みや額を示す時期については、今後の様々な状況によって決まってくるというふうに捉えております。申し上げましたとおり、この再編交付金を受け入れるためには米軍再編への理解と協力がまず必要であるということから、国の馬毛島への施設整備計画について、最終的に、市長や議会、そして、市民の皆さんの判断に委ねられるところが大きいと考えております。以上です。

○一一番（遠藤建次郎君） ありがとうございます。

先日の県議会の中でも自民党県議団が、馬毛島への事業に対し賛意を示し、中種子、南種子の両町も賛意を示しております。再編交付金の関連自治体の指定や交付は、再編事業の円滑な実施が条件であることから、ここでやはりきちんと市長が馬毛島の事業に賛意を示していただき、再編交付金を確実にしていくべきだと思います。

また、さきの同僚議員の質問にもありましたが、国が求めている馬毛島小中学校跡地の売却や見解の相違が浮き彫りになっている市道問題についても、誠実に対応していくべきだと考えます。

市長は最近、新しい局面を迎えたと述べられますが、そもそも二月三日に国に対し再編交付金や自衛隊官舎について特段の配慮を求めたことで、多くの市民は、市長は基地建设に対して容認に転じたと感じているのではないかと推測されます。

また、所信表明の中で、年内着工を目指す国の動き、市内の業者も工事契約者となつていくこと、種子島への航空自衛隊の官舎設置の動きなどを考慮すると、本題は大きな山場を迎えつつありますと述べておられますが、現時点で隣の二町と比べて大きく出遅れていると感じます。

本日最初に質問をさせていただいた経済対策や、様々な分野での人材不足解消など、再編交付金を各種事業に充てていくことは市民の中でも大変関心の高いものがございます。国に配慮を求めめるだけではなく、足元の課題を解消し、再編交付金の交付を確実にしていく環境づくりにリーダーシップを発揮していくべきではないかと思

いますが、その点については、市長、いかがですか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

再編交付金の交付に關しての本市の態度についての御質問であります。

これにつきましては、繰り返しになりますが、協議の場ですとか、それから環境アセス等もまだ途中であります。そうした、もろもろの内容について、防衛省と今、やり取りをしているわけであります。

そうしたことを踏まえて私も判断せねばなりませんし、市民の皆さんも協議等が進んできた場合に、より判断しやすい状況が生まれると思いますので、それに合わせてやりたいと思います。

御指摘のような、例えば、学校ですとか市道とかいうようなことがございましたけれども、それも含めて今協議中でございますので、そうしたことをしっかりと今後とも協議を積み上げて、最善の道をとるようにですね、対処してまいりたいと、そう考えております。

○一 番（遠藤建次郎君） 繰り返しになりますが、再編交付金を確実にしていく環境づくりには、現実をしっかりと見ていただき、市民に不利益にならぬよう、対応をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、六月十八日の土曜日、朝五時に発生した土砂崩れの際には、土曜日、祭日にもかかわらず、早朝にもかかわらず、朝六時前から、重機、ダンプ、タイヤショベルなどで、雨の中、復旧作業を行っていただいた園田建設の皆様方、また、誘導や側溝上げなどの作業を行っていただいた建設課の職員の皆様方には、すば

やい対応をありがとうございます。

この場所は、現在の西俣地区でございますが、大雨が降るとしょっちゅう崖崩れが起こったりします。当日は、このほかにも三か所ほどの崖崩れが発生しました。そのほかの三か所にも対応していただきまして、ありがとうございます。

しかしながら、本日も大雨でございますが、前の週の大雨で三十センチとか五十センチを超える大きな落石も多数発生して、非常に危険でございますので、計画されておりますこの区間での早期の工事着工をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（川村孝則君） 以上で遠藤建次郎君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十三時頃より再開をいたします。

午前十一時四十分休憩

午後一時再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、河本幸男君の発言を許可いたします。

「八番 河本幸男君登壇」

○八番（河本幸男君） 皆さん、こんにちは。

昼の眠い時間となりました。しばらくお付き合いを願いたいと思います。

ロシアがウクライナに侵攻して間もなく四か月を迎えようとしております。いまだに終結を見せる気配はありません。終結の気配を見せるどころか、この戦争に端を發して、小麦をはじめとする世界食料危機、エネルギーをはじめとする物価高騰が世界に広がっております。危機的な情勢が続いており、早期の戦争終結が望まれるものであります。

また、コロナウイルス感染症も、減少傾向にはあるものの、なかなか収束する気配を見せておりません。これまで同様、一人一人が注意を喚起しながら、経済活動にも当たりたいものだと考えております。

それでは、通告書に従い、一般質問を行います。

今回の一般質問は、同僚議員と多くの課題で内容がかぶっております。そういった意味で通告時間を残すかもしれませんし、また、質問を飛ばしたりするかもしれません。すいませんが、よろしくお願いをいたします。

まず、最初に農業振興についてお伺いをしたいと思います。

市長は今回の所信表明の中で、昨年の状況の報告を行い、畜産については二十三億四千六百万円で、七千四百万円の増収、肉用牛については、コロナ禍による価格低迷から徐々に持ち直し直しつつあり、昨年よりも八千二百三十九万円の増収となったと述べておりま

す。

昨年はこの数字が示すように増収になっておりますけども、五月の競りでは大きく子牛価格が下落をしたと畜産農家の方が嘆いておりました。

市はこの状況をどのように捉えているか、一時的なものかどうかについてもお伺いをしたいと思います。よろしく願います。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

子牛価格の状況につきまして、令和四年五月競りの平均価格は雌五十一万五千六百元、去勢五十四万九千八百七十四円で、昨年の五月競りの平均価格と比較いたしますと、雌が十二万四千四百三十円の減、去勢は二十一万八千九百九十四円の減となっております。

今年の五月競りの価格下落につきましては、例年、和牛肉の需要期に当たる年末出荷向けの子牛の導入が落ち着く時期ではございますが、そこに飼料価格高騰や円安、軟調な枝肉相場などが重なり、購買者の導入意欲が低下したものと思われまます。また、五月競りにおいては購買者の数が少なかったことも要因の一つだと思えます。

あと、今後に向けての価格の動向なんですけれども、やはり飼料価格の高騰というのが、しばらくこれから上がっていく可能性もございまして、そういった状況も注視しながら状況を見ているところでございます。

以上です。

○八番（河本幸男君） 個々の購買者の購入についても、飼料価格等が大変気になって子牛価格を上げられないということでありませうけれども、五月の競りでは、西之表の場合は、雌で約十万円、雄の去勢で十三万円、熊毛全体でも十二万八千円下がっていると農協だよりのほうに載っております。

これは、先ほど言うように一時的な購買者の状況、この五月には何か有力な購買者が来ないというようなこともちよつと聞いたんですけれども、そういった部分もあつて、一時的なものなのか、やっぱり長く影響するものか、どうでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） 先ほどお答えしましたけど、農協の畜産部に確認いたしましたところ、やはり五月の競りについては、購買者の数が少なかったということで、来月まで何らかの影響が出てくる可能性はあるということはお聞いておりますけれども、長期的なところにつきましては、まだ状況の推移を見ているところでございます。

以上です。

○八番（河本幸男君） 購買者のほうは、子牛価格を安くすれば自分のほうにはあまり影響がないと思うんですけども、こちらで子牛をつくる人にとってはですね、穀物不足により飼料が上がるということを大変危惧しているところですけども、ロシアの先ほど言いましたウクライナへの侵攻や、各国の天候不足によって穀物が取れないということ、飼料価格が高騰しているということを聞いており

ますけれども、このままでは、高齢者がほぼ子牛をつくっているというのはほぼ高齢者であります。そういった部分で、これまで好調だった畜産そのものを廃業するということも出てくるのではないかと思いますけれども、この部分についてはどう考えておられますか。

○農林水産課長（岩下栄一君） このような状況が続きますと、確かに畜産農家の方々は、長期になればなるほど大変厳しい状況になっていくと思われまます。

また、直近の情報で手に入っているとかなんですけども、六月の十五日に国より子牛価格下落への支援事業の情報というのがあります。優良肉用子牛生産推進緊急対策事業といたしまして、一定の全国のこれは平均価格によりまますけれども、基準を下回った場合に一頭当たり数万円といったものが出るような事業というのが国よりちよつと情報が入っております。ただ、これについては、これから畜産協会等を通じてまた具体化していくと思ひますけれども、そういった形で、価格下落に対して国も何らかの支援という動きも出ておりますので、こういった状況も踏まえてまた対応していきたいというふうに思っております。

○八番（河本幸男君） 国のほうも何か対策を考えているようですけども、これまで好調だったんですよね。畜産農家というのはですね。最近では、牧草も輸入牧草を購入したり、農業振興公社の牧草を買ったり、そんなことをしてしまして、また、WCS米を育てて

もおりますけども、そのほかの飼料作物というようなことを何か考えられないのかということは、農政担当として何か考えている部分はないんでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） 答えいたします。

飼料作物につきましては、本市では、飼料用にはWCS、それから、近年、飼料用米のほうの作付のほうも、水田転作として増えてきております。

今後ちよつと考えられるものとしては、例えば飼料用のきびというのがありまして、大分前にこれはそういった品種のほうでできたんですけれども、これのほうはまだ市内に普及できておりませんので、例えば種子島牧場においてそういったところの作付を一部していくとか、そういったものも、まだ決定ではございませんが、検討の中には入れていきたいというふうに思っております。

○八番（河本幸男君） 国においても、穀物の生産を今まで外国に頼っていた部分を日本国内でというような動きもあるようでありまして、私です、昔作っております。ほぼ、農家の方が作っております麦ですね。麦というのをWCS米とタイアップして、冬作には麦を作れば、ちよつと五月の初め頃に麦が実るといようなことですね、それが、人の口に合う麦ができるかどうか。種子島のほうは麦を作るといことがなかなかやまっていたわけですよ。なくなっていたわけで、なかなかそれがいい麦なのかどうかというの、ちよつと私も分からないんですけども、ちよつと国上

のほうに昔食糧事務所に勤めておられた方がいらつしやいますけども、その方に聞くとあまりいい麦ではなかったと。種子島の麦はですね。ちよつと、流し時期にかかってくるというようなことですね。そういう話も聞きますけども、しかし、ちよつと昔と今とは違ってくるのではないかなと。

そういう意味ですね、麦との連携といいますかですね、そういったこともできないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） そういったお考え等を踏まえまして、また、今後の対応というのを検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○八番（河本幸男君） 国のほうもそういった部分で、国内での穀物の生産についても若干の補助金があるようにも聞きますので、ぜひそういうところも検討してほしいと思えますけども。

先ほども述べましたけども、畜産というのは本市の農業の稼ぎ頭ではないかなと思っております。新たに畜産業をつくるには、子牛の購入とか畜舎の建設とか、どうしても資本が要る事業であります。そういった面でも、今後の体制をできるだけ長期に維持できるように、市としても対応を研究してほしいと思えますが、市長、いかがでしょうか。

やはり西之表はですね、研究というところに私は少し金をかけてないのではないかなと思っております。やはり、そういった部分

で幾らかでも研究をしてですね、次の世代に移していくための研究にお金をつぎ込むべきではないかと私は思うんですけど、市長、いかがでしょうか。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 農業の振興についてはですね、やはりいろんな課題がございます。

現在でも、農業関係の研究機関が市内にございますが、畜産関係でもですね、そういうものができないかどうかということも含めて今後、研究をしてみたいと思います。

○八番（河本幸男君） ぜひ研究費にですね、少しはお金をかけてほしいなど。よろしくお願いいたします。

次の質問に移りますけども、先ほども同僚議員のほうからですね、質問がありました。肥料が大きく高騰するというところで、先ほどは資料も提示をされていきましたので分かっていると思いますけども、これは七月の農協のからの資料によりますと価格改定がなされるということ、先ほど出された資料とまた若干違ってくるかもしれないというようなことが言われております。

そういった部分ですね、一番目の分かっている範囲で説明してほしいというのはよろしいんですが、次の部分で、国や県においても畜産農家とタイアップした堆肥ベルト、今も販売は農協のほうで販売をされているんですけども、そのような部分で、本市として肥料が上がるといふ部分で何か対策は考えられないのか。よろしく

お願いします。

○農林水産課長（岩下栄一君） これは御質問のあの状況ではなくて、対策のほうでよろしいですか。

○八番（河本幸男君） はい。

○農林水産課長（岩下栄一君） 農業肥料の高騰についての対策というところでございます。

農業肥料のことににつきましては、今後大幅な値上げが予定されるなど大変厳しい状況にあることから、今月上旬には国に支援を求める要望活動のほうを行っております。

一方、情勢の変動については急激でございますけれども、農耕地生産力の維持増進につきましては、土壌や資材に関する基本的な知識の下、着実な取組によって達成されるものであると考えております。このため、関係機関と連携いたしまして、生産農家に対して土壌に合った適切な施肥の呼びかけのほうを行っております。

さらに、今後国においては堆肥について有用な手段として推進する方向であり、本市もその流れに乗って地域資源を活用した耕畜連携を拡充するよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○八番（河本幸男君） 耕畜連携をしていくことですが、畜産農家もですね、やはり自分の土地もあります。そういった部分で、なかなか堆肥を多くの人に分け与えるというのはなかなか厳しいものがあるかなと思っております。

昨今農家はこの化学肥料に頼って農業をしてきております。肥料の高騰というのですね、農家の農業意欲を損なう大きな題材になるのではないかなと思っております、本市でも何らかの対策を取らないと、農業そのものをやめるといふことも考えられると思っております。

補助に頼ってはいけませんので、何らかの手だてを検討したいと思えますけども、やはりそのほかの自分です、例えばですよ、いろいろぼかしというようなことがありますけども、そういった部分の講習会を開くとか、そういったことも必要ではないかなと思ったりしているんです。堆肥と混ぜるとか、そういった部分の検討も必要ではないかなと思っております。

私もパッションフルーツ作っていますけども、JAのパッション部会です、土壌検査を農協に依頼をいたしました。そういった部分です、先ほどありましたし、しっかりした施肥の方法をすれば余分な肥料を使わなくていいという部分もありますので、そういったことも農家全体に広げていくというのをやっていかなければならないと思えますが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） 議員のおっしゃるように土壌診断に基づきまして、その土地土地、圃場に合った施肥の量をしっかりとしていくことによって、これまで栽培暦で一律的にやっていた部分を、そういった個々の圃場の状況においてすることによって幾らか肥料の節約のほうをしていくという方向は、県のほうともそうい

った話をしております、今後生産農家の方々の講習会であったりとか、様々な形でそういった方向のほうを推進してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○八番（河本幸男君） 市長、先ほども同僚議員のあれに答えてもりましたけども、肥料の高騰について何か市長、別に何か言えることはないでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

農業の資材の高騰、飼料については補填金の制度もございませけれども、今の肥料については、議員おっしゃる様に堆肥の重要性が増しております、国のほうもそれについて支援する方向で、今後支援策が出るように聞いております。

また、本市内でも酪農家と、それからさとうきびのバガスの利用というところで、堆肥の島内での生産の試みというのが続いできております。それを関係する農家さんを広げていったりしてですね、それについて、市のほうが支援するというようなことでも、今後出てくると思いますので、おっしゃる様に、その方面の努力も続けていきたいと思えます。生産農家が意欲を持ってできるようにですね、頑張っていきたいと思えます。

○八番（河本幸男君） ぜひ農家の方が意欲を持って農業が続けられるような施策をですね、今後も展開をしていってほしいと思えます。

次の質問に移ります。

さつまいもの基腐病の発生は、先ほどの同僚議員の質問でよく分かります。

今年から基腐の専従職員を、正規の職員を配置しておりますけれども、昨年と何か違った取組をされているんでしょうか、どうなんでしょうか。そこだけちょっと教えてください。

○農林水産課長（岩下栄一君） これにつきましては、県のほうでもサツマイモ基腐病に対するプロジェクトチームをつくりまして、約、種子島屋久島を含めてですけど、十八圃場、試験圃場というのか、そういったところでやっているんですが、市のほうとしても県の実証圃とは別に、市独自の実証圃ということで、例えば微生物資材であったりとか、あとはフロンサイドSCのほうの実際の効果というのを農家さんのしている状況などを追っていく形で、状況を見ながら、また今後活用できる部分がありましたら、その分をほかの農家の皆さんにもお伝えしていくような形で考えております。

○八番（河本幸男君） この基腐病、なかなかすぐに収まるということには恐らくないんだろうなと思います。長い付き合いをしなければならぬ病気ではないかなと思っております。

そういった部分ですね、各農家さんですね、いろんなことを研究というか、自分であちこちの資料とか、そういった分をですね、見て研究をされております。ぜひですね、何が一番というのは、効果がある部分が今後出てくるのではないかなと思いますので、ぜひ

そういった分をですね、せっかく専従の職員を配置しましたので、そこを突き止めていってほしいと思いますので、ぜひよろしくお問い合わせをします。

次に移っていききたいと思いますけれども、次に、馬毛島についてお問い合わせしたいと思います。

私は市が葉山漁港の整備を防衛省に委ねたと思っておりますけれども、そしてまた、許可したということについてはですね、大いに評価をしているところであります。

これまで多くの船がですね、入港時に航路から外れて、南側の浅瀬ですね、座礁をしております。また、港内も狭いことからですね、非常に困っていたわけですけども、こういった船籍の少ない、ない漁港ではですね、市の一般財源を使ったりしなければならぬわけですね。そういった部分ではですね、財政力の非常に低い本市にとってはですね、とてもできるような事業ではなかったと思います。漁業者が、荒天時にですね、避難できる港がですね、整備されてですね、安心して船を泊められると思います。大変いいことだなと思っております。

また、漁協のほうでもですね、組合員の賛否についての投票を行ったと聞いておりますし、防衛省のほうもですね、ナガラメの漁期を外して工事を行うということですね、いい形で工事が進められるのではないかなと考えております。今後ですね、大きな濁りもなく、工事が進むことをですね、願うところであります。

また、市長は、市民の不安解消を図るといふようなことですね、防衛省との協議の場を設置いたしました。これもまた、私は高く評価をしているところでもあります。疑問に思うところは大いに防衛省等に追求してほしいと、そのように思います。

それでは、質問をしていきたいと思えます。

まず、馬毛島小中学校の跡地についてでありますけれども、防衛省から譲渡の依頼があったと。先ほどの答弁でもそういうことでありましたが、価格とかそういった部分を提示がされたものかどうか、お願いします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

昨年十一月に、市それから防衛省、タストン社、三者による馬毛島小中学校跡地等の現場視察をした際に、防衛省から旧馬毛島小学校について取得したい意向が示されたところです。併せて、葉山漁港周辺で、市民を含め自由に出入りできる空間を市と協議しながら整備していきたい旨の提案があったところでございます。

さらに、第三回の協議の場、四月の六日ですけれども、その場におきましても防衛省から、旧小中学校用地を取得したいと考えており、調整させていただきたい旨の発言を受けたところでございます。金額の提示等、そういった細かいところのお話には至っておりませんが、取得の意向が示されたものでございます。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 昨年の十一月と今年の四月の六日にそういった意向が示されたということですが、意向が示されたのはいいんですけれども、それに対して市はどのような対応、対処をしたのか、お願いします。

○市長（八板俊輔君） 小中学校跡地に関するお尋ねでございます。

取得の意向を防衛省が示したということですが、それに対する特段の対応はまだ今のところはしておりません。

十一月、四月という時点と申しますと、防衛省が環境アセスの準備を示した、それから、ボーリング調査などを含めまして、いろんな調査を実施している途中でもございました。またそういう中で、小中学校の取引に応じる段階にはないと判断しているところでございます。

また、協議の場での申出につきましては、特段の回答を今申しましたようにしておりませんが、今後、協議や調整の必要が出てくるものと感じているところでございます。

○八番（河本幸男君） 今後対処する必要があるというようなことでありますけれども、私は葉山の漁港、今の馬毛島小中学校跡地までの距離が大分あります。避難した船の方がですね、向こうまで行くにも相当時間がかかるし、また、行ったとしても、今のままの格好では小学校の建物の中で幾らか過ごすというのは非常に厳しいものがあるんじゃないかと思っております。

そういった部分ですね、葉山漁港の近くの土地と交換をするな

りすることは考えられないのかということですが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

現在、本市が掲げております馬毛島活用計画とも照らし合わせまして、学校跡地と他の土地との交換というようなことも含めまして、今後の国との協議の場などで学校跡地の在り方について検討していかねばならないと考えております。

以上です。

○八番（河本幸男君） 学校跡地を今後検討するということですが、でも、やはり、先ほど述べましたけど、私は葉山漁港近くのですね、土地と交換をですね、避難した漁船の乗組員がですね、身を寄せられる施設を造ったり、造ってもらったりといったほうがいいんじゃないでしょうか、そういった部分とか、馬毛島の歴史とか文化、そういう部分ですね、発信することもできる、そういったミュージアム的な部分ですね、防衛省のほうも造ってくれるのではないかなと思います。そういった部分に活用できる土地を取得するといったことがですね、多くの市民の、避難した乗組員のためにもですね、なるのではないかなと思っています。

また、世の中にはですね、たくさんの自衛隊オタクがおります。そういった部分ですね、観光面にもですね、役立つのではないかなど、そのように考えているんですけども、ぜひこのことをですね、市長、検討してほしいんですが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 今申し上げたとおりですね、そういう防衛省の意向とこちらの考え方というものをですね、両方の意見を交わしながらですね、今後詰めてまいりたいと思います。

○八番（河本幸男君） ぜひ、防衛省ともですね、協議の場ですね、しっかりと協議をお願いしたいと思います。

次に、馬毛島の道路認定について伺いたいと思います。

道路というのはですね、市道は良好な状況で管理をしなければならぬと思うんですけども、昭和五十五年に無人島になったわけですけども、市道整備とかそういった部分で何回馬毛島のほうに出向いたものか、分かっている範囲でお願いをします。

「建設課長 奥村裕昭君」

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

馬毛島の市道三路線につきましては、昭和五十五年から無人島になって以降、二年から三年おきに一回、漁港港湾の点検に合わせて道路の点検を行っております。

なお、平成十三年以降は、島の大半の土地を取得した企業から上陸の許可が得られず、この期間については立ち入ることができなかつたということで、実質的な点検等を行っておりませんけれども、平成元年から今日までで申し上げますと、合計で七回の点検を実施しております。

以上です。

○八番（河本幸男君） 私も職員時代にですね、何度も馬毛島に行

っております。人が住んでた昭和五十五年まではですね、集落に行くまでの道路ですね、その間で水が湧いてくる田んぼのような跡地のような、建設課長はよく知っていると思いますけども、そういった部分で、暗渠のようなものがあって、いつもそこが道が悪いというような状況でした。

その後も、人がいなくなつてからですね、私は水産におつたり、企画におつたりして、バッタが飛ぶ時期とかですね、土地利用の関係で馬毛島に何回も行きましたけども、前身の馬毛島開発がですね、向こうにいた時分はですね、暗渠が悪いところ、水はけの悪いところは何も気にならなくなつて通りました。そのときはですね、あまり感じませんでしたけども、いずれにしてもですね、市道認定をしているのであればですね、少なくとも年に一回は現地調査をしなければならぬと思いますが、先ほど言ったように調査については元年からは七回ほど行ったというようなことでありました。

そういった部分ですね、次の質問に移りたいと思いますけども、馬毛島がですね、無人島になったとき、市道の払下げについてですね、国のほうから市に対して市は必要ないかというようなですね、問いがあつたと思つておりますけども、その内容について説明をお願いいたします。

「農委事務局長 中野賢二君」

○農委事務局長（中野賢二君） 市道等の払下げについての御質問ですが、このときは農道の払下げでしたので、農業委員会から経緯

も併せてお答えいたします。

まず、馬毛島における市の道路等につきましては、昭和四十九年に県から旧農地法第七十四条の二第一項の規定に基づき、農道としての用途を廃止した場合は国に返還することを条件に譲与を受けておりました。

その後、昭和五十五年四月に無人島となり、それ以降、譲与要件の農道としての利用ができていないことから、昭和六十一年七月に市は農道としての用途を廃止して、土地を返還する届出を提出し、昭和六十一年八月に県に返還されました。

この際、県から書面による指示は特にありませんが、返還後の措置として、市は市の土地利用計画に合わせて有償で払下げを受けた旨の書面を県に提出し、売渡しの手続を進めました。その後、十一月に旧農地法第六十三条による買受予約申込書、買いたいという申込書を市が県に提出し、十二月に売渡し予約書、市が買う予約を認めますという書類が県から市に通知されております。昭和六十二年二月に売渡し通知書、市に売りますよという書類が市に交付されました。

市は土地利用計画について協議をしておりましたが、昭和六十二年三月に、土地利用計画が立てられなかったことを理由に、市は買受辞退届を提出し、現在に至つていふという状況です。

以上です。

○八番（河本幸男君） 農道として馬毛島の道路をですね、買わな

いかというようなことで来たけども、市は最初は必要だったと、しかし、計画が立たないからもう必要ないから要らないということとで答えたというようなことに間違いはないですか。

○農委事務局長（中野賢二君） 記録ではそのようになっております。

○八番（河本幸男君） はるか昔のことですから、まだ皆さんが職員になったりならなかったりしている部分だと思えます。そういった部分です、ね、なかなか調べるのも大変だったと思えますけども、あくまでも市は要らないと。そのときに、農道としては要らないということですけど、市長部局とのすり合わせとかそういういった分はどうかだったんでしょうか。やってない。

○農委事務局長（中野賢二君） お答えします。

そのとき、協議の段階で企画委員会等で用途の廃止とあと返還とを決定する際に、その後、市のほうで今度は有償で払い下げるという形で協議をして、それを県のほうに通知を出しておるといことですので、その辺は、市から県のほうに直接通知を上げて、そこで農業委員会を経由して通達しておりますので、それぞれ確認を上げていくものだと思います。

○八番（河本幸男君） そうですよ。有償でということですから、お金をつけるつけないの部分が異なりますから、恐らく市長部局とですね、協議がなされた部分だと思えます。

そういう状況の中ですね、先ほど同僚議員の質問に対してです

ね、学校施設と同様にこの部分を扱うようなことを言ったと思ってるんですけども、いかがなんでしょうか。この廃止の部分ですね。廃止するかしないかを含めてですね、どうなんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） ウのところの御質問になりますか。

○八番（河本幸男君） 先ほどの同僚議員の質問の中で、もしこの道路の廃止をするということであれば、施設があるから道路が必要なんだと。例えば、学校施設があるから、そこに行く道路が必要だから、道路廃止をしないんだというような、先ほどは答弁ではなかったと思ってるんですが、いかがなんでしょうかという問いなんですが。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

先ほどの繰り返しになりますけれども、市道につきましては、馬毛島小中学校が一号線沿いにございます。そうしたこともありまして、学校の取扱いとも関連しておりますので、今後、防衛省側と協議、調整を進めていくことになるかと考えております。

○八番（河本幸男君） 二号線、三号線についてはどうなんでしょうか。二号線、三号線はたしか学校を通ってはないのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。地図を持ってきてないから分からないということであればそれでも結構ですが。

○議長（川村孝則君） 河本議員、具体的に（二）の市道の認定についてア、イ、ウとありますが、どの部分に関連するような質問事項になるんですか。

○八番（河本幸男君） では、次に行きます。

それでは、この道路に関する最後の質問に移りますけども、国はあくまでも防衛施設を整備していくことだと思えます。今のウクライナの情勢を見てもですね、防衛力の増強は今後ますます強まっていくと私は考えています。

そういった部分ですね、この馬毛島の市道認定を早く私も解除すべきと思います。その上で国に申すということですね、強めて、本市になるべく影響のない基地整備と本市の活性化の手だてを講じるべきと思いますが、市長どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島の市道につきましては、市道沿いに西之表市の所有地、市有地ですとか、あるいは個人所有地もございます。今後も道路としての利用が想定されるため、これまでと同じように、市道の廃止につきましては今後とも協議調整を続けてまいりたいと思えます。

○八番（河本幸男君） 分かりました。ぜひともですね、防衛省のほうと協議を続けていってほしいと思えます。そういった部分です、ね、やっぱり市民のために使う小学校、中学校の土地、市道であってほしいと思えますので、ぜひよろしくお願いをします。

最後に、質問に移りますけども、同僚議員も言っておりますけども、隊員の宿舎の部分であります。

今までですね、馬毛島の防衛施設ですね、整備についてですね、反対した市民も、迷惑施設だけ、音とかそういった部分だけがです

ね、西之表に残ってですね、隊員宿舎が中種子町、南種子町に全て行ってしまおうと、そういう状況になるのではないかなという心配をされております。そういった部分ですね、西之表における隊員宿舎、これについてもですね、できるだけ多くの宿舎をですね、西之表に造るようにですね、積極的に市が対応してほしいと思えますけども、いかがでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

自衛隊の宿舎用地につきましては、防衛省からの照会に応じまして、事務的な対応をさせていただいているところでございます。

先ほど答弁させていただきましたけれども、防衛省のほうからは、今現在、検討中だということで説明を受けているところでございます。

○八番（河本幸男君） 分かりました。

検討中ということでもありますけども、防衛省のほうもどこということは言えないでいるんでしょう。恐らく、公的な部分をですね、一番最初に選びたいというようなことだと思えますので、ぜひですね、そのところも、積極的にですね、こちら側からも働きかけをしてほしいと、そのように思います。

この間ですね、テレビで、国会の閉会や参議院選をにらんでですね、各党首ですね、党首討論がテレビ等でですね、放映されておりました。防衛力の増強といいますが、そういった部分ですね、反対する党もありましたけども、多くの党が国防のことを述べてお

ります。国はですね、国防のための国防予算を大きく増強しようとしております。

馬毛島が防衛施設として決定をされ、予算をつけてですね、アセスを今年度中に終わりたいという、そういう中でですね、この計画が、馬毛島の計画がですね、白紙になることはですね、不可能だと私は考えております。であればですね、西之表市民を代表する八板市長はですね、一万四千の市民のために何がベストかということですね、第一に考えて行動と発言をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（川村孝則君） 以上で河本幸男君の質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十四時頃より再開をいたします。

午後一時四十五分休憩

午後二時再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、濱島明人君の発言を許可いたします。

〔九番 濱島明人君登壇〕

○九番（濱島明人君） 皆さん、こんにちは。

本日最後の質問となります。

先日、医療従事者、関係者の人ちよつと話をすることがありまして、五月はかなりコロナ関連関係の患者さんが多かったということと、あとやっぱり人手不足、また、一般外来、また、救急車も一日多いときで五、六台来るということで、かなり忙しい、忙しいを通り越して大変だったという話を聞きました。

「市に要望ありますか？」と聞いたところ、予算の支援はもちろんそうなんですけれども、できれば、人的支援、人をちよつと何とかしてほしいということを切に願っていました。

聞いたところ、健康保険課の課長からは、時々電話が来て「状況はどうですか」ということを聞いてくれると、それだけでもやっぱり気持ち的に救いになるということを話していました。

六月は今ちよつと落ち着いているという状況みたいですが、まだまだ予断を許さないということでした。

本当に医療従事者の方には、西之表市の医療を守っていただいているということに関して本当に頭の下がる思いです。ありがとうございます。

さて、昨年六月九日ですけど、私はこの場で馬毛島基地賛成を表明しました。中立から賛成をということ、そのとき賛成に回ったことで、市民に対して何としても評価していただけるように頑張っていくということもここで発言しました。

しかし、発言したのはよかつたんですけども、私と考えを対にするというか、違う団体等からは、かなりな批判、中傷があまり

た。私も、ここまであるかなということは、ある程度ちよつと予想してたんですけれども、一か月後には母も亡くなったりということもあり、本当に心が非常に疲れたなというのを今振り返ると思います。

そのときに、同僚議員である杉議員が、一緒に頑張るか。何を頑張るのかなと思ったんですけど、行動するしかないだろうということで、八月のコロナウイルスの非常事態宣言で、広報活動から始めようかということで活動を始めました。それ以降、市民から声があつたり要望があつたら、一緒に出向いて話を聞いて、市長に対して要望書を上げたり、または、他の自治体の議員との意見交換会、あと、コロナ禍の影響でしようがないんでしょうけれども、馬毛島対策特別委員会でも視察ができてない状況がずっと続いております。しかし、やっぱり自衛隊がある基地、また、米軍がある基地、再編交付金の対象自治体を回って、どういう状況なのかというのを自分の目で確認しないと、私も賛成を言った以上、やっぱり市民に対して失礼かなと思いました。一応八回ほど視察をしたんですけれども、その地域の住民の方とも話をし、いろいろ勉強させていただきました。

しかし、そういうことをしたとしても、評価は市民がするものとは私は思っております。ですから、どういう評価を今されているか、まだはつきりと分からない状況ですけれども、今後、さらに活動行動して、一生懸命頑張つてまいりたいと思います。

それでは、一般質問通告書に従つて質問いたします。まず最初に、第十九回生涯スポーツ大会についてです。

五月八日でしたかね、久しぶりの市の行事ということで、市長も所信表明で話していましたけれども、あつぽくらんどと市営グラウンドで、グランドゴルフ大会とソフトボール大会がありました。コロナ前は、それでも普通の年間行事だというイメージがあつたんですけれども、やっぱりコロナ禍ということで、やっぱり意味合いが違うというか、みんなうずうずしていたのかなという気もしますし、何か一つの希望が見えてきたかなと。市がやっぱりこういうことに取り組むことによって、各校区も、じゃあ自分たちもという形になってくるのかなと私は思いました。

それでは一番目の、五月初旬、鹿児島県全体ではコロナウイルス感染者が急増していたが、生涯スポーツ大会を開催した理由を問います。

以下の質問は、質問者席させてからさせていただきます。

「社会教育課長 古市善哉君」

○社会教育課長（古市善哉君） それでは、お答えいたします。

四月十五日に、生涯スポーツ大会の共催者であります市スポーツ推進員の方々と実施の有無について協議をいたしました。推進委員会では、市民の方々から開催の希望も多くあることから、緊急事態宣言が出てない限りは、コロナウイルス感染症の対策予防をしっかりして実施したいとの意見でまとまりました。

この時期、県内では三百から九百程度の感染者が出ておりましたが、生活圏である西之表市や種子島内での感染者は極めて少なく、緊急事態宣言も発令されていなかったことから、大会当日の一週間前から、体調管理チェックシートにより、検温などの自己管理を確実にすること、競技中もマスクを着用すること、体調の優れない方は参加を御遠慮いただくなど、感染対策を徹底して開催することといたしました。

以上です。

○九番（濱島明人君） 一週間前から健康管理、参加者に関してはそこまでしていたということを知りまして、大会を見ていただけでは、ちょっとここにあるんですけれども、マスクをしながらの大会と。していた方は本当に大変だと思います。

私もグランドゴルフ、ソフトボール、ここにこういう形で検温、ここに来た方の名簿を書いたり体調チェックしたりするということがあったと思います。

私も見に行ったんですけど、ショックだったんですけど、今、守っているチームが自分の地元のチームだったんですけど、自分たちはよっと呼ばれてなくて、先ほど評価はどうかって言ったんですけど、評価されてないのかなと、ちょっとショックを覚えたところなんですけど。

そういうのは置いておいたとしまして、各スポーツ推進会があったと思います。その中でも多分、どうするかという意見が出たと思

うんですけども、どういう意見が出たかということと、決定はどかがしたのか、または参加人数、参加者数を教えていただければと思います。

○社会教育課長（古市善哉君） スポーツ推進員の中では、校区によつては参加をしないというところもあったりですね、少しバレーのこともあるんですけども、バレーについては室内であると、子どもも一緒にしてくるということで、中止をしたほうがいいんじゃないか。もしくは、久しぶりのこういう大会であるので、突破口といえますか、そういうことでやりましょうという意見がなされたところでは。

最終決定につきましては、後半、バレーボールのことも出てきていますけれども、推進委員の会ときにはもうやる方向で決定いたしました。当日、またちょっとバレーと重なってきますが、それについてはですね、一日前に最終決定をしたんですけれども、バレー以外のほかのスポーツ、競技については実施をしようということでは、会長との協議の中で決定をいたしましたところでは。

それと最後の質問ですけども、参加数ですけども、まず、ソフトボールです。当日は四百歳と年齢制限なしでしたので、一応参加チームが九チーム、四百歳代が八十五名、年齢制限なしが四十九名、そしてグランドゴルフにつきましては、参加チームが三十四チーム、参加者が百七十四名というふうになっております。以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。三年ぶりということだったんですけど、けが人等は別に出なかったですかね。大丈夫ですか。

○社会教育課長（古市善哉君） けが人等の報告は受けておりません。

○九番（濱島明人君） それでは、次の質問に移ります。

今ちよつと課長のほうからもあつたんですけども、大会前日、市民体育館で行われるミニバレーボール大会が急遽中止になったと。多分楽しみにしていた方も本当にいたと思います。

昨年の地方臨時再生交付金で、大型ファンや冷風機を市民体育館で買って設置しているということだったんですけども、それを使つたとしても、やっぱりちよつと難しいという判断だったのか。そういうことですね。どうだったのかを確認します。

○社会教育課長（古市善哉君） お答えいたします。

まず、ミニバレーボールを大会前日に中止した理由について御説明いたします。

五月六日、県内で室内で行われたバレーボール大会が原因で新型コロナウイルスのクラスターが発生し、過去最多の百四名が感染したとの報道がありました。この報道により、複数の参加チームから参加を見合わせたいとの申出がございました。

私どもといたしましても、ミニバレーボールは室内で実施すること、また、体の接触が度々起こりうる可能性が高いことから、スポ

ーツ推進委員会の会長とも協議の上、中止の判断をさせていただいたところでです。

市民体育館に常備してある大型ファンや冷風機は、新型コロナウイルス感染症の予防である換気など密閉回避のために購入していることから、ミニバレー大会では当初から使用予定ではございましたが、県内のクラスター発生による参加予定者の方々の不安が大きくなったことから、中止とさせていただきます。以上です。

○九番（濱島明人君） 今の答弁で参加チームからちよつと不安だという声があつたということでした。自分とすれば、一方的に中止かなという考えでしたので、参加チームからあつたということであれば、それは納得いきます。

ちなみに古田校区でも、夏、球技大会を行うんですけども、ミニバレーをいつもするんですけども、市の今回の対応を見て、屋内より屋外ということでグラウンドゴルフに切り替えるということになっているみたいです。

それでは、次の質問に移ります。

生涯スポーツ大会に参加した方の感想、またはそれに関して意見問合せ等があつたか、また、今、課長がミニバレーボールについて話したんですけども、ミニバレーボールで参加したかったチームからの不満とか不平とかあればなんですか、お願いします。

○社会教育課長（古市善哉君） お答えいたします。

実施後にアンケートを取ったり感想を求めたりすることはいたしておりませんが、参加された方々やスポーツ推進委員からは、久しぶりのスポーツイベントですつきりしたとか、長らく会うことができなかつた知人と話ができて楽しかった、また、これを機に様々な行事ができるようになるといいのだがというような御意見をいただきました。

なお、ミニバレーの方からのそのような御意見等は承っております。

以上です。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

今の意見を聞くとやっぱりスポーツすることはいいのかなど。特にずっとコロナ禍で窮屈な思いされた方がいると思いますので。西之表市においては、市民体育祭なり駅伝大会等、各種大会がありますので。今回、鉄砲まつりも開催される、今のところ予定と聞いております。各校区においても、行事はなるべくコロナ感染対策をしっかりと取った上で行っていくことですので、何とかこういう市民体育祭、駅伝大会、市の一大イベントができるよう進めていけるように、何とか御協力をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

市民一斉海岸清掃についてです。

市民海岸一斉清掃を中止した理由、また、何年間清掃を実施してないか、お願いします。

「市民生活課長 平石栄夫君」

○市民生活課長（平石栄夫君） それではお答えいたします。

本年四月上旬に市民一斉海岸清掃開催の可否を判断し、行政連絡員総会において説明させていただきました。

理由につきましては、コロナ禍にある中で、本市において三月及び四月に感染者が確認されており、三回目のワクチン接種についても、六十五歳以下の接種が五月以降も計画されたため、市民総参加のイベントとして開催するのは難しいという判断をいたしました。

また、海岸清掃中止につきましては、コロナウイルス感染症が確認されて以来、感染症拡大防止のため、令和二年度から令和四年度までの三年間中止しております。

以上です。

○九番（濱島明人君） 三年間していなかったということですが、西之表は周りが海ですから。

古田校区に関しては、鉄浜海岸を清掃するということになっています。やっぱり市民からは、やっぱり海岸ですから、本当はもうちょっととして、海岸が汚れていると。これは西之表市民、種子島の人たちじゃなくて、漂着ごみも実際あるわけですから、これは何とも言えないところもあると思うんですけども、やっぱり、清掃活動、さっきのスポーツじゃないんですけども、そういう行事をしてほしいなという意見が実際ありました。

大体何か所の海岸清掃というのがあるのか。ちよつと自分は勉強

不足だったんですけど、何か所の海岸を清掃するのか教えてもらっていいですか。

○市民生活課長（平石栄夫君） 海岸清掃の年間の計画ということでしょうか。

○九番（濱島明人君） いや、海岸清掃するじゃないですか、一斉に。そのとき、古田は鉄浜に来なさいとか、どここの海岸というのが何か所あるのか。

○市民生活課長（平石栄夫君） 全ての海岸に、西之表からも例えば国上に行ったりとかもしますし、そういった形で一斉清掃を行っている状況です。

○九番（濱島明人君） すいません、ちょっと質問の仕方が悪かったですね。すいません。

それでは、次の質問に移ります。

まちづくり公社が行っている海岸清掃ですが、一年間のごみの量はどれぐらいなのか教えてください。

○市民生活課長（平石栄夫君） お答えいたします。

海外清掃につきましては県の補助事業を活用しておりますが、四月から一月までが補助対象になっておりまして、二月、三月は、市の単独事業として海岸漂着物地域対策推進事業を実施しております。平成二十六年から取組を始め、令和二年度からまちづくり公社に委託しており、回収量は、令和二年度は五万一千四百六十キロ、令和三年度は五万四千四百四十キロでありました。

以上です。

○九番（濱島明人君） 先ほど三年間行ってなかったと、一斉清掃を。ということなんですけれども、一番直近の市民参加の清掃で集めたごみの量というのは分かりますか。

○市民生活課長（平石栄夫君） お答えいたします。

平成三十年以前、過去五か年を見ましたときに、年度で回収量に差がありますので。少ないときで平成二十八年度が五千八百九十キロ、多いときで平成三十年度、一万八百三十キロ、五か年の平均でいきますと八千七百七十二キロとなっております。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

先ほどの年間のまちづくり公社のごみ回収が五万一千とか五万四千、今の話を聞くと少なくとも五千キロとか、十分の一とかという形になります。だけど、一日でやっぱり人が集まりますので、これだけの量が集まると。やっぱり全然こういう清掃関係に関しては、やっぱり人が集まっていたほうが、もちろん効率的。皆さんも御存じだと思いますけど。ですから、なるべくこういう活動をすれば、一気にごみ回収ができるのかなと思いますので、この数字をよく見て検討していただければと思います。

次の質問に移ります。

種子島の海岸に漂着したごみによる観光面や海洋生物への影響等、市の考えをお願いします。

○市民生活課長（平石栄夫君） お答えいたします。

海岸に漂着したごみにつきましては、観光業をはじめ水産業など、様々な分野に影響が生じると考えております。

市の考えとしましては、海岸一斉清掃やボランティア活動によりごみを回収することはもとより、ポイ捨てをしないこと、再利用するためのリサイクルを推進するなど、排出するごみを減らすような意識改革に努めることが重要であると考えています。

特に海洋プラスチックごみは、世界的にも注目され、問題視されており、海を汚染するだけでなく、そこに住む生き物にも影響を与えると言われ、最終的には人類にも影響を及ぼすと言われているところですので。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

そうですね、海洋生物等に影響等ある、自然を破壊すると。

例えば、今、馬毛島の問題等ありまして、馬毛島の環境評価等におきまして、馬毛島の自然を守れとか、マゲシカの保護、ウミガメ、オオヤドカリとかいう意見が結構出ています。

そういう方たちから、例えば、市民生活課に対して、こういう清掃をもうちょっとして、西之表の海を守ってくれというような意見とか、そういうのは来ないですかね。

○市民生活課長（平石栄夫君） 今回、海岸清掃を中止した際に、ある地域の長さんから「やってももらえるとうれしいのにな」という御意見はいただきました。ただ個別に市民の方から、もっとやってほしいとかというところは、今のところ直接は伺っていないところ

でございます。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

そうですね、馬毛島の自然もちろん大切ですけど、まず、地元地域の海岸を大切にしたいと。古田は海がないと言っても、そういうことは言ってもらえませんが、私の名前も濱島ということで海にちなんだ名前ですので、海の海洋汚染とかその辺は注意しながらやっていきたいと思えます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

今までの質問の経緯から分かると思うんですけど、今年度中、海岸清掃実施を考えてないかどうか。コロナの状況によると思うんですけど、これだけ海岸清掃を実施してないと、やっぱり市民の意識、ごみに対する問題、そういうものもあると思いますので、何とか開催してほしいんですけども、今のところどういう予定があるかないか、お願いします。

○市民生活課長（平石栄夫君） お答えいたします。新型コロナウイルスの状況については、本市においても日々感染者が発表されており、市民が一堂に集い交流する清掃活動の開催はまだ難しいと考えておりますが、コロナ禍においてどのような手法がよいのか、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

このような中、年間約十五団体の方が、ボランティア活動において清掃活動に取り組んでおられ、感謝いたしていると。なお、ボランティア清掃活動に対するごみ袋の提供、ごみ処理の手数

料の免除等の支援は、従来どおり行っているところでございます。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

今言われたボランティアというのは、サーフィン連盟とかそういったところですかね。

○市民生活課長（平石栄夫君） 議員言われるように、サーフィン連盟だったとか、それから女性団体の方もやられているようです。

○九番（濱島明人君） つい先日、サーフィン連盟に加盟している方と話をすることがあって、こういう問題でちょっと話を聞いたんですけど、月に一回、海岸清掃を行っている。サーフィンのポイントが十四か所大体あるということで、月に一回ずつ回っていったら、年間で何とか回り切るかなということでした。

あと、サーファーの方も、海に入ってたペットボトルとかそういうのは、自分で持ち帰る。そんな量は多くないですけど、そういう意識の高い方も多いということなんです。あと、奄美や沖縄でしたかね、どこかその辺の話で、海岸にごみ箱を設置して、その人たちが持つてきて、そこに捨てればあとは行政が持つていくというようにすることもやっているということで、いろいろな知識、アイデアをサーフィン連盟の方は持っていましたので、もし機会があれば話を聞いていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

地方創生臨時交付金についてです。

南種子町は、交付金を使い、町内全体約二千九百戸にガソリン購

入にも使える商品券を配布したが、西之表市では地方創生臨時交付金の活用をどのように考えているか、お願いします。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設され、本市におきましても、原油価格や物価高騰の影響を受けた住民や事業者の負担の軽減を図るため、実情に応じたきめ細やかな事業への活用を考えております。

具体的には、プレミアム付商品券をはじめ、学校給食食材費に対する補助や、市内中小企業等への電気、ガス、燃料代の補助、漁業者への燃油補助等の支援策をすることとしており、さらに今後も、生活支援をはじめ、農林水産業や交通、観光、飲食業等、幅広い業種への支援に引き続き取り組み、市民の負担軽減、地域経済の活性化に努めたいと考えております。

以上でございます。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

いろいろ取組をするということなんですけれども、実際、例えば商品券なり何なりを発行するとしたら、いつぐらいが目途とか、そういうのはあるんでしょうか。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） キャッシュレスのポイント還元事

業、電子商品券等については、八月及び十月を予定しております。地域商品券、紙の商品券については、歳末の発行を予定しております。

以上です。

○九番（濱島明人君） 本日、三名の同僚議員が質問して、いろんなものが高騰しているということで、市民生活、困っています。

今、八月、十月、歳末ということでしたけれども、この歳末ではなくて、もうちよつと早めに券を配るとか、そういうことはできないんですか。何か縛りか何かあるんですかね。

○経済観光課長（高石心平君） そうですね、当初予算で計上している事業でございます。そのときも説明をさせていただいたんですけれども、単発単発、一回で効果を得るのではなくて、何回かに分けて経済対策、支援を行っていくことによって、切れ目ない支援をしたいということを念頭に置いて、事業を実施しているところでございます。

以上です。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

この件に関して南種子町がしたということで新聞に載って、同僚議員にも問合せがあったんですけれども、市のほうにも市民から、もうちよつと早めに何かないのかみたいなの、そういう問合せとかはあったんですかね。

○経済観光課長（高石心平君） 直接市民から経済観光課にそうい

う声が届いているということは、今のところございません。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

それでは、次の質問です。

市においてもガソリン購入できる商品券を考えるのであれば、例えば、すこやかで行われている定期健診等前に商品券を配布して受診率アップを図るなど、商品券を使った、経済効果だけではない何かしらの相乗効果をもたらす配布方法とかあればと思うんですけれども、そういう考えがあるのかどうか、お願いいたします。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

今年度予定している地方創生臨時交付金を活用した経済対策につきましては、既に当初予算で承認いただいているコロナ対策地域経済活性化プレミアム付商品券発行事業と、地域経済活性化キャッシュレス推進事業、今定例会で提案している原油物価等高騰に係る支援事業となっております。

市においては、地方創生臨時交付金を活用した事業ではございませんけれども、健康保険課のほうでは、特定健診受診者に対して抽選で商品券が当たる事業や、高齢者支援課では、集団検診受診時や健診の結果報告会、地域の元氣アップ体操などに参加した場合に付与されるポイントを商品券に交換できる取組もしております。

今後、市で行う事業につきましては、新しい工夫を加えながら、多くの市民に提供・還元できるように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○九番（濱島明人君） なぜ特定健診かという話をしたんですけれども、自分も特定健診を今回受けたんですけれども、地域の方、帰るときによろうて買物でもしていこうかとか、うまいものを食べていこうかと。大字で商売している身からすると、ちょっと寂しい話を聞いたなと思ったんですけれども、せっかく町に来るからにはやっぱりそういうものを使いたいというのが、大字の人は結構思いますので、もし何かしらこういうものがあれば、相乗効果を生めるような形で配布していただければと思います。

ちなみになんですけど、健診率、昨年、令和二年度は三三・一%でしたが、令和三年度は四七%ということで一四%アップということを聞いております。これも健康保険課の努力のためものかなと思っておりますし、あと市民の皆様が健康に対して意識を持ってきたのかなと思いますので、今年さらさらアプリするように、また、努力していただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

在宅ワークについてです。

昨年の地方創生臨時交付金での在宅ワーク推進事業による効果、実績、また、在宅ワークスキルアップセミナーを受講した人数と、現在、市に在宅ワーク者数はどれぐらいいるのか、お願いいたします。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

新型コロナウイルスにより、業務形態がオンラインなどテレワー

クで実施する事業者が増えていることから、昨年度、在宅で仕事を始めたいと考えている人を対象として、在宅ワークスキルアップセミナーを開催したところでございます。

セミナーは、一日二時間、七回受講するコースで実施し、会場で二十二名、リモートで二名の合計二十四名の方に御参加いただきました。セミナーの内容は、ビジネス全般において使えるような資料作成スキルの習得や、コールセンターを想定した接遇研修などでありました。

このうち、この事業を受託した人材登録会社へ登録した人員が七名おりましたが、実際にまだ就業に至ったという方はいらつしやしません。

また、在宅ワークをしている方の正確な数字は把握しておりませんが、現在、デザイン関係の仕事をされている方などがいらつしやいます。

以上です。

○九番（濱島明人君） 今の実績等を踏まえてなんですけれども、

西之表市で在宅ワークを今後やっぱり進めていくべきなのかどうなのかというところなんですけど、課長とか市の意見としてありますかね。

○経済観光課長（高石心平君） 西之表市の雇用状況上、そのときの状況に応じて対策は行っていかなければいけないというふうに考えております。

実際、昨年度を受講した方の多くが、こちらとしては、比較的、子育て世帯、若い方を想定していたんですが、実際に参加した方は、三十歳から四十歳、年齢の高い人で六十代の方も参加されておりました。

このように、リタイアされた方、高齢になってからもやはり仕事を続けたいという方がいるということも実情ですので、こちらの事業の中では、テレワーク、在宅ワークを対象としておりましたが、個人のそういったスキルアップ、パソコン等の能力を上げていくことによつて、そういった高齢の方々への雇用の支援ということにもなると思っていますので、どのような対応が一番いいのか、また、検討を重ねていきながら、今後の事業を実施していきたいというふうにご考えております。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

そうですね。パソコンを使った形の仕事が中心になると思います。パソコンの勉強、使い方の勉強にもなるということで、そういうのがあるんだなど、在宅ワークだけじゃなくて、それ以外にも使えていくんだということが分かりましたので。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

イです。

昨年八月十二日、非常事態宣言が発令され、職場での感染を避けるため、市役所でも職員の在宅ワークを取り入れましたが、具体的

な勤務体系や内容、また、全ての課で在宅ワークできたのか、また、在宅ワークで市役所の人員不足解消とか、そういうのにつなげられるのかをお願いいたします。

〔総務課長 松下成悟君〕

○総務課長（松下成悟君） お答えいたします。

昨年八月に実施した在宅ワークについては、市が発した緊急事態宣言発令下で業務継続を図るために行つたものであります。

一例を挙げますと、総務課職員も計画の見直しを自宅で実施したり、法制部門の職員がウェブ上で研修受講をした事例がございます。在宅ワークについては、働き方改革の観点から全国的にも関心が高まっていることも承知しておりますが、どのような形で導入するか、人員不足解消の一助となり得るか等について、今後、検討が必要であると考えております。

また、導入に当たつてどのような問題点があるかという部分では、窓口での相談業務などのある部署は在宅ワーク自体が困難であること、また、市役所の業務が個人情報を取り扱うなど非常に多く、情報セキュリティ上の観点から対策が必要なものが多いこと、併せてテレワークを行う際の勤務遂行体制の管理、あと、勤務時間の管理などの課題があるものと考えております。

以上です。

○九番（濱島明人君） 夏休みの期間中ということでしたので、多分、市役所職員の中にも子育てしながらしている方もいらっしゃる

と思うんですけども、例えば、市役所の中で、夏休みで子どもどこにも預けられないけど、自分が在宅していることで安心だったというような声とか、在宅ワークしてよかったという点とかは、職員から聞いたりはしましたか。

○総務課長（松下成悟君） 在宅ワークをしてよかったなとかという部分、そういうものはございません。

市としたいにしても、業務継続計画ということで、今回、コロナ禍というものがあ、職員が半分出て、半分出なくてという形で、職員のほうに全感染した場合には、市民の方々の業務遂行がでない部分がございますので、そのところを考えながら、市といたしましても、このコロナ禍だけではなくて、災害が発生した場合に業務を遂行していく形の計画、業務遂行計画、実施計画というのがございますので、それに照らし合わせながら業務を行っていくという大きな策定の計画がございますので、それに合わせて行っておりますので、業務が在宅をしてよかったなという、そういう職員からの意見はあまり出てこなく、逆に、業務が滞ってないかという心配の声が上がっているところも幾分かございました。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

この在宅ワーク、テレワークなんですけれども、自分の知っている西之表在住の人でテレワークをしている方がいます。その人によつと話を聞いたところを、どういうものかということをちよつと

紹介したいと思います。

その方は神奈川県横浜の会社に勤めていると、けど西之表でテレワークという形でやっているということで、一日の流れとしては、九時にオンライン朝礼、九時半に業務開始と。十一時半から十三時半まで昼休み、十四時四十五分がオンライン夕礼で、十八時が終業と。この方はチームを組んでいるので、途中途中ほかの人たちとのやり取りをすると、打合せをするということで、朝礼、夕礼、その間にまた打合せをするということでした。

メリットに関しては、自宅でできるということと、島外の給料水準で島内で生活できるというメリットもあると。また、Uターンインターンの人にとっては、自分のそれまでのキャリアを捨てずにできるといふメリットがあると言っていました。

企業側としてのメリットとしては、在宅ワークに取り組んでいるということのアピールと、あと、入社希望が増えるということ、また、人的不足の解消につながるということでした。

デメリットに関しては、テレワークをやる人に関しては特にならんと、問題は企業側にあるということでした。どういうことかという、企業がどこにあるかということにもよるんですけども、例えば関東であれば余計な経費がかかる。例えば、健康診断なども、健保組合加入病院が種子島にない場合などの理由で高額な金額がかかったりですとか、また、出張旅費等も種子島から東京まで行くということにかかってしまうということです。

ですから、この方の考えですけど、企業としては、企業はボランティアでやっているわけではないので、何かしらの利益が見込めないとわざわざ種子島でテレワークをすることはないんじゃないかということですよ。種子島に縁のある企業が半分ボランティアでやるということはあるかもしれませんが、そんなに続くかどうか分からないということを言っていました。

あと、種子島できるとしたら、スマート農業や漁業のICT化などによって、それを活用したテレワークができるんじゃないかと。具体的には本人もちょっと分からないということでしたけれども、そういう農業、漁業があるところでテレワークをしていくみたいなことになったらできるんじゃないかなということを話していました。

多分、こういうことと言えば、企業側としてはあまり遠方からの方は受け入れたくないというような考えがあるのかなということが分かりましたので。けど、この方は種子島でやっているんですから、多分優秀な方じゃないかなと私は思っております。

そういうことで次の質問に移りたいと思います。

第一回西之表市未来創造サミットでの市民からの意見、要望についてです。

このような政治団体が主催した会に市職員が参加してよいものかどうか、市長の見解をお願いいたします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

政治団体が主催した会への市の職員の参加ということでありますが、個人として参加すること自体には特段の問題はないというふうに考えております。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

中にはやっぱり市長の顔色をうかがいながらという方もいらっしゃるんじゃないかなと私は思ったので、ちょっと聞いてみたんですけども、今の市長の発言ですと個人の判断ということでしたので、ありがとうございます。

それでは、次に、質問です。

市長に提出した第一回西之表市未来創造サミットでの市民からの意見、要望がまとめられた「航空自衛隊馬毛島基地（仮称）整備に係る各種交付金に係る提言書」を庁舎内の会議等で配付し、職員との情報共有を行ったかどうか、お願いいたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

各所管課につながるとともに、庁内の会議でも共有したところがございます。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

それはただ配付しただけ。会議で配ってそのときに各課からの意見等、そういうのはあったわけですかね。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

関係課へ企画課職員が直接出向き説明を行ったということでは

てございます。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

子育て世代からの要望ということでサミットの中であったんですけれども、種子島高校のことが書かれてあったんですけど、種子島高校は、進学や就職実績を見てもすばらしく、放送部や陸上部をはじめ部活動においてもすばらしい成績を収めていると。また、園児との体験活動や、小学校での陸上教室など、地域との触れ合いも盛んに行われ、今日の新聞に載っていたんですけども、電気科がロケットコンテスト出場を目指して日々研究しているという記事もありました。

種子島高校の生徒が年々減少しています。今年は約三十から四十名が高校入学時点で離島していると。市は減少理由をどのように考え、生徒減少を食い止める対策を講じているか、対策を行っているのであればその実績はどのようなになっているか、お願いいたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

種子島高校につきましても、議員御指摘のとおり市外への進学者数が、三十名から四十名程度となっている状況でございます。

この対策の一つとして、令和三年度から、西之表市種子島高等学校魅力化支援事業として、種子島高校に通学する生徒、保護者を対象に、バイク通学の経費、検定試験や資格試験の補助、下宿、家賃補助などを行っております。

実績、あるいは効果につきましては、今後、継続した取組の後と考えておりますけれども、保護者に対する経済的負担の軽減になっているものと考えております。

以上でございます。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

私も、今課長が言った五項目の市からの補助、これは把握しています。しかし、現状的には厳しいものがありまして、これは通告外になるんで答えるかどうか分からないんですけども、新しい学科の設置と新設等できないかどうか。例えば、西之表、種子島には海上保安署等ありまして、海での救難救助、災害対応などに対応するという、例えばそういうのに特化した学科を、ほかに類を見ない学科を新設できないかどうかなんですけれども、このことに関して、通告外ですけども、できるかどうかに関して答えてもらえればと思いますんですけど。

じゃあ、この内容はいいです。

新しい学科というのを市としての動きとしてできるのかどうかなんですけれども、どうでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

全国的な事例で申しますと、そういう動きをしているところがございますので、住民の皆様の御理解、そういったお声があれば当然取り組んでいくべきかなとは考えております。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

市営プールを屋内プール化し、年中利用できるようにしてほしい、また、学習ルームを併用してほしい、利用頻度を高くして、効率的な運営ができるのではないかとという質問です。お願いいたします。

○社会教育課長（古市善哉君） お答えいたします。

令和二年三月に、市教育委員会が策定した西之表市社会教育施設長寿化計画の基本方針では、市営プールを含む今後も活用する予定の施設については、機能の保持・充実を図りつつ、基本的に現状の施設を保持していくものとなっております。島内唯一で五十メートルの長水路を有する市営プールは貴重なものであると考えております。年中できる屋内プールの建設や学習ルームの併設については、一部に要望の声があることは承知しておりますが、巨額の予算を伴うことから別途検討することになるかと思えます。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。そうですね、予算がかなりかかるということですが。

習い事の人気ナンバーワン、小学生の水泳ということで、西之表市においても、小学五、六年生は、浦田湾遠泳大会等あります。練習期間が普通の水ですから期間が短かったり、泳げない生徒もいますので、今後、できればというか、予算がないのでできないということですけれども、何かしらの対策でできればなど思っております。

次の質問に移ります。

商工会からの意見、要望として、市街地の歩道確保のため、電柱の地中化、無電柱化、島外から車で来る方への利便性向上の点から商店街に密接した駐車場整備はできないか。また、二〇二〇年十一月、西之表市商店街で行った一方通行の社会実験の検証結果や、今後にかす取組はどのようになっているかお願いいたします。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

電線の地中化につきましては、歩行者への歩道確保や台風時の電柱倒壊等の防災対策として、港町再生基本構想の中で検討してきており、引き続き実現可能かどうかも含めて協議をしていく予定です。

商店街に密接した駐車場の整備につきましては、場所の確保が難しい状況にあるため、現状としては、市街地周辺に市民駐車場を設置し、管理を行っているところでございます。

社会実験の検証結果ですが、一方通行化については賛否両論あるものの、商店街そのものは変わる必要性があるという認識を持っている方が多いことを確認したところでございます。昨年度から市商工会青年部の皆さんによる自発的な商店街活性化のための検討も始まっており、市としましても、港町再生推進検討委員会などで議論を深め、新しいまちづくりを進めてまいります。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

この社会実験のことなんですけれども、これは一方通行化したん

ですけれども、実際にできるような形になるんですかね。それとも、どこかでこれはストップする、無理だとなったら一回打ち止めるみたいな計画。それともまだ検証をずっと続けていくということになるんですかね。

○経済観光課長（高石心平君） 前回やったのが完全一方通行というところで、方向を一方向でしか実証しておりません。これを区間を狭めてやるのが効果的なのか、もしくは逆方向にすることが効果的なのか、そういったことも、その後の車の流れの調査等を行っておりますので、そういったことも含めてですね、検討しながら、それが見込みがないというふうに検討委員会の中で判断されれば、計画はそれ以上にはいかないということになりますけれども、現時点ではそこも含めて検討しているところでございます。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

こういう実験というのは、実験なので失敗なら失敗ということでは、潔く認めて、すばつとやめるというのも、また、別の方法を考えるというのもありかなと思います。もちろん、税金を投入しているのでも簡単にはいかない部分もあると思うんですけれども、それがまたずるずるずるずるいってしまうよりは、また違う考えをやったほうがいいかなと思うんですけれども、市長的にはどうですかね、これは。どう考えますか、まだ続けるべきかどうかなのか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

一方通行の実験につきましては、商店街の活性化、あるいは港町再生という市全体の市街地の活性化を図る中でですね、一方通行もその方法として、手段として取り得るということで、その効果等について、あるいは、市民、地元の方の意見も伺うために実施したようなところでありまして、最初にやるということを決めてということではないことがありますので、今後ですね、選択肢の一つとして持っていくことだと思います。より効果があるかどうかということがあれば、採用するということになるかと思えます。

○九番（濱島明人君） 分かりました。ありがとうございます。
次の質問に移ります。

次の質問は、先ほど同僚議員からあった質問内容とかぶるんですけれども、娯楽施設が少ない中、市街地にあるわかさ公園の役割は重要であると。子どもから大人までが気軽に安全に利用できるように、遊具の充実と老朽化した施設整備ができないか。また、市民アンケートによるわかさ公園の満足度はどのようになっているかという質問ですけれども、ここに関しては先ほど同僚議員が質問している部分が重なりますので、市民アンケートによるわかさ公園の満足度を教えてください。

「建設課長 奥村裕昭君」

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

昨年度実施した市民アンケートにおいて、わかさ公園の満足度に関する設問は設定されておりませんが、市が特に力を入れる

べきところは何かとの設問に對しまして、トイレの水洗化や、公園の充実など、身近な生活環境の整備を選択されている方が一定数おられました。

引き続き、的確な市民ニーズの把握に努めるとともに、安全点検の結果を踏まえた施設や遊具の整備などにより、市民の憩いの場として充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

アンケートがなかったということですので、ちよつといいですか。これは、市の協議の場でも多分言ったと思うんですけども、大竹市の公園。ちよつと映り方が、ちよつと自分は写真の写し方が下手なんであれなんですけど、これが遊具ですね。この下に「この公園は防衛省の補助金等により整備しました」と。ここに、ちよつと小さくなったんですけども、公園があつて、ここに球技場があつたりとか、デイキャンプ場があつたりということになつております。

ありがとうございます。

大竹市を視察したときなんですけれども、再編交付金を子どもたちのために使いたいという市長の考えで、新興住宅地や商業施設が多数ある海岸沿い、ここの周りは本当に商業施設や住宅地があつたんですけれども、子どもたちが遊ぶ遊具広場や多目的グラウンド、球技場、デイキャンプ場のある公園を整備したと。市民から感謝の電話や、特に子どもを持つ親から大好評ということでした。

なぜこれができたかという再編交付金なんですけども、大竹市の行政区である阿多田島の上空を米軍機が飛ぶことよつての再編交付金をもらったという話を聞いております。

では、次の質問に移りたいと思います。

種子島特産品協会からの意見要望、三年ほど前から取り組んでいるECサイトでの販売だが、予算不足が原因で運営維持が困難。地場産品の発信、発送を行うための予算の助成をしていただきたいかどうかということです。

お願いします。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

種子島特産品協会のECサイト、インターネットでの販売サイト開設については、令和二年度に新型コロナウイルスの影響を受けた特産品事業者を支援する目的で実施した種子島特産品によるPR&エール事業において、本市の補助金を活用して開設されております。ECサイトを運営していく中で行政として必要な支援については、今後とも、種子島特産品協会及び特産品協会の事務局である市商工会とも連携協議をしながら、検討し進めてまいります。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

特産品協会の会長から、視察に行ったとき、行政と連携がうまくとれているところは売上げも伸びるし、また、問題解決を一緒にできる部分で対策や行動が早いという話がありましたので、西之表市

もできていると思うんですけども、更なる協力、連携を取っていた
だけだと思います。

それでは、次の質問です。という前に、すいません。質問の前に
ごめんなさい。今まで、こういうサミットで出た意見、要望なんで
すけれども、多分、今後、来年度以降、早ければなんですけれども、
こういうことを質問したときに、課長のほうから、この件に関して
は再編交付金を使ってできるんじゃないかという話が今後出てくる
んじゃないかなと私は思っています。ですので、こういう意見があ
るということで、皆さんも準備しておいていただいて、再編交付金
が来たときにはすばやく行動できるように考えていただければとい
うことで、このような質問をさせていただきました。

次の質問に移ります。

西之表市と防衛省の協議の場についてです。

協議の場の趣旨は、一、一月中旬に行った各種団体との意見を聞
く会で出された意見をベースにした内容、また、柔軟に臨機応変に
対応する。仮に基地建設が進むとしたらという前提で対応すると。
協議の場では判断せず、個別の問題確認、また、お互いの考えを聞
わせる場ではないという認識でよろしいですかね。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

そのような認識でよろしいかと存じます。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

そうなんです。馬毛島だよりとか見ても載っています、やり取

りが。市民の声として、もうそろそろ、こういう、何とかな、
こういうやり取り、ここで言うと、簡単に言うと、交渉とか意見を
闘わせる場ではないというので、市民としても、どういう内容なの
かが、内容は分かるんですけども、これは先に進んでいつている
のかどうか、ただ確認事項をしているだけじゃないかという感じで
受け止めている方がかなり多いと思います。ですから、この場とい
うのはいつまで続くのか、それと、交渉をいつから始めていくのか
ということを知りたいんですけど、どうですかね。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

市長のほうに述べておりますけれども、これまでの振り返りの作
業というのを第七回の協議の場で行ったところでございます。そこ
を踏まえまして、論点の整理というのが今後行われます。そこで、
防衛省に対しまして回答を求めていくという段階に移ってまいりま
す。

いわゆる、具体的な詰めといたしますか、仮に基地建設が進む、基
地の運用が開始される、そういった事態になったときに、どうい
う対策、対応というのが取られていくのかというのを、今後、明らか
にしていく必要があるというのを想定してございます。

今後、どの程度、回数とか、そういったことについては、ちよつ
とまだ未定といたしますか、やってみなければちよつと分からない部
分でもあろうかと考えております。

以上です。

○九番（濱島明人君） 先ほど同僚議員の質問でもあったんですけども、市長がどこかで判断をすると、自分で賛否というか、述べるということでしたけれども、それを言った後もこういう協議の場は続けていくんですかね。どうですか。

○市長（八板俊輔君） 協議の場の在り方につきましてもですね、先ほど一定の考えを示すタイミングというお話であります。一定の考えを示した後も、協議の場についてはですね、そのことも含めてやる必要があると思いますので、どうやるべきかということも含めて、今後協議をしなければいけないと思っております。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

次の質問なんですけども、ちよつと関連性がありますので、二つ、すいません、まとめさせてもらいます。

五月十二日の馬毛島対策特別委員会で、再編交付金を受け取る前提で話してないと説明がありました。先ほど言った、基地建设が進むという条件、前提でという考えであれば、基地建设と再編交付金はセットと考えるべきであり、交付金を受け取る前提で話を進めるべきではないか。

また、二月三日、防衛大臣に提出した要望書に、再編交付金の交付の特段の配慮を要望するとしているにもかかわらず、なぜ交付金を受け取る前提で話をしないのかということ、次の質問で、再編交付金を受け取る前提でないのであれば、なぜ、四月十一日から十二日、岩国市、大竹市、再編交付金の対象自治体であることを視察

したのか。視察を踏まえ、前回質問した再編交付金、これは前回、三月か、質問した再編交付金活用係の新設等をどのように考えているかお願いします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

まず、五月十二日の特別委員会の話ですけれども、特別委員会では、第三回の協議の場の内容について問われたところでございます。第三回の協議の場におきましては、市のまちづくり計画と令和四年度予算についてを議題としてございます。

今の長期振興計画について本市側から説明をしたところですけれども、現行の長期振興計画は再編交付金を前提としておりません。その旨の答弁を特別委員会ではさせていただいたところでございます。

続いての視察の件でございますけれども、協議の場につきましては、仮に基地建设が進むとしたらという前提で協議を進めてございまして、岩国視察もその一環でございます。

以上でございます。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

第三回の協議の場で、防衛省からの自衛隊施設整備により、百五十名、二百名の隊員が増加した場合の市の対応の質問に対し、自衛隊宿舎の整備場所によっては手当てが必要となる可能性がある、また、車両の増加などによる交通施設の拡充等の施設による可能性が

あると考えると回答しているが、具体的な内容、この手当てが必要とか、交通施設の拡充というのを具体的にお願いいたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

本市が、市のまちづくり計画と令和四年度予算について説明した後、防衛省からの質問に答えたものでございます。

正確には防衛省から、自衛隊施設の整備により約百五十人から二百人の自衛隊員が増加することになるが、これら隊員が生活する地域周辺の行政需要の増加のために、新たに予算を確保する必要が生じる可能性はあるのかとの質問に対しまして、本市が、隊員の宿舎の規模や場所を踏まえなければ確たることは言えないが、特に、環境衛生施設関連は場所が限られており、宿舎の整備場所によっては手当てが必要となる可能性がある。また、車両の増加等による交通施設の拡充等も必要になると答えたものでございます。

○九番（濱島明人君） この手当てというのは何ですかね、手当て。

○企画課長（森 真樹君） 一般的な、車両の例えば増加とかが増えたときに、道路の補修であったりとか、拡幅であったりとか場所場所よつての修繕であったりとか、そういったことを考えないといけないこともあり得るといふ、そういった意味合いでございます。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

市長は協議の場に今回出席されましたけども、新しい局面を迎えて今、自衛隊官舎の市内設置についてどのように考えているか、ま

た、協議の場、六回と書いてありますけど、七回開催され、新しい局面を迎えた今でも、馬毛島基地建設に反対の市民団体との政策協定を締結している以上、基地建設の反対の考えは変わらないのか、お願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

自衛隊官舎の市内設置につきましては、市民からの期待の声もいただいておりますし、防衛省からの場所の照会につきましても、事務的な対応をしているところでございます。今後の本市と国との協議の場や、環境への影響などを勘案した上で、しかるべき時期に私の一定の考えを示したいと思っております。

以上です。

○九番（濱島明人君） 基地建設に反対は変わらないかどうかというの、しかるべきときに。市長は、考えは変わらないんですかね。考えを表明するんじゃないかと、今現在、基地建設反対の考えは変わらないかどうかというところをお願いします。

○市長（八板俊輔君） 私の本施設についての考えといたしましては、年末から年始にかけて新たな局面を迎えたということで、首長としての考えについては、しかるべき時期にですね、協議の場等の状況を踏まえて一定の考えをお示しいたいということでございます。

○九番（濱島明人君） 多分、質問と答えかみ合っていないかなと思っておりますけど、政策協定の中に、防衛省によるFCLP移転に伴う馬毛島基地施設整備計画には、失うものが大きく、同意できない。

今後条件によってはこの決意を変えることなく、当選後もこの立場を引き継いでいくことでもあります。

九月の一般質問で、この協定を解約しないのかという話をしたら、市長は、この決意を礎に市民の皆様の再度の信任を得たということと話してありました。ということは、今もこれは解約してないということであれば、基本的には同意できないということでもよろしいですかね。

○市長（八板俊輔君） 繰り返しになりますが、今議員のおっしゃった同意できないという言葉を使ったのは一昨年の秋の時点でありますが、その後、状況がいろいろ出て、新たな局面に至って、協議の場というものを設けて、首長としての一定の考えを示すための作業を続けているところでもありますので、繰り返しになりますけれども、その考えについてはしかるべき時期にお示しをしたいと、そういうふうを考えております。

○九番（濱島明人君） では、この協定を結んだときの考えというのは今も変わっていないというそれはいいですか。協定を結んだときの、協定の考えは変わっていない、そこだけ聞きたいんですけど。

○市長（八板俊輔君） これまでにお答えしたとおりであります。

○九番（濱島明人君） 分かりました。協定が結ばれている、解約されていないということであれば、決意は変わっていないことだと思います。

市長は多分考え変わっていないと思います、本当に選挙のときから

一貫して。けど、市長が発言する内容とか態度、様子、行動が、多分容認に向かっていると。多分頭の中と行動が変わっていると思うんですよね。ですから、賛成派も反対派も市民みんなが混乱していると思います。ですから、できれば、考えと行動とが一致するようなことを早急にお願いたしたいと思います。

ちよつと時間がないですから、次の質問に移りたいと思います。

馬毛島基地建設関連工事に関する市の見解についてです。

防衛省は、飛行場との設置の有無に関わらず、防衛省が所有する馬毛島の広大な土地を国有財産として良好な状態で維持保存し、適正な方法で管理するため実施する事業であり、馬毛島基地建設とは別事業で、環境評価から外していると。

これはちよつと省きますけど、市と具体的な防衛省との見解の違いをお願いいたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

防衛省は、馬毛島基地建設事業は自衛隊施設として飛行場を整備し、併せて恒久的なFCLP施設として使用される目的で実施する事業であること。一方、管理用道路工事は、飛行場等の有無にかかわらず、防衛省が所有する馬毛島の広大な土地を国有財産として良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するという、国有財産の維持管理等を目的として実施する事業としております。

よつて、両事業の目的が異なることから、管理用道路工事は、馬毛島基地建設事業とは別の事業であると整理してございます。

一方、本市としましては、そもそも基地建設のために馬毛島を国有財産化したものだと思えてございまして、事業を分けるのではなく、外周道路も一体的な施設整備とみなし、全体として環境影響評価の対象とすることが、環境保全の観点からも重要だと判断しているところでございます。

○九番（濱島明人君） すいません、時間がないうですから、次の質問に移ります。

葉山漁港工事、浚渫工事ですけれども、五月十二日の馬毛島対策特別委員会で説明していますが、漁港に運搬船を接岸して、管理用道路の資材、重機等を運搬すると考えられるが、基地建設と関連しないという市の見解、根拠をお願いいたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

五月十二日の特別委員会におきまして、浚渫工事につきましては、漁協の要望があったことから漁港管理者の立場で対応したところであり、管理用道路という防衛省の位置づけに関係なく、漁港管理者の立場で判断するというところで対応したところであると説明をしたところでございます。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

漁業者からの要望ということで、漁業者の安心安全を第一に考えたということで理解いたしました。

最後の質問です。

鹿児島県は防衛省に提出した意見書の中で、管理用道路設置に関して環境評価の対象として求めなかった。この件に関して市の見解を求める。市と県と多分違うと思いますけど、どうでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

県におきましては、本環境影響評価方法書の知事意見で、環境影響評価法の対象事業であるか否かを問わず、環境基本法第八条の規定に基づき自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有することに留意し、必要に応じて環境保全し、措置を講ずることとしてございます。

また、四月二十日付で本市に対し、馬毛島の管理用道路に対する環境の保全の見地からの意見について、意見照会もあつたところでございます。

県においても、外周道路が及ぼす環境影響について配慮を求めていく姿勢であり、基本的な考えについては本市と変わらないものと考えているところでございます。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

県は対象に求めない、市は求めるということで、多分違いが私はあると思うんですけども、分かりました。もう時間ですので、私の質問を終わらせたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（川村孝則君） 以上で濱島明人君の質問は終了いたしました。

ただいまの濱島明人君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日は午前十時から本会議を開きます。
日程は、市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

午後三時十分散会

本会議第三号（六月二十一日）

本会議第三号（六月二十一日）（火）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	大平 和男 君
教 育 長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松 下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	平 石 栄夫 君
財産監理課長	下 川 法男 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	長 野 望 君
健康保険課長	中 里 千秋 君
高齢者支援課長	柳 田 さゆり さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議事事務局職員出席者

建設課長	奥村裕昭君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川昭代さん
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	川畑利昭君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	山崎省一君
学校教育課長	古市善哉君
社会教育課長	
局長	園田博己君
次長	山田正次君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和四年六月二十一日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第一 一般質問

一四番 橋口 好文 議員

一二番 竹下 秀樹 議員

四番 渡辺 道大 議員

三番 橋口 美幸 議員

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一四番 橋口好文君登壇」

○一四番（橋口好文君） 皆さん、おはようございます。

梅雨空の下、うっとうしい毎日が続いておりますが、私、今回の一般質問の中で、まず最初に、安納いもについてという質問事項を設けております。その中で、令和三年産の生産実績を問うという質問になっておるわけですが、私、先週、安納地区、現和地区、安城地区の一部のサツマイモ圃場を見て回りました。安納地区において、現和地区もそうですが、今年は作業が遅れてると。最近植え付けた畑が結構多くてですね、いつも例年だったら、もう溝が見えないぐらいつるが繁茂していきやな、な、そういう状態なんですけど、今年はそのような圃場があまりございませんでした。

肝心の基腐病を私は目を光らせて見て回ったんですけど、今年の場合は、今言ったように植付けが遅れてるもんですから、まだ病気が発生するような状態にない圃場が結構ありました。ただ、もうすぐ溝が見えんようになるような圃場もございましたので、去年もここでモニター出して映したんですけど、基腐の状態映したんですけど、今年も、やっぱり農家さんがもう懸命な対策を講じてる感じを受けました。私の回った圃場では、去年出た圃場、出ていた圃場には基腐の病株というのは確認できませんでした。

しかしながら、昨日、鹿児島県は基腐注意報を出しました。これ

から暑くなつて気温が上がり出したら、基腐菌が活発になつてくるんじゃないかということで、鹿児島県も注意をしてくださという注意報を昨日発表しております。

それでまあ、なかなか作付が遅れてるもんですから、この収量についても、秋口の収量についても、恐らくもう低収量になることはもう確実だと、私はそう見てまいりました。まだつるがはい出してない。植え付けたばかりで、活着して、まだ苗が立ってる状態。これがもう倒れてつるが伸び出す。そういう状態にない圃場がかなり多く見受けられました。そういう圃場は、収穫してもM以下の玉、芋になるんじゃないかと。Lとか2Lはほとんど出てこない、そう私は感じて帰ってきたとでございます。

そこで、質問に入りますが、まあ、昨日も同僚議員が何名か同じような質問でかぶりますが、担当課の説明をお願いします。

令和三年産の生産実績をまず問いたいと思います。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

令和三年産の安納いもの生産実績につきましては、作付面積二百七十二ヘクタール、生産量千六百七十三トン、平均反収六百十五キログラム、生産額につきましては、前年度比二億五千十万円減の二億四千六十四万円となっております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） このことは市長の施政方針演説の中でも

具体的に詳しく数字が述べられましたが、三年前、基腐病が蔓延する三年前以前は、安納いもの売上げは、本市は確か十一億円強あったと思います。ですから、八億円以上減収、三年前からしたら減収になっております。去年は二億幾らですけど、三年前と比較したら、農家から八億幾らの生産代金が、販売代金が消えた。農家はお金はないということになります。

ただ救われるのは、バレイショが価格がよくてですね、タマネギも一部農家、植えてる農家もありまして、タマネギ、バレイショは北海道産が不作で、高価格で昨年から推移してるところでございます。ただ単に農家がお金が、八億円、九億円のお金がなくなるだけじゃなくてですね、農業が売上げが落ちるといことは、安納いもの売上げが落ちるといことは、それに付随した関連産業、これもですね、売上げはもう落ちるんです。

昨年十一月からですね、私、子どもに贈物に行っただけです。宅配業者さんに。そしたら、暇だと。例年なら、今までなら、安納いものを都会の親戚や子どもや親族に、もう友人に、もう送る人で殺到しとったと。今年はその原料の安納いもないもんで、まるつきり暇だと。だから、そういう運送関係にも厳しい、かなり重大な大きな影響が及んでいると。

そればかりじゃありません。肥料販売店も今年は、最近伺ったんですけど、去年からしたら大分肥料の出荷が少ないと。もうサツマイモが作れないということで、もう耕作をしない圃場も見受けられ

ます。現に、安納地区、現和地区においても、私先週行ったとき、去年までではですね、安納いも結構多かったです。さとうきびはそうありませんでした。三年前以前はですね、さとうきびちゅうのはね、まばらでした、畑は。栽培してる畑は。もう三年前以前は、安納地区、現和地区はですね、安納いもで台地覆われてました。それが基腐のせいで、今年なんか完全に逆転してですね、さとうきびが安納いもの転作として。さとうきびはもうからんですよ、そう。手取りはそうないんですよ。交付金も三十年前とそう上がってないんですから。そして、今度ほら、原料価格、肥料、燃油、相当上がっておりますので、もう確実にもうけません。農家はもうけないですよ。売れる物が上がらないんですから。経費は上がって売れる物が上がらんば、もうけんことはもう当然じゃないですか。

そういうことを見たとき、もうそのさとうきびもですね、はるのおうぎ、これが結構多くなってます。で、二株、三株見たとき、農林八号は欠株が多くなるんです。しかし、このはるのおうぎはですね、欠株はありません。ですから、平均反収六トン七百とか言われますけど、私、三月議会で、作柄はいいから恐らく七トン近くはいくんじやないかという私自分の考えを述べましたけど、それに近い反収が上がっております。来年はですね、このはるのおうぎが結構増えるから、反収は恐らく七トンを超していくくんじやないかと期待するところですが、とにかく農家がもうかるような政策が必要だと私は考えております。

それで、イの質問に入ります。サツマイモ基腐病対策プロジェクトチームが設置した試験圃場の実証結果を求める。あわせて、その成果を踏まえた令和四年産の新たな取組について説明を求めるということですが、実証結果ですから、どういう試験をしたのか、試験圃場は、実証圃は何か所あったのか。これはあれですか、鹿児島県農政普及課がやった、向こうは八か所実証圃を設けたと言われますが、それと一緒にやったんですか。これは別ですか、どうですか。

○農林水産課長（岩下栄一君） これにつきましては、熊毛地区のサツマイモ基腐病対策チームっていうのがございまして、これは事務局のほうは県が持っておりますので、熊毛支庁の農政普及課はじめ、関係の自治体、それから協議会とかそういったところが入っております。

以上でございます。

○一四番（橋口好文君） ちゅうことは、八か所やったちゅうことよろしいんですか。

○農林水産課長（岩下栄一君） これにつきましては、熊毛地区でございますので、島内で現地圃場で十一か所、それから県の農業開発総合センターの熊毛支場で二か所、それから屋久島で五か所、五件の合計で十八件の圃場となっております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 今、本市で十一か所という実証圃が設け

られたということですが、これ内容はどういう実証、試験をしたんでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） この実証圃のうち、普及性に期待できると思われる実証結果となったのが四つほどございます。一つ目がでん粉用芋の耐病性品種でありますこないしんの栽培、二つ目がスナップエンドウ作後の畝を利用した栽培、三つ目が収穫期の前進化による収量の確保、四つ目が新規圃場における栽培で、いずれの圃場も対照区と比較いたしましたして発病率が低く、収穫量が多く確保できた結果となっております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） この、今説明がございましたが、各圃場で使う農薬とか肥料、そういうのは全て一緒の条件でやったわけでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） これにつきましては、それぞれの栽培、実証のケースがございますので、実証の条件っていうのは、それぞれの実証の中で堆肥の量とか作付の状況とかそういったのをしたと思いますので、全てこう、同じ条件との比較っていうのではないと思われまます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） もう一つだけお願いします。その実証試験をして、その圃場で、各十一か所の圃場で基腐病はどれぐらい出たのか、出なかったのか、その結果を教えてください。

○農林水産課長（岩下栄一君） 申し訳ございません。この基腐発生の詳細な部分につきましては、もしよければ、ちよっと手元にその詳細な部分、資料がございますので、後もってまた説明のほうをさせていただければというふうに思っております。

○一四番（橋口好文君） 課長、こういうグループをつくって実証試験をしたわけですから、課長はその結果、実証の結果、基腐がどれぐらい出たとか出なかったとか、それぐらいは資料を見なくても分かるとらんどいかんじやないですか。私はそう思いますよ。まあいいです。

次の質問、本年度の取組について説明を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

令和四年度に取り組む実証につきましては、令和三年度の実証を補完する取組が主体となっております。主に三つほどございまして、一つ目が、早期植付け早期収穫に対応した肥大促進資材による検証結果でございます。これは昨年度、収穫の前進化を図った圃場の芋が、生育期間が短くなったことに伴い収量が低かったことから、実証するものでございます。二つ目が、早期植付け時期の季節風対策といたしまして、植付け後の株の上から被覆資材をかぶせて風傷みを防ぐ実証でございます。三つ目が、土壌消毒剤といたしまして三月に追加登録されましたフロンサイドSCの効果実証でございます。このほかにも、健全な種芋の確保を目的とした種芋消毒のタイミン

グに関する実証試験など、熊毛地域で十二の課題の実証に取り組むこととしております。

なお、本市独自の実証圃も設置しておりまして、微生物資材の散布効果、また消石灰の散布効果、さらに土壌消毒剤フロンサイドS Cの防除効果の検証も併せて行っていくこととしております。

以上でございます。

○一四番（橋口好文君） 今、健全種芋を使うという報告がございましたが、たしか南種子町は蒸熱処理機を導入するというのを伺っております。本J A西之表は、ここはそれはやらないんじゃないかと思うんですけど、本市としてはこの蒸熱処理機はどう考えておりますか。これ予算国から下りてますけど、あ、県だな、県から下りてますけど。

○農林水産課長（岩下栄一君） この蒸熱処理機につきましては、熊毛地域でいいいますと、議員がおっしゃる南種子町のほうで、令和三年度末ですね、三月の終わり頃に機械の導入が、これは国の補助金を使って導入したということ聞いております。

この蒸熱処理機につきましては、県内で令和三年度に幾つか導入ということございましたけれども、初めての装置でもございますので、まずは熊毛地域の中で自治体で、行政機関と話をしましたけれども、まずは南種子町さんのほうで試験的に導入を一機いたしまして、またその推移についてまたいろいろと検証させていただいて、その効果がいいようであれば、また、全体としてまた取組を考えて

いくというような状況でございます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） よく分かりました。

またもう一つ、先ほど、今し方、消石灰を何か使うとか何とか、そういう試験もやったと、やるということでございます。今年の早い時期に、私のところに安納地区の生産農家から、サツマイモ生産農家から、消石灰を動力噴霧器で水に溶いてやるんだけど沈殿すると。沈殿せんようにはどうしたらよかとかという質問が、あれが伺いありましてですね、私はもう当然それ、石灰は原料が石だから、もう沈むのは当然だと、沈殿するのは当然だと。それを防ぐためには、私は、何ですか、ハウスに、ビニールハウスに夏の終わり頃、軟弱野菜作るとき、寒冷紗かけて、防虫ネットですけど、それに消石灰を水で溶いて動力噴霧器で塗布するんです。結構ですね、遮光されて、まあ、それ二か月したらそれも消えるんですけど。ですから、タンクにプロペラのついた攪拌機、あれをして攪拌しながらまいたらいいですよということを私農家さんには教えたんですけど、やっぱりですね、この安納いもについては、農家さんも結構二年大変なダメージを受けておりますので、やっぱり何かと対策をせんといかんちゆうことで、いろんな研究をしてですね、消石灰を使うと。確かに消石灰はサツマイモ紫紋羽病にはてきめんに利きます。それからキャベツの菌核病、菌核病にもてきめんに利きます。私も実際もう何回も過去にキャベツの菌核病に使いました。もう私はです

ね、もう粉をそのままキャベツの上からかけるんです。そうすると、発病してもですね、もうそこで固まってしまってますね、隣に拡大しないんです。もう結構ですね、これは効果がある石灰だということ、大体牛舎にも、牛舎の前にも石灰を散布して、殺菌剤として、種子鳥家畜市場にも入るとき、石灰をまかれております。

ですから、でもですね、技術員の方が、この石灰は農薬じゃないもんで、それをなかなかこう、普及しようという事はしないです。農薬じゃないですからね。でも、農家サイドでは、やっぱりもう都会でも、キュウリ農家も、もういろんな農家がこれ石灰を使って実証はされてるんですけど、なかなか公の行政は、肥料でないということ、普及はしないみたいです。分かりました。

それで、質問ウ、令和四年度の生産見込みですけど、これを聞きたいと思います。

○農林水産課長（岩下栄一君） 令和四年度のさつまいも全体の生産見込みにつきましては、収穫期前の収量調査等で明らかになることから、今回の報告値につきましては、現段階での作付見込み面積及び本市サツマイモ基腐病対策班で設定しております令和四年度の目標反収を基にお答えをさせていただきます。

令和四年度の安納いもの作付見込み面積につきましては約二百六十ヘクタール、目標反収千二百キロ、生産量が三千二百二十五トン、生産額につきましては約六億一千万円を目標としております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） ありがとうございます。ぜひこの目標が達成されるよう、農家さんにも頑張っていたきたいと思えます。

次の質問に入ります。

さとうきびの令和三年、四年度の生産実績を問うということですが、これもまあ、市長のあれにちゃんと出ていますけど、いま一度お願いします。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

令和三年、四年度の作付面積は六百十五ヘクタール、反収六千七百八十四キロ、生産量四万一千七百四十八トン、生産額につきましては、前年度比二億八千七百九十八万円増の九億五千三百四十八万円となっております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） この面積六百十五ヘクタールのうち、品種別の面積は把握されてますか。

してなかったら、課長、いいです。また後もって伺います。

次の質問に入ります。

(三) 農地の標準賃借料について問うということでございます。

農家さんからです、もうこの農業委員会が出してる標準賃借料というのがあるんですけど、大体畑地かんがい整備地区で、本市の場合には十アール当たり一万円というのが相場になって、あとはもう貸し借りの間で話し合い、相談になるわけですけど、これを下げてもらわんといかんという農家さんも結構多いんです。なぜならですね、

やっぱり生産資材もどんどん上がってきとるし、ほいで、農産物の販売する価格は、もう据置き据置きでほとんど上がってないということ、もうできるだけこれも下げたいということ、中種子町ですね、私、町会議員に友人がおりまして、電話して聞いたらすね、中種子町農業委員会はたしか一万円だったんですけど、これを何か九千円ぐらいに下げたようなことを伺いました。

本市もですね、やっぱりこの農家がそういうもう人の畑を借りてやる農家というのは、やっぱり意欲を持って取り組んでいる農家ですから、その農家さんをやっぱり少しでも経済的に負担を軽減していただきたいですね、この賃借料の引下げをお願いしたいんですけど、どうでしょうか。

「農委事務局長 中野賢二君」

○農委事務局長（中野賢二君） お答えいたします。

農地の標準賃借料につきましては、毎年二月頃に、農業委員会、農林水産課、土地改良区、西之表市農業振興公社の関係機関を集めて、鹿児島県の最低賃金、西之表市農業振興公社受託組織による農作業料金表、中種子町・南種子町標準農作業料金表、過去五年の農作業料金推移表を参考に、次年度の標準農作業料金表を作成し、三月の農業委員会定例総会で承認され、市のホームページにて情報を提供しております。

議員お尋ねの標準賃借料を下げられないかとのことでございますが、西之表市につきましては、令和三年度に、基盤整備済みの優良

農地を十アール当たり一万三千円から一万円に、基盤整備未整備の普通農地を一万円から九千円に引き下げております。令和四年度から中種子町が千円弱下げているようにございますが、理由としては、借手が見つからないことが主な原因ということでございます。で、金額につきましては、過去一年間の平均の額ということだと思います。

本市におきましては、年度中の改定は考えておりませんが、また二月頃に令和五年度の賃借料について協議をいたしますので、島内の状況を踏まえて検討していきたいと考えております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 局長ですね、ぜひその来年度のその会議の中で、農家の声をですね、ぜひ反映していただいでですね、賃借料の引下げをやっていたらいいと、そう思いますので、どうかよろしくお願いいたしておきます。

次の質問に入ります。

（四）農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、さらに農業委員会の役割が重要となるが、どのように対応するかという質問でございますが、五月二十日、参議院本会議で人・農地関連法が改正されて、参議院で本会議で可決・成立しております。ほいで、その関連法の中で、その人・農地プランの中で、農業委員会に求める仕事というのは、国は今度、農業委員は、また推進委員もですけど、もう農業をリタイアすると、そういう農家さん、それか

ら縮小すると、経営を縮小するというそういう農家さんを対象に、農地バンクにそういう農地を、作らない農地を貸し出すよう推進をするのが、今回の法律の改正の農業委員会に与えられた仕事だと思いますが、どうでしょうか。

○農委事務局長（中野賢二君） お答えいたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、農業委員会は、農業を担う者ごとに利用する農用地などを定めた目標地図の作成と、あと農地バンクへの貸付けを積極的に働きかけて、農地の集積や荒廃農地の発生防止・解消をさらに推進していくこととなります。

これまで、毎年、農地の利用状況調査を行い、荒れている農地の所有者に対して、今後誰かに貸したいのか、貸したくないのかの意向調査を行っております。この意向調査を基に農地を貸したい人と借りたい人をマッチングさせて、農地の集積を行い、荒廃農地の解消につなげていっておるところでございます。また、徹底した意向調査で把握したデータを基に地図化をして、目標地図を作成いたします。

担い手の確保には、農林水産課、JA、農地バンクなどの関係機関との連携、協働の取組が必須でございますので、今後とも関係機関の協力をもらいながら、農地の集積と農地の荒廃化防止・解消に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 現在も農地バンクが農家から農地を借り受けてですね、農家に貸し出している事例はあるんですけど、農家から借り受けて、借りる農家が、農地バンクから借りる農家がないと。そういう対象農地があると思いますが、市内にどれぐらいあるものでしょうか。

○議長（川村孝則君） 橋口議員、ちよっと通告外ですので控えてください。

○一四番（橋口好文君） 通告外かな。関連。ま、いいですよ、それなら。分かりました。

とにかく農業委員にはこれから仕事が増えることはもう間違いなはずです。集積協力員もですね、頑張っていたきたいと、そう考えております。

次の質問に入ります。

一番大事な問題です。（五）の農業用生産資材（肥料・飼料・燃油等）の価格高騰により逼迫した農畜産業経営が強いられるが、市長はどのような対策を講じるかということで、先日も同僚議員のほうからこの質問がございましたが、特に飼料と肥料ですね、農家が年中使ってますが、私の友人に酪農をしている、結構大きな酪農です、してる農家さんがおります。その農家さんに聞いたらですね、飼料がですね、今度、今まで一トン当たり五万数千円してたのが、今度八万円を超すということで、その農家さんは三百万円ぐらい飼料代が余分にかかるということを話されました。

それで、やっぱり畜産の場合は、特に酪農の場合は、海外から牧草とかそれもほとんど輸入して、自分で牧草を作らない農家さんもいるわけです。自分で作ったらトラクターから何から経費が要って、外国から購入したほうが安上がりだということで、現在まではよかったですけど、今回大幅な値上げになってきて、それが計算が成り立たなくなってくるんじゃないかと心配しておりましたが。

そして、牧草の場合は、年間に冬草、夏草でありますが、年間通じて栽培するんですが、まあ、海岸地帯の割と温暖なところは夏草をもう立てて、ずっと一年中ローズグラスとかバヒアグラスとかそういうので賄うわけですが、私の地域みたいに中山間、降霜地帯です。かなり海岸地帯よりも気温が下がると。そこは夏草はほとんど伸びませんので、イタリアンライグラスを冬草として作るわけですが、そうしたら、肥料がですね、やっぱり元肥と追肥で、もう牧草は切ったらすぐまた追肥、伸びてまた切ったらまた追肥です、牧草栽培の場合は。ですから、元肥から追肥入れたら年間に最低五回は、同じ圃場に五回は肥料を振るわけです。

それで、牧草、追肥はほとんど尿素を使いますが、硫酸を使う方もおられます。尿素は硫酸の成分が、窒素成分が倍入ってますので、四六%ですから窒素成分が、九・二キロ入ってますから、尿素を使う農家が多いですけども、尿素が現在二千四百五十円なんですよ。

これがですね、七月になったら千五百円上がって三千六百四十五円になるそうです。

サツマイモなんか追肥はほとんどしません。元肥主体ですから、もう一回元肥入れたら、それで肥料代は要らないわけですけど、牧草の場合は、もう五回ぐらい肥料代がかかるわけです。

で、さとうきびの栽培暦、施肥基準というのがございましてですね、令和二年の春肥ですね、を基準にしたとき、今度七月大幅に上がる、改定されますが、この栽培暦、施肥基準どおりやった場合、十アール当たり一万三千六百二十四円の増になります。肥料代が一萬三千六百二十四円かかるわけで、余分にかかってくるということ、さとうきびの値段は全然上がらないのに、経費だけ、肥料代だけ上がる。

サツマイモの場合も、でん粉用甘しよの場合も、八千二百六十二円上がります、青果用甘しよの場合、七千七百円上がります。

こういうふうにしてですね、農家の生産資材が、肥料にしても飼料にしても油にしても、もう全てのものが上がってくると。こういう状況を踏まえてですね、八板市長、先日も報告がありました、国にもですね、何とかこの農家を救済するような、もちろん自民党もやっていますけど、今度やる、なりましたけど、影響緩和をすることということで出てますが、市長のほうからもうそういうことをぜひお願いしていただきたいんですが、どうでしょうか。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

農業用の生産資材の高騰については非常に大きな問題でありまし

て、農家の皆さんには大変負担が大きくなるという心配、御苦労があると思います。

今月上旬に私も東京に参りまして、農林水産省の官房長ですとか、それから地元選出の国会議員のところにも、こうした地元の地域の農家の皆さんの窮状についてお伝えをして、国についての負担軽減の支援を要望してまいりました。その際には、官房長からも、要望内容を承知しているということ、今後しっかりと取り組んでいきたいということが返事がありました。また、国会議員のほうからは、秋肥の高騰への策ですとか、あるいは畜産の価格低迷に対する奨励策とかそういうものを用意しているので、農家にはぜひ安心するように伝えてほしいというようなことを聞いてきたところでもあります。今後、国や県のこうした動向を注視しながら、農畜産業の経営継続に必要な対策についてはしっかりと取り組んでいきたいと思えます。議員のお話の中にもありましたように、例えば、畜産の堆肥の有効活用の問題、それから畜産飼料、WCSとかそういうものもございしますが、そういうものに取り組んでいる農家に対する支援をしっかりとやるのか、そういうこともこれから取り組んでまいりたいと思えます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） これをもちまして農業関係の質問は終わらせていただきますが、ただ最後に、通告書にありませんが、明日とあさって、種子島家畜市場で牛の競り市の子牛競り市が開催され

ます。前回も十二万円強、四月からしたら下落しました。もう農家はですね、私も二日目に競り市に行っただけですけど、もう競り市場の場内がですね、静まり返ってるんですよ。生産農家は意気消沈してですね、会話がないうんですよ。値段のいいときは、もう笑い声もものすごいあったんですけど、さすがにこたえております。明日、また始まりますけど、私の集落もですね、もう生産農家が隣ですけど、私の隣の方ですけど、もう元気がないと。もう安いこと分かると。この安値は今年秋口まで続くだろうと、そう言われとるそうです。飼料価格の高騰で、肥育農家さんが経費削減で、経費を減らすためには購入する子牛価格を安く購入せんと経営が成り立たないわけですから、肥育農家さんも。

それですね、市長、これお願いがあるんですけど、通告外ですけど、最後ですけど、市長もよく競り市場に足を運ばれております。そのときですね、市長、市長も農家の方によく会話もしておりますが、内地から来る購買者、購買者にもですね、頭も下げて、西之表の生産農家の牛をどうかぜひ買ってくださいと。そういうことですね、お願いをするということも、私は生産農家にとって大事なことだと思いますので、ぜひこれからですね、行かれたら、まあ、ね、よろしくその辺をトップセールスという感じでしていただけたらと思いますので、ぜひよろしくお願いしておきます。

次の質問に入ります。

給食センター運営についてでございます。

(一)の多くの食材が値上がりする中、保護者へ給食費の値上げを求めるのかという質問でございますが、この質問はですね、予算書が来る前に通告書を出したもんですから、予算書見たら学校給食費に、幾らやったけ、六百三万一千円、六百三万一千円補正が組まれておりましてので、まあ、今回は値上げないと思いますが、でも、これは国の出資の補助の資金ですから、これが終わったら、その次はどうなるかと。その次は給食費の値上げになっていくんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。その後、値上げを考えるかどうかになるわけでしょうか。

「教委総務課長 吉田孝一君」

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えをいたします。

食材の価格は、食材作出に係る燃料費や原材料費の値上げ、収穫量の増減等によってこれまでも価格の変動はございましたが、節約メニューへの変更など工夫して、給食費の値上げに頼らないよう努めてきております。

ところが、昨年度途中からの物価の上昇は、現在でも高止まりの状況が続いており、その対応に苦慮しております。給食センターといたしましても、学校給食の目的でございます安全で栄養豊かなバランスの取れたおいしい学校給食を維持するために、給食の量や質を確保することはもちろんのこと、地元食材の積極的活用など地産地消の取組なども考えますと、食材が高くても使わざるを得ない状況にあります。

五月十日開催いたしました学校給食センター運営委員会において、高騰の状況がこのように続くと、現在の給食費では運営が大変厳しくなることを説明してございます。その会におきましても、本年度から次年度の値上げについて検討することを承知いただいているところでございます。

なお、先ほど議員からも申されましたとおり、今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減のためにも活用できますので、今年度については値上げをすることなく、学校給食が円滑に実施できるものと考えております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 私も昨日あれが終わってから給食センターに寄ったんですが、やっぱり私もお願いしたんです。鹿児島市内でしたか、とにかく島外の学校、メニュー、メニューちゅう、材料をですね、牛肉から豚肉に落としたりと。そして利用してると。そういう経費を削減するためですね。高いもんですから。そういうふうなやり方も取ってるそうですけど、本市においてはそういうことはしないようお願いしてるんですが、まあ、なかなか保護者のこの給食費というのも大変やっぱり経済的に厳しいことありますので、ぜひ何らかの方策を打っていただきたいと、そう考えます。

次の質問に入ります。

(二)の食材の納入に当たって、見積り金額が同額の場合は地元

農家を優先していただきたいが、いかがかということでございます。地元農家と業者さんが見積り価格が同額の場合、現在はいくじ引によって決めております。私、今年も一回あったそうです。農家さんと業者さんが同額で、くじ引です。農家さんも業者さんにもやっただけで、業者さんはくじで外れても、くじで外れても、要するに、仕入れなければそれで済むわけですよ。農家さんは違います。くじで外れたら、もう納めるために最低でも一か月以上前から栽培を始めてるんです。夏場だったら、キュウリはやっぱ四十日前から、種をまいて四十日かかりますから、それぐらい前から始めてるわけです。それで、くじで外れるつちゆうことは、今度はほかに売り先を見つけんといかんちゆうことになりますから、学校給食は地産地消が原則ですので、ぜひですね、農家を優先していただきたい。本市の農家を大事にしていきたいと思いますが、どうでしょうか。

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えいたします。

議員の農家に対するその思いについては、私も理解をするところでございます。

食材の納入につきましては、品目ごとに納入指定業者から見積りをいただき、安価な価格をつけていただいた納入業者から、現在納品をいただいているところがございます。その際、同一品目において複数の業者の見積り額が同額であった場合は、公正を期すために抽せんして決定することとなっておりますが、地元食材を優先する考

え方は大切にしていまいりたいというふうに考えております。以上です。

○一四番（橋口好文君） ちゆうことは、農家を優先するというふうに理解してよろしいですか。

○教委総務課長（吉田孝一君） 先ほども申しましたけども、見積り依頼の際については、納入指定業者の皆様には、地元産を優先して納品していただくようお願いをしております。事業者の皆様においてもですね、できる限り地元産品の納品に努めていただいていることと理解をしております。見積書において同じ条件でかつ同額であった場合は、対等ではなくてはならないというふうに考えております。公正を期すために、抽せんして決定することが妥当であると考えております。そうでない場合においては、地元食材を優先する考え方を大切にしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 対等の云々と言われましたが、農家さんは当然地元産の自分作って栽培した、生産者の野菜等を持ち込むわけですから、ですから、同額の場合は、もう当然農家さんが優先ちゆうことになるわけでしょう。そういうことでしょう。違います。

○教委総務課長（吉田孝一君） 今のところですね、同額でまず産地が同じの場合、いわゆるそういう条件が同じ場合については、やはり抽せんして決定することが妥当であるというふうに考えております。

○一四番（橋口好文君） 課長、あのね、農家は他産地から仕入れて出さないんですよ。自分作ったものを出すんですよ。だから、同額の場合はくじじゃなくて、地産地消が基本ですから、それ農家を優先するのは当然じゃないですか。そう答えてくださいよ。

○教委総務課長（吉田孝一君） 繰り返しになりますけども、地元食材の利活用については、やはり優先すべきものであるとも私も考えております。ただ、先ほども申しますように、同じ地産品で双方納品されるということが明らかな場合、その場合は、同額においては抽せんすべきだというふうに思っております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） どうも分かりません。要するに、同額の場合は農家は優先できないんですか、農家を。農家は地元の自分の畑で作った物持つてくるんですよ。そういう農家を優先できないんですか。教育委員会そんな冷たい組織ですか。地元農家を優先してくださいよ。そう明言してくださいよ。優先しますということ明言してください。私は農家の立場に立って質問しておりますので、よろしく願います。

○議長（川村孝則君） 橋口議員、答弁はもう多分平行線だと思えますので、この質問はもうこれで終了していただきたいというふうに思います。

○一四番（橋口好文君） 明快な回答が得られないということは非常に残念であります。

次の質問に入ります。

市営グラウンドの施設更新についてでございます。

（一）市営グラウンドのラバーの取替えと照明をLEDに変えられないかということですが、私、何回か夕方、市営グラウンドに参りました。先月ですけどね、先月、中種子町太陽の里運動公園の陸上競技場で子どもたちの陸上記録会がございまして、私も親戚の孫が、一年生の女の子ですけど、八百メートルに出たもんでから応援に行っただんですけど、向こうの陸上競技場はですね、非常にきれいなんです。本当きれいです。まあ、田淵川町長にもいつだったかお話ししたんですけど、「もうあの太陽の里運動公園はすごいきれいですね」と言ったら、町長さんがですね、「橋口議員、これがかかってるんですよ」と、もう苦笑いして言うんですよ。大分お金を投入してるみたいですけど。それで、本市の市営グラウンドの場合、走り幅跳びの選手が走っていくところにラバーを貼ってるんですけど、そのラバーが破けてめくれてると。外周も貼ってるんですけど、めくれて危ないと、競技者がそう言われます。この取替えをぜひ早急にお願いしたいと思います。

それともう一つ、このLEDも、今普通の蛍光灯ですけど、暗いんです。ですから、LEDは何か電気代もかなり安くつくって伺っておりますので、この数もですね、照明の数も増やしてですね、向こうで夜練習する陸上競技をこよなく愛する市民の方がですね、子どもから大人までですね、そういう環境の下で競技の練習ができれば

などと思いますが、いかがでしょうか。

「社会教育課長 古市善哉君」

○社会教育課長（古市善哉君） それでは、お答えいたします。

市営グラウンドのトラック外周にあるジョギング走路のラバーは、平成八年度に設置してから二十六年が経過しており、経年劣化により多数の剥がれが見受けられます。ラバーの取替えについては、第六次西之表市長期振興計画実施計画に基づき、令和五年度に実施することになっており、今現在、計画を進めているところでございます。

また、照明施設につきましては、使用している水銀灯の生産が現在行われていないことから在庫不足が懸念されることや、近年LEDが主流となっており、LEDへの変更が望ましいと思われまますので、順次LEDに取り替えていく方向で検討してまいります。

以上でございます。

○一四番（橋口好文君） ぜひよろしくお願いいたしておきます。

次の都市公園の管理についてでございます。

（一）都市公園の管理は仕様書に基づき確実に履行されているのかという質問でございます。この問題はですね、私議員になってから五年になりますが、私は五年前から市民の苦情を取り上げてですね、毎年、何回となく取り上げた問題でございます。

ここに写真をお願いします。あ、これじゃない。まあいいや、後から。説明を、答弁お願いします。答弁から。

「建設課長 奥村裕昭君」

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

まず、仕様書のとおりということと問われておりますので、その内容で御説明したいと思えます。

都市公園の管理につきましては、これまでの御指摘、御意見を踏まえ、管理水準の向上に努めているところでございます。管理業務仕様書は、都市公園の管理を依頼しているまちづくり公社が行う業務の内容及び履行法等について定めております。遊具やトイレは週二回定期的に点検と清掃を行っており、草払い作業については、草の生育状況と公園利用の予約状況を踏まえ、仕様書に示している基準回数、これに若干上回る形で行っているところでございます。おおむね適正に管理をされて行っており、今後も仕様書に示す基準を基本としつつ、気象や現況、市民の意見などを踏まえて、弾力的な管理に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○一四番（橋口好文君） 今説明がございましたが、仕様書には各公園に花も植えるようにうたわれていると思えます。わかさ公園にはプランターに植えておられます。それから、中央墓園は何も植えておりません。嘉永山公園はですね、ここにですね、これケダノキを植えてるんですよ。ケダノキ。反対側植えてないんです。どうしてですか。花壇に、花を植えるように造っている花壇にケダノキですよ。大平副市長はまちづくり公社の理事長になっておられます。これ木ですか、花ですか。

「副市長 大平和男君」

○副市長（大平和男君） 木だと思いません。

○一四番（橋口好文君） はい、ありがとうございます。

平成二十年度の第一回目の指定管理業者は、ここに作業日報全部持つてきておりますが、五月、わかさ公園の松林内の草払いも何回もしております。八月も行っております。それでですね、ここに花苗植栽とあります。五月ですね。一千本植えております。わかさ公園、嘉永山公園、中央墓園にですね、一千本植えております。このときの契約金額は六百万円なかったんですよ。九十万円台です。毎月四十九万八千五百円支払われております。こういう低契約の中でも一生懸命やってるんですよ、この業者さんは。まちづくり公社は花一本植えてないじゃないですか。これどういうことですか。所管する建設課の指導がおろそかになってるんじゃないかと、そう私は言いたいと思います。

それですね、これ片方ですけど、ここ、ここね、植えたですね、ケダノキが枯れてるんです。植えっ放しですよ。七百三十万円ですよ、多分契約は。都市公園の管理費の契約は。民間だったらお金払いませんよ。違います。民間の業者だったら、契約どおり仕事してないんだから、当たり前のお金払いませんよと言いますよ、社長さんは。どうするんですか。今後の対応をお願いします。

○建設課長（奥村裕昭君） ただいま御指摘いただいた部分につきましては、管理者としても、公社のほうに対しましては御意見をし

ながら、これまで以上に管理状況よくなるようにですね、努力してまいりたいというふうに思います。

○一四番（橋口好文君） これはもうね、五年前から市民がもう苦情が出てくる問題ですので、市民サービスの低下をしないように、市民サービスが向上していくように、所管課もしっかりと仕事をしていただきたいと。平成十八年から始まった指定業者管理業務は、当時の職員はしょっちゅう現場に来てたそうです。もうこの業者さん、請け負った業者さんは、あんまりもううるさいぐらい来るもんだから、もうしなきゃよかったと思うぐらい来たそうです。でも、請け負うた以上は責任持って最後まで、三年間でしたけど、やり遂げたと、そう話されておりますので、しっかりとやるようにまちづくり公社にも言っていたかと思えます。

次の質問に入ります。

五番目、市道榕城線の改良工事についてでございます。

写真お願いします。

ここはですね、ちようどここ、ここは、この道路が阿曾の浄水場終わって岳之田、古田に入る県道でございます。そして、ここに三差路があつてですね、ここ榕城橋ですけど、ここからこう、ずっと小牧野ほう通つて、桃園、そして本立を通つて給食センターにずっとこう抜ける、給食センターに抜けるとここでございますが、ここがですね、この道路、五十年前に建設された道路で、幅員が六メートルです。それで、側溝に蓋版がかぶってないもんですから、もう近

年、この道路を利用してですね、さとうきびの、収穫したさとうきび運搬車がもうほとんど大型車です。それと、土建業者もほとんど大型車になっております。もうこの道路ができたときは、私高校生でしたけど、二トン車とか四トン車があるぐらいで、大型車ほとんどなかったです。

それで、こういう、見てのとおりカーブがですね、ものすごく多いです。このこのへアピンになったとこなんか、今年の三月、さとうきび積んだトラックと乗用車が接触しております。非常にですね、ほいで、ここのなんか、私の家の近くのカーブなんですけど、もう大型車同士離合するときは、片方の大型車はもういっぱい左によけて停車してですね、そして対向車両を通すと。そういう不便なドライバーさんに不便な思いさせておりますので、ぜひこの拡幅をですね、どうかできないものかと、私そう考えるんで要望したいんです。

それで、新光糖業の幹部職員の方からも、ぜひこれお願いしたいというお電話をいただいておりますので、ぜひやっていただきたいとお願しておきます。よろしくお願いたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員御指摘の道路は、幅員も狭く、市においても改良の必要があると認識しております。この道路は、県により当初農道として整備されております。その後、市に移管されたわけでありまして。そういうふうなことで、市と規格に違いがございました。このような道路

は市内に多く存在しておりますことから、市といたしましたも、危険性や緊急性などの観点から優先順位を決めて、できるだけ早く対応していきたいと考えております。

○一四番（橋口好文君） よろしくお願いたします。

もう最後の質問になります。時間ありませんが、馬毛島問題についてでございます。

八板市長はもう今まで、昨日もですけど、同僚議員の質問に対してですね、なかなか回答を出さないということですが、ぜひですが、どうせ答弁いただいても、なかなか思うような答弁は返ってこないと思いますが、八板市長、ぜひですね、市民はですね、賛成派の市民も反対派の市民も、非常にもう八板市長の決断力の優柔不断さにもう辟易してるんですよ。ですからですね、市長、市民の気持ちをあまりこれ以上混乱させないでほしい。私はそれを要求したいと思っております。混乱させないでください。答弁よろしくお願いたします。

○市長（八板俊輔君） もう時間がないんですが、市民の安心・安全な暮らしが。

○議長（川村孝則君） 八板市長、もう時間です。

以上で橋口好文君の質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十一時十五分頃より再開をいたします。

午前十一時一分休憩

午前十一時十五分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、竹下秀樹君の発言を許可いたします。

「一二番 竹下秀樹君登壇」

○一二番（竹下秀樹君） 一二番議員、竹下です。よろしくお願いをいたします。

それでは、通告書に従いまして質問をいたします。

最初に、大きいくくりで物価高騰対策についてお伺いしますが、昨日より同僚議員が同様の質問をしておりますので、答弁は簡潔で結構です。

一番目、昨日も説明があったところですが、国はコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を策定し、これにより新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充され、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されているところです。現状の物価上昇がもたらしている市民生活及び経済活動への影響を市としてはどのように認識し、今後、当該交付金をどのような支援策に充当していくのか改めて説明をお願いいたします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

現在、国際的な原材料価格の高騰、あるいは円安等の影響もございまして、電気、ガス、日用品等の値上げが相次いでおります。これらを取り扱う事業者、あるいは小売店の物品の販売価格が上がることで生活費等へのしわ寄せが来ており、また、事業者におきましては経費がかさんでいる状況があると認識してございます。

そうした中で、今回、臨時交付金を活用いたしまして、プレミアム付商品券をはじめ、学校給食費、食材費に係る補助、市内中小企業等への電気、ガス、燃料代の補助、漁業者への燃油補助、航路・航空路事業者への支援金給付を考えてるところでございまして。

今後も影響を注視しつつ、生活者や事業者への支援に引き続き取り組み、市民の負担軽減、地域経済の活性化に努めたいと考えております。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

御案内ありましたように、この六月議会においても、学校給食費等への負担軽減など子育て世代の支援、また農林水産業者や運輸交通分野をはじめとする中小企業者等への支援等の事業が予算計上されているところであります。また、生活の困窮する方々への支援として、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金や住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金等の給付が現在進められている旨の説明も昨日あったところです。本市での取組は、現時点での市民、あるいは事業者の負担軽減につながっていくものというふうには認識しているところであります。

一方、この四月に発表されました日銀の展望レポートによると、エネルギー輸入価格の上昇が消費者物価に与える影響として、大手電力会社が購入している液化天然ガスは、その価格形成プロセスを踏まえると、これまでの原油市況の状況の影響から、さらに上昇する可能性が高く、電気代は今年後半にかけても、消費者物価の前年比を押し上げる方向に作用し続けると予想しています。

また、今般、消費者段階での価格上昇が頻繁に報道される食料品関係ですが、ウクライナ情勢と円安等により企業側の輸入コストが一段と上昇していることを踏まえると、このコスト上昇圧力は当面高水準で続く可能性が高く、ラグを伴いながら、今年度後半にかけて、さらに消費者単価に転嫁されていくものと分析されているところです。平たく言いますと、今後の物価の見通しにつきましては、当面は物価上昇が続くということが日銀の見立てになろうかと思えます。

そのような状況を踏まえ、政府も物価・賃金・生活対策本部を設置し、総理は本日、今日ですけれども、二十一日に初会合を開き、電気代や食料品価格の抑制について具体的な方向性を明らかにしたいと述べられています。

国の対策いかんにはなりますが、現在の状況がさらに市民生活の影響をもたらす場合には、今回のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分でも充当可能としました、水道の基本料金免除や全市民への給付型の商品券発行など、広く公平に市民が享受できる物価

対策も必要になるかと思しますので、引き続き国の動向を注視していただき、本市におけるきめ細かい対策につなげていただくことをお願い申し上げます。

次の質問です。

これもまた既に同様の質問があり、既に紹介されてるところではありませんけれども、全国農業協同組合連合会、いわゆる全農は、六月から十月までの肥料価格を五月三十一日に発表し、化学肥料のうち、輸入された尿素は、前の期である去年十一月から五月に比べて九五%の値上がり、塩化カリウムで八〇%、窒素、リン酸、カリを全て含む複合肥料のうち、価格指標となっている三つを一五%ずつ含む製品は五五%の値上げで、先ほど来紹介がありますように、多くの種類で価格は、二〇〇五年以降、過去最高となっているところです。

この肥料高騰の背景は、課長より昨日の説明をいただきましたけれども、この肥料高騰対策として現在把握しています国、県の支援策につきまして、何か昨日の補足があれば説明をお願いいたします。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

国の農業資材・飼肥料高騰対策につきましては主に三つございます。一つ目は燃料コスト対策でございます。燃油価格高騰の影響を受

けやすい施設園芸などの燃油価格高騰対策を行うものでございまして、本市にしましては茶生産団体が予定をしております。

二つ目は肥料コスト対策です。肥料コスト低減体系緊急転換事業としまして、土壌診断結果に基づく施肥設計の見直し等を支援するものでございます。

三つ目は飼料コスト対策です。配合飼料価格安定制度により、畜産経営者に対して価格上昇の影響を緩和するために補填されるものです。

一方、県にしましては、五月下旬から熊毛支庁農政普及課内に、生産資材価格の高騰に関する農業者のための営農に関する相談窓口が設置され、各生産農家に対応する体制を整えております。また、肥料コスト低減に向けた土壌診断に基づく適正な施肥指導の強化とこのも行うとともに、化学肥料の代替策といたしまして、堆肥の肥料効果の周知を図るなどの取組の推進をしております。

以上でございます。

〇一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。よく分かりました。

元農相で自民党の食料安全保障に関する検討委員会委員長を務める森山裕衆議院議員が、五月中旬に開催されたJA全中主催の食料・農業・地域政策推進全国大会におきまして、食料安全保障の強化をテーマにした講演をされています。その講演の中で、秋肥料高騰対策に言及し、今後の補正予算の議論の中にしっかり肥料対策を

位置付けたいと述べられ、二〇〇八年に肥料が高騰したときの国の対応を引き合いに、農家の負担を軽減する仕組みづくりを進める考えを示されたとの報道がなされています。

御承知のように、二〇〇八年における肥料助成金では、系統、承継を問わず全農家、全作物を対象に、費用低減への努力等は課しつつも、当該肥料年度の値上がり分の七〇%を助成する画期的なものでありました。

今現在、確定的なことは言えませんが、今後の国の補正で二〇〇八年に準ずる肥料高騰対策のスキームができることが示唆されてるところでもありますので、その際には行政としても、全ての対象者に早期にその支援が行き届く体制構築に努めていただきたいと思っております。

次の質問です。

今回の異常とも言える営農コストの上昇により、全国的に離農する農家の増大が懸念されています。本市においても、先ほど申し上げた二〇〇八年の肥料価格高騰時には、国の支援もあり、何とか乗り切れた農家も、一段と高齢化が進んでおり、基腐病や今般の状況を受け、離農を選択する農家が増えることが心配されます。農業を基幹産業とする本市におきましては、新規就農者が増えない中、離農する農家が増えれば、産業構造の根幹を揺るがす事態でもありますので、市独自の生産者への直接支援も検討すべきと考えますが、再度見解をお願いいたします。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

物価高騰による営農コストの上昇が長期化した場合、各農家に与える影響は大きく、継続的なことも含め、危惧されるところでございます。今回の物価高騰に関しましては、国際情勢に起因する部分が大きく、不確実性が高まる中で先が見通しにくい状況にあります。このため、長期的には、地域にある資源をうまく活用しながら、耕畜連携の推進など、将来を見据え持続可能な農業の在り方を模索していく必要があると考えております。まずは、関係機関と連携し、農家からの相談に対応するとともに、国や県の動向を注視しながら、速やかな対策に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。よく分かりました。

福岡県では、国に先駆けまして、肥料価格の高騰の影響を受ける農家を支援するため、今年六月から来年三月までに農家が購入、使用した肥料代のうち、今年度と前年度の上昇分の半額を助成する予算案が、この六月議会で可決しています。また福井県でも、この六月議会に農業生産緊急支援事業として、福岡県同様の事業予算を上程してるところです。福井県農林水産部の話によりますと、その福井県、県内の市町村単位でも、さらに肥料購入費の一〇%を補助するなど様々な支援の動きがあるということで、市町村単位でも今後そのような自治体は全国的に増えていくものと推察するところです。

ぜひ本市におきましても、農家の営農継続に向けての意欲を維持するため、市独自の直接支援の検討を再度お願いするところです。

また、さきの福岡県での事業の財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということですので、本市におきましても、今後の当該交付金の追加交付のいかんによつては、このような支援にも充当できるものとして、今後、交付金活用用途の選択肢に入れていただければと思うところです。この件につきまして、市長、何か御見解ございましたら、答弁をお願いいたします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員御提案にあります市独自の支援につきましては、今後の国の対策等を見ながらですね、独自色を出せるように努力してまいりたいと思います。

○一二番（竹下秀樹君） よろしくお願ひします。

それでは、大きいくりで次の質問に参ります。

次に、港町再生構想についてであります。市長の公約であります港町再生構想では、当初、中心拠点構想も含まれていたものと認識してるところです。現在、国には地方創生拠点整備交付金もあり、本市における当時の拠点構想とは機能面及び規模感は大きく異なるにしても、当該交付金の対象となるような施設整備は、むしろ今般の社会状況に即したものと考えるところです。

今後、国が洲之崎地区複合一貫ターミナル整備を向こう五年ほど

かけて進めていくわけですが、それに伴い、現在の西之表港の機能も再構築されるものと考えます。例えば、その動線上にある現在の現和物産館は、商店街誘因への要衝となりますので、ここを分散拠点の一つとすべく、本市のまち・ひと・しごと創生に資する施設整備を進めるのも、先般策定されています港町再生基本構想に沿うものと考えますが、見解をお願いいたします。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

平成三十年度に策定しました港町再生基本構想では、理想の港町を進めるための三つの戦略を掲げており、その中で、一つ目に古民家、二つ目に榕城分団跡地施設、そして三つ目に中核施設の三つの拠点を配置する検討をしております。

中核施設の設置については、昨年度、検討会等を実施する中で、その機能や運営、デザイン等について協議して、本年度以降に具体的な建設に向けた取組をしたいと考えておりましたが、新型コロナウイルスの影響で、昨年度、検討会が実施できておりません。本年度実施する検討会の中で、中核施設についての御意見等を拝聴し、施設の機能や運営方法など提案ができればと考えております。

地方創生拠点整備交付金につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略や公共施設等総合管理計画に施設等の整備や利活用の方針、維持管理、更新等が位置付けられておれば、交付金の活用が可能となっております。補助率二分の一でもありますので、施設整備を進

める上で、議員の御提案のとおり、交付金の活用も検討したいと思えます。また、他のより有利な制度の活用、交付金、補助金なども視野に入れながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） よく分かりました。ありがとうございます。

いずれにしまして、今後の洲之崎地区複合一貫ターミナル整備に伴い、産業港と観光・生活港の機能のすみ分けが進むに当たり、港町再生の観点からの現西之表港の魅力創出と商店街の動線をつくる具体的な分散拠点設置構想を策定していく時期に来るものと思えますので、引き続き御検討のほどよろしくをお願いいたします。

最後に、本市の学齢期における歯科保健についてであります。第一回定例会におきまして、本市児童の虫歯有病率が相対的に高いことを踏まえ、歯質が強化されることにより虫歯予防効果が高いとされるフッ化物洗口の学内での集団応用を提案したところでございます。もちろん前回の質問からまだ三か月強しかたっておりませんが、再質問のスパンとしては性急だということは承知しておりますけれども、その後、どのような検討がなされたかにつきまして説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 山崎省一君〕

○学校教育課長（山崎省一君） お答えします。

議員から御提案の後、校長研修会や教頭研修会において、本市の

齲歯有病者率の状況を説明し、フッ化物洗口について意見を求めました。また、養護教諭からもフッ化物洗口実施上の課題等について個別に意見を聞いております。さらに、市内の小中学校の教職員のフッ化物洗口に対する考えを把握するために、熊毛郡歯科医師会と連携し、アンケートを作成、現在実施をしているところです。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） 御検討いただきありがとうございます。

前回の質問で、歯磨きはブラークを取り除くための予防法、シュガーコントロールはブラークが大量にできないようにする予防法、フッ化物は歯質強化を行うための予防法であり、それぞれの虫歯予防における作用が異なるため、いずれも不可欠であり、確実な虫歯予防のためには、これら三つを組み合わせる必要があるという点、また、WHOをはじめ世界の保健関連団体が、安全性、効果を認めた上でフッ化物の応用を推奨しており、その費用対効果も優れている点について、認識の共有は大筋できたものと考えております。

一方、課題として、フッ化物洗口実施は、現在、積極的に取り組まれている学校現場での業務改善推進に対し、先生方に新たな業務として負荷を与えるのではないかと懸念、フッ化物洗口液の作り方や保管など管理の問題、児童、保護者へのフッ化物洗口の効果や安全性についての正しい理解の啓発や、具体的な実施方法に向けての教職員の理解等を求める必要があるということがありました。

県下の実施地域事例を見ましても、そこに至るまでは、まず各関

係機関、あるいは現場の先生や保護者との丁寧な協議が重ねられ、数年を経て実施に至ってますので、私としてもその過程が重要であると認識しており、掲げられた課題につきましても十分理解するところでもあります。

そこで、提案になりますけれども、御存じと思いますが、鹿児島県と鹿児島県歯科医師会が作成しましたフッ化物洗口ガイドブックがあります。これですね。行政が行うフッ化物洗口実施までの流れ、このガイドブックでございます。その中に、こういうフッ化物洗口実施フローチャートというのがあります。で、各方面へのフッ化物洗口の正しい理解の促進につきましては、このようなフッ化物洗口実施フローチャートに沿ったような展開、そして、先生方が新たな業務負担にならないようにすることや洗口液の管理等に関する課題には、学校歯科医、学校薬剤師との連携で課題解決に向けた取組ができるのではないかとこのように考えます。要するに、このような段階を経ながら合意を図っていくような展開になるかと思っております。

先ほど御紹介いただきましたけれども、今、熊毛郡歯科医師会から市内小中学校各校長先生宛てに、フッ化物洗口についてのアンケートのお願いが出されると御紹介いただきましたので、そこで改めて課題等が整理されることを期待しています。

課長も御存じのように、この六月の鹿児島県議会でも、県内でのフッ化物洗口実施についての一般質問がありました。その際の教育

長の答弁の一部に、実施に当たつての費用は各実施自治体の予算になるので、その判断は各市町に委ねられるという、こういう御発言がありましたけれども、事業実施に当たりましては、鹿児島県地域振興補助金を活用して地域もあるところですので、そのような補助金の活用もまた一つの方法だと思しますので、あわせて、この件の課題解決に向けた調査研究をしていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川村孝則君） 以上で竹下秀樹君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十三時頃より再開をいたします。

午前十一時三十六分休憩

午後一時再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

〔四番 渡辺道大君登壇〕

○四番（渡辺道大君） 大変お疲れさまです。渡辺道大です。よろしくお願いいたします。

通告書に従いまして一般質問を行います。

本市では、障害のある方も障害のない方も同じように生活できる

社会環境づくり、障害のある方が住み慣れた地域や家庭で生き生きと安心して暮らせる社会づくりを目指して、行政と住民が一体となって総合的な福祉向上に取り組むため、障害者計画及び障害福祉計画を策定しております。計画の策定に当たっては、サービスの見込みやその確保の方策を示し、三年ごとの計画の見直しも行われております。

また、県においてもですね、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の福祉増進を図ることを目的として、軽度・中等度難聴児に対して補聴器の購入費用の一部を助成することを示しております。これについては、令和三年九月一日現在で、県内三十八市町村が事業を実施しております。鹿児島県が行っております軽度・中等度難聴児補聴器助成事業ありますけれども、本市ではどのように取り組んでいるかをお答えいただきたいと思います。

〔福祉事務所長 下川昭代さん〕

○福祉事務所長（下川昭代さん） お答えいたします。

軽度・中等度難聴児補聴器助成事業は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、日常生活における言語獲得、コミュニケーション能力の向上、知識・技能の習得等に寄与することを目的に、補聴器購入費用の一部を助成するものでございます。平成二十五年度に県が新規事業として開始したことに伴い、本市におきましても要綱を制定し、平成二十五年七月から実施しております。助成対象や助成額については県の基準に合わせており、

購入費用の三分の二を県と市で助成をしております。

以上でございます。

○四番（渡辺道大君） 本市でも、今所長からありましたように、取り組んでいるということで、県においても、この軽度・中等度難聴児補聴器助成事業なんですけれども、対象者が十八歳未満であること、県内に住所を有していること、両耳の聴力レベルが三十デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならないこと、ただし、これは医師が認める場合は三十デシベル未満も対象とするとしております。で、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると身体障害者福祉法第十五条第一項に規定する耳鼻咽喉科の指定医師から判断されていること、で、軽度・中等度難聴児の属する世帯のいずれかの世帯員の市町村税所得割の最多市町村民税所得割課税額が四十六万円以上でないことというふうにして示されております。

また、対象外となる経費については、耐用年数（原則五年）を経ない補聴器の再購入に要する経費として、補聴器を修理する経費というものが対象外となっております。

本市においてですね、この助成事業利用状況についてはどのようなになっているか、利用実績ですね、についてはどのようなようになっているかをお答えいただきたいと思っております。

○福祉事務所長（下川昭代さん） お答えいたします。
平成二十五年度の事業開始から令和三年度まで九年が経過をして

おりますが、その間の利用実績につきましては、延べ四件、七台となっております。直近では、平成三十年度に一件の利用がございましたが、令和元年度以降は利用実績はありません。

以上です。

○四番（渡辺道大君） 本当大切、非常に大切ですね、重要な事業だと思っておりますけれども、先日専決処分された令和三年度一般会計補正予算においても、この軽度・中等度難聴児補聴器助成事業が十四万二千円の減額となっていて、利用者がなかったということでは皆減ということになるかと思っております。今後ですね、されていると思うんですけれども、実態の把握とかですね、関係機関なども連携を取り組んでいただきたいなというふうにして思います。

それと、こういった事業とは別にですね、二〇一五年一月に、高齢化が進む日本の問題に対して、認知症の対策強化に向けての国家战略である新オレンジプラン、認知症施策推進総合戦略ですかね、これを厚生労働省が策定をしております。認知症発症予防の推進と認知症高齢者の日常生活を支える仕組みづくりに国を挙げて取組を始めているようであります。

その中でも、認知症の危険因子として、加齢や高血圧のほか、難聴もその一因として挙げられております。また、関係性についてもですね、難聴になると周囲からの情報量が絶対的に減少をし、その結果、他人の言っていることがよく聞き取れない、会話がうまく成

立しないという経験を繰り返して、周囲との関わりを避けるようになる。そして、だんだんと社会との交流が減少をして、精神的健康に影響を与え、認知機能の低下をもたらすことがあるというふうにしております。

この難聴の進行をですね、そのままにしておく、認知機能の低下や鬱を発症するリスクが高まるなど様々な指摘がされている中で、やはり対策としては、早めに、医師の診断もあるかと思えますけれども、早めにこの補聴器を購入して、そして脳に音を届けるということが言われているんですけども、また、この補聴器もですね、近年で大きく進化をしていると言われており、多くの難聴の症状に対応できるようになっていることや、小型で目立たないと。また、多くの機能を搭載しているということ、単に音を大きくする機能だけでなく、高度なものになっているというふうにして変化が出ています。

ただ、その分ですね、やはり価格ですね、所有者の一台当たりの購入価格の平均が約十五万円というふうにして言われておりまして、両耳の購入になると二つですね、約三十万円というふうにして推定されていますし、内訳についても、十万元以上二十万円未満が最も多く、四八%、次いで、二十万円以上三十万円未満と五万円以上十万円未満が共に一七%というふうに出ています。やはりそうなる、両耳なら、両耳購入となると高額になるようですね、やはり価格の面でですね、やはり補聴器購入を諦める方いらっしゃるんじゃない

やないかなというふうにして思います。あるいはですね、買換えをためらっている方というのもあるかと思うんですね。やはり高齢者の日常生活の改善等に向けて、高齢者に対して補聴器の購入補助というものをすべきと考えるんですけども、現状どういうふうにして考えているか、お答えをいただきたいと思えます。

「高齢者支援課長 柳田さゆりさん」

○高齢者支援課長（柳田さゆりさん） お答えします。

補聴器の購入補助につきましては、本市では身体障害者手帳を保持する方に対し、障害者総合支援法で定める補装具費支給制度で費用を助成しております。聴覚障害の身体障害者手帳保持者は七十八名で、そのうち六十五歳以上の手帳保持者は六十六名となっております。身体障害者手帳を所持していない方に対する補聴器助成は行っていませんが、実施している市もあることから、需要調査を行うとともに、県へ制度創設の要望等行っていきたく思います。

○四番（渡辺道大君） 今、課長答弁ありました。二〇二一年頃での調査になりますけれども、この補聴器の補助を行っている自治体はですね、全国で三十七市区町村あるようで、全国的にも増えてきているのではないかといいふうにして言われておりますし、最近ではですね、国に対して加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願書というものがですね、提出されている地方議会もあるようであります。

県内でもですね、曾於市、曾於市がですね、六十五歳以上の高齢

者に補聴器の購入補助というものを行っているようですけれども、中身についても、聴力機能の低下によって日常生活に支障がある高齢者を対象に、補聴器の購入補助に係る費用の一部を補助するというふうにしてなっております。また、この補助対象についても、市内に住所を有する満六十五歳以上の方、そして聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方ですね。それと、補聴器の必要性を認める医師の証明書、医師意見書というものを受けた方というふうにしてなっております。補助金額についても、補助対象経費の二分の一以内で上限額を二万円というふうにして補助。これは一回限りの補助というふうにしてなっておりますけれども、前述、先ほど述べたように、認知機能の低下を補聴器によって未然に防ぐと。また、実際にですね、地域の身近な高齢者の中でもですね、聞こえづらくなったから、やはり機会に出席しないなどという声もやはり聞いているかと思うんですね。

厚生労働省も、日本における六十五歳以上の認知症の人の数は約六百万人で、二〇二〇年現在ですね、そういうふうにして推計をされております。二〇二五年には、これが約七百万人、高齢者の約五人に一人が認知症になるのではないかというふうな予測もされておりますし、高齢化社会の日本では、やはり認知症に向けた取組が今後ますます重要になっているというふうにして示しておりますけれども、高齢者へのこの補聴器補助ですね、市長、これについてどのように考えているかをお答えいただきたいと思えます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 高齢者の補聴器補助についての御質問であります。

先ほど課長のほうからも答弁がございましたけれども、実施している自治体も、先例もございます。そういうところでですね、例えば、医師の証明ですとか補聴器の必要性ですとかいうことを調べたんですね、それと需要の調査等をですね、いろいろ調べながらですね、本市としても研究はしていきたいと思っております。

以上です。

○四番（渡辺道大君） ぜひですね、市の補助があるから、やっぱり思い切ってですね、補聴器を購入しようかなというふうな方とかもあるかもしれませんので、さきに述べたようなことも含めてですね、予算化実現、事業実施に向けて取り組んでいただきたいと思いますというふうにして思います。

次の質問に入りたいと思います。

二〇一六年頃に、全国で子ども医療費の窓口無料化、現物給付ですね、を実施していない自治体がある都道府県が六県しかなくて、九州では鹿児島県と沖縄県の二県でした。九州の他県の実施の状況についてもなんですかけれども、佐賀県、大分県、宮崎県が一〇〇％実施、で、長崎県が九五・二％、福岡県に至っては九三・三％で、熊本県は七三・三％と、当時でも九州各県どこも高い実施率でした。その後、二〇一八年頃に、本市でも市町村民税が非課税世帯の乳

幼児を対象とした子ども医療費の窓口無料化というものが実施されているかと思いますが、そして、本市においても、当時九五名が対象となっていて、対象者に呼びかけたところ、九十一名が手続を終えて、残り四名は従来の償還払いであったとの報告もありました。

現在、この子ども医療費の窓口無料化の対象についてのようになっているかをお答えいただきたいと思えます。

○福祉事務所長（下川昭代さん） お答えいたします。

子ども医療費の窓口無料化、いわゆる現物給付方式につきましては、今議員からありましたように、平成三十年十月から、住民税非課税世帯の未就学児を対象に導入されまして、さらに、令和三年四月からは、住民税非課税世帯の小学校、中学校、高校生までに対象が拡充をされているところです。

以上でございます。

○四番（渡辺道大君） 今所長からありましたように、令和三年四月から、鹿児島県でも住民税非課税世帯の高校生までに拡充、示されていますけれども、やはり住民税非課税世帯に限っているところでもあります。

また、これまでも取り上げてきましたけれども、本市独自でこの対象を広げることはできないかとの問いについては、窓口無料化の対象を市町村独自で広げると、県が補助金の対象から外すと。いわゆるペナルティーですね。それによって、全てを一般財源で対応す

ることになるとの答弁もあります。また、市長の答弁においてもですね、人口減少に対して、子育てしやすい環境を整えることは重要であると。今後は国や県に対して対象の拡大を要望していくとありますし、全国知事会においてもですね、国に対して、全ての子どもを対象とした助成制度の創設や、ペナルティー措置を未就学児に限らず全てで廃止をすることを求めています。

その後になるんですけども、窓口無料化の対象拡大について、県は、鹿児島県はですね、どういった回答をしているかというのをお答えいただきたいと思えます。

○福祉事務所長（下川昭代さん） お答えいたします。

窓口での負担がゼロとなる現物給付方式の対象拡大についての県の回答ということでございますが、令和三年四月からの住民税非課税世帯の高校生までを対象拡大した際に、県は、経済的な理由から医療機関の受診を控え、症状が重篤化することを防ぐためというところで説明をしております。

その後、令和四年第一回県議会定例会におきまして、現物給付の対象拡大を求めることについての一般質問に対して、現物給付も含め、子ども医療費助成制度については、自治体の財政力等の違いにより助成内容に格差が生じている状況があることから、国の責任において新たな医療費助成制度を創設するよう要望していくというふうに回答しています。

以上のことから、県におきましては、現段階では独自での実施は

難しく、国に対して全国一律の統一的な助成制度の創設を要望していく考えであると理解をしております。

以上です。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。

今、県のそういった姿勢というものが見えているんですけども、今年三月にですね、子ども医療費の、たしか中学生までかなというふうにして思うんですけども、住民税非課税世帯だけでなく窓口無料化をと、鹿児島県の医師会や歯科医師会の会長がですね、県知事に対して要望書を提出しているというふうにして報道されております。現場からこういった要望が出るということは大変重要なことであり、前進への大きな力になるのではないかなというふうにして思います。やはりあとは県の対応になってくるのではないかなというふうにして私は考えたところであります。

また、二〇一九年の議会での当局の答弁においても、本来医療を受けないといけない子どもが、家庭の事情によって受診を先延ばしにすることがあると。窓口での支払いがなくなるので、さらに悪化することということを防ぐことができるのではないかと、子ども医療費窓口無料化を全体的に評価をしております。

窓口での支払いというのがなければ、やはり子どもたちですね、症状、重篤化等を未然に防ぐことができるのではないかなというふうにして考えておりますけれども、本市において、そういった独自のこともですね、含めながら、今後どのように取り組んでいく

かをお答えいただきたいと思えます。

○福祉事務所長（下川昭代さん） お答えいたします。

窓口無料化の対象を住民税非課税世帯に限定していることにつきましては、先ほどの県の回答でも述べましたとおり、経済的な理由で医療機関の受診を控え、症状が重篤化することを防ぐためというふうに理解をしております。

また一方で、子育て支援の観点から、所得状況にかかわらず、全ての子育て世帯の窓口無料化を望む声も根強くあるということは承知をしております。全ての子どもたちの健やかな成長を保障するためにも、医療機関で現物給付が受けられることは重要なことだと考えます。

これまでも県からの意見照会の折など、対象範囲の拡充についての要望を伝えているところですけれども、今後も引き続き、国、県の動向も注視をしながら、子育て世帯の負担軽減が図られるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○四番（渡辺道大君） 今所長からもいろいろ答弁いただきましたけれども、内閣府がですね、令和三年において子どもの生活状況調査の分析をしております、その中で、新型コロナウイルスの影響で、世帯全体の収入の変化について減ったというふうにして回答した割合が、収入が低い世帯で高いというふうにして示しております。また、生活に必要な支出の変化、お金が足りなくて必要な食料

や衣服が買えないことなどについて増えたと回答した割合が、やはり収入の水準が低い世帯やひとり親世帯で高いということも示されておりです。本市でもですね、こういった同じような実態が示されると、やはり重大なことだというふうにして思うんですね。

また、現状で、やはり様々今、ほかの議員からもありますように、物価が高騰をしたりとか燃油価格の高騰で大変厳しい生活を強いられている。特に子育て世帯にとっては、ますますですね、医療費にお金をかけることを抑えてしまうような状況が出てくるのではないかなというふうにして思うんですね、現在の状況からも、やはり市の独自の財源を使ってですね、子ども医療費の窓口無料化、非課税世帯だけではなくて、全世界に実施をしていくべきではないかなというふうにして考えているんですね、市長の答弁を求めたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

子ども医療費の窓口無料化、現物給付についてはですね、子どもの健やかな成長、そして子育てのためには非常に重要な、環境づくりに必要なものだと考えております。これについては、全国の市長会等でも要望を続けているところであります。子どもの医療費に係る全国一律の保障制度の創設という内容で、それに関して自治体の独自の施策についても財政措置を払うようにとかですね、そういう要望が続いているところがございます。そうしたことを今後ともですね、強力で活動を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○四番（渡辺道大君） ぜひですね、現在の状況とか市民の暮らしですね、子育て世帯の暮らしというものを見ながら、また、子どもの症状についても、早期発見においては、長期的に見れば医療費の減少につながるのではないかなというふうな見方もされておりますので、ぜひですね、制度改善に向けての取組をしていただきたいなというふうにして思います。

最後になります。馬毛島問題になります。

ここまでの市長答弁からも、質問項目挙げておりますけれども、大体こう、ほかの議員からの答弁で、大方予想のつく答弁になるのではないかなというふうにして思ってるんですが、あるいは、同じ答弁になるかというふうにして思うんですね、やはり一つ一つこう、答弁求めていきたいと思えます。

令和四年三月十六日の第二回の協議の場において、航空機騒音についてですけれども、市の基地が整備されるとすれば、防衛施設と無縁のケースであった地域に基地が整備されるのは初めてのケースであり、安全・安心が何より一層確保された形で整備されるべきと、安全面への配慮、本市の静穏性を考慮し、騒音問題について、特に高齢者や障害のある方への配慮、不安解消のために約束が守られるよう、お互い努力することを願いたいというふうな市のほうからの防衛省に対しての質問というんですかね、こういった協議の場になっております。

また、この不安の声についても、騒音、軍事基地化、有事への不安、治安の悪化への懸念、事故発生の不安があり、これらに共通して、約束が守られているかという不安が横たわっていると市のほうも言っております。

そこで、防衛省が、航空機騒音の影響は、現段階では環境基準を超える区域は種子島に達することはないと考えられ、騒音防止施策として、自衛隊等の航空機の離発着等で生じる音響を防止、軽減するため、地方公共団体が行う小中学校、幼稚園、身体障害者福祉センター等の防音工事の費用の全部又は一部を補助していると、で、また、再編交付金を活用して住宅等の防音工事を実施することも可能という答えを出しております。

こういった件についてですね、この防衛省の回答を受けて市長はどのように思ったか、見解を求めたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

基地に伴う航空機の騒音の問題ですが、馬毛島のこの計画されてる施設については、防衛施設とは無縁であった地域に基地が整備される初の、初めてのケースであります。それに加えて、この種子島の静穏度の高さから、住民の不安が他の地域とは比較にならないほど著しいと考えているところであります。特に高齢者や障害のある方々、それを支える人たちから、睡眠への影響等体調の変化を危惧する声が上がっております。そうした非日常への不安や恐怖が極めて深刻であると捉えております。

そうしたことから、既存の防衛施設を基準とするのではなく、種子島の平常時の静穏性を考慮した対応が求められると考えておりまして、防衛省との協議の場でそのことを求め、対応策を求めているところでございます。

○四番（渡辺道大君） 住民が生活をするに当たって、やはり騒音ですね、これ一番懸念されることだと思っておりますけれども、そういったことからですね、基地を受け入れないと、同意できないと判断するものになると思うんですけれども、市長、改めてどうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） この基地整備に関しては、新たな局面を迎えた後、協議の場を通じて様々なことを考慮しながらですね、環境のことを考えながら、私の一定の考えというものを今後述べさせていただきます。

○四番（渡辺道大君） 分かりました。

それなら、次の質問に入りたいと思います。

防衛省から、安心・安全の問題について、第二回協議に引き続き協議をしたいと。市側からの要望を踏まえて、準備書の中から、特に騒音ですね、ニホンジカ、港湾施設について概要等を説明して、訓練区域の造成、航空機騒音について方法書に対する市の意見として、予測地点を追加要望と。で、マゲシカの生態系、あるいは種子島上空の飛行経路ですよね、そして漁業補償などについて、市から防衛省に対して質問をされているかと思えます。第三回の協議にお

いて、今回の馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価準備書案の概要について、市長はですね、これについて十分か、あるいは不十分かですね、そういったことも含めてどのような評価をしているか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

環境影響評価準備書につきましては、住民等から提出された意見の概要と、意見に対する事業者、すなわち防衛省の見解を取りまとめた書類が、先般、本市に送付されたところでありました。本市としては、住民等の意見、専門家の意見等も勘案し、環境、安全の見地から市長意見を県に述べてまいりたいと考えております。現在、準備書の内容を熟読、精査している最中ではありますが、例えば、種子島上空の飛行問題など、住民の不安払拭には至っていないというふうに考えているところでございます。

○四番（渡辺道大君） この件については、国民からの意見というのが二千件になったというような報道もありますし、その中には、飛行経路の問題とかマゲシカの保全方法が不十分などの指摘をされた意見があるようです。今後についても、県知事がですね、市長の意見を聞いて百二十日以内ですかね、国に対して意見書を提出するようになっています。所信表明の中にも、この意見が環境影響評価手続において市長としての意見を伝える最後の機会というふうにしております。ぜひですね、市長にはですね、厳しくこの環境影響評価に対して指摘をした意見書というものを提出していただきます

よう要望をいたします。

次に、第四回協議の場である岩国視察はですね、市民の不安や期待を踏まえ、岩国飛行場に配備されている米軍機等の実際の音を体感し、航空機騒音について理解を深めること、また、岩国市の基地との向き合い方や、交付金や補助金の活用による岩国市や周辺自治体の状況を視察するという、こういった目的を持って臨んでおります。また、副市長もですね、有意義だったというふうな総括をされておりまして、今回の岩国視察について、そういった目的に沿ったものになったかどうかというのをお答えいただきたいと思えます。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

議員から御紹介にありました目的を持って臨んだところでございます。目的に沿った視察ができたものと考えております。

以上です。

○四番（渡辺道大君） これ以降の協議ですね、所信表明の中でも、住民の不安や期待を目に見える形で整理する目的で設置した防衛省との協議の場というのは、これまでの七回の協議を実施して、市長自身も適宜参加をし、協議を通じて防衛省に考えを直接伝えて説明を受けると。もちろん防衛省との立場というものが異なりますので、考えが一致したわけではない。しかし、お互いの意見交換もあり、極めて有意義なものになったとして、その後、所信表明ずっと続く

ているんですが、市長はですね、これまでの防衛省との協議について、どのような姿勢で臨んでいるかをお答えいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

協議の場を設置した背景としましては、馬毛島関連予算の閣議決定、それから日米安全保障協議委員会の共同発表によって、防衛省から馬毛島への基地整備の決定と考えるという旨の説明を受けたということがあります。この新しい局面に至ったことによる市民の不安や期待はより現実味を帯びることになり、現実的な対応の必要性を感じたところでございます。そして、住民から伺った意見を直接大臣に伝えるとともに、住民の期待や不安を目に見える形で整理していこうと考えまして、協議の場を設定したところであります。

その上で、基地が整備されるとするならば、防衛施設と無縁であった地域に基地が整備される初めてのケースであり、安全・安心がより一層クリアした形で整備されるべきであると考えております。特に安全面への配慮、本市が持つ静穏性を考慮し、騒音問題について、とりわけ高齢者や障害のある方への配慮等が求められます。また、意見を聞く会で出された不安の声をまとめると、騒音問題、軍事基地化への不安、有事への不安、治安の悪化への懸念、事故発生の不安等があります。こうしたことの根底には共通して、果たして約束が守られるのかという不安も横たわっていると考えているところであります。こうした物事の解消のために、そのための協議を優

先して臨んでいるというところでございます。

○四番（渡辺道大君） やはり協議の中で、何を引き出してどのように考えたかについていうのはですね、明確なものとか分かりやすいものというものをですね、やはりその都度、市民に示していく。この問題についてですね、やはり迷っている市民への判断材料として、やはり示していく必要があると思うんですね。このままであれば、よく分からないうちに気がつけば基地ができていたというふうなことになるかねないので、ぜひですね、市が市民に伝えるもの、透明性というものをしっかりと明らかにしてほしいなというふうにして思います。そのことを求めます。

次に、葉山漁港の浚渫工事ですけれども、市は当初、これまでの利用形態から浚渫は不要としておりましたが、僅か四か月ほどですかね、今度は異存なしというふうにして認めております。このことについては、市長は漁港管理者として、漁業者らの安全確保の観点で判断したというふうにしております。

で、今回示されております浚渫工事の範囲については約二千五百平方メートル、港内から港外にかけてL字型に平均干潮時の水深が三メートルになるように掘り下げて、取り除く土砂の量も最大一万九千三百立方メートルというような報道もされております。

私はですね、やはりこの浚渫工事ですね、基地建設の一環だというふうにして指摘します。そして、その港湾施設等ができれば、今後一切、馬毛島周辺で漁ができなくなると。漁師の生活というもの

が成り立たなくなると思います。市長、やはりですね、今回のこの浚渫工事について、漁業への影響というのを懸念する漁師の声というのがあると思うんですけども、市長、どのように捉えているか、そして、どう判断するかということをお答えいただきたいと思いません。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

葉山漁港の浚渫工事に関しましては、漁業への影響を懸念する声があることは十分承知しております。そのため、漁協においては、全組合員に対し浚渫工事についての賛否確認を行い、条件を付して、再度、同意書を防衛省に送付したと伺っております。

市といたしましても、令和四年三月二十九日付け防衛省に対する協議回答書の中で、葉山漁港区域内の水域における浚渫工事につきましては、漁業活動への影響に十分配慮するようにと強く要請しているところでございます。

以上です。

○四番（渡辺道大君） 九州防衛局はですね、この葉山港の浚渫に

ついても、島の管理用道路の整備の一環と。で、道路整備の受注が決まっている業者が作業するというふうにしておりますし、また、漁港管理にですね、防衛省のやはり予算を使うという。これではですね、やはり基地整備の外堀というものがですね、埋まってきているというふうにして私は感じますし、安全性の問題というのも言われておりましたけれども、これまでこの浅瀬を避けて漁港に入れる

というような、そういった技術があるというような漁師の声もあります。

で、防衛省はですね、この今回の浚渫工事を基地建設資材搬入のためというふうにして示しておりますけれども、やはりです、漁港管理者として、この浚渫工事、中止を求めべきじゃないかなというふうにして考えるんですが、市長、お答えをいただきたいと思いません。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

今回の浚渫工事については、当初から、漁協並びに防衛省から、管理用道路工事の附帯工事として実施すると言われております。本市といたしましては、漁協の要望を尊重し、現に漁船の航行が増える中、漁港区域内において事故を発生させはならないという観点から、漁港の管理者として判断したものでございます。

○四番（渡辺道大君） 分かりました。

最後までそういったふうになるのかなと思うんですけども、やはり今後ですね、この市が同意した漁港区域、残るその区域外の約五千平方メートルが、県からですね、土砂採取や岩礁破砕などの許可を得る必要があるというふうにしてされております。恐らく市がこういうふうにして同意したことによって、県も浚渫というものを認めるのではないかなというふうにして思いますし、それであればですね、やはり市も撤回というものをすれば、県も必要なしと判断すると思えます。これ最後、市長、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

漁港区域外の浚渫工事につきましては県の判断となり、本市が県に対して浚渫をしないよう求めるということは特に考えておりません。

○四番（渡辺道大君） やはりですね、防衛省は、基地本体はですね、二〇二二年度内に基地整備に着工したいと。工期も四年程度と見込んで、滑走路の先行整備をする方針を出しております。年度内着工となれば、二〇二五年度にもFCLP訓練の開始の可能性があるというふうにしております。やはりこれまで質問の中にありましたように、ずっと、騒音の問題とか環境アセスの詳細の不明さとか安心・安全の問題っていうのは、このままではやはり私は解消されないと思いますので、市長はですね、やはり再選されたときの立場、明確な立場をですね、早期に示していただきますよう求めて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（川村孝則君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十四時頃より再開をいたします。

午後一時四十三分休憩

午後二時再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「三番 橋口美幸さん登壇」

○三番（橋口美幸さん） こんにちは。お疲れさまです。

梅雨空の下、被害の拡大や、そしてウクライナの問題、市内でもコロナ感染拡大が止まらない、こういう状況の中で一般質問をさせていただきます。通告書に従ってさせていただきますと思います。日本共産党の橋口美幸でございます。

まず、生活保護制度についてのお伺いをしたいと思います。

同僚の質問でも取り上げておりますように、今、農業資材、食品など、ありとあらゆるものが値上がりする物価高が私たちの暮らしを直撃しております。ロシアのウクライナ侵攻の影響に加えて、日本では異常な円安、原油の高騰にもかかわらず賃金が上がらない国の政策に加えて、一方では、年金削減、この十年間で六・七％も減らされております。そして、この四月から、年金を受給されている皆様のお手元には、〇・四％減らされていますよという通知も届いたと思います。年金で暮らすしかない高齢者の皆さんから怒りの声が広がっております。年金が頼みの高齢者、電気代、水道代の節約や食費の切り詰めで暮らしているという実態が届いてまいります。そしてまた、若者や女性も、不安定雇用の上、コロナ感染拡大の影響を受け、収入も減っている実態もあります。

私たち日本共産党は、低所得者に最も負担の重い消費税５％に戻

すこと、一億円以上所得のある大企業がため込んだ内部留保四百六十六兆円、これを時限的に課税して、十兆円の税収で中小零細企業に支援をして、労働者の賃金を上げるために使おうと提案をしております。八時間働けば普通に暮らせる賃金保障、減らない年金制度が今求められているのではないのでしょうか。新自由主義の個人に責任を押しつける自己責任ではなく、国民の暮らしを守る国の経済政策転換が今こそ求められているのではないのでしょうか。

そこで、本日、憲法二十五条に明記された市民の命と暮らしを保障するセーフティネットである生活保護制度について、まずお伺いしたいと思います。二〇一九年から二〇二二年六月現在までの各年度の生活保護の相談、そして認定の実態をお伺いしたいと思います。

あとは質問者席よりお伺いします。

「福祉事務所長 下川昭代さん」

○福祉事務所長（下川昭代さん） お答えいたします。

生活保護の相談件数と認定件数ということでございますが、相談につきましましては、申請に関する相談以外にも、将来的な生活への不安から生活保護制度全般についての説明を求めるなどの相談まで広く受けておりますので、相談件数のほか、実際の申請件数、それから認定、いわゆる保護開始を決定した件数まで併せて御報告したいと思います。

二〇一九年度（令和元年度）は、相談十四件、申請十八件、決定

十三件、二〇二〇年度（令和二年度）は、相談四十七件、申請十三件、決定十三件、二〇二一年度（令和三年度）は、相談四十一件、申請十三件、決定十二件、二〇二二年度（令和四年度）は、六月現在で相談四件、申請二件、決定二件となっております。

なお、相談件数と申請件数の差につきましては、最初に申し上げましたとおり、相談件数には将来的な生活への不安など申請目的以外のものまで含んでいるためでございます。

また、令和元年度と令和三年度におきまして申請件数と決定件数に差がありますけれども、こちらは預貯金の判明や親族の援助、資産活用等により決定に至らなかったもの、また、本人からの申請の取下げによるものがございます。

以上でございます。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

あえて、二〇一九年、これは令和一年、まだコロナの前でございます。そして二〇二〇年、二〇二一年がコロナ感染拡大、大変大きな時期でございました。この二〇二〇年、二〇二一年が四十七件、四十一件と本当に相談が多くなっております。その相談に対して申請が十三件。非常に二〇一九年の申請件数、そして認定件数よりも少し、一件だけですけど、少なくなっているということが非常に疑問視をするところでございます。

まず、二番に行きますけれども、相談から、二番に行きます。相談から認定までの対応についてをお伺いしたいと思います。

○福祉事務所長（下川昭代さん） お答えいたします。

まず、相談に来られた方の家庭の事情や困っている状況等をお聞きした上で、生活保護制度の仕組みや、ほかに活用できる制度等について説明を行います。その上で、保護申請の意思を示された場合は、申請に必要な書類を提出していただき、その後、家庭訪問等により詳しく生活状況を把握するとともに、生命保険や預貯金、不動産等の保有状況など資産調査を行います。

また、必要に応じて、他制度の活用や就労の可能性の検討、親族からの援助の可能性の検討も行った上で判定を行います。この判定の基準につきましては、国が定める最低生活費の基準を用いて申請者の世帯収入と比較し、世帯収入が基準より下回る場合に保護の開始決定となります。

申請から決定までおおむね二週間程度を要しますが、資産調査等に時間を要する場合は、最長三十日まで延長できるとされておりまして、できる限り速やかな決定に努めているところでございます。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 役所に相談に来る市民の皆さんはですね、どういうことを言われても、とにかくわらをもつかむ思いで覚悟をしてくると思います。そのことに心をぜひ寄せてほしい。そして、どんな状態で何に不安を感じているのかということにも心を寄せてほしいと思います。

で、一つ、一つというか、様々な人から話を聞くんですけども、

本人の申出がないにもかかわらず、鹿児島に出て職を探したらどうかということも二、三あったように見受けられます。この件については、担当課としてはどのようにお考えでしょうか。

○福祉事務所長（下川昭代さん） 就労が可能な方につきましては、就労に向けての助言や指導等を行っている状況でございます。本人からの申出がないにもかかわらずというところが、ちよつと私たちの対応とちよつと違っているところもあるかと思えますけれども、基本的には、御本人さんとお話をした上で、本人の意向とこちらからの助言という形で、お互いの話をした上で就労に向けての活動に取りかかっていたかどうかのような形になっております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ぜひそういう立場を堅持して、今後、市民とは向き合っていたきたいというふうに思います。

で、本人の申出がないにもかかわらず、「あなた鹿児島に行ったらどうですか」というふうに言われた方は、いや私は墓の守をしなきゃいけない、ここに私は住みたいんだという自分の事情がはっきりありますので、それでもそれはいいことではないでしょうかけれども、やはり本人の申出がない以上は、居住権の問題もありますので、そこは福祉事務所として注意をしていただきたいというふうに思います。

それから、認定しない要因とは主にどのようなことだったかをお伺いしたいと思います。

○福祉事務所長（下川昭代さん） お答えいたします。

保護の開始決定とならない要因につきましては、先ほどの決定までの流れで御説明いたしました場合の逆になりますけれども、国が定める保護基準に基づく最低生活費よりも収入が多い場合です。この場合の収入とは、仕事による収入のほか、年金や手当などほかの法律により支給される金銭、預貯金、保険金、資産を売却するなどして得た収入など、世帯の収入全部を合計したものとなります。

生活保護受給の要件は、生活保護法第四条に規定されており、ように、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用することとされておりますので、例えば、資産調査を行う中で、預貯金や生命保険等の判明により六か月以上の生活費が賄えることが見込める場合や、資産価値の高い住宅等を所有しているなど資産の活用が可能な場合、保護の必要はないということで判断されます。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 六か月以上の生活ができるということでは、やはりそこは相談に来られる方の周知も大事かなと思います。それから、扶養照会義務に対する取扱いがですね、厚生労働省の事務通達で来てると思います。扶養義務者に対する扶養照会に係る取扱いのところでは、ちょっと読ませていただきますが、法第四条二項において保護に優先して行われるものと定めており、扶養義務者に扶養照会を行い、扶養を受けることができる範囲においては、保護より優先することとしている。ここは大事だと思います。

一方でですね、このコロナ禍の中で、相談段階における扶養義務者の状況の確認について、扶養義務者と相談してからでない申請を受け付けないということとか、扶養が保護の要件であるのかのごく説明を行うという対応は不適切であるので、改めて御留意願いたいという事務通達が来てると思うんですけども、この認識はありでしょうか。

○福祉事務所長（下川昭代さん） お答えいたします。

今議員からおっしゃられたように、扶養照会につきましては、保護決定の判定をするために必要な手続ではありますが、保護の可否が保護の要件というふうになっているわけではございません。そのために、相談の段階で扶養義務者との関係性とかそういったことを丁寧に聞き取った上で、扶養義務の履行が期待できるものについて扶養照会をさせていただくという形を取っております。

以上でございます。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。そういうことです。ね、ぜひ係の皆さんと共有していただきたいというふうに思います。係の人によっては違う対応をするかもしれません。してきたかもしれない。です。ので、ぜひそこは共有をしていただきたいというふうに思います。

それから、扶養義務者に対する援助を迫ることですね、生活保護の世帯の子どもは、また生活保護世帯に陥ってしまう。こういう負の連鎖になりかねませんということを私は係の人にもよく言って

おります。貧困の打開を断ち切るためにも、厚生労働省事務通達を念頭に置いた対応をぜひお願いしたいと思えます。保護制度の在り方が問われる大きな問題となっております。

では、四番に行きたいと思いますが、四番はですね、認定された相談者との面談はどのような方法で実施しているかをお伺いしたいと思えます。

○福祉事務所長（下川昭代さん） お答えいたします。

保護の受給開始が決定された後は、地区担当のケースワーカーが訪問をして、改めて制度の内容を説明し、保護受給者の権利と義務について一緒に確認を行います。保護受給者には、定期的な収入申告や生活状況等の変化があった場合の届出などが求められますが、担当ケースワーカーも、保護受給者の健康状態や生活状況を確認するため、定期的に訪問をして相談を受けたり、必要に応じて生活の維持向上のための指導や助言を行います。訪問は保護受給者の状態によって月一回から半年に一回の頻度で行うほか、必要がある場合は随時訪問しております。面談マニュアルにつきましては、特に定めてはおりませんが、訪問や相談対応の中で気になる点については、随時所内で情報を共有して、トラブルや誤解の招くことのないよう適切な対応について確認しております。

また、年度当初に業務全般に係る実施方針や事業計画を作成するとともに、個別のケースに関しましては、保護受給者ごとに所内で協議の上、援助方針を定めておりまして、個々の保護受給者が抱え

る課題に応じて、その都度見直しを図るなど、きめ細かな対応に努めているところでございます。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ぜひきめ細かな対応をよろしくお願いしたいと思えます。やはりこれもですね、ぜひ共有していただきたい。例えば、電話もせずに朝一で抜き打ちで訪ねてくるとかですね、そういうこともここ最近見受けられますので、そこはやはり皆さんが入庁するときですね、憲法二十五条を学んだと思います。権利であります。そういう意味では、憲法二十五条の認識について伺いますけれども、生存権を保障する最後のセーフティネットです。そして、生活保護の在り方は、全ての国民の暮らし方に、権利に関わる重大な問題です。なぜならば、生活扶助基準の引下げは、住民税、保育料、介護保険料、就学援助制度、賃金などに連鎖して、広範な私たちの暮らしに影響します。生活保護は当然の権利として決して恥ずかしいことではなく、生存権を保障する最後のセーフティネットだと捉え方で、担当の職員への教育とか、そういう周知をぜひ市長にはお願いしたいと思えますが、市長の姿勢をお伺いしたいと思います。

○議長（川村孝則君） 今のあれ、橋口議員、五番目の質問ですか。

○三番（橋口美幸さん） あ、五番目です。

○議長（川村孝則君） 市長に、市長の見解を求めらるちゆうことですか。

○三番（橋口美幸さん） はい。ちょっとごめん、時間。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

日本国憲法第二十五条は、第一項で、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという国民の生存権を、さらに第二項では、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に対する国の責務を規定しています。この憲法第二十五条において保障される生存権を実現するための制度の一つとして制定されたのが生活保護法であります。

さらに、生活保護法第一条の、この法律は日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするという規定は、生活に困窮する国民の保護を国の責任において実施すべきであることを定めていると同時に、単に生活困窮者の最低限度の生活を保障するだけでなく、保護を受ける者の将来における自立の助長を積極的に図ることが生活保護制度の基本原理となっていると認識しております。本市におきましても、この理念に基づいて、適正な保護の実施に努めているところでございます。

○三番（橋口美幸さん） すいません、分かりづらくて。

やっぱり生活保護を受けるということについては、恥ずかしいことだというような風潮があります。しかし、やはり生活保護を受け

ながら、若い人、四十代、五十代、六十代の人たちも働ける人は、今保護を受けながら、次に社会に向かって自立をしていくんだという捉え方をぜひしていただいですね、援助をしていく。そういう立場に立っていただきたいというふうに思います。

このことをお願いいたしまして、二番の馬毛島問題に移りたいと思います。

馬毛島問題について、様々重複する部分もありますが、まず、一番の外周道路の建設に対する市長の認識をお伺いしたいと思います。外周道路の建設については、アセスの途中のプラントの入札、そしてボーリング調査など様々ある中で、この外周道路が進んできております。そういうことで、そういう意味では、市長がこの外周道路建設についてどのような認識を持っておられるのかをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島の外周道路建設に対する私の認識についての御質問でございます。

この工事につきまして、国は、取得した財産の巡回警備のために整備するものであると説明されております。国が土地を取得した目的からいえば、馬毛島基地で計画されている飛行場及び関連施設などの建設でありますので、それらの施設整備の警備も想定されると認識しております。このことから、私といたしましては、葉山漁港における浚渫工事についてもアセスの対象とするよう指摘し、要望

してきたところでございます。

○三番（橋口美幸さん） 明らかに外周道路は、これがないと基地が造れないということがありますので、明らかに基地と一体のものだというふうに私も思いますし、市長もそういう認識だということを確認をいたしました。

次に、浚渫工事が、市長が御存じのとおり、今年の三月二十九日に同意をしたということが議会に報告をされました。その報告の中で、令和三年からその浚渫工事の問題があったということをつい最近知りました。そういう意味では、この令和三年の浚渫工事の問題から、これまでどういう経過だったのかをお伺いしたいと思います。

〔建設課長 奥村裕昭君〕

○建設課長（奥村裕昭君） 葉山漁港の浚渫工事の経緯について御説明させていただきます。

本件につきましては、まず、令和三年四月十五日、種子島漁業協同組合理事長名で、西之表市長宛てに陳情書が提出されております。内容は、葉山漁港の浚渫及び堤防欠陥箇所修復についてでございます。浚渫の理由といたしましては、葉山漁港の水深が干潮時一メートルと浅く、出入りの際、座礁する危険性があり、今後、漁船等が安心して出港・入港ができるようお願いするというものでございました。また、陥没箇所の修復についても、入港時の乗船・下船などの安全確保をしたい旨の理由となっております。

これを受け、建設課は、四月二十一日、現地調査を実施いたしま

した。結果、水深については、多少の土砂が堆積はしているものの、主な船の係留箇所については、おおむね一・五メートル水深が確保されていることを確認しております。また、陥没箇所については、立入禁止などの看板を設置した上で、これらの対応につきましては今後検討することとして、その旨を五月十日に漁協に対し回答したところです。

その後、八月四日に、再度漁協側から、漁船等の安全確保、さらに防衛省の工事においても安全性は重要であるとの認識から、管理用道路等の整備工事に合わせて、市に対し、漁港管理者の立場から防衛省に協力をお願いしてほしい旨の要望書は提出をされております。

市といたしましては、馬毛島への環境影響評価方法書への意見を提出し、防衛省に対応を求めていた段階でございましたので、市からは要望できないため、漁協からの要望書の写しを、八月二十五日、防衛省に送付をしたところでございます。

堤防の欠陥箇所の修復に関しましては、その後、十二月二日、防衛省より漁港漁場整備法第三十九条の四項の規定に基づき、陥没箇所のコンクリート板の撤去及び修復について、それぞれ市に対して協議書の提出がございました。これについては、危険性、必要性の観点から、十二月二十八日と一月二十四日に、それぞれ認める旨の回答をしております。

一方、浚渫工事に関しましては、十二月十六日、防衛省より、同

じく漁港漁場整備法第三十九条の四項の規定に基づく協議書の提出があり、これを受けまして、漁協側の意向を確認させていただいたところ です。漁協側からは、漁船の安全を確保するため、浚渫は必要である旨を伺ったところです。

本市としましては、漁協側の意向を踏まえ検討した結果、漁港管理者として漁業者等の安全確保の観点で判断し、令和四年三月二十九日付けで、葉山漁港区域内の水域における浚渫工事について、漁業活動への影響を十分配慮するようお願いした上で、異存のない旨、防衛省へ回答したところでございます。

主なものについては以上でございます。

○三番（橋口美幸さん） 今経過を教えてくださいましたが、八月四日に、防衛省に対して依頼してほしいという要望書が提出されましたけれども、市からは、アセスの問題でいろいろ注文つけて、注文ちゅうか、いろいろあるので、市からは要望できないということと、それから、三月二十九日に了承したっていうことは矛盾するんじゃないでしょうか。市長、このことについてはどのように理解すればよろしいんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

八月の時点から三月まで半年余りの経過がございましたが、期間があるわけですが、その間につきましては、今課長から御説明したようにですね、漁協、そして防衛省とのやり取りを経てですね、三月の回答という経過をたどったわけでありまして、いずれに

しても、漁協の漁業者の意向を尊重するという立場からですね、この間の措置をしたというふうに御理解をいただきたいと思えます。

○三番（橋口美幸さん） 後で、漁業者総意の、浚渫はですね、漁業者の皆さん総意ではないということが後から分かりました。そういうこともあり、漁業者の皆さんがですね、この浚渫工事をやめてほしいという要望も出しております。私たち日本共産党としても、市長に要望を、もう浚渫工事と外周道路、そして基地建設、これは一体のものだというふうに私たちも思うし、市長も今、外周道路は一体のものだというふうに答弁されました。そういう意味では、やはり浚渫工事、ぜひ撤回をしないと、してほしいと思いますが、こもぜひまた再度求めたいと思いますが、市長としていかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

葉山港の漁港の浚渫に係る市の対応については、今ほどお答えしたとおりであります。そのことについて変更するということは、現在考えておりません。

○三番（橋口美幸さん） そういう、先ほどから、自分の態度はかかるべき時期にという答弁が何回もお伺いはしておりますが、やはり浚渫工事のこの問題をどう対応するかということは、非常に市長の判断に大きな影響を与えるということは指摘しておきたいと思えます。

それから、（三）番に行きます。

市長は、住民の安心・安全の担保と基地建設は両立せず、失うものが大きく同意できないとの意思を示し、基地交付金に頼らないまちづくりを進める意思を示してまいりました。現在、防衛省との協議の場が進んでいる中におきましても、市長はその意思、あえて公約と申します、意思を堅持する姿勢がありますか。

そしてまた、協議の場の代表となっている副市長にもお伺いしたいと思います。どのようなスタンスでこの協議の場に対応しているのかをお伺いしたいと思います。

まず市長から、そして副市長もお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

協議の場に臨む姿勢ということについてのお尋ねであります。繰り返しになりますが、馬毛島関連予算の閣議決定、そして日米安全保障協議委員会、いわゆるツー・プラス・ツーの共同発表により、防衛省から馬毛島への基地整備の決定と考える旨の説明がありました。その新しい局面に至ったことによる市民の不安や期待は、より現実味を帯びることになりました。これに対する現実的対応の必要性を感じたところから、住民に伺った意見を直接大臣に伝えるとともに、今回の協議の場を設置したところであります。住民の期待や不安を目に見える形で整理していくという協議の場への臨み方、このスタンスについては、副市長にもその構えで対応するように指示しているところであります。

私の姿勢ということで申し上げれば、将来にわたる西之表市民の

安心・安全、市民の幸福と利益を追求する私の考えは、これまでも今後変わることはありません。馬毛島の基地整備に対する市民の不安と期待を踏まえて、市民の代表たる市長の務めを果たしていく所存であります。常に最善の道を切り開いて前進する覚悟でございます。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 目に見える形で協議の場が進んできたということでございますけれども、一月七日のツー・プラス・ツー、そして、その前の十二月の閣議決定、これが新しい局面を迎えたということ、現実的な対応をしなければいけないことは、一年前の市長選挙のときに、こういう局面は想像できなかったでしょう。国は造りたいわけですから。国は、沖縄でもそうですし、全国どの基地問題を抱えてる場所でも、国は否応なくやってきます。だから、地元の私たち、地元の首長がどういう姿勢でこの問題と対峙していくのかということが一番問われる問題であって、国のそういう方向に流れていくということは、市長として、やはりちょっと信念がないんじゃないかなというふうに思います。この辺どうでしょうか。一月七日のツー・プラス・ツー、そして、その前の閣議決定で、市長は自分の方向性を変えたという理解でよろしいですか。

今、市長の答弁。副市長にも求めたいと思います。

○議長（川村孝則君） いや、今のあれ、質問は八板市長はありま

すか。

○三番（橋口美幸さん） 市長に答弁を求めてから、副市長にお願いしたいと思います。

○議長（川村孝則君） 今のあれ、橋口議員は四番目。

○三番（橋口美幸さん） 三番目です。三番目。副市長、市長が、あ、もう一回言いますね。市長が意思を堅持してる姿勢か、また、協議の場の代表となってる副市長はどのようなスタンスですか。

○議長（川村孝則君） 先ほど、その質問は市長が答弁をして、副市長の考えは、市長の指示の下に参加を、協議の場に参加をしますということだったもんだから、私はそれを了としたわけです、市長の答弁で。

○三番（橋口美幸さん） いえ、副市長にもお伺いしますって私は聞きましたけど。はい、じゃあ、時間ありませんので、じゃあ、副市長からお願いします。

「副市長 大平和男君」

○副市長（大平和男君） 協議の場に対してどのようなスタンスで臨んでいるかというお尋ねでございます。

今の市長の答弁にもありましたように、協議の場においては、賛成、反対、いずれかの立場に立つというのではなくて、住民の期待や不安を目に見える形で整理していくという姿勢で臨んでいるところでございます。議員の御発言は、その期待に十分応えていないという声だと思しますので、さらに一層努力してまいりたいと考えて

おります。

○三番（橋口美幸さん） もう一回ですね。

住民の期待に応えていないという、今副市長のお答えがありましたけれども、住民の期待に当たらないというよりも、副市長と市長が対峙するとき、協議の場に対峙するときに、住民の不安や期待というものはどういうものかと想像していらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○副市長（大平和男君） 申し訳ありません。私の発言がちょっと不明瞭だったと思うんですけども、十分に当たらないという声だと解釈いたしますので、さらに、この住民の期待や不安を目に見える形で整理していくことができるように努力してまいりたい。そのように申し上げたつもりでありました。申し訳ありません。

○三番（橋口美幸さん） じゃ、今の副市長の答弁を私なりに解釈いたしますと、米軍再編交付金を当てにするという期待ではなく、市民の不安を解消するという期待に当たっていないのではないかと、いうことでよろしいですか。すいません。ごめんなさい。もう一回お願いします。

○副市長（大平和男君） 私としましては、今申し上げたような姿勢で臨んでいるつもりでありますけれども、今議員がそのような御質問をされるといことは、推測しますに、まだその議員の期待にも十分に、市民の期待に当たらないことについても不十分であるというお叱りの声だなど解釈して、さらに努力してまいりたいとい

うふうに申し上げたつもりでありました。申し訳ありません。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

市長に質問をいたします。

市長の答弁の中で、一月七日のツー・プラス・ツーで新しい局面に入ったってということで、市長がどういう対応をするべきかっていうのを考えているのであれば、お伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

新しい局面に入って、市民の期待や不安というものが現実味を帯びたということ捉えて、それに現実的な対応をする必要があるということ、協議の場を設けてきました。その中で様々な課題を整理して、住民の判断、市民の判断材料になるようなものをそろえつつ、私の首長としての判断も考え方も整えていきたい。それをしかるべき時期にですね、一定の考えとしてお示しをしたいと、そういうことでございます。

○三番（橋口美幸さん） 市民の不安と期待、数多くあります。いろんな角度から不安と期待はありますので、そういう、これから本当に私たち種子島の自然を守り、農業、漁業を守り、未来永劫今のままの島を子どもたちに残す。基地で島の自然、歴史、文化を失わせてはいけません。こういう、これが市長の思い、私たちも同じ思いだったのではないかと思います。

馬毛島に米軍FCLP訓練施設を造って、自衛隊がありとあらゆる訓練を、年間飛行回数二万八千回というとてもない訓練を展開

すると報道されています。この上、日米地位協定が運用されるので、もし基地ができたらすよ、飛行回数は天井知らずの回数になるのではないかと。基地を抱えてる自治体の状況を見れば、こういう状況は安易に想像がつかます。こういう場合になったら、誰が責任を取るのでしょうか。これは誰も責任取れません。取らないのです。これは、防衛省も日米地位協定の下に米国と相談します。これで終わっているのが今の通常の日本の在り方です。だから、住民は泣き寝入りするしかありません。その前に、やはり基地を受け入れないこと、これが一番大事なことでないでしょうか。先ほど、ツー・プラス・ツーでもこういうことがあったと言いましたけれども、やはり私たちは地元でこういう声を出していく。だからこそ、一年前の市長選挙でもですね、市長が、八板市長が当選されました。これは明らかに民意だと思えます。

そういうことを申し上げまして、四番に入っていきたいと思えます。

仮にですね、馬毛島に基地が建設されるとなると、沖縄の皆さんが向き合っている状況や痛み、悲しみといったような現実的な問題となっておりまして。市長は沖縄に赴任された時期があるので、私もずっと沖縄の苦痛は実感されてきたと思います。この沖縄復帰五十年に向けて、市長がどのような思いを持っているか。馬毛島と対峙したときにですね、やっぱり今馬毛島に何もない平和なこの種子島の状況が、沖縄のような状況になっていいのかわかってい

ことを思うときに、やっぱ沖縄のこの復帰五十年に何を思うのかを、市長の思いを聞きたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） 沖縄復帰五十年についての思いということでございますので、若干個人的なことも踏まえながらお答えをしたいと思います。

沖縄の日本復帰、すなわち施政権返還は一九七二年であります。私は当時学生でありました。同じ年に田中角栄首相が訪中し、日中国交回復がございました。その年に生まれた高校野球の沖縄水産の神谷投手が投げて、沖縄のチームとしては初めて全国準優勝を果たした。その年、一九八九年ですが、そのときに私は沖縄に勤務をいたしました。復帰二十年が間近な頃でありました。

その後、いろいろ沖縄にも行ったりいたしましたけれども、省きまして、二〇一二年が復帰四十年であります。その直前に、私は、西之表の市議団が沖縄の視察をしたことございました。それにも同行いたしました。そのすぐ後の二〇一二年に退職をいたしました。その翌二〇一三年に、馬毛島で私が撮影した写真を持って沖縄で写真展を開いたことがございます。馬毛島のその写真を見た沖縄の方々が、馬毛島の自然が沖縄と非常に共通しているというような感想をいただいたところであります。

復帰五十年の今年、明日、あさつてが六月二十三日、沖縄県慰霊の日であります。沖縄戦が終結した日とされております。七十七年前のこの時期の沖縄戦で、日米合わせて二十数万の命が亡くなりま

した。この七十七年前の沖縄戦後、占領下に置かれた沖縄は、復帰を願い、二十七年後に施政権が返還されましたが、基地は依然として続いており、軍政は継続しているというような言われ方もしております。現在の日本の関わり、日米同盟は、米国から見れば、日本全土を自由に使える米軍の、極端な言い方もしませんが、占領時代の特権を維持しているというふうな見方もございます。

今回の馬毛島での米軍訓練移転を契機とする自衛隊施設の設置計画は、そうした流れの中で見ますと、日本の独立についての意識が問われているというふうにも感じております。馬毛島にこの基地が造られれば、基地とは無縁の領土を初めて米軍に提供するというふうにも思っております。私たち西之表市民は、今、基地を選ぶか否かの最終局面にあります。基地を選ぶか否か、その選択、こうした選択というものは、沖縄にも岩国ほか日本の基地のまちにも、その選ぶ自由はありませんでした。種子島の今を生きる私たちの選択は、五十年後、百年後の子孫の審判を受けることとなります。私たちは沖縄の歴史に学び、沖縄県民の痛みや悲しみに思いを致しつつ、悔いのない判断を残したいと、そういうふうには沖縄の復帰五十年に当たり思っているところでございます。

○三番（橋口美幸さん） 本日に沖縄復帰、私たちの上に降りかかっていることだと思えますので、沖縄の人と気持ちを一つにして、ぜひこの種子島、熊毛に米軍基地、FCLP訓練基地絶対許さない、そういうことをやって、声を国にも求めていきたいというふうには思

います。

一九七二年の五月十五日ですね、復帰してから五十年、本当に沖縄県民が本土復帰にどんな思いを込めたのか。私もちょうどこの頃、沖縄の高校生のときに、沖縄の友達がいて、これでやっと私たちパスポートなしでふるさとに帰れるという声を今本当に実感しております。その頃はどうかよく分からなかったんですけども、本当にそういう人たちが、ずっとそういう思いで暮らしてきたんだなというふうに思います。

で、今度、玉城デニー知事はですね、復帰五十年に当たって新たな建議書を作成しました。一番目に、沖縄を平和な島にすることが沖縄県と政府の共通の目標となることを確認したい。そして二番目に、米軍基地の整理、日米地位協定の抜本的見直し、辺野古新基地建設を断念してほしい。そして三つ目に、憲法が保障する民主主義、地方自治を尊重してほしい。そして、武力による抑止ではなく、平和的な外交、対話をと呼びかけて、この新しい建議書、四項目を挙げております。

そういう意味でも、今私たちに降りかかっておりますこの基地拡大、本当に今ウクライナの問題もありますし、軍備が増強していく中では、またもう一つ、一方では軍備を増強する。これは私たちここにかなりかねません。平和交渉をぜひ続けていく。そして、今核兵器禁止条約も会議、批准国が六十か国以上が集まっております。今世界は平和の方向に向かっております。そういう意味で、私たち

は希望があると思いますので、ぜひ馬毛島に基地は要らない、そして、この平和な島を未来永劫子どもたちに残す、こういう方向性をぜひ市長としてもですね、覚悟を持って決断をしていただきたい。もう私から言わせると、しかるべき時期はもう来ている。しかるべき時期を表明すると言っておりますけれども、表明しなければいけない時期は既に来ている、協議の場所でもどんどん既成事実を積み重ねております。そういう意味では、ぜひとも正しい判断、未来の子どもたちに恥じない決断をしていただきたいというふうに思っております。馬毛島問題終わりたいと思います。

続きまして、三番、旧榕城中学校跡地活用についてなんですけれども、今、榕城中学校跡地が本当に無残な姿といえますか、もったいないといえますかね、今体育館は種子島中学校の部活動が使っておりますし、一部は市の業務としても使っております。そういう意味で、第六次長期振興計画を見てもみましたが、これには具体的な方針がありませんでした。私は見つけられなかったので、第六次長期振興計画の位置付けはどうなっているかお伺いしたいと思います。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

旧榕城中学校跡地の活用につきましては、第六次長期振興計画後期基本計画の中で特に位置付けをしているものではございませんが、歴史的、文化的に価値の高い場所と認識してございます。

また、市全体のまちづくりを考えていく上で、市民生活の利便性の向上や行政サービスの効率化を図るためにも重要な場所として捉えており、戦略プロジェクトのチームを設置し、子どもからお年寄りまで幅広い地域住民が気軽に交流が可能となる場、さらに、老朽化、あるいは不足する機能の補完と併せ、図書館や展示館なども組み合わせ複合的に整備ができないか、活用策の一つとして検討をしているところでございます。

○三番（橋口美幸さん） ぜひ複合施設としてですね、私も昨年も要望はしておりますけれども、今、市立図書館、市立図書館二階にありますけれども、足の悪い人とか、それから子どもさんが乳母車を押して本を見たい、そういう場所にも行けません。車椅子の方も行けない状況になっております。建物も随分古くなっておりますので、ぜひ市立図書館、そして榕城児童クラブですね、あそこも子どもたちの生活の場なのに土がありません。そして、四十人近い異年齢の子どもたちが集合して、あそこには活動する、生活するにはあまりにも狭過ぎる状態だと思います。それから、ここにこひろばについてもうそんなんですけれども、駐車場が斜めになってるので非常に止めにくい。そして狭い。そういう状況があります。で、もう一点はですね、青少年ホームにあります適応指導教室も、本当にきちんとした形で場所の提供をですね、していかなければいけないんじゃないかというふうに思います。そういう意味では、ぜひこの全てを一括に榕城中学校跡地に持ってくる複合施設を提案したいと思

います。

すいません、三番に行きたいと思えます。

書画カメラをお願いします。

これはですね、私も熊本の景観賞という複合施設を見てきたんですけど、景観賞を取っております。で、これは熊本の木材を、天井も、本当に私も図書館行ってみたくんですけど、図書館の全体はこんな感じ。一階から階段を上がっていく。そして、これはまだ本が並んでないときの写真なんですけれども、こういう形でですね、ここが町の周辺にある複合施設となっております。で、ま、全体的にはこういう。ここが一階ですね。一階で、ここが二階が全て図書館。一階が、ここでいえば、すこやか機能を持っているという場所もあります。会議室もあります。これは本当に私たち西之表市にしてみれば、かなり天草市は大きい。七町が合併した市なので人口も随分違いますけれども、あ、ありがとうございます。

こういう複合施設をぜひですね、これだけじゃなくて、皆さんがいろんな場所を見て、で、本当に私たち、我が町に合った複合施設とはどういうものかというのを調査研究していただきたいというふうに思いますが、担当の方の感想をお伺いしたいと思います。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

今御案内がありましたとおり、子育て、あるいは教育の複合施設を検討するに当たっては、他自治体の施設等も参考にしながら

検討する予定でございます。庁内でそうしたチームも設けてございますので、視察等も行いながら調査検討を進めてまいりたいと思っております。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

市長の姿勢をお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

榕城中学校跡地は非常に重要な位置でございます。それから、今御提案の複合施設、子育て、教育と文化的な要素を含めた、たたえた施設というのは非常に大事だと思っておりますので、市民の皆さん、それから議会の皆さんのお声も伺いながらですね、しっかりと検討をしてみたいと思います。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。ぜひ積極的な御検討、補助金制度もですね、私はよく分からないので、ぜひそこも含めて調査研究していただいて、有効な土地活用を進めていただきたいというふうにお願いたいと思います。

次に、四番目に行きたいと思えます。

公共交通機関に対する住民要求の受入れについてお伺いしたいと思います。

今、所信表明、三月の市長の表明でもありましたけれども、種子島一市二町の公共交通機関に関する協議が進んでいるというふうにご認識しておりますが、この進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

種子島の公共交通に関する協議の場として昨年度設立いたしました種子島地域公共交通活性化協議会につきましては、地域のニーズに応じて、住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、旅客の利便性の増進及び実情に即した輸送サービスを実現することを目的としてございます。本年度五月に総会を開催し、今年度は、種子島地域の公共交通の現状整理と実態、ニーズ把握を行い、課題解決に向けた方向性を整理し、種子島地域公共交通計画の策定を行っていくこととしてございます。

以上でございます。

○三番（橋口美幸さん） 種子島全体の公共交通を整理する、整備するということと理解しております。そういう意味では、島内全域で中種子町・南種子町も含めてということだと思いますので、例えば、高速船の時間の問題だとか、そういう公共的な交通の時間も含めてだと思えますけれども、島内全域、どのような利用頻度があるか、そして、どのような要望があるかを把握してればお伺いしたいと思えます。

○企画課長（森 真樹君） 主に空港バスと幹線バスにつきましてお答えをさせていただきます。

島内全域の利用度といたしましては、空港バスが、令和二年五月一日から翌年四月三十日までが千九百四十七人、対前年比四四％と大幅に減少してございます。また、幹線バスについても、令和二年

度は一万二千百五十七人で、対前年比五三・七％と大幅に減少して
ございます。利用者の要望にしましては、日曜日と祝日が運休で
あること、宇宙センターまで運行していない、飛行機の到着遅延や
ダイヤ改正に対応していないなどの御意見、御要望があることを承
知しております。

以上でございます。

○三番（橋口美幸さん） 全体的には、そういう日曜の祝日の運休、
本当これは地元の皆さんが、免許を返納した人たちだとか、よそか
ら来てる人たちの交通の不便がかなりあるだろうなというふうにし
ます。そういうことを今からどんな要求として受け入れていく
という協議が進んでいくと思います。期待をしておりますけれども、
三番の本市において種子島中央高校（中種子町）へのバスの利用人
数を把握しているかということをお伺いしたいと思います。

これは、種子島、西之表に住む高校生が、種子島高校ではなく中
種子町の中央高校に進学する。こういうケースも多くなっております。
そういう意味ではですね、やはり種子島を出なくて、種子島島
内で親元で学業を進める。それは本が一市二町にとっては大いにプ
ラスになることだと思います。そういう意味でもですね、この一市
二町の協議の状況、いかにこのそれぞれの地域の中種子町・南種子
町、中種子町にも南種子町もいらつしやると思いますので、そうい
う地域の、それぞれの地域の声を拾って、どういうふうにご利用がし
やすいような状況にしていくのかっていうのを議論してほしいと思

います。で、本市においては、どういう人数がバス通学をしている
のかっていうことを把握しているかどうかお伺いしたいと思います。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

西之表市から種子島中央高校へ通学している生徒数は十名でござ
います。そのうちバスの利用者につきましては、現在は五名と承知
をしているところでございます。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

単車通学もしておりますが、やはり心配だという親御さんもいら
つしやいますので、ぜひこの単車通学をしたりバス通学が選べるよ
うな、選択ができるようなダイヤ改正をぜひお願いしたいと思いま
す。

一方ではですね、市内を走る巡回バス、どんがタクシーの対応も
住民の高齢化の中で見直しが求められていると思うので、ここは要
望したいと思います。

次にですね、五番に行きます。

県道七十五号、七十六号線の改修についてお伺いしたいと思います。

昨年度、共産党市議団として鹿児島県の本課に対して、川脇のガ
ードパイプが今壊れております。その改修と、県道七十五号、七十
六号線の中央線や路側帯が突然消えたり、そして路側帯がなかった
り、皆さんも走ってて実感はしておられると思いますが、それを昨
年要望してまいりました。

それに対して、私も本年度二月三日ですね、熊毛支庁にどうなっているんだと要望の電話はしましたが、今のところ補正で実施をする。そして、住吉の国道ガードパイプについては二〇二三年度予算で実施というふうには、そして、七十五号、七十六号線の総点検は二〇二三年度予算で対応するという回答を得ております。このことについて、やはりこの担当課としてもですね、熊毛支庁に要望をしていただきたい。このことをお願いです。よろしくお願いいたします。答弁お願いします。

○建設課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

ただいま議員御案内のとおり、要望箇所につきましては、その点につきまして道路管理者であります熊毛支庁建設課に確認をいたしましたところ、一つ目の川脇のパイプガードの改修につきましては、現在、取替工事中だということでございます。二つ目の県道七十五号、七十六号線の中央線及び路側帯の白線につきましては、熊毛管内で優先順位を決めて順次対応を図っていくとの回答をいただいたところでございます。

なお、今回、早期整備の要望があったことに関しましては、熊毛支庁建設課のほうにもその旨お伝えしてありますので、申し添えたいと思います。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 御足労ありがとうございます。ぜひこれは議会でも、ほかの同僚議員も何回も質問、要望していることで

ございますので、早い対応をお願いしたいと思います。

最後の六番目、まちづくり公社への職員派遣についてお伺いしたいと思えます。

まちづくり公社につきましては、当初の計画で慣れないからということで派遣をするというのは当然だったと思いますが、もう既に何年もたっておりますので、当初の計画で何年の派遣だったか、そしていつまで派遣するのか、このことをお伺いしたいと思います。

〔総務課長 松下成悟君〕

○総務課長（松下成悟君） お答えいたします。

議員の何年間の派遣を計画しているのかという部分がございますが、その計画については、今のところ、その計画が何年かというのはいりません。

あと、その派遣についての根拠でございますが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び公益的法人等への西之表市職員の派遣等に関する条例より、西之表市まちづくり公社からの派遣要請に応じて職員を派遣しているところでございます。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） まちづくり公社は、今のところ、もう全て市役所の、市民会館の運営をまちづくり公社に依頼しているということがありますので、そこは法人の法律という条例に基づいているということであれば、ある意味そういうことなのかなと思います。やはり本庁職員にとって、それは職員でないといけないという決ま

りなんでしょうか。

○総務課長（松下成悟君） 特に決まりということはありませんが、まちづくり公社からの要請ということで、まちづくり公社の自身の業務について順調に行われていくように方向性がしっかりした場合には、派遣等のことについては、また今後検討していくということになりますので、その辺りよろしくお願いいたします。

○三番（橋口美幸さん） では、すいません、再度。その要請は、まちづくり公社から西之表市に対して一名派遣をお願いしますという形で派遣がされているという認識でよろしいでしょうか。

○総務課長（松下成悟君） 派遣の要請がございまして、こちらと派遣に関する協定書を組んでいるところでございます。

○三番（橋口美幸さん） じゃ、最後になりますけれども、やはり本庁職員もですね、百三十人近い会計年度任用職員の方が本当に働いていらつしやいます。そういう意味では、まちづくり公社の、午前中も議論がありましたけれども、やはり業務の問題、そして一人の派遣による費用対効果、こういうことを本当にどういう業務があるのかというのをとと分析をしていただき、シビアに、厳しい財政の中でですね、指摘をしたり、そしてまた、より業務がスムーズにいくような職員配置をぜひお願いしたいと思いますが、この職員配置については、職員組合との協議というものがあるんでしょうか。

○総務課長（松下成悟君） 配置についてのどの職員組合との話合いというのは特にございませんが、この職員の配置については、第

六次長期振興計画に基づき、市の将来像の実現に向けた各自施策の実現のために、また、複雑多様化する市民ニーズや行政課題に適切に対応していくため、業務量等を総合的に判断し、あわせて、職員の意欲、能力、適性、異動希望などを総合的に勘案しながら、職員一人一人の能力が最大限に発揮できるよう、適正配置に努めているところでございます。

議員のおっしゃるとおり、時間外勤務の恒常など見られる部署もあると把握しておりますが、職員の増員等も必要でないかとの意見もあると思いますが、一方では、類似団体と比較して職員数が多い状況もございますので、私どもとしては、限られた財源の中で適切な人員配置も必要であると考えておりますので、ということでございます。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 以上で終わりたいと思いますが、適正な職員配置をしていただくことを求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしました。

ただいまの橋口美幸さんの質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日は午前十時から本会議を開きます。

日程は、市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

午後三時九分散会

本会議第四号（六月二十二日）

本会議第四号（六月二十二日）（水）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	大平 和男 君
教 育 長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松 下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	平 石 栄夫 君
財産監理課長	下 川 法男 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	長 野 望 君
健康保険課長	中 里 千秋 君
高齢者支援課長	柳 田 さゆり さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	奥村裕昭君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川昭代さん
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	川畑利昭君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	山崎省一君
社会教育課長	古市善哉君
局長	園田博己君
次長	山田正次君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和四年六月二十二日午前十時開議

△開 議

○議長（川村孝則君） 皆さん、おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

△発言の取消しについて

○議長（川村孝則君） 初めに、発言の取消しについてお諮りいたします。

これは、お手元に配付いたしました申出書のとおり、一四番橋口好文議員より、発言の一部を取り消したい旨の申出がありました。

西之表市議会会議規則第六十五条には、発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消すことができますとありますことから、議会にお諮りするものであります。

それでは、お諮りいたします。

一四番橋口好文議員の六月二十一日、昨日の本会議における一般質問の発言の一部について、申出のとおり、これを取り消すことに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、一四番橋口好文議員からの発言の取消しの申出について

は、これを許可することに決しました。

○議長（川村孝則君） それでは、これより議事日程に入ります。

本日の日程は、配付しております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第一 一般質問

一番 長野 広美 議員

五番 宇野 裕未 議員

一三番 田添 辰郎 議員

六番 杉 為昭 議員

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、長野広美さんの発言を許可いたします。

「一番 長野広美さん登壇」

○一番（長野広美さん） おはようございます。

それでは、私の一般質問を始めます前に、少し馬毛島の基地問題について御報告したいと思います。

敗戦国としての不平等条約である日米地位協定の深刻な問題ではありません。一度受け入れたら、自衛隊法が適用される地域ができます。これによって私たちの自治権は大きく制限されます。例えば航空法など国の法律はもとより、様々な条例が適用外となります。

それだけに、自治体として、市民の安全・安心、そして祖先から引き継ぎ将来へ残すべき自然環境や漁場などを守るためには、現在進行中の環境アセスメントの手続がいかに重要であるか、強調し過ぎることはないと思います。

しかしながら、大変悔やまれます。今回公開されている準備書では、私たちの暮らしへの具体的な影響をはかれず、自然環境や優れた漁場が守られる保証は全くないと考えます。

危惧される主な点ですが、日米地位協定があるにもかかわらず、種子島上空を飛ばない飛行ルートだけでは、例えば真夜中三時まで想定されている訓練からの騒音の影響は判断できません。

しかも、市の土地や民有地がまだ残されております。近海では、漁業者が、また定期船が運航しているにもかかわらず、馬毛島自体を調査地としていない。例えば騒音問題、大気汚染、電波障害などが発生することが、予想すら今回は含まれていません。

さらに、全ての環境保全対策についても、努力目標としての対策であって、それぞれの具体的な数値目標も設定されておりません。壊滅的な打撃を受けても責任を取れません。これは、我が国が持つ環境アセスメント法の法律の目的に照らしても問題があると考えます。

今、私たちの暮らしは、様々な価格高騰で不安が広がっています。基地交付金へ期待されることはごく自然なことであると受け止めております。

しかし、私たち議会は、メリットそして基地負担のデメリットもしっかり検討して市民に伝えるべきだと考えます。

それでは、一般質問に掲げました防災対策強化に向けての質問に入ります。

コロナウイルス蔓延によって、集中的な防災訓練が行われておりません。しかし、地震や大規模災害に備えることはどんなときにも必要です。特に、市民の安全を確保するためにも、ふだんからの備えの必要性を広く認知してもらおう、その努力を行政としては怠ってはいけないと思います。大変厳しい状況ではありますが、本市の現状、防災強化の取組について説明を求めます。

以下は質問者席で行います。

〔総務課長 松下成悟君〕

○総務課長（松下成悟君） お答えいたします。

防災対策強化については、特に昨年度から、地域の自主防災会へ

の支援による自助と共助の強化の取組を重点的に行っております。

内容といたしましては、各防災会への防災倉庫の設置や資機材や備蓄品の配備、地域防災支援員による説明会等の実施、人材育成のため校区長の研修会への参加などを行っております。

本年度より、各集落による集落避難計画の作成支援、自主防災会や消防団の避難所運営への参加、その中で、女性分団など女性の視点を入れるなど、地域や避難者の実情に合わせた防災対策強化の取組を進めていきます。

以上でございます。

○一番（長野広美さん） 様々な計画がようやく全体的にもですね、これから取り組まれるという御説明だと思います。

ただですね、実際、一人一人の住民の皆さんに意識啓蒙ですね、そういった部分も、どうしてもですね、行政としての責任の一つだろうと考えますので、避難訓練についての質問になります。

○議長（川村孝則君） 長野議員、マスク外していいですよ。

○一番（長野広美さん） あ、失礼しました。ありがとうございます。

実際に地域ごとの避難訓練もしくは防災訓練等について計画があれば、御説明をお願いいたします。

○総務課長（松下成悟君） これは二番目の質問でもよろしいですか。

○一番（長野広美さん） はい。

○総務課長（松下成悟君） お答えいたします。

防災訓練については、市内全域を対象とした震災対策訓練を平成二十五年度から計六回実施しておりますが、令和元年度からは新型コロナウイルスの感染拡大により中止しているところですが、

地域ごとの防災訓練についても校区や町内会ごとに実施しておりますが、それにつきましても、新型コロナウイルスの感染拡大により開催できていない状況が続いているところでございます。

今後は、各地域の集落、先ほども申しましたが、集落避難計画の作成支援を継続するとともに、様々な災害、水害とかですね、台風とか、そういう様々な災害の想定について、地域ごとの訓練や商店街での市民参加型の防災訓練の実施も検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○一番（長野広美さん） あわせて、訓練の集合的な行動をコミュニケーションを行うということも大事なんですけど、一人一人に防災の意識づけといった部分で、広報活動といったものが大変重要です。そういった部分はどうに考えていらっしゃいますか。

○総務課長（松下成悟君） 広報活動につきましては、まずはまた地域ごとの防災の訓練とかですね、そういうのをまず行って、あとは、その中でいろいろな意見が出ますので、それを集約していきながら、各広報誌とかですね、そういうのをしながら、市民のほうには広報を努めていきたいと思っております。

以上です。

○一番（長野広美さん） その点について少し御提案をさせていた
だきたいと思います。

気象庁からですね、緊急地震速報訓練というものが行われており
ます。また、本市でも、全国的にも、Ｊアラートの活用について、
年四回ほどですね、そのシステムの確認のことですね、市内一斉
にＪアラートについての通報もお知らせされております。

そのような中で、そもそも気象庁からの考え方としてはですね、
いつ起こるか分からないと。地震とかですね。ましてや、自然災害、
一般的にあると思います。慌てずに行動してくださいねというふう
に、それはもう皆さん当然のことだと思います。

今課長から答弁いただいたように、まずは地域の避難訓練の計画
づくりと。地域ごとの計画づくりというのは、いわゆる集団として
相互に、災害が起こって、時間の経過とともに、地域内での相互扶
助という仕組みでは必ず必要なことです。ただ、一方で、災害起こ
ったその瞬時に、自ら私たち一人一人がですね、適切な判断を求め
られます。

そういう意味では、例えば、今回示されておりますように、国は
全国一斉の伝達試験として年四回を計画しております。もう既に五
月に行われたそうですけれども、これは気象庁の仕組みですけれど
も、八月、十一月、令和五年の二月、それぞれに計画をされてお
ります。

そのときにですね、チラシの一つ、皆さん、ふだんの防災対策、
それぞれの家族で話し合っていますか。例えば、ここには行動チェ
ックシートなるものもあります。全国的に共通のチラシ一枚でも結
構だと思います。それは、地域の避難計画をつくるといった部分で
は、別の本来業務としてですね、市が行うことができる体制だと思
いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（松下成悟君） 今議員のおっしゃるとおり、市民のほ
うにはですね、分かりやすいような避難の仕方とか、日頃どうい
うものを準備をしてくださということでのチラシとかですね、
そういうお知らせというのは非常に大事だと思いますし、急に地震
が来た場合には、やはり皆さん動揺をする部分もございますし、そ
ういふ部分ですね、やはり市民のほうには日頃から注意すること
準備するものというのをやはり日頃から心がけて広報活動をする
かですね、そういうのを行っていききたいと、していききたいと思っ
ております。

以上です。

○一番（長野広美さん） 行政が行うべきこの防災対策については、
市民の意識づけを含めた広報活動、これはコロナによって滞ること
は許されなれないと思います。また、避難訓練の実施は、これは協同の
集団の行動になりますので、必ずシミュレーションが必要になりま
す。そして、その集団行動の中核、担い手として、今課長から
説明いただいたように、自主防災組織といったものの組織化と。い

ずれもバランスが欠けてはいけません。そういう部分ですね、ぜひ滞りのない、市としての取組を強化していただきたいと思えます。よろしく願っています。

次の質問です。公共施設のウェブ予約について伺います。

これはですね、本市のホームページが活用を改善を求めて、これまでこのホームページの在り方については幾度か質問させていただきました。

その中でもですね、市民が利用する公共施設の予約の簡素化については、既に十年以上前から、実はこの問題については問題提起がされております。この取組についての状況を説明をお願いいたします。

〔財産監理課長 下川法男君〕

○財産監理課長（下川法男君） 公共施設が多岐にわたることから、財産監理課のほうから、公共施設の予約の仕組みと現状について総じて御説明をさせていただきます。

各施設はそれぞれの条例等の例規に基づいて運営をされておりまして、使用許可の基準や使用料の減免の有無、使用者の遵守事項などが規定をされております。

現在は、施設を管理する所管課等におきまして、対面又は電話等により聞き取りをしながら、その確認等を行っているところでございます。

対面又は電話等による予約につきましては、利用に係るトラブル

を未然に防止をして、安心して使ってもらえる方法として定着しているため、これまでこの方法により運用されてきているのではないかとこのふうに感じているところです。

以上です。

○一番（長野広美さん） えっとですね、中種子町では、昨年五月一日からオンライン予約になっております。

確かに、課長の御説明のとおり、個々、個別面談の必要性で、便宜がより迅速に、もしくはスムーズに行われるという利点もあるかと思えます。

ただ、その場所をですね、使いたい時間をセットしておく、フィックスしておくといったことは、今の行政サービスでは、求められる最低限のことではないかと思えます。その上で、個別の対応は当然できるかと思えます。

屋久島町においてもですね、これは昨年ですが、実証実験といったところで行われております。公共施設管理の課題解決といった部分ですね。これは、いわゆる予約のシステム以上にもう一歩進んでですね、施設の例えば施設ですとか、最後の片づけですか、そういういった部分も含めて、町民が、住民がそれぞれ主体的にその施設管理の部分までできるような、ICTを活用して公共施設の管理の運用ができないかといった取組が行われております。

私は、この場面ですね、やはり検討をですね、その次のステップをどう考えるのかといった部分の説明を求めたいと思いま

す。今後ですね、このネット予約の構築を求めたいと考えております。いかがでしょうか。

○**財産監理課長（下川法男君）** インターネット等による公共予約システムの構築についてお答えをいたします。

公共施設予約の仕組みと現状につきましては先ほど説明をさせていただいたとおりですが、議員御指摘のとおり、情報化の進展やスマートフォンの普及を考慮しますと、現状に加えて、新しいシステムの検討の必要性を感じているところであります。

例えば、浦田海水浴場の利用における島外からの利用や二十四時間予約への対応など、公共施設予約システムの利点について、デジタルトランスフォーメーションの議論の中で、引き続き議論を深めていくこととしております。現在の予約方法のよさを残しながら、情報化の進展にも対応した予約システムを構築してまいりたいというふうを考えております。

○**一番（長野広美さん）** ありがとうございます。

ぜひその方向でお願いしたいと思いますが、これ、今後検討するであろう予約の新しいシステムの構築にはおおよそどれぐらいの期間が必要だと、検討するに当たりですね、少なくとも計画が示されるまでの時間的な部分ではどのように想定されているでしょうか。

○**財産監理課長（下川法男君）** 予約システムに限らずですけども、庁内全般において、現在、デジタルトランスフォーメーションの在り方について、係長職を中心とした議論を今進めているところでござ

います。その中で、議題を絞ってですね、対応をしてみたいと考えているところです。

○**一番（長野広美さん）** それでは、次の質問に参ります。

三番目ですが、都市計画の進捗状況、また旧榕城中学校跡地の利用計画についてお尋ねしてあります。

都市計画の策定というのは、これは第四次の長期振興計画の基本として、二十年間といった部分の非常に長い期間を目標に制定されているものであり、一方でですね、西之表市の将来の都市の在り方、まちづくりの基本方針であります大変重要なテーマになります。

現在検討中と考えますので、その課題、また戦略的なテーマについて御説明をお願いいたします。

〔建設課長 奥村裕昭君〕

○**建設課長（奥村裕昭君）** 御説明いたします。

都市計画の進捗状況につきましては、本市のまちづくりの基本方針である都市計画マスタープランの改定を令和四年度から、本年から二か年で実施する予定でございます。

改定に当たっては、現在のまちづくりの課題、現行の都市計画マスタープランの目標達成の状況などを踏まえ、改定作業を進めることとなります。

現行の都市計画マスタープランの策定から約二十年を経過する中で、本市においても、人口減少、少子高齢化が顕著となっております、都市活力の低下が危惧をされております。また、全国各地で自然災

害が頻発化、激甚化しており、安全・安心で災害に強いまちづくりを求める声も高まっております。

そうした中、国では、持続可能な都市を構築するために、コンパクトシティー・プラス・ネットワークの理念に基づくまちづくりを推進しており、本市においても、立地適正化計画を策定してございます。

これらの関連計画や本市の最上位計画である長期振興計画、また港町再生基本構想などの関連事業と整合を図るとともに、社会情勢の変化による様々な課題の整理を行い、改定作業を進める予定としております。

以上でございます。

○一番（長野広美さん） 改めてお伺いいたしますが、その計画策定の中に、旧榕城中学校跡地の位置付けというのは検討されているのでしょうか。

○建設課長（奥村裕昭君） 個別のそういった課題につきましては、都市計画マスタープランでは、全域、都市区域内の計画を策定とする位置付けでございますので、個別については、それを示したところで各関係課が寄って、また検討していくものというふうに考えてございます。

○一番（長野広美さん） それでは、改めて旧榕城中学校跡地の利活用についてお伺いしたいと思います。

これにつきましては、昨日も同僚議員の質問で御回答いただきました

した。特にですね、この部分については企画課内で検討委員会が設置されている旨の御回答でしたが、今、現時点での見通し、また今後いつこの方針等がですね、示されるものか、この今後の方向性について御説明をお願いいたします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

昨日御説明いたしましたけれども、旧榕城中学校跡地の活用について、活用策の一つといたしまして複合的な整備ができないかというところで、今、庁内に検討チームを設けて検討している段階でございます。で、実際にそういう方向で検討するかどうかということも含めまして、今後のスケジューリングも含めましての検討というところで御理解をいただければと思います。

○一番（長野広美さん） えっと、今の御回答、なかなか御理解できる内容ではなくてですね、もう少し続けて伺いたいと思います。

そもそも榕城中学校が閉鎖されたのはいつのことだったのでしょうか。また、榕城児童クラブの問題ですとか、今現在図書館が入っている施設の老朽化問題ですとか、これ、少なくとも八板市長就任以前から課題として挙げられていたというふうに認識しておりますが、これらも含めて、今課長の答弁、いま一度御説明を詳しくいただけますか。何が課題となっているのでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

平成二十一年度の中学校統合に伴いまして廃校となりました旧中

学校跡地の活用につきましては、特に旧榕城中学校跡地だけは、ほかの中学校跡地と比較いたしましたして特殊な立地条件にあるということで、公共的な活用を図っていきましようということで、当時、整理がなされたところでございます。

で、その後の議論と申しますか、個別的な提案というのが住民から上がってきております。一つは、看護師の養成学校ができないかというところが医療関係のところから出てきております。それと、防災の拠点施設にできないかという話も上がってきたところです。

で、旧榕城中学校跡地につきましては、都市計画法あるいは建築基準法による用途地域制度によりまして、第一種の低層住宅専用地域に指定されてるものだと思います。今回、都市計画の見直し、計画の見直しもなされますので、そういったところもちよつと視野に検討を進めなければいけないということを考えてございますけれども、第五次の長期振興計画の後期計画では明確な位置付けはしてございません。

で、最近までの状況を言いますと、企画課のほうで、高等教育機関、そういったものの候補地としても活用できないかということも検討してきた経緯もございます。ただ、そこについてもまだ完全に諦めたわけではございませんので、そういった点も含めましてあらゆる可能性を今探っている状況です。複合的な施設等、昨日もありましたけれども、ほかの老朽化している部分、施設もございましてので、そういったところを効率よく集約するという視点も必要だと思

いますし、これから先の、高齢者が増えていく中での触れ合いの場であったりとか、子育て世代が集う場であったりとか、そういったところも含めまして可能性を今探っている段階でございます。

で、ある程度整理がつきつつあるものの、まだ細かいところの詳細について検討が必要だということではなかなかまだお示しできないということと、先の見通しといえますか、いろんな問題が、都市計画の計画の策定中ということもありまして、今現在、皆様のほうにちよつとお示しできる状況ではないというところでちよつと御理解をいただきたいというところで、都市計画のほうとのスケジューリングとも併せてちよつとお示しできる段階が来るんじゃないかなと考えているところでございます。

○一番（長野広美さん） 今課長の御答弁いただいたように、平成二十一年度にはですね、榕城中学校跡地だけは、その特殊性もしくは可能性、そういった部分をもっと慎重にしたいという非常に大きな期待があつてですね、あの用地は残されているんだろうと理解いたします。

昨日、課長御自身の答弁でも、本市の歴史、文化の中核的存在であるとも答えられました。それだけにですね、この跡地利用については、もっと計画的に、責任を持って市民にその方向性を整理して、課題を整理して提案するべきだと考えております。

そもそも行政はですね、ほかの課でも同じだと思ふんですけれども、私たち、PDCAサイクルで事業を進めましようという基本の

方向性を確認しております。それは何かというと、計画が示されなければ、修正もありません。その計画すら、この間、私たちに示されておりません。

確かに、課長が答弁いただいたように、高等教育機関の話もございました。それから看護学校のお話もございました。防災関係の施設の可能性ももちろん検討してまいりました。

しかし、今回の第六次長期振興計画での位置付けでも、また先ほど建設課長のほうから答弁いただきましたように、都市計画マスタープランの中の位置付けでも、依然として曖昧です。

施設というのは、私が申し上げることもなく、今日が一番新しい、まさに人間と一緒にすけれども、今日が一番新しい、明日は一日古くなります。ましてや、旧榕城中学校跡地の施設の老朽化は深刻でした。

市長の答弁を求めたいと思います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

旧榕城中学校の跡地につきましては、種子島氏の居城でありました赤尾木城跡であります。種子島そして西之表のまちは、この赤尾木城を中心にして港に向かって広がり、今の市街地、西之表の市街地を形成したというふうに捉えております。現在も西之表市の中心であり、市役所や榕城小学校、種子島開発総合センター鉄砲館とも隣接する利便性の高い好立地条件の場所であります。

こうしたことから、旧榕城中学校跡地の利活用につきましては慎重な検討が求められます。マスタープランですとか、それから立地適正化計画、そういったものも非常に煮詰まってきたる状況にございます。そういう中で、市民が利用しやすい、教育、子育て、歴史、文化を中心とした交流の場としての利用もふさわしいというふうに考えているところであります。

いずれにしても、庁内の主に今係長クラスでしょうか、そうした人たちを中心にした集まりとか、課長、幹部の中でもですね、この問題については煮詰めているということだと思います。

以上です。

○一番（長野広美さん） 赤尾木城、まさにあの場所でした。種子島時堯像が私たちの町なかをずっと見下ろしてくださっています。

しかし、今市長が御答弁いただいたような歴史・文化的な重要性ですとか、本当に私たち市民一般がああ場所を利活用するんだと考えるような機会が与えられているんでしょうか。庁内の検討委員会でされていると言いますが、その中身も私たちには公表されておりません。もし歴史的な文化財としての位置付けであれば、もっと地域住民、市民を広くですね、巻き込んだ議論が必要でしょうし、そのための時間でしたら了解できます。私たちには、あの土地の利活用計画について、何ら議会に対しても説明がないんです。方針も示されていません。これを早急に、少なくとも計画づくりのスケジュールですとか方向性はお示しく下さい。いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 榕城中学校跡地利用につきましてはですね、いろいろな、まあ、区長会ですとか、いろんなところで、市民を交えた会合で提案もいただいております。そういう中ですね、職員だけで考えているというわけではなくて、そういうものも取り入れながらということでございますので、また議員がおっしゃるような新しい集まりといえますか、そういうものが必要であるということになりましたら、また御相談していきたいと思います。

○一番（長野広美さん） えっとですね、私が申し上げてるのは、市の方針が明確に示されていないということです。市民の意見を求めるのであれば、意見を求めますと、いつからいつまでどのような形で求めますと、そういう機会をきちっとつくって位置付けてください。様々な機会で、一つの意見があり、あちらの意見があり、それは当然です。行政はですね、幅広く、誰の目で見ても分かるような方針をしっかり位置付けていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。
農業資材の高騰に向けた取組について、これもですね、同僚議員らがこれまでも幾つか質問をされております。

逼迫した状況であるというふうに思います。まず、肥料を含めた農業資材の高騰等の中で、これをどのように受け止められているのか、その認識について担当課のほうから御説明をお願いいたします。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

肥料を含め農業資材の高騰につきましては、これまで答弁してまいりますが、国際情勢に起因する部分が大きく、不確実性が高まる中で、生産農家の皆様においては、危機感とともに先行きへの不安を感じていらっしゃる状況であると認識しております。

このため、本市としましては、先般、市長が六月上旬に地元選出の国会議員や農林水産省等を訪問し、早急な支援について要望してまいりました。

その中で、農業資材等の高騰の上昇分について、今後も国も支援する考えである旨の情報を得たところであり、このような動向を注視しながら、具体的に対応を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○一番（長野広美さん） あわせて、昨日の同僚議員の質問に対して、鹿児島県の取組について説明をいただきました。これらも含めて、今課長がお答えいただいたように、非常に厳しい状況、先行き不安、また全国的な、もしくは国際的な枠組みの中で起こっている状況の中で、緊急性が高いと考えますが、そのような対策会議、関係機関との連携、情報収集、今後の対応策についての協議といった部分については、現状、どのようになっていらっしゃるのでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） 県の取組につきましては、現在、熊毛支庁の農政普及課、そういったところと連携を取りながら情報の収集に努めておりますし、また市内の各関係機関の取組につきま

しては、技連会の会議がございますので、今後、そういった会議の場を利用しまして、この高騰対策に向けたところの対策というのにどのように取り組んでいけるかというところをしっかりと議論し、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○一番（長野広美さん） これは私の二番目の質問にも関係してくるんですが、今課長の答弁では、技連会と今後協議をする、重ねていくというお答えでした。

市長は、早急にですね、六月上旬に国に対して陳情活動を行われたと、これは繰り返し答弁いただいております。それ自体はですね、非常に時宜を得た状況だと思います。

ただ、この今回の事態の緊急性また深刻さ、そしてそれがですね、世界的な情勢の中では、短期的な取組では難しいという状況も、これ、共通の認識ではないかなと考えます。

今回、国に陳情されて、市長はどのようにその成果を考えていらっしゃるんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

要望活動をする中で、農業の担い手不足それから資材の高騰についての対策等を要望したわけですけれど、それについて視野に置いているということはもちろん、さらにそれに沿った施策を講じていきたいという積極的な考えを直接聞くことができた、またそれをこうやって地元にお伝えできることができた、それが、それは一応の成果だと思っております。また、それを基に、今後市とし

てどういう対応をしていったらいいかということですね、行動の指針となるようなものも得られたと、そういうふうに思っております。

○一番（長野広美さん） えっとですね、今回の要望書の内容についてはですね、非常にタイムリーなことではありますが、今市長に答弁いただきましたように、全国規模で起こっているこの状況を一市長が単独で要請活動をされた。それをいかに今後私たち地元にかかしていくのかということが市長の手腕に問われることだろうと考えます。

そもそものがですね、これ、課長の答弁いただいたように、世界的な情勢で、どこの地域も産地間で工夫し、苦勞し、悩んでいるわけですね。国の方針も、明らかに今回の食料安全保障といった部分も含めて、その動向が行われているわけです。

せっかくであれば、関係機関、JAさん、もしくは市町村、熊毛一帯のリーダーシップをもって、国に、今後ですね、積極的に要望活動を、いち早い情報を得るためにしていただきたいのが一点あります。

さらにですね、せっかく陳情されてるんであれば、いかにそれを地元の農家に還元していくのか、迅速な対応が何よりも不可欠だと思います。

少し御紹介いたしますけれども、埼玉県がですね、これ、五月に出しております。資材価格高騰等に係る当面の技術対策といわれて

いるものです。五月の十一日にはですね、県下の全ての農家さんに、土作り、肥料の節約、それから温度管理、それもそれぞれの職種ごとの、例えば花卉ですとか畜産ですとか、具体的にできることを取りまとめて公表されています。五月です。

私たちは、この緊急事態に市単独ですという状況じゃないと。いかに地元の農家さんも巻き込んでこの難局を乗り越えていくのかという、そういう時代背景にあるんだろうと考えます。

そこで、対策についてですね、改めてお伺いしたいんですが、まずできること、それからその後ですね、世界的な流通の、物流の流れが変わり、資材の地域間競争で回ってこない可能性もあります。そういった部分で、今後の長期的な農業のコスト面でのスリム化、効率化、そういった部分も含めてどのように検討されていくのか、方向性の御説明をお願いいたします。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

農業資材の高騰に向けた緊急的な対策といたしましては、現在、次のような対応を考えております。

まず、短期的な対応策といたしましては、肥料コストの低減について、通常行われる緩効の施肥体系から肥料コスト低減体系への転換を進めるため、土壌診断を通じた適正な施肥や堆肥の利用促進を図ってまいります。また、家畜の餌となる飼料対策につきましては、種子島牧場の草地を活用した粗飼料の増産のほうを検討してまいります。

一方、長期的な対応策といたしましては、土壌改良として、地元堆肥の活用を進める上で、耕畜連携によるバガス堆肥の生産や利用促進を図るなど、地域資源を活用した持続可能な循環型農業を拡充していくための体制づくりを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○一番（長野広美さん） ありがとうございます。

まずできることからですね、農家さんと連携する形で、大切なことだと思いますが、また一方でですね、緊急対策の連絡会ですとか、情報のスムーズな共有化ですとか、またまた本市においては、幸か不幸かですね、基腐病対策についての様々な研修とか、皆さんが、農家さんがお集まりになる機会ももう既に計画されております。そのような機会ですとね、複合的にこの農業の直面する課題について積極的な意見交換ですとか、対策についての協議ですとか、そういったものを求めていきたいと思えます。

あわせて、今課長のほうから御回答いただきましたように、本市の特徴である農業の環境としては、畜産農業がですね、非常に盛んでありますし、またさとうきびの副産物としてバガスが利用されるといった部分がもう既に始まっているわけですね。これについてももう少し具体的にですね、地区ごとに、もしくはその量産化に向けても積極的にこの検討をしていただきたいというのが一点ございます。

これ、もう具体的に動かなければですね、もう鹿児島県下で堆肥

は、もしくは畜産ふん尿等ですね、恐らく奪い合いになると、とてもほかの地域に分散して渡していくという余力はなくなってくるだろうというふうに考えます。

あとそれから、一つ御紹介したいのは竹です。竹の活用をしてですね、既にこれは都城市で行われている事業ですけれども、もともと竹がですね、竹山が荒れてしまって困っているといった部分で取組が始められました。これはもう既に平成十七年から始まっているんです。最初は粉碎するだけでした。そこに乳酸菌や糖蜜を加え発酵させて肥料化するという取組です。流れ作業としてはですね、決して複雑ではないんだろうと思うんですね。ただ、その仕組みを、例えばですね、個人で最初から取り組むというのは非常にリスクがあります。そういった部分で、行政の支援といった部分は大いに歓迎されるんだろうと思います。

また、本市では、木材の粉碎をですね、それを堆肥として、例えば現和物産館ではもう既に販売されております。これは非常に小規模なものかもしれませんが、こういった方向性がですね、もつとしっかり地元の情報として情報を収集し、課題を整理して、その中でできることといった部分をですね、検討していただきたいと思います。

改めて市長の見解をお願いします。

○市長（八板俊輔君） 答えいたします。

危機的な状況に対して、農家の皆さんの御苦労、市民の皆さんの

御苦労、多々あると思います。そういう中で、それぞれの現場で苦労して磨き上げた技術ですとかノウハウというものはですね、行政としても参考にしながらですね、いろんな場で生かしていくように検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○一番（長野広美さん） ぜひですね、農家さんの、地域ごとの集落営農もそうですし、今ある枠組みを使ってどういうふうな解決策があるのかといった部分を必ずこの議会以降にですね、それぞれの地域の中で課題として検討していただきたいと思います。

続きまして、馬毛島問題です。

まず最初に、葉山漁港の浚渫工事について伺います。これも、これまで幾度か同僚議員からも質問が出されております。その中で、改めて、経緯が不明瞭な点がございまして、確認の意味でお尋ねしたいと思います。

まず、五月十二日に議会でも報告いただきましたが、それまで、そこに至るまでの間について、昨年八月、漁協からの要望は、市から防衛省へ依頼してほしいというものでした。市としては、市のほうからの要望にはできないと回答しているにもかかわらず、市へ対する漁協の要望書の写しを防衛省に市が送付したと。これ、漁協が自ら送付することはできませんね。なぜ市がその送付に同意したのでしょうか。それが一点です。

二点目は、九月の六日に防衛省からの文書が市にあったとあります。漁港管理者として工事については一定の協力をしてけると防

衛省側は受け止めたというふうには読めたんですが、その解釈でよろしいのかという確認です。

もう一点あります。十二月十六日、協議書を、防衛省からの協議書をですね、受領したとあります。これは漁港漁場整備法の一環であるという説明を伺いましたが、これ、防衛省からこの通知が、協議書が届けられるまでの前に、それ以前に、このような手続があるということをしては認識されていたんでしょうか。三点です。

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

浚渫協議書提出の経緯でも御説明いたしましたけれども、四月十五日、陳情書が出され、五月十日に、できない旨回答しております。その後、同様の内容で、防衛省に管理用道路工事に合わせて実施していただくよう八月四日に要望書が提出をされているところです。

これにつきましてできない旨回答しておりますが、対応協議をする中で、漁協から強い要望がありましたので、要望があった旨伝えておきますということで、八月二十五日に要望書だけを送付したというところになります。一点目はそういうことをお願いいたします。

○一番（長野広美さん） よろしいですか、すみませんね。ちょっとすみません、多岐にわたったので、ごめんなさい。

二点目は、九月の六日に、これ、えっと、馬毛島だよりに記載されておりますが、九月の六日に防衛省からですね、この整備工事において当該要望事項を実施すること及び漁港管理者として工事の必要性を認識し、今後、工事を実施するに当たって所要の協力をいた

だけると理解してよろしいかという確認ですね。それに対して、市は意見はないというふうなことの回答だったんですけど、九月の六日のこの防衛省の見解というのは、市は浚渫工事に協力するよと言ってるかのように受け止めるんですけど、その解釈でよろしいですか。

○議長（川村孝則君） しばらく休憩いたします。

午前十時五十二分休憩

午前十時五十七分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

○建設課長（奥村裕昭君） 大変失礼いたしました。

この議員御指摘の日にちの部分では、市といたしましては、この時点では、それまでの主張どおり、浚渫は必要ないと考えておりましたので、特に意見はしなかったということでございます。

議事の運営に支障を来し、誠に申し訳ございませんでした。

○一番（長野広美さん） いや、こちらも突然の、確認の意味でお尋ねしたんですが、失礼いたしました。

本来の質問はですね、議会の報告の遅れについてお伺いしたいと思えます。

これまで経緯を説明いただいたとおり、昨年の三月二十九日に、この浚渫工事については市長の回答が出されております。私たち議

会はですね、十二月議会でも、葉山漁港についての質問等も出しました。出てあります。そして、明けて一月には、防衛大臣による整備地決定というふうな動きですとか、それから市長が防衛省に要望書を出されるとか、様々な緊急的な動きがございまして、市民にもですね、動揺が広がっていたかと思えます。

議会としては、そもそもが浚渫工事のこの経過については、この三月二十九日の決定前に、このような防衛省との協議の場が設けられていたといった認識はなかったかと私は思うんですが、それらも含めて議会対応について御説明をお願いいたします。

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

漁協の陳情及び要請から最終的な防衛省の協議書の提出まで、この内容等の確認に一定の時間を要しておりますが、このような期間がございまして提出できる状態になったのがこの三月二十九日ということであつたというところでございます。

○一番（長野広美さん） 私が質問して回答を求めているのは、議会に対する説明です。状況説明が一切ないまま市長決定というのは五月に入ってからです。その後も、議会に説明いただいたのがマスクミで報道されました。その後も、議会に説明いただいたのは五月に入ってからです。その議会対応についてのこの経緯はどのような受け止めていらっしゃるのでしょうか。これは市長答弁をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

この三月二十九日が議会のたしか終了の日だつたと思えますが、

その後もですね、いろいろやり取りがありまして、説明の日がその日になつたというところがございました。ほかにもう少し早く、早めることができなかったかということについてはですね、反省を含めてですね、今後の課題したいと思います。

○一番（長野広美さん） えつとですね、市長は、私たち議会に対しても、市民の疑問また議員への質問についてはしっかりと答えるべきであると常に思っているというふうにおっしゃっていただいております。

今回もこの後の質問でも出てくるんですが、この防衛省とのやり取りがですね、私たち議会にも、そして関係する漁業者関係者もしくは市民に対しても十分に把握されていない状態で市長の決定に至つたのではないかとというふうに考えております。

次の質問です。この工事はですね、水深が三メートル、当初、市としての判断は、水深一・五メートルで十分であるというものでした。それが三メートルになりました。幅三十五メートルで、しかも延長三百メートルですね。九か月間も要します。

このような工事について、これは防衛省が実施主体になっていると。それについては、市長は、この同意に向けては漁業振興である、組合からの要望であるというふうに終始答えていらっしゃると思いますが、実質的には、防衛省の馬毛島における外周道路工事が控えておりますし、しかも設計についてもですね、これ、市は一切立ち会っていないのではないかと危惧されるんですが、この防衛省に配慮し

たのではないかということも危惧されるわけですね。市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（八板俊輔君） 防衛省が葉山漁港の浚渫の実施主体となっていることに関連するお尋ねでございます。

実施主体が防衛省となることについては、まず、本市漁港管理条例並びに施行規則や漁港漁場整備法には、土砂の採取や掘削もしくは盛土など、これらの行為について漁港管理者に許可の申請ができるように定められております。これは、管理者において必要なくても、何かしらの理由から採掘等の必要が生じ、これらの行為について申請することにより、管理者以外の者が実施できるように規定されているものと解しております。また、これらの行為の場合、かかる費用についても、申請人において負担する場合もあると解しております。

今回の場合は、漁協の要望により防衛省が行うものに、漁港管理者として条件を付して協議という形を取ったものでございます。

○一番（長野広美さん） それでは、次の質問です。

今市長の答弁いただいたように、漁協からの要望であるというふうに市長は答弁されておりました。

漁協内部での手続は以下のとおりです。昨年十一月の四日付けで、組合長が防衛省熊本支局に浚渫工事等ですね、具体的には、何というんです。十一月五日でした。要望する諸元と同意書を組合長の名前で出されていますね。これ、この時点で法的には種

子島漁業協同組合が浚渫工事に同意しているわけです。法的にこの時点で。しかし、この重要案件について、理事会でも諮られておりませんでした。一回も理事会の中でそのことが議事録に残っていないんですね。

もう一点、西之表市長は漁港管理者でいらっしやいます。漁業権についても当然一定の認識でいらっしやると思いますが、漁業法の中でもですね、漁業権の在り方については、関係地区への配慮といったものがございます。漁業協同組合だけではなく、関係地区のほうにもどのような手続が、確認がなされたのか。さらに、小組合長に対しても一方的な報告のみだったというふうに聞いております。

十一月五日のこの同意、法的に組合として同意するというものが防衛省に出された時点で、組合員もしくは関係地区の皆さんは知る由もないんですね、このような手続が行われていると。

そして、五月に入ってから、今年、種子島漁業協同組合の皆様へ。カメラをお願いいたします。説明が初めて行われました。ちょっと見ていただきます。ここにありますように、組合員の皆様には、西之表市及び防衛省からの説明とあります。これは、市長が、三月のこの二十九日、組合から、種子島漁協から要請があったから同意したんだといった結果ではないんですか。にもかかわらず、組合員の皆様には、五月に入ってからこのような説明がなされているんですね。しかも、その後投票行動です。ようやくそこで投票された結果はですね、法的には何の意味もありません。

そのようなことを含めて、今回の経緯については、市長の今回のこの同意の在り方については、少し拙速ではなかったのかなと思います。すが、いかがですか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

そうした漁協長の名義による各種書類についてのお尋ねであります。

組合員全体といいますが、の周知の点のことを御指摘されていると思いますが、大変重要な点であるというふうにも認識しております。ただ、そうしたことは提出前に申請人において整理しておくべき内容であると考えております。

本市としましては、一つの公的団体の長から提出された書面でありますので、改めて市のほうから構成員の組合員に直接諮ってということはいたしませんし、その確認についてもしていないところでありませぬ。

以上です。

○一番（長野広美さん） えつとですな、まず、私、市長、開票作業に市の職員が立ち会っているといった部分についても大変疑義がございますが、これ、前回も、海上ボーリング調査の是非についての投票についてもお尋ねしました。その際も、そのとき既に漁協長、組合長は同意すると回答しているんです。その後の投票行動でした。当然、組合員、特に関係地区の組合員の皆さんからですね、撤回の申入れ等がなされているのは、これあの、これの皆さんに対して、

どう市長は説明されるんですか。

そしてですね、少なくとも水産庁が示す漁業法に関しても、関係地区について明確に説明があります。さらに、漁業権については自由漁業権も存在します。漁港管理者である市長がですね、その漁協の組合長であるからといって、市長は業界団体の一つの組織ではありません。行政の長であります。行政手続をしっかりとあらゆる方から確認するべき責任があります。

そういった意味からですね、今回の手続についてはやはり拙速であったと私は認識しております。これは意見の相違ですので、そのように受け止めていただきたいと思ひます。

次の質問に移ります。

防衛省の協議について、市長は、出発点がですね、市民からの意見であつて、その不安払拭と期待も払拭するような方向で検討してまいりますと繰り返して答弁されております。

ただ、市民からの意見については、これは主に業界団体からの意見であつたのではないかと。しかも、この際ですね、その当時、大変残念だと思ひましたが、広く市民にですね、意見を述べてくださいというやり方ではありませんでした。これについて、市長はその後もできるだけ多くの市民の声を拾いたいというふうに説明されましたが、残念ながら、それに至っておりませぬ。

これは質問の五番にも関連するんですけれども、市民の意見をしっかりと受け止めると。そのためには情報発信も必要です。今の情報

発信の市長の説明の在り方では、文書であったりとかします。市長がしっかりですね、例えば、インターネットを通じて直接市民に説明することもできます。

私たちは、ちよつとカメラをお願いいたします。基地がない暮らしをしております。例えば、防衛省から出された資料ですね、新聞でも報道されましたけれども、飛行経路ですね、騒音の予測図というのが示されております。もう時間がないので、すみません、結構です。

何を言いたいかということですね、市民が、今の時点で、どのような基地負担を強いられるのか、騒音が発生するのか、理解するのは大変難しいということです。ですので、副市長をはじめとして皆さんは岩国の視察をされているんですね。そういった部分で十分に説明はされているのか。

また、一方で、市民が市長の考えをしっかり受け止めて理解できる状況、環境を整えているのか。企画課のほうにも私はこれまで幾度も申入れをしてまいりました。そういった部分で不十分ではないかと考えております。

市長の御意見は最後に伺いたいと思います。すみません。

そしてですね、市長の説明責任といった部分ですね、今感じていますのは、市長は、しかるべきときに御自分の判断をおっしゃいます。市長の、市民の代表であるとおっしゃいます。私たち議会も市民の代表でございます。そして、市民がですね、自分たちの

将来は自分たちで決めたいと思う方がほとんどです。

そういった部分で、市長が、今年に入り環境が変わったとおっしゃいます。しかし、住民の安全・安心といった環境の条件は変わっていないわけです。これからもなお一層丁寧に、直接市民に市長が語りかけていただきたいと思えます。今や市民は不信任感、警戒感、もちろん期待感もあります。また、失望感も増しております。いずれもですね、市長と直接語り合える限られた人以外は、皆さん、これ、根拠のない感想です。ということは、市長と市民との距離感は確実に広がっています。

そういったことも含めて市長の説明責任、すみません、時間が限られているんですが、お答えいただきたいと思えます。

○議長（川村孝則君） 市長、これ、最後の六番目の質問ですので。

○市長（八板俊輔君） 市民の十分な意見を十分に捉えるということ、それからまた市民にいろんなことをお伝えするということの御指摘をいただきました。

各種団体にお声がけをして、五十一団体延べ百四十六名の御意見をいただきました。そうした声を国に届け、また協議の場を通じて、いろいろ情報もそろえながらですね、そうした協議の状況について、でき得る範囲で市民にも周知を図っていききたいと努力しているところであります。

なかなか行き届かないところもありましようが、それは今後の検討材料としてですね、今議員がおっしゃったように、市民も自分た

ちで決めたいという、そういう思いで市からの情報提供についても見ていらつしやると思っています。そういう要望に応えるように、論点を整理して、しっかり皆さんにお知らせをしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○一番（長野広美さん） よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（川村孝則君） 以上で長野広美さんの一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十一時三十五分頃より再開をいたします。

午前十一時十八分休憩

午前十一時三十五分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、宇野裕未さんの発言を許可いたします。

〔五番 宇野裕未さん登壇〕

○五番（宇野裕未さん） 皆さん、こんにちは。

昨日まで大雨警報が発令されるほどの雨が降り、なかなか外に出られない、思うように農作業や外仕事ができないという日々が続きました。

また、新型コロナウイルス対策のため、長らく人と接することを

避ける暮らしが定着しつつあることも重なり、気持ちが落ち込んだりしていないでしょうか。

実は私自身も、先日の児童施設でのクラスターにて息子が濃厚接触となったため、家族全員が自宅待機を経験いたしました。経験してみても、想像以上に大変で、子どもへのストレスも大きく、気持ちが沈まないようにするための気分転換をどう図れるか、そして食材の在庫を確認しながら、待機期間中、乗り切れるのか、そういったことを悩みながらの日々でありました。

長期間、常に緊張感を強いられている市民の皆様も、気づかないうちにストレスを抱えている可能性もあります。何か気になることがあれば、ぜひ身近な方に相談するなど、小さな気分転換を図る方法を日頃から準備しておくことをお勧めしたいと思います。

また、保健所、医療機関の方々が遅くまで勤務され、そして人手不足に大変苦労されている姿をじかに拝見し、改めて感謝の意を述べたいと思います。

また、同じように、介護福祉・障害者施設そして保育・児童教育現場で、コロナ禍における様々な工夫をし、最前線で勤務されている皆様や、それらを支え、協力されている市民の皆様にも重ねてお礼申し上げたいと思います。

では、通告書にあります一般質問ですが、順番をです、ちょっとお昼を挟むということもありまして、先に二番と三番の質問から通告書に沿いながら質問させていただきます。

まず、本市独自の子育て支援の検討についてです。

一番、子ども食堂のサポートに対して、三月の定例会でも質問させていただきました。その後、本市において二か所目の子ども食堂が、美浜地域の住民の皆様の努力によりまして実施されたところがあります。そういった地元の皆さんが自主的に頑張つて活動されている取組に対しまして、本市との連携が図られているのか伺います。

〔福祉事務所長 下川昭代さん〕

○福祉事務所長（下川昭代さん） お答えいたします。

子ども食堂の取組につきましては、経済的あるいは家庭の事情などで食事の機会に恵まれない子どもに食事を提供するといった、いわゆる子どもの貧困対策として始まったものも多くありますが、最近では、地域自治会や任意の自主グループなどにより、地域の活性化や世代間交流、子どもの居場所づくりなどを目的に実施されるなど、その目的や運営形態も多様化しているようにございます。

御案内のとおり、本市におきましては、現在、二か所で開設されておりまして、どちらも地域の有志の方々が主体的に運営をされておりまして、市としましては、地域コミュニティ再生支援事業補助金の対象とするなどの連携を図っているとございます。こうした地域や市民主体の取組が広がりつつあることは誠にありがたい、心強く感じております。あわせて、多くの市民の皆様の御支援に改めて感謝を申し上げます。

今後も、運営団体の主体性を尊重しながら、活動が末永く継続し

ていけるように、必要に応じて、各種補助事業の活用や効果的な取組事例の情報提供など行つてまいりたいと思います。

また、先ほども申し上げましたように、この取組は、対象者や目的によつて、子育て支援に限らず、様々な分野の施策との連携が可能であると思ひますので、庁内におきまして、情報を共有して、協力しながら取り組んでまいりたいと思ひます。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） 先ほど、答弁の中で、地域コミュニティ活性化事業の助成を受けているということでしたが、これ、新しい美浜地域も受けられるようになったという理解でよろしいでしょうか。

○福祉事務所長（下川昭代さん） 地域コミュニティ再生支援事業の補助金は一か所目の住吉校区の部分でございまして、美浜町で新たに開設されました部分につきましては、県のほうの補助事業で子ども食堂の新規開設支援事業があるということで、そちらに今後申請をする予定と聞いております。

○五番（宇野裕未さん） 引き続きですね、やはり市民の有志の方がやる気を持つて取組をスタートさせておりますので、ぜひその後押しとなるような助成金の活用ですとかそういったところの助言等、よろしく願ひいたします。

続きまして、二番の質問に移ります。

同僚議員からありましたとおりですね、現在、原油の高騰に始

まりまして様々な生活必需品の物価高騰に直面しております。

本市におきましては、新生児の子育て応援券の発行、そして給食費第二子以降の無料化、昨日同僚議員からもありました十八歳までの医療費の無料、ファミリーサポートセンターの設置、また小規模児童クラブの設置など、限られた財源を工夫しながら様々な取組を実現していただいております。改めまして、子育て世代といたしましてもお礼を申し上げたいと思います。

その中でですね、最近では、商店街に設置されておりますまちかどインフォメーションセンター内にて制服のリサイクルの推進の取組がスタートし、多方面からですね、まちを挙げての子育て世代、子育てをよくする環境づくりに対しての取組が活発化していると感じ、うれしく思っているところであります。

今後ですね、長期的により一層この取組を強化するに当たりまして、また次年度からこども家庭庁が創設されるということもござい

ます。そういつた中におきまして、全国的に明石市の取組が注目を浴びております。カメラ、お願いします。こちらですね、紹介させていただいておりますが、この明石市独自の五つの無料化ということ

で国会の中でも報告されたそうです。これ、御覧になっていただきますと、西之表市もかなりですね、これに近い形で実施をしていることがお分かりかと思えます。

また、ちょうど昨日のニュースですね、東京都内の十八歳まで

の医療費がですね、無料化になるというニュースもありましたが、本市はですね、先駆けて実践しております。

こういったところをですね、ぜひ、本市といたしましても、今、西之表市のサイトを見る限りですね、なかなかまとまって本市の子育ての取組としてね、紹介をされているページを見つかることができません。ぜひ、今、全国的にですね、かなりこういった子育て支援の取組に対しての注目度が高まっておりますので、周知をですね、していただけたらと思います。

そして、ほかにもですね、この明石市独自の取組といたしまして、こういった所管省庁がまたがっている分野でも取組をしますよと。特に、先ほども紹介させていただきました子ども食堂についてもですね、公立の小学校の敷地内で実施している。こういった取組などをですね、ぜひ今後参考にしていけたらと思っております。

で、こういったところからですね、この明石市としては、子育て支援をしたことから、子育てしやすいまちとして大変認知が高まり、人口は九年連続増えている。そして、そこから好循環、地域への経済、そういったところにぎわいですとか、財源も人が増えたことで増えている。で、そういった成功からですね、またさらなる施策といたしまして高齢者や障害者施設の充実化も図り、全ての人に優しいまちづくりが今実施できているということです。

で、これはですね、泉市長がその国会での参考人のときに使われました資料なんですけれども、本日お伝えしたいことということ

ですね、国に対して、子どもを応援すれば、みんなが幸せになるんですよ。で、明石のまちはこういった好循環が生まれています。そして、だからこそ国もですね、全ての子どもたちへの支援の強化をということで訴えておられました。はい、カメラ、ありがとうございます。

こういったところからですね、明石市としては、すぐすぐにこれまでの取組を全て実行できたわけではなく、十年かけてですね、子ども関連予算を倍増していく、一年に1%ずつですね、子ども予算を増やしていくという、そういった少しずつの積み重ねを重ねて今の好循環を生み出しているようにございます。

本市としてもですね、市長の決断によって、そのスタートが今年度からでも実施していけるのではないかと思います、市長の考えをお願いします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

御紹介のありました兵庫県明石市の事例につきましては、子どもを核としたまちづくりということで取り組んでいらっしゃるということをお承知いたしております。

本市といたしましては、子育て支援については、重点項目として施策として位置付けております。将来を担う子どもたちでありますので、子育て世代そして子どもたちへの支援というものは今後とも強力に進めていきたいと思っております。明石市の例も取りましても、私

の前任の市長さんの時代から独自にやってくるもの、私になつてからも、給食費の第二子以降の無料化というのでも独自にやっております。そうした独自の本市の施策というものをですね、市民の目線に立って、見やすく、分かりやすくPRしていくということも大事だと思っておりますので、そういう観点で今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。重点施策として、分かりやすく、また強力でできるように努力してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○五番（宇野裕未さん） ぜひよろしくお願いしたいと思います。

そしてあわせて、先ほどもサイトについての紹介をお願いいたしましたので、こちらでもですね、例えば移住のための呼び込む、今、ページもできているかと思っております。そういった中で、西之表市、これだけ子育てについて取り組んでますよというところをですね、もっと前面に出していいと思うんです。で、その辺をですね、ぜひ強化していただきたいと思いますが、えっと、通告しておりませんが、地域支援課長、いかがでしょうか。

「地域支援課長 松元明和君」

○地域支援課長（松元明和君） お答えします。

まず、子育て関連の情報につきましては、現在の移住のホームページのほうに既に掲載はしております。そもその移住の推進をするに当たっては、ライフスタイルの提供というような位置付けで、様々な働き方、それから過ごし方、子育て環境、そういった

ものを一つまとめまして提案をしているところでございます。

あと、先ほどの明石市にしましては、全国的に三百ほどの人口増加の自治体があるんですけども、おおむね大都市の近辺、衛星都市のところ、特に明石市の場合は、神戸とそれから大阪府、大阪のほうから人が流れてくるような特徴があります。

そういった中でも、離島それからへき地の中で人を呼び込むような施策には、またさらに手間ちよつと加えなければいけないところがあると思いますので、いろいろとまた努力をしながら推進していきたいと思っております。

○五番（宇野裕未さん） ぜひ取組の強化のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、三番、コロナ禍からの経済の立て直しについてお伺いします。

一番ですね。スマートエコアイランドの取組実績についてまず伺います。

昨年度末、東京大学からの市への、市長への功労賞授与と実装へ向けての本格型への採択についての報告をシンポジウムの中で実施しております。その中で報告があった、今後ですね、その実装予定の内容というものが今どのようなになっているのか教えてください。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

議員からの御案内のとおり、昨年度、東京大学をプロジェクトリーダーとする本市を含めた持続可能な地域を目指す取組が、国立研究開発法人科学技術振興機構の共創の場形成支援プログラムの本格型プロジェクトに採択されました。

プロジェクトの参加機関は産官学で構成され、民間企業や東京大学などの複数の大学、そして本市をはじめとする地域課題を抱えた国内の六つの県や市町、これにオーストラリアのクイーンズランド州も加わっており、国内外の各拠点で研究実証が進められております。

本市においては、昨年度、以前から取り組んでおります地域公共交通のEV化、電気自動車化や、さとうきびの高バイオマス品種のはるのおうぎの品種登録がされましたが、これらは実装された分野であると言っていると思います。

このほか、新光糖業の製造工程で発生する熱を新たな技術で蓄熱、再利用するボイラーの設置、同じくさとうきびの製造工程で工業用エタノールを分離精製する技術の研究を進めております。このプロジェクトは十年間の計画で行われておりますので、この期間内での実装を目指しております。

また、実装という表現が妥当か分かりませんが、人づくりの分野においては、種子島高等学校、種子島中学校で取り組んでいる大学と連携した人材育成が進んでおります。

この人材育成プログラムの中では、脱炭素や環境の学習、地域課

題の解決策の検討などを行ってきており、このプログラムを受けた種子島高校の卒業生が、国内の各地の大学に在籍しながら地域貢献のための団体を設立し活動を始めるなど、こうした動きも人材育成活動の成果であると思っており、今後も継続してまいります。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） では、今年度といたしましては、今課長からの答弁がありました人材育成の取組が、実際、西之表市内では実施されるということでしょうか。

○経済観光課長（高石心平君） 本年度の取組につきましては、今御紹介した人材育成だけではなく、引き続きですね、自動車のEV化につきましては、西之表港や種子島空港への充電設備の設置が計画されております。

また、新光糖業や共生工房猿蟹川の協力により、蓄熱技術の研究も引き続き行われます。また、バイオエタノールの研究、これも新光糖業の皆さんの御協力で引き続き研究が行われます。

これに新たに種子島森林組合との連携協力の下、木質バイオマスの研究も進められてきております。

人材育成分野では、中高生を対象にした授業、講座を本年度も行い、来年三月のシンポジウムで成果発表を行っていただく計画です。以上です。

○五番（宇野裕未さん） ぜひですね、かなりボリュームのある内容になっておりますので、そういった情報もですね、市民が受け取

りやすいように周知をしていただけたらと思います。

特に、それがですね、やはりイの質問につながるんですけれども、この社会プラットフォームに関する変更はですね、その内容が効果的であればこそ、市民の生活を大きく変え得るものになってきますので、事前に、どういった今取組がなされているのか、それに向けて市民がどのように参加できるのか、また、そういったところをですね、丁寧に説明していく必要があると思いますが、こちら、いかがでしょうか。

○経済観光課長（高石心平君） 現在行っております研究、取組の計画、進捗、成果等については、これまで毎年度末に実施しているスマートエコアイランドシンポジウムで紹介しております。本年度も同様に、来年三月の実施を計画しております。

市民への周知の仕方については、EVの導入時には、各種広報媒体やメディアを通じた公表、お知らせをしてきたところがあります。また、今後ですね、住民が参加できるような研究、取組等がございましたら、その都度ですね、皆さんに分かりやすい説明をしながら、周知、参加を図っていきたく思いますので、今後とも御協力をよろしく願いたいと思っております。

以上です。

○議長（川村孝則君） ここで、議長からお願いをいたします。

間もなく正午を迎えますが、このまま一般質問を続行いたします。

○五番（宇野裕未さん） これまでもですね、この三月のシンポジ

ウムで初めてその一年の内容を知ることが結構多かったと思うんですね。で、やはり積極的にこの市の取組に参加したいと考えている事業者ですとか様々な団体、あるかと思えます。そういった人たちがですね、広く先に情報に触れることで、自分はどういうアイデアがあったのになとか、こんな機会があるんだったら、こういう人につないでほしかったとか、いろいろ出てくると思うんですね。ですので、できればその三月に一年終わったから報告という形ではなくて、やはり事前に、今年、こういうことやりますので、今年を取組で参加したい方、いかがですかとか、そういった呼びかけ等も心がけていただけたらと思います。いかがでしょうか。

○**経済観光課長（高石心平君）** 現段階での実証研究につきまして、住民が参加して行うという部分については、今のところ、中高生を対象にした育成プログラムが主になっております。

それ以外の住民の参加については、主に企業の皆様に対して御協力、御意見を伺うということで進めさせてきていただいております。

もう少し研究が進んでですね、これを実際に市民のほうに還元して試していただくかどうか、皆さんからの意見を、何らかの技術開発が進みまして、それを使用勝手を聞くであるとかそういったことができるようになりましたら、当然ですね、そこは御参画いただいて、皆さんの意見を吸い上げていきたいというふうに考えておりますので、その都度、また御案内していきたいと思えます。

以上です。

○**五番（宇野裕未さん）** ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、二番、インバウンド回復を見越しての体制づくりについて伺います。

まず、本市での国際交流員の任期が七月で終了と聞いております。その後どのような体制づくりを計画しているのか教えてください。

○**経済観光課長（高石心平君）** お答えいたします。

現在当課に所属している国際交流員は、八月頭で任期を終了いたします。

これまで、観光関連パンフレットや印刷物の翻訳、市の広報誌「市政の窓」へのアメリカ文化や習慣等の紹介を行う掲載、市内小学校や図書館での英語での本の読み聞かせ活動など、インバウンド事業や国際文化理解促進に努めていただいております。今後の体制づくりにつきましては、既に日本航空からの派遣で活動しております観光推進アドバイザーによる誘客のためのPR活動を中心に観光の推進を図ってまいります。

以上です。

○**五番（宇野裕未さん）** 今ですね、八月の頭で国際交流員のほうに任期が終了ということでした。で、その後はですね、観光推進アドバイザーの方が今までの任務については基本的には対応できるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○**経済観光課長（高石心平君）** そのまま、今まで行っていた翻訳等の事業、それについてこの観光推進アドバイザーがそのまま事業

を引き継ぐということではございません。今いる観光推進アドバイザーについては英語等の翻訳についてはしませんけれども、その部分については、今後ですね、市内に在住する外国語のできる人材であるとか、そういった地域の人材を活用しながらですね、また今後、地域振興、観光振興に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） 承知しました。

来年ですね、ヴィラ・ド・ビスポ市との姉妹都市締結三十周年を迎えます。コロナの影響を著しく受けている観光産業への取組強化としても、今年から準備を進めていく必要があると考えておりますが、いかがでしょうか。

○経済観光課長（高石心平君） 西之表市とヴィラ・ド・ビスポ市の姉妹都市盟約三十周年を迎えるに当たり、観光産業の取組強化はもとより、これを契機とした関連イベントなどで交流を図り、観光交流の振興につなげたいと考えております。

それに向けては、既に関係課と本年度当初から協議を進めておりますが、より具体的なものにしていくために、行政だけでなく、種子島観光協会の西之表支部や国際友好協会など、関係者の皆さんと協議しながら進めていきたいと考えております。

○五番（宇野裕未さん） その中でですね、先ほどお話ありましたスマートエコアイランドのシンポジウムの高校生の報告の中で、高

校生がですね、このインバウンドを強化するために自分たちもぜひ協力したいんだという発表もありました。そういったやる気のある市民参加ですね、その高校生含めて。そういった人たちとのその連携も図れるような取組というところもぜひ検討していただきたいと思っております。

そしてあわせてですね、ポルトガルもですね、ヨーロッパにおけるサーフィンのメッカ、特にビッグウェーブが起こるポイントがありまして、そういった意味合いからですね、このサーフィンとのやはりつなぎ方というのも可能かと思えます。

また、市長をはじめですね、視察団が、東京オリンピックの前にはですね、ホストタウンの受入れ地として決定してもらうためにポルトガルにも訪れていると認識しております。

今後ですね、実際、コロナの影響でホストタウンの受入れは残念ながらありませんでしたが、そういった経験をですね、今後どのように生かしていくと考えておいででしょうか。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

東京オリンピックのホストタウンとして、元日本オリンピックアンやポルトガル国のボディーボードの世界チャンピオン等を招いての交流事業を行っております。

東京オリンピックの後に、ポルトガル代表の男子サーフィン選手を招いての交流を計画しておりましたが、残念ながら、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、断念せざるを得ませんでした。

しかしながら、サーフィンについては、本市のみならず、種子島の観光素材の一つでもあります。サーフスポットも点在することから、ポルトガルとの交流に活用してまいりたいと考えております。

また、先日、市長がポルトガル大使を訪ねた際にも、サーフィンを通じた交流の話も出たとのことであり、来年度の周年事業の中でもですね、サーフィン関連の事業について検討してまいりたいと思います。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） 所信表明でもですね、市長からも、来年度のこの、まあ、これは日ポ交流四百八十周年という形で取組をとるという紹介がありました。市長におかれましては、ぜひ、この取組について今現在どういった準備を進めているのか、お考えか教えてください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

ほかの答弁でも少し申し上げたかもしれませんが、ポルトガル大使にお会いしました折にですね、この話をいたしました。で、昨年、プロトナーメントの計画もありましたので、種子島のサーフィン関連団体も交えてですね、一市二町、島内を含めた形でですね、いろいろ考えていききたいと思えます。ポルトガル大使館、それから一市二町、それからスポーツ関係団体との協議も必要になると思えますので、精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ぜひですね、せっかくこの、もう本当にコロナ禍で皆さん大変苦労されてきました。そんな中で、一つ明るいニュースだと思うんですね。で、こういったタイミングで、このような形で西之表市とポルトガルですね、交流を強化すること、そしてそれを広くアピールすることが可能な機会となっております。そのためにもですね、再度、この約二年間でですね、ほとんど観光客受け入れておりません。そのため、様々な観光スポットがですね、やはりちよつと今現状おろそかになっているのではないかなと思いますので、改めての受入れ側のこの体制づくり、重要だと考えますが、現状、どうでしょうか。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

現在、種子島観光協会と連携を図りながら、鹿児島市や九州管内などでの広報やイベントでのPRを進めているところです。

今後、案内板の多言語化や観光マップアプリでの案内、観光事業者の接遇セミナーなど、種子島観光協会と連携して取り組んでいきたいと思っております。

また、県、一市二町、種子島観光協会の五者で定期的に会合を開催しており、種子島全体の観光推進を図る取組も行っております。

今後、国際友好協会など国際交流の活動をしている団体などの意見も聞きながら、来年度の周年事業も見据え、環境整備に取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ぜひですね、次年度に向けて、様々な関係団体、そういったところと協力をし合いながら、この種子島の魅力をですね、広くたくさんの人に伝えていけるように共に努力をしていきたいと思えます。

以上でここまでの質問を終わります。

○議長（川村孝則君） ここで、暫時休憩をいたします。おおむね

十三時十分頃より再開をいたします。

午後零時七分休憩

午後一時十分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宇野裕未さんの一般質問を続行いたします。

○五番（宇野裕未さん） 皆さん、改めましてこんにちは。午後も引き続きよろしく願いいたします。

では、一番の馬毛島問題について質問させていただきます。

最初に浚渫工事の同意についてですが、こちらは昨日からですね、同僚議員から、様々な面からですね、こちらについて質問がなされております。

これまでの当局からの答弁によりますと、このアの部分、実際ですね、この五月十二日に実施された馬毛島対策特別委員会にて説明を私たち議員団受けましたが、当局からのですね、同意までの経過説明の内容と同意に至るまでの考慮要素に問題が生じていたが、そ

の判断は妥当だったのかとお伺いしましたが、これまでのその答弁を聞くに当たりですね、その判断については、当局からの妥当性というところを主張されているということで理解いたします。

その上でですね、続きましてイのほうに移らせていただきます。漁協では、当局の同意を受けた後、防衛省からの説明会を実施し、初めて組合員への周知が図られました。このこともですね、先ほども同僚議員からの確認等もございました。

そして、そのときにですね、組合員の意向を再度確認するという作業が発生しております。それを記名の投票という形で実施しておりますが、こちらにですね、まあ、なぜそもそも判断材料としたと、先ほど市長答弁されたときに、あるその団体の長から出てきた要望書なので、もうそれに基づいて自分たちは判断したんだと。であるのであれば、なぜ漁協内部の、その団体ですね、その意向の確認作業に当局が同席する必要があったのかお答えください。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

このたびの種子島漁業協同組合において行われた葉山漁港浚渫工事の組合員投票につきましては、漁協より、公正に賛否の確認をしていくため、西之表市農林水産課職員に立会いをお願いしたいとの依頼文書を五月十三日に受けております。

これを受け、漁協に対し、五月十九日付けで、今回の賛否確認作業に対しては、事務的なものとして本市職員の立会いを認める旨の

回答文書を送付しております。

五月二十七日、漁協職員による開票作業に本課職員が立ち会ったことについては、透明性、公平性を確保するという認識の上でも問題はなかったと考えております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ただいま課長からの答弁によりますと、透明性と公平性を図ったということではございますが、そもそもですね、団体内部への不干渉を前提に同意しております。で、その前提条件が違っていた以上ですね、その内容を判断する側がですね、立ち会うということは、その公平性ですとか透明性といったところに、不利益を被る側に対しての圧力になるという可能性に関しては考慮はされなかったのでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えします。

繰り返しになりますが、これにつきましては、漁協がより公正に賛否の確認をしていただくために立会いをお願いしたいということでございますので、あくまでその立場の中で立会いをした面でございます。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ではですね、重ねて、ある意味、異例ですよね、この処置自体が。その異例とも言える記名選挙に、あえて本市の判断する側であった職員が立ち会いました。その介入をされたことは事実でありますので、一度ですね、同意をしたこの決断を

ですね、保留にしていたら、再度、一からですね、総会に諮る、そのような処置というのはできないものではないでしょうか。

○議長（川村孝則君） そこは、宇野議員、少し、あれ、通告外の質疑になるんですかね。

○五番（宇野裕未さん） 関連ですよね。

「ウやろ」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） ウ。

○五番（宇野裕未さん） ええ。

○議長（川村孝則君） え、今の質問はイ。

○五番（宇野裕未さん） あ、ごめんなさい、ウです。

○議長（川村孝則君） あ、ウですか。

「建設課長 奥村裕昭君」

○建設課長（奥村裕昭君） お答えします。

先ほどまでも答弁しておりますけれども、最終的には、組合員全員による賛否の確認を行った上で、同意の再提出という形になったわけでございます。

しかし、このことについては、市から漁協に対し指摘もさせていただいてるところでございますけれども、投票の結果は先ほど説明のとおりであります。でも、漁協の強い要望と、実際にこれまでにない漁船の数が葉山漁港に出入りするわけがあります。漁港管理者として、何より事故を発生させてはならないという観点から判断しておりますので、この判断について変えるということは今の

ところ考えておりません。

○五番（宇野裕未さん） 先日ですね、六月十日に、壱泊小組合の組合員の有志四名がですね、同意の撤回を求める要望書を市に提出されております。

その代表の漁師がですね、葉山港は昔から自分たちが管理、使用してきた港であり、入会地としても認められているため、地先権について主張し、なぜ自分たちに相談がなかったのかと問い詰めておりました。

このことはですね、今年の二月三日に防衛省に要望書を提出し特段の配慮を求めた市長がですね、その後の三月議会の答弁にて、あくまでも馬毛島は西之表市の行政区であると、で、その西之表市への配慮をという意図だったとお話しされております。市長が防衛省に訴えております、馬毛島は昔から西之表市の一部であると主張されているようにですね、壱泊の漁師さんたちは、葉山漁港は私たちが管理、使用してきた、その現場の声を聞いてくださいと訴えております。

まさにこの、今ですね、この状況といえますのは、市長が政治的な判断を必要としている局面と考えております。ぜひですね、改めてまして市長の考えをお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

葉山漁港の浚渫につきましては、漁港区域内の安全性確保の観点から、漁業活動への影響に十分配慮するように求めて、漁港管理者の

立場で回答したものでございます。

先ほどからのその漁協内部の協議のことについてのお尋ねであります。この再提出の事態については、私としても異常ではないかというふうに感じてはいるところであります。

そのような中で、そういう状況を受けまして、漁業に対しては、賛否の結果によっては市の対応も考える必要があるというふうな申入れをしたところであります。その後、漁協が再投票、あ、再投票、まあ、再度、内部で投票をしてということでございますので、その結果を受けて対応をしたというところでございます。そのように御理解いただきたいと思います。

○五番（宇野裕未さん） このですね、再提出については異常なことであつたと市長自体も認めております。

今ですね、もうこの一度同意したものを撤回はしないということだとは思いますが、いま一度ですね、この漁協の投票時にでもですね、実際、無投票の方もいらっしゃいました。そして、現場の漁師さんたち、この葉山漁港をですね、これまでずっとですね、管理として運用してきた漁師さんたちは、今でもこの工事は不要だと訴えております。その声をですね、どうかいま一度ですね、配慮をしていただき、防衛省によるですね、この工事についてどこかで何かしらの歯止めができないか、そういった意見交換の場ですか、もしくはそういった、もう一度、違う方法がないのかなど、再度、協議の場でもですね、話し合ってみることは可能でしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

組織の、組織としての代表者の書面の処理の仕方、また議員御指摘のように、その現場の声を大事にとり御意見もございませぬ。そうしたことを踏まえて、今後、検討しなければならぬ点があるようにありましたら、いろいろな場でございませぬ、最善の道を探っていくというふうにしたいと思います。

いずれにしても、将来にわたる西之表市民の安心・安全、市民の幸福と利益を追求する私の考えは今後とも変わることはございませぬ。基地整備に対する市民の不安と期待を踏まえて、市民の代表たる市長の務めを果たしていきたいと思ひます。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） 現場の声をございませぬ、再度、もう一度ございませぬ、皆さん取り上げていただきたいし、何かしらの方法がないのかというところを諦めずにございませぬ、取り組んでいただきたい、それはもう要望として挙げてございませぬ。

時間がございませんので、二番の騒音問題について移ります。

カメラ、お願いいたします。こちらがございませぬ、五月十七日に参議院内閣委員会にてありました答弁の内容の議事録を抜粋してきてございませぬ。これでございませぬ。

この中で、質問をした石川大我参議院議員がございませぬ、デモフライトについて質問しました。その際に、防衛省の鬼木副大臣は「実際のFCLPで発生する騒音のものとして説明したという事実はございませぬ

いません」と答弁されてございませぬ。

一方ですな、こちら、私たち市議団に対して、防衛省が追加質問、十二月の末に行われました防衛省による市議団への説明会の追加質問の中で同僚議員が質問をしております。このデモフライトの実施を島民は切望している。これは再度ですな。一度、六月に実施してはございませぬ、それが正しくなかつたんじゃないかと、誤解を生んでいるんじゃないかと、再度切望していると。その実現計画方法はないかということで質問した件に対して、防衛省はございませぬ、できる限り実際のFCLPと同じ方法で航空自衛隊戦闘機によるデモフライトを実施しましたと答弁しているわけです。

で、その後、市の協議の場におきましては、これが、FCLPに近い方法で実施したものでありという、表現がございませぬ、だんだんと変わってきているんです。

そして、先日のその五月の石川参議院議員の答弁に対しては、最終的にはこれですな。「実際のFCLPで発生する騒音のものとして説明したという事実はございませぬ」と。

これはですな、大変誤解を招くこれまでの説明になつてはと思ひますが、この件について当局として抗議をしないのか、そういったところを一つお伺ひします。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

本市におきましては、デモフライトが実際のFCLPで発生する

騒音として説明を受けた事実はございません。表現の仕方はいろいろ、今見たとおり、あろうかと思えますけれども、実際のFCLPで発生する騒音としての説明を受けた事実はございません。

したがって、抗議というところには至らないと考えております。

○五番（宇野裕未さん） 実際ですね、市議団の質問に対して防衛省が文書で回答しております。で、それは、やはり私たち市民の代表であります。その私たち市民の代表者にこういった説明をしている。で、それを当局が把握していなかったとしても、今、私です。こちらで報告させていただきました。どうぞですね、このような誤解を招くような説明をやめていただきたい。

そして、そもそも市民が既に誤解をしております。FCLPの騒音がああデモフライトでの騒音の程度だったと考えている方が多いです。その誤解をどのように解いていくのか教えてください。

○企画課長（森 真樹君） えっと、繰り返しになりますけれども、本市としましては、実際のFCLPで発生する騒音として説明を受けた事実はございません。議会に対する説明であれば、ちよつと議会のほうで、できましたら対応していただきたいと思えます。

○五番（宇野裕未さん） 承知しました。

ではですね、続いて、イの馬毛島だよりについてですけれども、こちらでもですね、岩国視察時の騒音測定結果について、「航空機の騒音測定」であり、詳細について記述がないため、やはりこちら

も市民からはですね、実際、馬毛島で訓練されたときにはこの程度の騒音なのかなというふうに誤解を招く記載になっております。

こちらでもですね、再度、環境アセスの準備書内での記載内容と併せて、種子島内における騒音問題について改めて丁寧な周知を求めますが、いかがでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

さきの特別委員会でも答弁いたしましたけれども、今後、周知の機会等がございましたら、十分配慮させていただきたいと考えております。

非常に誤解を与える表示であったのであれば、大変申し訳なく思っております。今後、十分配慮したいと考えております。

○五番（宇野裕未さん） 積極的に周知の場をつくっていただきたいと思えます。

実際ですね、市長も所信表明でおっしゃっていたとおり、今、山場を迎えております。で、その市民がこちらの基地建設に対して判断をする材料の一つに、この騒音問題、大きく関わっていることは皆様も御承知のとおりかと思えます。そのためにもですね、このような誤解を招く説明がされている、そしてその周知が徹底されないとなりますと、大変な問題に発展しかねません。

ですので、このウにも関係するんですけれども、昨年ですね、この防音工事の実績などについても、先行地域の事例など調査して、本市の状況の参考にしてほしいと要望いたしました。あわせて、そ

の後ですね、協議の場でも、当局のほうから防衛省にこの件求めていると思います。こういった事例と併せてですね、ぜひ周知いただきたいですが、この返答がいいですか、これに対する対応というのはどのようなようになっていきますでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

議員御案内の防音工事に係る先行地域の事例調査についてでございますけれども、企画課におきましては、詳細な調査のほうはいたしております。

今後、基地関連自治体への視察も含め、詳細な調査が必要かどうか含めて検討してまいりたいと考えております。

○五番（宇野裕未さん） 協議の場での防衛省からの回答はいかがでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） 他地域の事例について資料のほうを頂いております。それにつきましては公表資料とさせていただきます。

○五番（宇野裕未さん） では、続きまして、エですね。環境アセスの準備書を基にしますと、本市は防音工事の対象外になっております。そのためですね、必要に応じて、本市がその防音工事にはですね、財源を負担せざるを得ないと考えますが、その際の財源についてや工事計画、工実施の基準設定などは本市が行うのでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

防音工事につきましては、防衛施設周辺的生活環境の整備等に關する法律に基づき行われるもので、その基準以下の騒音等に係る防音工事について、現時点で、本市が財源を投じて対処することは考えておりません。仮に基準以下の騒音が原因で市民の生活に著しい影響が生じた場合は、防衛省と協議の上、対応すべきものだと考えております。

騒音問題につきましては、種子島の静穏性を考慮した対応が必要だと考えておりますので、特に高齢者や障害を持つ人への不安の払拭に向けた協議、要望を続けてまいりたいと考えております。

○五番（宇野裕未さん） ぜひよろしくお願いいたします。

関連するんですけれども、この上記の調査等含めましてですね、この馬毛島対策係の仕事量に対して、担当職員の負担が大変大きいと感じております。それはですね、様々な立場の市民もいることからですね、よりストレスもかかる仕事かと思っております。

今後、新しい人員確保やそのための予算措置については検討されているのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

昨年の四月に馬毛島対策係を設置いたしました。そこで馬毛島關連については主務的な対応をしているところでありますが、議員御指摘のように、業務に支障が出てくるようなことが想定される際には、適切に人員を配置することになろうかと思っております。

いずれにしても、必要に応じて、現在でも横断的に取り組んでい

るようなところもございますので、今後、推移を見て検討してまいりたいと思います。

○五番（宇野裕未さん） ぜひですね、周知の部分ですとか、丁寧に調査をしなければならぬことですか、もう大変な負荷がかかっていることかと思えますので、どうぞ対応のほうよろしくお願いいたします。

続きまして、緊急避難計画について移ります。

令和四年二月二十四日、防衛省から市議の追加質問への回答書内にて、有事の際の島民の避難に関する具体的な計画について、防衛省は「国民保護法に基づき、西之表市も計画を作成済みと承知しています」と回答されております。

本市の国民保護計画は、平成十九年作成のものであり、馬毛島基地計画が建設される前提では作成されていないので、今後、新たに作成する必要があると考えます。

一旦、カメラ、お願います。これですね、こちら本市の国民保護計画の中に、退避の指示として、このように、通常のほかの自治体と同じフォーマットを利用して作成をしているかと思えますが、例えば、この退避の指示一例というところですね、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避することなどございます。実際、この西之表市内、堅牢な建物、数か所ですね。そして地下街、存在しておりません。

こういったようにですね、この西之表市の今の現状に合わせて、そ

して離島という状況も勘案しますと、やはりこの計画一つ立てるのにも大変な労力を要するかと思われます。その際の予算などについて、防衛省のほうで実施するなど、そういった協議はなされておりますでしょうか。

〔総務課長 松下成悟君〕

○総務課長（松下成悟君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、西之表市では、平成十九年に国民保護計画の策定をしておりますが、当然のことながら、馬毛島の自衛隊基地を想定したものではありません。

仮に馬毛島に基地が建設される場合、想定される危機に対して市民をどう守るかは重大な問題でありますので、今後、市の計画の作成も含めて、関係機関等と協議をして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） 仮にですね、施設整備が進むのであれば、まあ、そういったこの離島の状況等も勘案しながらの作成になるかと思えますが、まあ、果たして、今の社会状況を鑑みると、その方向性が妥当なのか。まさに防衛力強化という名目で新しい軍事施設を建設する、そのことによつて新たな脅威をこの今の西之表市民そして種子島島民に与えてしまいます。そのために備える施設を建設、そして維持管理し、人員配置や計画づくりに予算を割く、そういった労力と、有事を想定するような危機を増やさず、外交努力によつ

て安全を確保する道を模索することも、ぜひですね、提案していただくと思います。

続きまして、四番、米軍基地再編交付金について伺います。

ごめんなさい、カメラ、大丈夫です。

米軍の基地再編交付金についてですが、こちらの交付金、先ほど述べました防音工事ですか、保護計画策定の実行に使用されますと、基地建設に伴うデメリットの対策費、その対策費として使用されまして、それにより、実際、金額が幾らか分かりませんが、大分使用されてしまうのではないかと考えております。

現状よりもですね、地域生活がこの交付金によってよくなると期待する市民にはどのような説明をするのか教えてください。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

防衛関連の交付金等につきましては、主に防衛施設の設置、運用により周辺住民の生活等に影響がある場合、その緩和や改善のため行われるもので、使われるものでございます。

交付金を活用する段階となれば、適切な計画策定と運用に努めてまいりたいと思います。

○五番（宇野裕未さん） 同僚議員からですね、報道からも、今、十年で二百九十億円という金額が出てきておりました。仮に二百九十億円だった場合、年間二十九億円。これをですね、周辺市町村と負担割合に応じて分配されるようですね、単純にですね、種子島の一市二町だけで割った場合、年間約十億円ですね。これは市

民一人当たり、月換算、月額計算をしていきますと、約六千円ぐらいになっております。

実際の交付金額が決定してきた場合にですね、これよりも大きくなる可能性もあるかとは思いますが、例えば、この金額が直接私たちの財布に入ってくるわけではない。けれども、そのことをですね、またなかなか勘違いされている方もいらっしゃるのではないかと考えております。

将来にわたる騒音そして環境汚染に対する対策、または先ほどの有事の際への対応、そういった様々な問題に対応していく予算にもなるわけで、そういったところをですね、再度、市民に分かりやすく説明いただきたいと思います。市長、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

基地整備に係る、いわゆるデメリット的な部分に対する補償的な意味合いも、交付金には、特に再編交付金にはあるようにも感じております。

ただ、そのことをなかなか市民に御説明するというのはなかなか難しいところがありますけれども、今現在開かれております協議の場で、様々な課題の論点を整理する中で、またそういうものの説明が可能かどうか検討してまいりたいと思います。そのほかにも方法があればですね、考えていきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○五番（宇野裕未さん） ぜひですね、今、市民の中では、様々な

噂も含めまして飛び交っていることと思います。しっかりとですね、市当局のほうからその状況について説明をすること、もう大変重要になってくるかと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。最後にあります。本市の第六次長期振興計画後期基本計画についての影響について伺いたいします。

こちらですね、実際、策定の段階では、基地建设が前提とされていないと思います。人口動態の予測など、大きく影響を及ぼすと考えますが、このまま基地建设が進んでいった場合、計画の見直しを検討されるのかを伺いますが、ちよつとカメラをお願いします。

こちらですね、本市の基本計画に最初のほうに掲載されております人口動態の予測ですね。少し見えづらいかもしれませんが、この下のラインといいますが国立社会保障・人口問題研究所の予測であります。で、一方、上のラインですね、緩やかなカーブ、そして後半、平行的に横ばいになっておりますのが本市が予測している人口動態となっております。これは、そもそもこの国立社会保障・人口問題研究所の予測よりも人口の減少を緩やかにしていくための施策を自分たちは取り組んでいくんだという決意の表れでもあるかと思えます。

そういったところに、この大きな馬毛島問題という事態が私たち抱えておりますので、その場合、計画の見直しといったところをですね、検討されるのかどうか、まずお尋ねします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

長期振興計画につきましては、毎年度、ローリング作業、いわゆる計画と現実の乖離をなくすための見直し作業を行っております。必要が生じたら見直しを図ることになると考えております。

○五番（宇野裕未さん） そもそもこの後期計画を策定するにはどれぐらいの時間のスパンをかけたのでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） えつとですね、計画そのものは半年ぐらいといいますが、実際、計画書をつくる作業としてはそれぐらいなんですけれども、長期振興計画というのはですね、一連の過去からの積み重ねの部分もありまして、毎年度、振り返り作業を行いながら改善をしつとという取組、計画の進行管理を行っているところでございます。継続性もあるというところの認識もお持ちいただければと思います。

○五番（宇野裕未さん） 承知しました。

本来ならばですね、本市に与える長期振興計画への影響をしっかりと精査し、それらの予測を基に、本市の将来像について議論する必要がありますと考えます。防衛省との協議の場での説明の際にはですね、どのような議論になったのでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

協議の場におきましては、自衛隊施設整備による防災、危機管理等に対する財政需要の増加や、隊員の増加に伴う行財政需要の増加の可能性、観光への影響などが話題となったところでございます。

○五番（宇野裕未さん） 一方ですね、実際、この人口の増加とい

ったところでいいますと、現在の防衛省からの情報によると、自衛隊員、毎年百五十人から二百人入ってくるわけではなく、その最初の赴任で恐らく百五十人から二百人、それがどういうふうに一市二町内で分配されるのか分かりませんが、そういった発表となっており、それ以降は、基地の機能が増える、そういった基地利用拡大に伴って増えるというところであります。

これまで、私自身もそうですが、Uターンをしてきております。近年、Iターン移住者も増えております。そういったメンバーは、基地がある種子島に帰ってきて、そして移住してきているのではなく、この種子島の静かな環境、穏やかな日常、そういったところでの子育てを重要だと思いい、帰ってきているわけです。

で、そういう人たちの数字がですね、先ほどの人口動態のところには、今後の取組でその人たちを増やしていこう、そういったところで動いていたかと思いますが、一方で、この基地を受け入れることによって、一時的にその隊員の増加はあるかと思いますが、今後、長いスパンで見るときにそういった増加があり得るのか。これは相反するのではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

なかなかいまだ来られる隊員の方々の数とかも分からない中でお答えするのは非常に難しい問題がございまして、一つ言えるのは、先ほど答弁しましたとおり、そういう様々な事態が想定されますので、ローリング作業というのが、現実と計画、そういったものの乖

離をなくす作業というのが今後ますます重要になってくるのかなと、そういうところで感じております。

○五番（宇野裕未さん） ぜひですね、現状、そしてこの不安に思っている住民の声、そしてこれから帰りたいと考えるであろう若い世代の声などもぜひ聞いて取り入れていただけたらと思います。

最後になりますが、まさにですね、市長がおっしゃるとおり、山場を迎える大変な時期を迎えております。このようなきだからこそ、問題の本質を見極め、議論を尽くし、そして市長が昨日答弁されましたように、市民が悔いのない判断ができるようにですね、リーダーシップを発揮し、引き続き協議の場での議論を市民に丁寧に周知していただきますよう要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（川村孝則君） 以上で宇野裕未さんの質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十四時頃より再開をいたします。

午後一時四十七分休憩

午後二時再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

「一三番 田添辰郎君登壇」

○一三番（田添辰郎君） では、通告書に従いまして、一般質問させていただきます。

まず、私のほう、何十回となく一般質問させていただいておりましたが、昨年、おとしですが、十一月の健診にて病気のほうを発見されました、今、この場所に立つことができます。

もうすぐすれば特定健診ということがございます。人間、何があるか分からない、そういうこともあります。病気とか様々なものは早期発見、早期治療で治る場合がございます。自分のためにも家族のためにも、たくさんの方が、私のほうも健診をいやいや受けたんですが、受けてよかったなと今になって思っております。ぜひとも市民の皆様、たくさんの方が受診されるよう希望いたします。

肺がん検診のほう、先日あったわけですが、これは、コロナ前には令和元年度千三百一名が令和三年度は千名くらいになっております。そして、千名ぐらいですか、がくつと減って、また少し盛り返してきているという状況でございます。まだコロナ前とは同じようになりませんが、やはり健診のほうも、当局のほうも努力しておりますので、ぜひともその声かけに伝えていただければと思っております。

そして、まず、市民の皆様におわびを申し上げます。

今回、馬毛島の件につきまして、また、西之表市の経済状況につ

いて、緊急搬送について、様々な問題を質問させていただきましたが、何年やっても西之表市はこういう結果でありました。馬毛島に関しましてもこのような事態に陥りました。このこと、私自身の責任もあり、深くおわび申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。

では、質問のほうを移らせていただきます。

緊急搬送へりについて、私のほう、昨年十二月にも質問させていただきました。新聞報道でも度々ありますし、県議会のほうでも質問があったようございます。現状のほうをお知らせいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問は質問者席のほうで行います。

「総務課長 松下成悟君」

○総務課長（松下成悟君） お答えいたします。

離島からの急患搬送については、海上自衛隊鹿屋航空分遣隊が本年度末に廃止されることについて、本年二月に鹿児島県に対し防衛省から、鹿屋救難へり除籍後についてはということ、引き続き鹿屋航空基地が窓口業務を実施する、九州に所在する自衛隊の保有装備を最大限活用して対応をする、搬送体制は現有機の航続距離などを勘案し、県と協議、検討を進めると説明をされており、分遣隊廃止後も引き続き搬送体制が維持されることを示されています。

現在は、防衛省と県とで運用の詳細について協議が進められているところでございます。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） これまでどおり、鹿屋のほうが窓口ということなのですが、やはり本当に緊急ヘリのほうを使う、特に自衛隊を使う場合はですね、一分一秒を争う事態が多いかと思えます。

本当に身内の中でもやはり血管の病気、その対応が、リハビリがうまくいかなければ後々まで障害を残したり、また、命を失う場合もありますので、その辺、関心を持って見守っていただき、随時、必要があればお願いのほうもしていただければと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。
高速船ジェットfoilについてであります。

大ざっぱで構いません。西之表市の観光業の現状についてお知らせください。お願いします。

○議長（川村孝則君） 田添議員はマスク外さないでいいですか。
○一三番（田添辰郎君） ああ、ありがとうございます。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

本市の観光業の現状といたしましては、年度別入込客数調べや本市独自の宿泊者数調査、種子島観光協会など関係団体への聞き取りなどから状況を見えますと、県内外からの来島や宿泊、飲食店などの利用が令和二年度と比べますと増えてきている状況であります。新型コロナウイルスの影響を受ける前の令和元年度と比較すると、宿泊者数では一万四千人ほど減少しております。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） コロナの影響もあり、仕方がないところかもしれませんが。

この観光業のほう、三番目に質問いたします経済状況、雇用のほうにも関係してまいります。ぜひとも冷静に見詰め直して、どうすればいいか、創意工夫のほう、よろしくお願いしたいと思います。

自治体的にですね、今も答弁いただいたような感じがしますが、入込客の増減及び利用者の増減、それから、以前からありました島外からの入込客の方、こちらのほう、島内利用者のほうは運賃のほう、料金のほうが安くしていただいているわけですが、島外からいらっしゃる観光客の方にはそういう仕組みはございません。その辺のほう、ぜひとも市のほうにも動いていただきたい。これは熊毛で動いていただければと思っております。

また、地元のほうもですね、やはり本当に病院に行く足と使っていたり、また、スポーツ少年団の子どもたちがいるところでは、スポーツ少年団をしている子どもたちがいる親御さんにとっては欠くことのない高速船であります。これが少しでも低廉化できるように、また、そういったスポーツ少年団関係の団体で使われる方、親御さんの応援、そういった場合も配慮をいただければと思うわけであり

ます。
その辺についてどういふ御見解をお持ちか、教えてください。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

まず、入込客につきましては、種子屋久観光連絡協議会の調べでは、船舶での入込客が、令和三年度ですけれども、十四万六千二百七十七人、飛行機が二万八千三百七十九人でございます。令和二年度と比較いたしますと、船舶が一万四千四百七十八人の増、飛行機が六千九百十六人の増でございます。ただ、令和元年度と比較いたしますと、船舶が十万六千六百六十人の減、飛行機が一万四千三百四十五人の減でございます。

このうち、ジェットフォイルの利用者についてでございますけれども、把握できる数字が運賃低廉化適用の離島カードの利用者の数字でございますので、その数字で申し上げますと、令和元年は全体で十三万五千六百七十七人、令和二年度は七万五千二百五十九人で、前年比五五・七％となっております。

続きまして、料金の島外からの料金の低廉化につきましてですけれども、島外からのジェットフォイルの利用者につきましては、現在は離島割引の対象となっております。

しかしながら、種子島屋久島振興協議会でも国に対し、島出身者の里帰り、あるいはビジネスなどに利用できる枠組みをつくり、好循環型の地域社会を構築するよう要望しているところでございます。引き続き、熊毛一市三町連携して対象者の拡大に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

それからですね、ジェットフォイルのWi-Fi導入についてなんですが、こちらのほう、ジェットフォイルの料金のほうは、聞いたところによりますと、本土によります新幹線とかそういう料金に当てはめているということなんです。やはり一時間三十五分の移動とはいえ、やはり長時間ではございます。また、観光、ビジネスでいらつしやる方の場合は、来るまでの間、有効に使おう、仕事をしたり、やはりWi-Fiを使ってインターネットのほう検索をして、情報を集めてから、きちつと島に入ってから仕事をやろうという方もいらつしやいます。

ぜひともですね、Wi-Fiの導入のほうを検討するように、民間の会社ではございますが、要請のほう、また、何らかの援助が期待できるのであればそういうことも考えていただければと思っておりますが、どうでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

今ほど議員から御提案がありましたとおり、高速船の運航業者に對しまして、折を見て要望としてお伝えしたいと思っております。

以上でございます。

○一三番（田添辰郎君） 五番目です。新船の導入についてであり

こちらのほうは、ジェットフォイルのほうは老朽化したというところで、もう十数年以上、検討されている問題でございます。

ジェットフォイルではなく相当船という話もいろいろこれまでありました。そういったことがありますが、東京都のほうで、東京の離島のほうでジェットフォイルのほうを導入したという事例がありました。

その後、ジェットフォイルのほう、どのように動いているのか。また、今、ここを通っているジェットフォイルのほう、動きがあれば教えていただきたいと思えます。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

今、議員からありましたとおり、近年の更新状況を申し上げますと、東海汽船のほうが令和二年度ですね、に更新の作業を行っているようでございます。それ以降の更新の協議というところは進んでいないというところで確認をしております。

熊毛地区一市三町で構成する種子島屋久島振興協議会におきましても、種子屋久高速船のほうでジェットフォイル六隻ございますけれども、老朽化が進んでおりまして、この問題について国に対して支援制度なりの創出等の要望を続けている、そういった状況にございます。

以上でございます。

○一三番（田添辰郎君） すぐすぐ解決ができる問題ではございません。これも注視しながらですね、素早く動くべきときには動いていただきたいと思います。

これから様々なプラスアルファの財源が出てくる場合もあります。

それをどう使っていくかという、そういう配慮のほうもよろしくお願いいたします。

次に移りまして、三番目の西之表市の経済状況についてであります。

（一）商業、建設業、医療・介護業界の全般的な状況について、お知らせをいただければと思えます。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

商業においては、春先から人の動きが活発になってきており、幾らか回復基調にありました。しかし、現在、原油価格や物価高騰で経常的な経費の負担が大きくなっているものと思えます。

建設業においては、工事の需要については一定あるものの、前年度からの資材高騰による影響に加え、さらなる原油高騰の影響も出てきていることと考えます。

医療・介護の分野においては、コロナ禍において、感染防止対策を図りながらも、現場でのクラスター発生で外来診療の中止や一部利用者の制限を余儀なくされる場面もあり、その苛酷な現場と慢性的な人材不足で厳しい状況にあると認識しております。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） 実際ですね、コロナもあり、大変厳しい状況だと思えます。

ちよっとこちら、何て言うんだっけ、映してもらえますか。

こちらは令和四年三月の業務日報、ハローワークに行って頂いて

きたんですが、もしかしたら新しいものがあるかもしれません。

こちらのほうを見ましても、有効求人倍率のほう、あるわけでありませんが、一・五八となっております。下のほう、有効求人倍率のほうは右端ですかね、三月の分ですが、有効求人数が九百八十、有効求職者数が八百七ということになっております。求職される方より求人数が多いということでおるんですが、実際に就職に結びついた方は八十四件となっております。かなりミスマッチがあるということでございます。

その辺も配慮していただければと思うんですが、今回の場合は大ざっぱにこの質問をいたしまして、やっぱり重点的に看護・介護のほうを質問させていただきます。

こういったものも触れてみた上で、また、様々な動きのほうも、こちらは看護職による就業相談のこととかですね、いろいろ様々なことも、ハローワークのほうもやっております。病院自体のほうもやっております。その辺も踏まえて、また、商業のほうも、建設業のほうも本当に人手不足ということで、様々な努力をやっておりますが、コロナのほうで移動の制限があったりそういうこともあったりしてですね、なかなか難しい状況であります。雇用状況のほう、実際に減っているのか増えているのか、その辺を大ざっぱで構いませんので教えていただければと思います。

○経済観光課長（高石心平君） 今ほど議員がお示しいただいた数字もございましたが、ハローワークのまとめた熊毛管内の雇用関係

の数字で見ますと、本年四月の有効求人倍率は、コロナ前の平成三十一年四月と比べ〇・三二ポイント高い一・四九となっておりますが、雇用充足率は一四・三ポイントで、同時期比で三・五ポイント下がっており、求人は出ているものの雇用の充足がされていない状況があります。

現在、特に有資格者、例えば、建築業、建設業の施工管理技士、医療福祉分野では理学療法士や作業療法士、栄養士や看護師、介護支援専門員など、多くの業種で人材不足の状況が続いております。

また、一部の業種では募集賃金の上昇も見られ、経営への影響もあるのではと考えております。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。私も同じような考えを持っております。

ぜひともですね、担当課といたしましては現場に行っていたいで、各業種のほうございます。そういう団体でも個人事業者でも構いませんので、会って、どのように施策を打っていきがいいのかとかですね、本当にこれから西之表市内の中でも働く方を融通し合うとか、それができればいいんですが、本当にこっちに行つてあつちに流れて、こちらがどんどんまた大変になるという状況を迎えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次に移らせていただきたいと思います。

これに関する問題点と解決策、示していただけるか。努力する以

外ないんですが、その他、考えがあればですね、教えていただきましたと思います。では、よろしく願います。

○経済観光課長（高石心平君） 問題点につきましては、先ほど述べましたとおり、多くの業種で人材不足の状況が続いております。

解決策といたしましては、これまで特定有人離島地域社会維持推進交付金を活用した雇用充足促進事業において、雇用の不足する事業者とのマッチング事業や、地域支援課において首都圏居住者を対象にした医療・介護の就業を希望する人材を呼び込む事業に取り組んでおります。

また、一部の事業者間で特定地域づくり協同組合の制度を活用した人材確保に向けた取組を進めているところであり、市としてもこの組織の設立支援を行っており、今後、運営支援を検討しているところでございます。

このほか、医療人材の確保については、所管であります健康保険課のほうで熊毛地区医師会と協議を進めているところであります。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） よろしく願います。

では、ちよつと資料のほうを見ていただきたいんですが、お願いします。

こちらのほうですね、六十五歳以上が真ん中の棒ですね。ちよつと薄いんですが、七十五歳以上のピークが上のほう、黄色いほうなんです。分かりやすく図に示しますと、こういうふうになります。

鹿児島県の場合なんですが、二〇二五年に六十五歳以上の人口のピークを迎えます。これは、団塊の世代の方が全て七十五歳以上になるということが原因であります。

ですから、その十年後、二〇三五年には、七十五歳以上人口がピークになる、こういうことは分かっているわけでありますが、では、西之表市のほうではどうなのか。分かればですね、教えていただければと思うわけでありまして。

ごめんなさい。質問違うな、これは。

高齢者人口がいつピークを迎え、また、高齢者率のピークを迎えるのはいつかですね。はい、願います。

「高齢者支援課長 柳田さゆりさん」

○高齢者支援課長（柳田さゆりさん） 国立社会保障・人口問題研究所推計によりますと、西之表市の高齢者人口は二〇二〇年、令和二年度をピークに今後減少する見込みで、実際、減少しております。高齢化率は年々進行するものと考えられ、ピークは二〇五〇年、令和三十二年の四八%となる見込みでございます。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

県の動向よりやはり高齢化が進んでいる西之表市でございますので、ピークのほうは早いということでございます。既に手後れなのかもしれません。

ちよつと映してもらえますかね。

二〇二五年問題という方もいらつしやいます。既に西之表市の医

療現場のほう、介護の現場もそうなんです、崩壊状態と言えるのではないかと。または近づきつつあるとは言えるかと思えます。

また、この医療・介護人員の不足のほう、ベッド数の減少、病院の場合はですね、診療科目の縮小、施設の場合は介護施設、事業所の減少等に結びついてくる。そのことは市民への医療サービスの低下になりますので、これまで勤めていらつしやった看護師・介護士の負担が増えるということで、さらなる悪化をしております。看護師・介護士の方がその職を辞めたり、またはほかのところに行ったりする可能性がある。離職、島外流出が生まれるということでもあります。人口減少に結びつくのではないかと私は危機感を持っておりま

す。ちょっと参考に、時間が足りなくなると思いますが、黄色のところだけ見ていただければいいと思います。

看護師さん、熊毛地区なんです、五十歳以上で半分以上、五二%、三十九歳以下という方が二五%であります。こちらのほうですね、担当課のほう、お分りかかと思いますが、本当に看護師さん、介護士のほう、高齢化しております。その辺の問題をどう行政として対応ができるのかを考えていかなければならない時代になったかと思えます。

また、ピーク時、既にピークを迎えているのではないかと。ここでありますが、そうした医療・介護施設、そして、医療・介護に要する人員はどれくらいか、その採用はどうか、教えていただければ

ばと思えます。

○高齢者支援課長（柳田さゆりさん） お答えします。

介護サービスを必要とする本市の要介護認定者数は横ばい傾向で、先ほどお答えしました高齢者人口の今後の減少見込みを考慮しますと、施設の増設は見込めないと考えております。

医療・介護に要する人員がどのくらい必要なかは予想しづらいですが、本市が独自に行った、人材確保に関する調査で回答があった市内三十三介護事業所に従事している介護職は三百三十二人との結果でした。

市としましては、人材確保のため、県や一市二町の行政と医療・介護事業所等で実行委員会を組織し、医療・介護職の魅力や求人情報を発信するPR事業や、島内の介護事業者等の取組を紹介するイベントなどを実施してきたところで

す。今後は、島外からの人材受入れのほか、中高生など若い世代に向けた地元での就業につながる支援策の検討や、外国人や元気な高齢者の活用等、新たな人材の育成にも取り組んでまいりたいと思

います。○一三番（田添辰郎君） やれることは全てやっておりますね、お年寄りのほうの医療福祉、守っていただけばと思うわけですが、私自身、対策のほうを少し、これは病院とか診療所、医療関係なんです、少しまとめました。

ちょっと御紹介させていただきたい。ちょっと見えな

過ぎた。いいか。

看護師の募集、広報活動のほう、病院のほうも様々な期間、やっております。強化支援のほうをですね、重点的に。

二番目に、島外出身者看護師の住居の確保、赴任費用の支給、こういうものは行政のほうもこれから検討していかなければならない課題かなと思っております。

三番目、看護職への手当、これは直にできるのかどうか私のほうも調査しておりますが、でき得るならば、私のほう、ハローワークのほうに行つて、東京都の件費と鹿児島市の件費と西之表市の件費、調べてまいりました。看護師のほうも建設業のほうも調べたわけでありますが、やはり圧倒的な差がございます。

子育て期間中になればなかなか、このふるさと西之表市では暮らせないという現状もございますので、直接的には看護職への手当とかほかの方への手当とかできなくてもですね、就職の祝い金とか様々な方法があるかと思ひますので、その辺の御検討もお願いしたいと思ひます。

四番目に、看護学生への奨学金の増額と、高校や看護関連学校への奨学制度の広報強化であります。

こちらのほう、奨学金制度のほう、あるわけでありませんが、やはり本当に唯一、これから数年すれば唯一の医療機関しか残らない可能性もございます。数年か十年か分かりませんが、そういった場合に、看護師がいらないということがあつてはなりません。そのための

奨学金というのは未来への投資というふうになるのではないかと私は思っております。

五番目、今のあれですが、オミクロン株、次の波に備えた感染対策・防止対策の継続、このほうに考えております。

特に、島内出身看護師の住居の確保、島外の方もそうであります。赴任費用の支給、四番目の看護学生の奨学金増額、でき得れば看護職への手当、そういった様々な施策を考えていただければと思つております。

続きまして、種子島産婦人科医院はどうかということでもあります。

これまでも出生数、予想した数と比較するとどういふ状況なのか、安心して子を産み育てることができると西之表市にしたいということで、種子島にしたいということで、公立のほうで産婦人科医院を運営しております。しかしながら、他の離島を見ますと、医者の確保が難しいとかということ、船賃のほうを行政が補助しているというところも見られるわけです。

うちの場合は何とかつくれた公立の産婦人科医院でございますから、これを維持しなければなりません。今現状ではどのような状況なのか、教えていただければと思ひます。

「健康保険課長 中里千秋君」

○健康保険課長（中里千秋君） お答えいたします。

平成二十八年五月に現在の場所に新築移転した種子島産婦人科医

院は今年で七年目を迎えます。その間、来院される皆様へのよりよい医療サービスの提供を目指し、運営をしております。

昨年度から常勤医師が二名体制となったことから、産科はもちろんのこと、婦人科や不妊外来などの分野にも積極的に取り組んでおり、診療体制の充実が図られているところです。

現在の職員体制は、医師はじめ助産師など医療職が二十六名、それから事務職が六名の合わせて三十二名体制であり、必要な人材は現在のところ確保できている状況です。

出産数の実績については、令和二年度は百五十三人、令和三年度が百四十六人であり、そのうち約半数が本市住民による出産となっております。

予想した出産数との比較といった点については、人口減少により、年々出産数が減少傾向にあるのはやむを得ないところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、里帰りの出産の制限による分娩取扱いの件数が減少したことも一因あるかと思われま

す。産婦人科医院を安定的に運営していくためには、やはり分娩数を増やすことが必要なことから、里帰り出産を増やすなどの対策をはじめ、外来や婦人科受診者数の回復にも努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

産婦人科医院のほう、何とかですね、末永く、本当にお子様をき

ちつと産み育てることができるとしていききたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

先ほどですね、すみません、病院診療所のほう、情報交換が必要ということ対策のほうを述べさせていただいたんですが、ちょっと介護人材のほうを説明するのを忘れておりましたので、ちょっとさせていただきます。

介護人材の現状のほうも大変でございます。現状がですね、介護スタッフの不足は当然であります。こちらの介護スタッフの高齢化、そのためにですね、身体介護が体力的にできず、生活援助に限られるということになります。ですから、身体介護の場合、時間給でいいますと高いわけでありますが、どうしても生活援助に限られるために時間数の割に給与が少ないということで、そのためにほかの業種に流れることが多いということでございます。その辺をどうやって考えていくのか。介護施設職員のほうも同様なんです。そのような状況をどう考えていくか、その辺も大きな問題かと思えます。

また、在宅では現実的に要介護高齢者、また、重度の障害者の方はなおさら支えることができないという状況でもございます。介護スタッフの高齢化、また、体力的にできないということがございますので、その辺の配慮もこれから考えていただければと思います。

実際には、施設入所の待機としての在宅での生活が市内では継続できないような状況であることをお見知りおきいただければと思う

わけであります。

この七番目の質問に移らせていただきますが、医療・介護人員の不足は即市民サービスの低下に直結いたします。さらに事業所の閉鎖が続けば、市民の職の確保にもつながる問題となります。職がなければ人口減少が加速することになります。そのことを市長のほう、御理解しておりますか。

私のほうは二〇一一年からこのことも念頭に入れながら馬毛島の問題も動いてきたつもりでございますが、市長のほうはどうなんでしょうか。馬毛島絡みでなくて結構であります。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおりであると、人員不足のところはですね、そう理解しております。

また、そうならないために、先ほど申し上げましたとおり、島内の関係機関が一体となつて、医療・介護に係るイメージアップやPR活動等、人材確保のために各種の取組を行つてまいりたい、さらに努力を続けてまいりたいと考えております。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

本当に担当職員、市長のほうも心配りをして配慮されているとは思いますが、現状がこうであります。本当にプラスアルファの財源があるということで、新たな施策を考えていただければと思うわけです。

私のほうは、本当に看護学生のほうの奨学金のほうの増加のほう、また、何らか看護職のほうの手当とかそういったことができないか、そういうことは要望させていただきまます。よろしくお願いいたします。

次は、八番目でございます。

商業のほう、私のほうは自衛隊の宿舎が西之表市にできるかどうか最重点の課題であつたのではないかと思っております。また、それと工事関係者の滞在施設がどこにできるか、また、食材の提供や弁当の提供等、そういった様々な細々とした問題もございまして、

これがやはり商業にとつては大きな課題ではないかと思っております。

建設業に関しましては、これはですね、プラスアルファの財源があるということで、これまでのとき、財政規律が大事。国のほうは変わらないわけですが、以前から、やはり財政が厳しいというところで、やらなければならぬ公共事業のほうをやれないという状況が続いてまいりました。やりたくてもできない。行政のほうも十分必要性は分かりながら申し訳ないというふうな事態があつたわけですが、これからはやっつけていけるプラスアルファの財源があります。

しかしながら、工事が始まって、馬毛島のほうは、仮にの話ですが、工事が始まってしまえば馬毛島のほうにも工事関係者のほうの人夫が取られていく、そういったこともございます。

そういった意味で、雇用の確保、人口を増やすためにも、一時的には五年間には数字的には工事関係者を考えれば増えるかもしれませんが、五年後、十年後にはまた元の姿に戻ってまいります。そのときにもきつちりと公共事業なりの、公共事業もそうありますが、きつちりと出すべき支出はやっていかなければなりません。

その辺についての御認識はどうか、確認させていただければと思っております。

○**経済観光課長（高石心平君）** お答えいたします。

通告書でいただいております三の八の商業部分について、施設関係についてお答えいたします。

現在、一部のホテルがコロナ関係の療養施設になっていることもありまして、既に、市内のホテルを中心に予約は詰まっている状況があると聞いております。また、一部の民宿等も工事関係者からの予約が入ってきているということです。

以上です。

〔建設課長 奥村裕昭君〕

○**建設課長（奥村裕昭君）** 建設業に関してというところでお答えをさせていただきます。

現在も、長期振興計画実施計画において、中長期の計画で予算を計上し、これを実施しておりますけれども、実施計画運用基準という予算ルールの中で、全体を見ながら一定の枠を設けて平準化することによって安定的な事業発注ができるよう心がけているところでござい

ます。

今後とも状況の変化に応じ、見直しを行いながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○**一三番（田添辰郎君）** 私のほう、課長を信頼しておりますし、スタッフのほうも信頼しております。

ぜひともですね、混乱が生じないように、スムーズにプラスアルファの財源を生かしていけるように、未来に、二十年後、三十年後の子ども、孫たちの世代にも生かせるような活用方法、以前、公共施設の長寿命化方法なんかもあるいろいろな活用方法、以前、公共のりやっていたら、あの基本の考えでいけば間違いはないかと信じておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、では、四番目ですね。馬毛島の自衛隊施設・FCL P訓練について質問を移らせていただきます。

(一) であります。

新聞報道によりますと、中種子町、南種子町の首長は、県知事に對し、アセスに賛意を示すような報道があり、市長とは違うように書いてありましたが、本当かどうか確認いたします。

○**企画課長（森 真樹君）** お答えいたします。

環境影響評価準備書につきましては、住民等から提出されました意見の概要と意見に対する事業者の見解を取りまとめた書類が、先般、本市に送付されてきたところでございます。

本市としましては、住民等の意見、専門家の意見等も勘案し、環

境保全の見地から、市長意見を県に述べてまいりたいと考えております。

県からの意見照会もまだなされておりませんが、中種子町、南種子町も、今後、それぞれの意見を整理していくものだと推察しているところでございます。

以上でございます。

○一三番(田添辰郎君) 最後の意見の表明の機会ということになってまいりますか。最後かどうか分かりませんか。これは分かりませんが、ぜひともですね、市民のために最善の選択を、意見を言っていただけをお願いいたします。

(二)番目に移らせていただきます。何度も質問をした質問でございませぬ。

馬毛島の自衛隊基地・FCLP訓練を法的に、我々西之表市は異議を唱えることができるのかどうか、よろしく申し上げます。

課長のほう、すいませんがお願いします。

○企画課長(森 真樹君) お答えいたします。

これまで防衛省は地元の理解と協力が必要としてきており、市長におきまして、国の専管事項といえども地域に重大な影響を及ぼす事項については地方自治体の長として意見を述べてきているものと認識してございます。

以上です。

○一三番(田添辰郎君) これまでの答弁と同じなんですかね。

私のほう、これまでの答弁で法的な手段ではできないようなことを確認させていただいております。

以前にはですね、止めるために何かができるとすれば、いつも申し上げることなんですが、港にあります水道施設のほうはうちが造ったものでありますから、そちらを使わせないとかそういうことはできませんが、それ以上のことは多分できないでしょうというお話であります。

続きまして、(三)ですね。

過去に土地購入などの資金確保の取組の検討もあったと思うんですが、財源の面で現実的に可能だったのかどうか、これはナシヨナルトラスト運動ですね。私のほうも調べさせていただきましたが、どうでしょう。

○企画課長(森 真樹君) お答えいたします。

これまでの議会におきましても申し上げてきましたとおり、馬毛島活用に係る事業につきまして、一般財源を用いて展開していくことは、市の財政上、非常に厳しいことであるとともに、仮にそれを行う場合においても、まず、議会や市民の意見を幅広く確認し、賛同を得ていく必要がございます。

馬毛島トラストの構想ですが、馬毛島の自然環境や歴史・文化的な価値を後世に残すべき貴重な財産として世界中に発信し、併せて馬毛島に係る問題を伝えていく上で、トラストは有効な手段と考えた経緯がございます。

トラストの検討を進めていく中で、民意が統一されていない状況下でのトラストの実施はできないことから、その実現は難しかったところでございます。

○一三番（田添辰郎君） 私のほうは、電話でなんですけど、ナショナルトラスト、日本の協会のほうに確認したところでは、手つかずの、知床みたいな人の手のつかない場所であればナショナルトラストの対象になるんですが、馬毛島の場合は、私が電話で確認した二十年前にも人の手が入っておりました。また、移住政策もございましたし、明治の時代には牧場経営もやられておりました。

そういう意味で、ナショナルトラストのほうの対象にはなかなか初めからなり得ないということが現実に近いのではないかと思っております。

四番目に移らせていただきます。

（四）番、環境アセスの結果いかんによって、法的にですね、計画が中止されることがあるのかどうか。

二番目に、法的に曖昧にされたので、四番目、これは法的にどうなのか、教えていただければと思います。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島での自衛隊施設につきましては、計画については防衛省の計画でございますので、中止されるかどうかは事業者の判断になるかと思えます。

○一三番（田添辰郎君） 丁寧な答弁ありがとうございます。
では、五番目に移らせていただきますね。

市長、議会、市民が馬毛島基地・FCLP訓練に反対すれば中止されるものなのかどうか。

これはですね、二〇一一年から、それ以前から言われておりました。私の答えは、申し訳ございませんが、防衛省・国のほうは最大限の努力をし配慮をいたしますが、国民の生命財産を守るためにはやむを得ないということで、前に進めざるを得ない事業であるかと思えます。

五番目の答えは私がいたせばノーでありますけど、市長のほうはどうでしょう。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島の計画が中止されるかどうかというお尋ねでありますけど、かつて三宅島などの事例もあることから、一概には言えないと思えます。

ただ、事業者は防衛省でありますので、詳しくは防衛省に確認していただきたいと思えます。

○一三番（田添辰郎君） 防衛省のほうは「地元の皆様の御理解をきちつと得るまで誠意を尽くしてまいります」、そういった答弁だと思います。

しかしながら、国民の生命財産を守るのは国・防衛省の最も大切な仕事であります。そのことを御理解いただければと思っております。

私は、このように八年、九年、十年は市長も反対し、議会も反対し、市民も多数決を採ると多数が反対する時期があったわけであり

ますが、私は、必要な施設はやらなければならないので、なかなか止まらないですよと、防衛省は説明義務を果たすために努力をするだけというふうに言っております。

しかし、三宅島の話をされましたが、ほかの島も止まったことがございます。これ、やはり人が、無人島ということではございませんでした。また、三宅島のほうは後で噴火があったりとかいたしております。そういった事例もございます。

やはりですね、私は、この国策とも言える、間違った国策もあるかもしれませんが、やむを得ない、やらざるを得ない国策というものもあるかと思えます。今回の馬毛島の自衛隊基地・FCLP訓練はどうしてもやらなければならない事業であったかと思うわけでありませぬ。

これまで、私のほうは十一年、議員の年数でいうと、議員のいたうちその辺九年半ぐらいですか、ずっと推進の立場でおります。

市長の席においては五年半、最初の選挙、就任されて五年半、判断を留保されてきたわけでありませぬが、今、五番目の質問で、反対すれば中止されるかどうか。それは防衛省に確認してくださいということでありませぬ。

それも分からずに、一回目の選挙も反対、それで二回目の反対も反対派のほうと文書を交わして出ている。就任以来、五年半にわたって判断を留保してきたことが、その結果、市民にとって大きなマイナスであったかと思えます。

まず、その前に、資料を見ていただければと思います。

FCLP訓練についてであります。簡単に説明しますね。

年に一回から二回、五月かもしくは八月であります。八月は実施しないこととございます。また、実際のFCLP訓練、タッチ・アンド・ゴーの訓練ですね、こちらは一回の訓練につき、実際にタッチ・アンド・ゴーをやるのは十日間程度。これは硫黄島の場合であります。そして、訓練は日中から深夜にかけて、夜中の三時ぐらいまでやるということとございます。これが毎日というわけではありませぬが、行われる。そして、一回の訓練について、米軍関係者が馬毛島に滞在する期間は、事前の準備等を含め約一か月であります。なかなかこの基本的なことが、市民の皆様、騒音の問題で反対をされるといって、騒音が毎日三百六十五日、毎日あるかのように話しながら反対、反対だとおっしゃいますが、許容限度内ではないのか。やはり明らかに騒音の被害というものは生じるかもしれませぬが、我々が平和を保つためには許容ができる範囲ではないかと私自身は思っております。

また、次のものも見ていただきたいと思います。そして、この年に一回から二回訓練をされるFCLP訓練、その米軍人は、以前には米軍基地になるというお話がございました。米軍人の犯罪や事件が多発するんだという、事実と全く違うことを市民に対して話しかける方もいらっしゃいました。

二〇一一年六月の説明のときから変わりがありません。米軍のほうは馬

毛島の基地に常駐するのではなく、FCLP訓練の際、一時的に滞在するだけであります。馬毛島は自衛隊が管理し、米軍には馬毛島内の宿泊施設に滞在することになります。

自衛隊の管理でございますから、馬毛島から種子島に来るための船であつて、空ではあつても、自衛隊の管理であります。これは、我が国の防衛省自衛隊のほうが許可をしなければ、たとえ米軍人といえども緊急時以外は来られないということでありまして。これは十一年前からの事実であります。

これをきつちりと言わないままに來たのがこれまでであります。このことをやはり、今大事な時期でありますから、確認していただければと思います。

次、騒音のほうもちよつと説明させていただければと思います。見えるかな。

騒音のほう、これはですね、何だろう、協議の場の資料とか議会のほうであつた資料であります。騒音、西之表市から最も島に近いルート、南西の風のルートはどの程度飛行するか。

防衛省から、FCLPを実施する五月の風向きは、南西の風が二%、北西の風が四七%、南東の風が四〇%、北東の風が五%という返事をいただいております。

ちよつと分かりにくいので、防衛省からもらった資料ですね、こちらのほうを持ってきました。

五月の時期、一番影響があると、風が吹きやすいと思われるのは

南西の風なんですすが、二枚目に出します。飛行経路としては、この長いほうですね。五月、北西の方向の風、左側ですね、こちらのほうが四七%、そして、右側のほう、南東の方向のほうが五〇%でございます。薄い黄色で枠をして色を塗っているかと思ひます。これはジェット戦闘機のバックファイアの影響、最もひどい騒音がする場所がこのくらいかなと思ひます。

そして、これは、一番我々西之表市に影響があると思われる南西方向の風を示したものが右側でございますね。北東方向の風は五月には五%、そして、南西方向の風、これが本当にですね、一番種子島に近づくわけでありまして、五月、二%であります。このコースを通りますと、国上方向のほうに、また、ちよつとずれば西之表市全域に騒音被害があるのかなと思ひますが、この可能性は二%であります。確率の問題ですから、その年によつて変わるわけでありまして。それでもこうであります。

そして、こちらのほう、黄色いバックファイアを見ていただきましたと思ひます。バックファイアのほう、南西の場合、海上のほうに行きますので、バックファイアは、騒音はですね、騒音は真つすぐ飛びますので、ですから、思つたよりも種子島での被害は少ないのではないかと思ひます。

それと、南西方向の風で変な矢印を引いております。これは、右旋回をしてくれれば種子島から遠ざかるかなと思つていたんですが、よく考えれば空母の形状の問題がございました。空母のほう、右側

に監視塔がありますので右旋回はやりづらいということで、左旋回が主なようであります。今回示しました四種の周回図面のほうも全部左旋回になっております。この辺を御理解いただければと思います。

騒音のほう、皆さん重要な問題であります。先ほどありましたように、質問にあったような騒音対策のほうも私のほうも十分考えておりますが、現実には確率的にはこういうものだという、年に一回から二回、一回のタッチ・アンド・ゴーは十日間、二回あったとしても、二回はあまりないわけですが、二十日間にすぎないということ、そして、確率的に南西の風が吹くのは五月には二%にすぎないという現実、十一年前から分かっていたことであります。

少しですね、追加ですね、デモフライトの確認事項として、これ、高度のほうなんです。これ、実際のタッチ・アンド・ゴーをやるときの高度とは分かりません。

しかしながら、ちよつと参考に、西之表市から最も離れた地点で及び西之表市最接近地点では約千五百フィート、四百五十メートル、馬毛島上空だというふうになっていきます。四百五十メートル。

速度については、西之表市から最も離れた地点、西之表市最接近地では約二百九十ノット、約五百四十キロノット、時間当たりですね。それで三百二十ノット、約五百九十キロ。

皆様も既に御存じかと思えます。タッチ・アンド・ゴーの訓練は本当に距離の短い空母上で行いますので、本当に木の葉が舞うよう

な状況で行って、真つすぐ行ったら空母に当たって爆発してしまいますので、そんなことをする方はほとんどいません。本当に揺れるような形で着艦をして、着艦に失敗等を想定して、ジェット戦闘機最大にパワーをオンにしてくつと上がっていくわけです。そのときの音が厳しいわけですね。こうやってぐつと回ってくる。周回のところでは音はそれほどありませんし、また、速度のほうもそれほどスピードを高めることができません。そういうふうになっておりますので、これ、実際はどうか分かりません。これはやってみなきゃ分からない。無責任だと言われようが、これは科学では当たり前です。そのときの風の状況、そういう状況とかも、様々なことで変わってくるのが当然でありますから、それは、仮にこの前のデモフライトの確認事項でございました。

そしてですね、騒音のほう、こういうふうには、私はFCLP訓練、我々が、西之表市民が我慢できない、許容できない範囲外だとは思えないわけです。神奈川県厚木基地や岩国基地、沖縄県、他の地方のことは言えませんが、なかなか最高裁でも判断が出るような難しいような我慢を強いられる状況がありますが、この、当市、西之表市の馬毛島のほうは、ありがたいことに距離があるためにそのような受忍限度を超えるような騒音はしないという、私のほうは信じております。このことを八年半訴えてまいりました。

思うんですが、先ほどの質問なんですが、五年半にわたってマイナスではなかったのか。私は、私だったらきつちりと説明して、御

理解をいただけると思う。今反対している議員の中、七人のうち三人ぐらいは賛成してくれるんじゃないかと思うわけでありませぬ。

市長、改めて本当に、五年半にわたって判断を留保してきました。四年のたびに、選挙の前には反対ということを書いて、結局五年半です、留保してきたんですが、どうなんでしょう。結果的に市民にとってマイナスではなかったかと考えませんか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員の御意見については拝聴したいと思えます。

私自身は、その時々で最善の道を模索して対応してきております。私の馬毛島に対する考えは、協議の場の状況や環境アセスメントの内容等を踏まえまして判断していくということを上申しているところでございます。

○一三番（田添辰郎君） ちょっとごめんなさいね。

今、見せようと思ったのが、新聞記事が二枚。市長御存じだと思っておりますけど、馬毛島にFCLP訓練を行うことに当たって、御存じですよ。国・防衛省のほうは新たな最高額が出るように加算いたしました。

滑走路は二本あるとか、また、港湾も同時に整備するとか、最上限もらせるようにという配慮を、FCLPの訓練の場合です、そういった配慮をしております。

ちよつともう一枚、本当、映したかったんですが、シカの絵が載った新聞記事がございました。申し訳ありません。四十何%でした

かね。当初の計画よりシカのほう、基地周辺を囲むフェンスをです、小っちゃくしまして、シカが自由に動けるようにしたというものがありません。私のほう、それ、昨日、一生懸命作ってきたんですが、どこにあつたらうか。すいません。これはまた次の機会にです、御紹介させていただきます。

防衛省のほう、マゲジカ大事だよという声を受けて、北側のほうはですね、当初の計画だとシカが通れるような道もなかったんですね。もう、実際の際まで基地のフェンスがあつたと。それをですね、どーんと外周のほとんどが通れるような状況にしております。後ほど確認していただければと思います。国・防衛省のほうは、かなり配慮しているかなと、そういうふうにいるわけです。またですね、ほかの部分でもですね、中種子町、南種子町にも十分に配慮がされていますが、西之表市にも様々な配慮をしているのではないかと。先ほど五年半がマイナスだったという私は考えであります。馬毛島のほう、どうしてもさせていたきたいということ、何度も、我々市に対して意思表示がなされているかと思えます。宿舎を造る場所の選定につきましても、照会につきましてもそうありますし、百六十億円の巨費を投じたというのも、防衛省は、国はやらざるを得ないんだということを明確に行動で示したのかと思っております。

市長のほうは、十二月か今年一月か分かりませんが、新たな局面を迎えたと申しておりますが、私にとっては二〇一一年がスタート

とすれば、二回も三回も四回も局面は変わっていった、そのたびに新たではなくて、西之表市の皆さん、御理解ください、どうしてもやらなきゃいけない事業なんですよということを示して、我々の西之表市が最大限プラスチックを得られるように配慮してきたと思うわけであります。

七番目ですね。

最終的に、馬毛島基地・FCLP計画は前に進んでまいります。一月に出された市民の声もございませう。自民党市議団から出されたものもあります。

まず、古いやつから見てもいいでしょうかね。二〇二二年。そんな古くないですか。二〇二二年、折口さんが会長でありました馬毛島の自衛隊・FCLPを支援する会というのがあったんですね。そこでも、後ほど議会の御説明しますが、同じことを要望しております。そして、この後継団体のほうも一生懸命動いておるのが状況でございます。

また、西之表市議会においてはですね、選挙改選の後、昨年ですね、六月二十三日、賛意を示すものと一緒にこういうものを出しております。見えますかね。ちよつと拡大しますね。ごめんなさい、やっぱ難しいわ。「馬毛島における自衛隊施設の建設及び運用に係る意見書」というものを出しております。

このままでは、関連施設が西之表市以外に整備され、基地に勤務する隊員及びその家族の居住に伴う経済効果等の恩恵が受けられな

くなることは危惧するところであり、そして、記の下のように九項目、これは商工会から出されたものや市民団体から出されたものと半分以上は重複しておりますが、議会のほうは、新たに付け加えたものも八、九とありますかね。これは当然のことであります。

三番目を見てみましょうか。地元調達に努めてください。これ、工事中ですね。それで、地元企業の受注の機会を確保してください。宿泊可能な限り西之表市内において調達してください。

四番目、作業員及び隊員の食料等の調達については、地元の農水産物を可能な限り使用すること。

そして、五番目、六番目、続けて申し上げますね。自衛隊員の官舎は、馬毛島を行政区に持つ西之表市に設置すること。

六番目の馬毛島への通勤のための定期船、見えないかな。ごめんなさい。見えないですね。ごめんなさいね。定期船のほうは、西之表港を整備し運用すること。

こちらのほうですね、五、六を二重丸でしているんです。自衛隊の宿舎のほうは、ほぼ中種子町と南種子町、南種子町の分は一定以上向こうに行くということになりました。中種子町と南種子町のほうでこれから配分をするということ。

五番はもう明確に結論が出ましたね。通勤港のほうは浜津脇になりました。これは私自身の責任でもありません。

このような結果になり、基地が運用されてからのことはですね、いろいろと考えることはできるかと思ひます。動くこともできるか

と思うわけであります。工事が始まる以前、十二月に新たな局面を迎えたんですが、十二月二十五日、馬毛島整備に三千百八十三億円を投入することが決まり、馬毛島の関連の施設の、種子島への関連施設の配置案のほうも大体決まりました。

その間になっても八月のアセスまで待つんだと言うんですが、アセスというのは、環境評価はそれもそうなんですけど、環境を評価するものであつて、環境でマイナス面があつたらそれを減じるような対策を打つというのがあれです。そもそもアセスメントはその事業を止めるための法律ではありません。これをいきなり課長に聞いたら申し訳ないので確認いたしません、アセスというものはそういうものであります。

ですから、アセスメント、いつになるか分かりません。新聞報道によりますと秋頃に、ちよつと早めて秋頃に決断をされるんじゃないかということではありますが、アセスが出たとしても何も関係ないんですね。もう、今、十分、どういうふうに対応するか示されているわけであります。一番最も問題とする騒音の問題、日米地位協定の問題なんかですね、どうなのでしょう。日米地位協定の問題。ちよつと映してもらえます。簡単にまとめたんですが、日米地位協定の問題を協議の場でもかなり議論されているようなんです。馬毛島にできる施設は米軍の基地ではありません。自衛隊の基地であります。それは誤解がないかと思ひます。

また、米軍が訓練するのは年に一回から二回です。五月か八月。

米軍の滞存も訓練の一回につき一か月のFCLP訓練時に限られる、これも事実であります。訓練時においても米軍には馬毛島島内に居住します。西之表市に近づき騒音被害が発生する確率は、先ほど申し上げましたように、南西の風は二％であります。五月の時期ですね。そういったことを考える。また、周回コースのほうも西之表のほうを通る南西のコースが少ないということになれば、事故が起きた場合、万が一ですね、事故が起きた場合に、その破片云々等の問題も起きる可能性は、その飛行経路を選んだ確率と一緒に二％になっています。本当に限りなく小さいということであります。

そのような状況の中でありながら、はっきり申し上げて、日米地位協定に関わるような問題はほとんど発生しないと私は認識しております。

しかしながら、念のために、西之表市民の安全安心のため、安全のために事前に対応を考えるのは当然であるかと思ひます。

しかし、それは工事が始まってからでも並行してできるのではないかと。私は、市民のことを考えれば並行して行うべきだと考えるわけであります。

今、示された自民党の議員団の意見書のほうですか。そちらのほうも正式なものであります。その辺がですね、そして、市民からの声も要望も、このままでは、アセスを待っていたら、秋頃というのんきなことをやっていてはですね、全て手後れになってしまう。

既に六番目の浜津協港は、僕の責任でもあり、あなた、市長の責

任でもあるわけでありませぬ。

そのようなことが分かっているながら、なぜまだ引き延ばすのか。そういった危惧があるわけですが、西之表市議団、市民からの声を生かしていくためにも、手後れにならないうちに何とかしてほしい。

具体的には、アセスメント終了後ではなく、今日でなくても結構です。今日であればありがたいですが、いち早く、なるべく早く決断のほう、お願いしたいと思うんですが、どうでしょう。手後れになるのではないかとどうですか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

この問題に關しまして、市民、あるいは議会、議員の皆様からいろいろの要望、意見を伺っております。今年の一月には市民からの意見を聞く会というものを踏まえて、たくさんの方の御意見をいただきました。また、最近でも提言という形でいろいろいただいております。そうした内容は興味深く拝見しております。

大変切実な提案もございませぬ。そうしたものは今後の市政運営のためにも非常に役立つ内容だと感じております。

いずれにいたしましても、市民の安心安全、市民の幸福と利益を追求するために務めを果たしていく、その後押しとなったり、貴重な御意見として参考にして取り組んでまいりたいと思ひます。

○一三番（田添辰郎君） 本当、僕も何回質問したかな。参考にしてありがたいんですが、冒頭で謝らなさいいけないような事態を招

いているんですよ。僕が謝るとしたら、市長はもっと責任があるんじゃないでしょうかね。

市長の本音はですね、本当に昨日、一般質問で、昨日かな、沖縄のほうの事例をお話ししました。本当に感銘を受けるものでありましたが、ああ、これが市長の思いなのか、変わっていると云えば変わっておりますが、私も変わっておりますから、正反対に変わっているのかな、そういうふう感じたところでもあります。

八番目に移りませぬか。

市長が今やるべきことは、市民の代表として、国・防衛省と誠実に対応し、自衛隊宿舎やその他の基礎工事に伴う食料調達や工事関係者の宿舎などについて、これ、ちょっと打ち間違えました、話し、お願いをすべきではないかという質問であります。

七月から八月、九月まで、いつになるか分かりませぬが、それまできつちりと、協議の場は評価させていただきたいと思ひますが、事務的な手続はきつちり進んでいくんでありませぬが、先ほどもできることを前提として話があつて、質問している方は賛成か反対どちらなんだろうかと思つていたんですが、それはそれとして、今やるべきことは何でしょうか。沈黙を守ることなんでしょうか。

市長、多分、もう二、三年後にも判断を問われます。五十年後、百年後、そのときにはこの日本という国はないかもしれないし、あるかもしれない。問われてきませぬ。

しかし、コロナで疲弊した農家の方も、基腐が一番ひどいんです

が、コロナでも安納いものほう、基腐、また、商工業の人は本当、コロナの関係、また、続く不景気の問題があります。そういった困った市民が多いときこそ、一日でも早く、僕は、政治家の仕事、市長といえどもそうでありますが、議員といえども頭を下げて市民のために働くのが仕事だと思っております。

市長にもですね、今、アセスの結果を待つのではなく、今、一日も早く決断をすることが大事だと思うわけであります。

自衛隊の宿舍の件、いま一度、種子島中学校の跡地でもいい、市営グラウンドでもいい、本当に通勤港が決まったわけでありますから、なかなか難しいんです。今年の十二月でほぼ決まってしまうんです。でも、僕は、市長も僕もがかなきゃいけないと思う。市民のために。

僕が頭を下げて土下座をしたからといって何も変わらないけれど、市長が、土下座はしなくていい、市民の代表としてきちっと議論をし、そして、これはこれでお願いますということをしていただければ、今の状況、少しでも好転するのではないかと。

本来来るはずの二割しか来ないとか一割しか来ないとか、宿舍の配分ですね、いろいろありますが、それが一割でも増えるのではありませんか。それで自衛隊員の宿舍の割合が増えれば、自衛隊員の皆さんがいらっしゃいます。

今日も子ども食堂の質問がございました。子どもさんたちが増えてまいります。子どものためにもしなければなりません、子ども

のためにするためには、その親の食の確保を第一番にやっていかなければなりません。

そのためにもぜひとも、市長、賛成、反対言わなくてもいい。官舎、宿舍のほうと、そういった漁協のほうもそうやけど、外部団体にはなりませんが、配慮もしていただけますようにとか、そういったことをですね、議会の意見書でも言ったようなことを、市長自らがかつては防衛省のほうにもお願いしていただけませんか。もう先は分かっているわけじゃないですか。もうはつきりするものはアセスした後でもいい。でも、動いてください。どうぞでしょう。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

馬毛島を行政区とする西之表市と防衛省との協議の場は、これまで七回を数えております。その中で論点を整理していくということを示してですね、その考えをまた防衛省との回答を求めていくというふうなことを考えているところであります。

この協議の場の状況、それから、環境アセス等の状況も踏まえて、自身の一定の考えを示したいということを繰り返し申し上げているわけであります。そのように御理解いただきたいと思えます。

○一三番（田添辰郎君） 本当、五年半ね、僕も一生懸命一般質問したけど、しょうがないですね。映してもらえます。映んないのか。まあ、いいや。

ウクライナの情勢を見て、国民ひいては市民の生命の財産を守る立場に立つべきである。そのために馬毛島を進めてくださいという

こと。ちょっと下手くそなので、外交、話し合い、国連中心主義という、日本が当然やっていたことで、憲法九条、専守防衛、自衛隊、日米安保条約体制の維持、これを基本どおりやっていました。これはこれでいいと思います。

しかしながら、このままいけば、専守防衛ということになりますとウクライナと同じ状況になる。罪もない子どもたち、おじいちゃんおばあちゃんが亡くなっているながら、悪いロシアをやっつけることができずにただ来たものを攻撃するだけ。自分の住む国々が戦地になる。今までと違った、これこそ新たな局面を迎えたと思います。

一方は話し合いで何とかしましょう、話し合いでしようとしたのがウクライナであります。そうはならないために馬毛島が必要であり、抑止力が必要だと思っておりますが、市長は市民の安心安全を守る立場、やはり生命を守る立場に立っていただきたいと思うんですが、どうでしょう。

○市長（八板俊輔君） 答えいたします。

市民の安心安全は何があっても担保されなければなりません。安全保障や外交努力による国としての責務を果たしていただくとともに、私自身、将来にわたる西之表市民の安心安全、そして、市民の幸福と利益追求のために、市長としての務めを果たしたく存じます。そのように今後も努力してまいりたいと思います。

○一三番（田添辰郎君） 市長には言葉にも魂が宿っております。魂が宿る。そういった言葉をこれからも期待させていただければと

思っております。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（川村孝則君） 以上で田添辰郎君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十五時二十五分頃より再開をいたします。

午後三時十分休憩

午後三時二十五分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、杉為昭君の発言を許可いたします。

「六番 杉 為昭君登壇」

○六番（杉 為昭君） 皆様、こんにちは。本日、計十二名の一般質問、最後の質問者ということで、気合を入れて頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

その前に、一般の一連の情勢、報告並びに私見をちょっと述べさせていただきます。今日ですね、昨日、おとといと大雨警報が出て、大きな被害が出るんじゃないかなということで心配をしておりますけれども、現和線の崖崩れとか伊関の農道の陥没とか

いろいろ小さな被害は確認されましたけれども、大きな被害がなかったということで一安心しております。

そしてまた、奄美のほうも梅雨明けをしたということで、種子島地方もやがて夏空が広がってすっきりしていくんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど、そういう状況を踏まえまして、市内のほうを何もなかったかということで昼休みに回りましたところ、今日はですね、ちょうどいい天気恵まれて、京都から四十名の修学旅行の子どもたちが見えていて、五、六名のグループになって鉄砲館を今から見に行くんですということで拝見をさせていただきました。非常にいい天気に恵まれて、京都の子どもたちもいい経験ができるんじゃないかなというふうに思っております。

まず最初に、日本を取り巻く安全保障ということでちよつとお話をさせていただきますけれども、皆様御存じのとおり、政府としては、安全保障環境ということで、国家の係る安全保障、国防・防衛を含めます国家に関わる安全保障、それから経済、経済に係ります安全保障、それから、一般質問の中でも度々出てきておりますけれども、農業を含めます食料、この食料に関する安全保障、この安全保障、三つの安全保障ということで、いろいろ政府の方が一生懸命頑張っておられます。

その国防をかいま見た安全保障ということで、種子島、西之表市のことを考えていきますと、日本も含めますけれども、非常に厳し

い体制であります。

不穏な動きをします北朝鮮の中距離・短距離の弾道ミサイル、これは非常に脅威でございます。その弾道ミサイル、問題は、この中距離・短距離の弾道ミサイルを北朝鮮がいつ撃ったかという時期に照らし合わせますと、昨年、衆議院議員選挙がありましたけれども、衆議院議員選挙が、衆議院が解散したときにミサイルを北朝鮮が撃ちました。そして、直近でありますと、総理大臣と外務大臣が外遊に出かけられて日本におられないときにミサイルを打ちました。そして、直近でいきますと、アメリカのバイデン大統領が日本に來られた。そして、來られて歸られた日に弾道ミサイルを撃ったという問題があります。

これが意図的なものなのか、それとも偶然なのか、そこら辺は防衛省のほうで研究調査しているところでございますけれども、そうやって非常に厳しい安全保障環境の中で日本はいるという現状を踏まえまして、やはりそういう国防、防衛、中国、ロシア、この不穏な動きをかいま見て、日本全体を日本で守る、それに補うようにアメリカの協力もいただきながら日本を守っていくという観点から、私たちは馬毛島基地に関して非常に期待を寄せるところでございます。

この状況、いろいろ様々論点がありまして、基地ができたら戦争になるとか、戦争になったら真つ先に狙われるとか、そういうものも伺います。

私たちの考えは、私の考えは、自民党員として、戦争にならないために防衛力を強化する。戦争を引き起こさないための抑止力というところで考えを貫いて、馬毛島基地に関しては賛成の意向を貫き通していきたいというふうに思っております。

さて、いまだにまだ収束を取り戻さない新型コロナウイルス、あの激動のパンデミックの中、市民の皆様、いろんな飲食店、観光、もちろん市民の生活の皆さん、御不便をおかけしました。当たり前のことが当たり前のようにならなくなったときでございました。手をたたいて喜び合うと、久しぶりに会って握手をするとか、うれしかったときに肩をハグするとか、そういうこともできなくなっていて、人と人との触れ合い、マスクをつけた中でなかなか顔の表情もうかがえないという形態の中で過ごしてきました。

そういう中で、一番御苦労、御足労、難儀をかけたのが、西之表市でいきますと、どこもそうでしょうけれども、医療従事者、それから介護施設の職員の皆様、非常に御苦労をおかけしました。医療体制が別の意味で崩壊するんじゃないかというぐらいの危機的状況になって、日夜、昼夜を問わず職員の皆様、一生懸命、三交代制のところを二交代制で、この西之表市民の命、生命を守る根底の一員として頑張っていました。

ここはやはり、これからまだまだこのコロナということには、収束というまでにはなかなかいかないと思いますけれども、昨日、おとといでしたか、鹿児島県において新型コロナウイルスのオミクロ

ン株の変異株が二株見つかったと、感染された方がおられたということ、また別な方向でこの感染拡大が広がっていくんじゃないかなというふうに危惧しております。

そういうことも踏まえて、この医療体制、西之表市、二件、三件になるのかな、ありますけれども、話によるとまた来年一件、一医院はもう閉めるという話も聞いております。なかなか非常に厳しいこの西之表市の市民の命をどうやって守っていくかということも非常に重要な課題でございます。

ここはやはり行政が、病院ごとというふうに捉えるわけでもなく、人材確保、それから、医療センターの職員の方々の支援、そこも踏まえて、しっかり手厚く応援していただきますようによろしくお願ひします。

また、市民の方々へ対しましては、なかなかですね、やはり医療センターは大変混み合っていて、予約をするんですけれども、予約前の二時間前に行って、結局、予約時間まで待って、受付が終わって診療をして帰るとなったらやはり三時間ぐらいかかるということ、非常に不満が出て、病院は待ち時間が長過ぎるという話があります。

ここをちょっとひもといで、職員の方々とお話を伺いましたら、予約をしてあるんだから予約の十分、二十分前に来られればスムーズに診療は済むんですよという声もあります。そこも市民の方々ぜひ御理解いただきまして、たくさんの方々の市民の方々が受付に集まることのないようによろしくお願ひします。

また、適正な救急車の使い方、少々のことでも救急車で行ったらすぐ診てくれるという考えの方もおられるみたいで、非常に困っているというところでございますので、救急車の適正使用、ここも踏まえまして、みんなで一緒に、市民一丸となって協力して取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いをします。

また、円安も、本日、ニューヨーク外国為替市場で一ドル百三十六円台ということで、二十四年ぶりの円安ドル高の更新をしたというふうに通っております。資材費、肥料費、食料費、いろんな面で値上がりする中、また、今後さらに難しい状況が続いていくんじゃないかなというふうに思っていますけれども、行政ができる最大限の努力をこれに対してもお願いをしまして、質問に入らせていただきます。大変長くなりました。

質問内容の順番の入替えを行いたいと思います。すみません。一八ページの三番目に載せてあります野良猫、地域猫について、この項目を六番目のほうにずらしていただきたいと思えます。さとうきび及びサツマイモについての後に野良猫、地域猫についての質問をさせていただいて、最後に種子島近海のサメについてというところで質問をさせていただきます。

今日ですね、市民の疑問、不安、不満、様々な問題を抱えた市民の方々がたくさん来られています。ぜひですね、今日来られた市民の方々が希望と夢を持って帰っていただきますように、答弁のほう

もしつかりよろしくお願いをいたしたいと思えます。

それでは、後の質問につきましては質問者席より質問をさせていただきます。よろしくお願いをします。

それでは、一番目の質問をさせていただきます。

まず最初に、再編交付金について、馬毛島の事業の円滑な実施が前提であると思うが、市は学校跡地を売却したり、市道の廃止手続を行うべきと考えるが、どう考えるか。

前回の議員も質問されましたけど、重複するところがありますけども、ちよつと簡潔によろしくお願いをします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島小中学校跡地につきましては、防衛省が取得の意向を示しております。

本市としては、具体的な検討には入っておりませんが、今後、協議の場等でその在り方について協議を重ねていく必要があると感じております。

市道につきましては、馬毛島小中学校跡地の取扱いとも関連しておりますので、同様に、協議、検討を進めていくことになろうかと考えております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。

ただいま市長の発言で、協議の場ということでお話がございまし

た。

二十日の一般質問の中でも市長の答弁の中で、今後は協議の場等で協議を重ねていく発言について、協議の場で議論していくということ発言しておりますけれども、これは間違いですか、どうですか。

○市長（八板俊輔君） 今、申し上げたとおりです。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。

ぜひですね、学校跡地、これについてもぜひ協議をしていただいで、一般質問をするから予算編成の中では質問をしなかったんですけども、令和三年度の一般会計の補正予算ということで、当初予算のときにですね、活用計画ということで、活動拠点施設設置工事二百七十二万八千円とですね、機械器具費ということで五十五万円計上されて、それが減額補正されておりました。

やはり馬毛島の小中学校跡地、これに関しては活用案がなかったのかなど。挫折をしなければならぬ何らかの理由があったのかなというふうに思っていますけれども、ここは答えられますか、どうですか。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

今、議員からありましたとおり、旧馬毛島小中学校跡地につきましては、数日間の現地調査を実施可能とする拠点整備を行うべく予定をしていたところでした。

ところが、防衛省との協議が、何と申しますか、不調に終わります。実施ができなかったところでございます。

馬毛島のほうには別の事業の予算を活用しまして、現地調査、あるいは小学校の管理作業、そういったところを行った、そういう状況でございます。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

なかなかですね、馬毛島小中学校跡地、職員の方々も行かれてもお気づきのことだと思いますけれども、非常に老朽化して、非常に危険な状況。ここにまたお金を、市民の税金を投入してですね、きれいに再生するとか建て直すとかそういうことはもう非常に費用対効果、難しいことだと思いますので、この馬毛島小中学校跡地のこのにつきましては慎重に、今後、防衛省と協議をしていただいで、ぜひ前向きに、市民の負担にならないような形で進んでいってほしいなというふうに思っております。

続きまして、二番目の質問に入らせていただきます。

防衛省との協議について、第四回の協議では岩国市の視察を行っているが、協議の場の代表となっている副市長の感想はいかがだったか。できれば主だった場所、見たところ、幾つかでも構いませんので、よければ説明を入れながら感想をお願いします。

「副市長 大平和男君」

○副市長（大平和男君） お答えいたします。

第四回の協議の場の目的は、市民の不安や期待を踏まえ、岩国飛

行場に配備されている米軍機等の実際の音を体感し、航空機騒音について理解を深め、また、岩国市の基地との向き合い方や、交付金や補助金の活用による岩国市や周辺自治体の状況を視察することとしていたところでございます。

施設の視察に加えて、岩国市と西之表市とで率直な意見交換ができたことは、とりわけ大きな意義があったというふうに考えております。

具体的成果としては、馬毛島で訓練が計画されているF18の音を体感できたこと、交付金を活用して設置した施設、グラウンドであるとかこども園であるとかそういった施設を見学できたこと、そしてまた、特に、岩国市役所におきまして時間を大幅に超過しながら事情を聴取し、さらに今後の問合せ等についても対応を約束していただけたということ等が挙げられるかと思えます。

このように、先行事例を視察したことは大きな意義があったと考えますが、また一方、全く新しい土地、整地に基地が建設されるという馬毛島の特殊性を考えますと、馬毛島基地の先行事例はどこにもないという姿勢で臨むこともまた必要であろうかというふうに考えたところでございます。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

副市長がおっしゃったように、全く新しい土地に自衛隊の基地ができるということも念頭に入れてというお考えでございましたが、もちろん副市長、行かれる前に、岩国がメインでしたから岩国の勉

強もされていると思えますけれども、この基地と岩国という、これ、冊子は頂きました。

○副市長（大平和男君） はい、頂きました。

○六番（杉 為昭君） じゃあですね、この岩国の基地の歴史について、岩国基地がいつできたのかという認識があれば、お分かりになればお答えいただければ。分からない、見たんでしようけども、資料にないというんであればそれで構いませんけれども。

○副市長（大平和男君） 岩国基地の歴史は大変古いというふうに考えております。戦前からの基地を引き継いでのあれでありますので。馬毛島の新しく土地が、基地が建設されるという事情とは少々違いがあります。

逆にまた、参考になるところもあろうかというふうに考えております。

○六番（杉 為昭君） 副市長のおっしゃるとおりですね、岩国の基地の歴史つてもものすごく古くてですね、昭和十三年、ですから今から八十三年ぐらい前なのかな、四月に旧日本海軍がその建設に着手、そして、戦争を迎えますけれども、戦後、昭和二十年九月に米海兵隊が進駐し、基地を接収して今の現状に至るということですね、せっかく新しいところに新しい基地ができるという状況の協議の場で、せっかく岩国に行かれるというからですね、できれば僕とすればですね、岩国の歴史から見ると、音を聞きたかったのかそれは分かりませんが、できれば、私は行きましたけれども、奄

美のですね、奄美基地とか、それから瀬戸内基地とかですね、その自治体、新しくできたその基地、受け入れた自治体というところもぜひ見てほしかったなという気がいたします。

そしてまた、いろんな施設を見られたと、交付金を活用した施設を見られたということで、広島県にあります臨海晴海公園ですかね、あそこも、多分、公園の内容、概要を見られたと思いますけど、あの公園の内容は見られて一言どうですか、感想は。

○副市長（大平和男君） 短時間でありましたので詳しく見たわけではありませんが、まだ新しい施設でもありましたし、大変広大な立派な施設ができているなというふうに感じました。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

広島、大竹市ですよ。大竹市がなぜ再編交付金対象になったかというところ、副市長も勉強されて行ったというから分かんと思うんですけど、六キロぐらい沖合に阿多田島という島があるんです。この阿多田島が岩国の飛行場の飛行ルートの上を飛ぶもんだから、この阿多田島が再編交付金の対象地区ということで、直接大竹市は騒音の被害とか影響は受けないんですが、その阿多田島が影響を受けるといって、非常に近くまで行っているんですけども、僕は行きまじったけども、その阿多田島にですね、フェリーで四十分ぐらい乗って行ったのかな。

小さな島で、人口八百人ぐらいおられるのかな。そこに再編交付金を活用して医療施設ですね。今まで医療施設がなかったんですよ。

その医療施設をつくったりですね。

いいですか。こうやってですね、医療施設をつくったり、これに活用したりですね、それから独自のブランド、地域ブランドっていうのかな、そこにも再編交付金を活用してブランド化しようということ、これですね、あたたハマチtoレモンと。広島はレモンの出荷量・生産量日本一ということで、このレモンの果汁を粉末にして、それをブリの餌に与えてブランド化しようと、そして売り込んでいるということ、この阿多田島独自、漁業協同組合の組合長ともお会いしてお話を伺いましたけれども、あたたハマチtoレモンということで売上げを伸ばしているという取組。

そしてまた、ここに働く若い人たちがですね、大竹市のほうからフェリーに乗って、朝、三、四十名ほどですね、本当に若い子たちが働きに来ていると。そして、その島の中が潤っているという内容でございますので、ぜひ、今度もし行く機会があればですね、副市長、もうぜひ行って、目で見て確かめていただきたいというふうに思っております。ぜひよろしくお願いします。

続いて三番目、市民の安心安全が目に見える形にするという名目でありませうけれども、達成できたことはあるのかお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

先週、第七回目の防衛省との協議の場を行いました、これまでの協議の振り返りをしたところであります。

これまでの協議を振り返ると、例えば、西之表市、種子島上空の

飛行禁止など日米地位協定により必ずしも約束されないなど、住民の不安解消につながる部分が見えつつあります。

今後は、市民の安心安全を確保するために、基地が造られた場合、より具体的に、基地の運用により実際に問題が生じた場合にどのように対応するかなどについて詳細を詰めていく必要があると考えております。

この観点から、次のステップとして、住民の不安と期待に関する論点を整理の上、防衛省に回答を求めていきたいと考えております。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。

先ほども同僚議員がお話をしたと思いますが、目に見える形にするということを進めているんだということでございますけれども、後の質問にも関連していくんですけども、やはりいきなり市民の目の前にばんと出されても、市民はやはり混乱をします。その目に見える形が市民に伝わっていないからこそ市民の不満の声が大きくて、多くて、賛成反対、関心のない人が増えているというのが現状でございますので、ぜひですね、先ほども説明していただきましたけれども、教えられる範囲、市民に伝えられる範囲で構いませんので、その協議の場の進捗状況を、これ、やはり市民の方々に説明をして、最後に議会ということも書いてありますけども、これも踏まえまして、もう一括して説明をして理解を求めていくというふうにお願いをしたいんですけども、どうでしょう。

○市長（八板俊輔君） 四番のところでもよろしいですか。

○六番（杉 為昭君） いや、三番だからそのままでもいいです。三番でそのままです。今の僕の答弁で。順番を立てて市民にも教えてくださいますよという話です。

○市長（八板俊輔君） おっしゃるように、市民に分かりやすく、目に見える形というのがですね、四番に関係しますけども、例えば馬毛島だよりというのがありますけれども、そういうものも使って、あるいはホームページ、それから、なるべくそうしたもので早く出してですね、というふうに思っております。

これには防衛省とのすり合わせ等、正確に伝えるためにですね、そういう作業もありますので、少し遅くなっている面もありますが、そういうところも踏まえてですね、しっかりとやっていきたいと思えます。

○六番（杉 為昭君） ぜひですね、よろしくお願いします。

西之表市も一生懸命、今ですね、動き出そう、動き出そうということでも頑張っております。

新型コロナウイルスの感染予防対策をしっかりと取ればですね、市長も自ら足を運んで、地域大字に行つて、出向いて、市民の声を拾い上げて、それを協議の場で生かすという考えもなきにしもあらずというふうな思っていますので、それが確たる市長、私もそうでありますけども、確たる市長ということで、認識ではありますので、ぜひ、大変ですよ、公務で忙しくて大変でしょうけれども、ぜひですね、もう世間も動き出しておりますので、ぜひ市民のところへ自

ら足を運んでいただいて、説明をしていただきたいというふうにお願ひしておきます。

続きまして、今ほど市長からも答弁の中でありましたけども、ホームページ上とかで馬毛島だよりとかということで公表はしているんだよということでお話をされましたけども、これで果たしてですね、丁寧に市民に説明しているかと、隅から隅まで行き渡るように説明しているかなというふうに疑問に思いますけども、ここはどうでしょう、市長。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

馬毛島だよりというのを随時発行しておりますが、なるべくその、多事にわたるものについて要点を捉えて、なおかつ分かりやすく、例えば、図があつたりとか、あるいは要約をきちんとしてとかですね、そういうことも考えて、編集に苦労しているようにございます。いずれにしても、なるべく分かりやすく、いろんな手段を使つてですね、市民にお伝えしたいと思います。

○六番（杉 為昭君） ぜひよろしくお願ひします。

今日ですね、わざとというわけじゃないんですけども、市民にです、市民の方が関心を持てばですね、たくさん来られるんですよ。関心を持たないからホームページを開かないんですよ。

みんなね、こんな、一日朝から晩まで一生懸命働いていますよ。今、梅雨の時期だから農家の方々はやつとゆつくりなんだけども、これから忙しくなります。

会社で働いている方、また、先ほどお話をさせていただいた医療従事者、介護施設で働いている方、朝から晩まで働いているんですよ。その中で、関心もないのにホームページを開く方ってほとんどいないと思いますよ。年寄りはお年を召した方は特に。

だから、もつともつと、市長はもつとアピールして、馬毛島に関心を持つてくださいよという言葉はおかしいかもしれんけど、ちょっと面白い情報をですよ、面白い情報、市民の方々が目にするような、耳にするような、そんな情報も発信しながら市民の興味を抱かせるという動きも大切だというふうに思いますけれども、ここは企画課長、どうです。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、ぜひ、この問題は将来にわたる非常に重要な問題でございますので、しっかりと心がけて、広報活動に取り組んでいきたいと思ひます。

○六番（杉 為昭君） ぜひよろしくお願ひします。

私も任期が終わればもう、終わるかもしれませぬ。市長も任期が終われば終わる人間なんですよ。

だから、子々孫々、皆さんがおっしゃるけれども、やっぱりそこに永久に引き継ぐために、やっぱり市民の理解を得て、市民の責任として、その判断はもちろんな市長なんですよけども、みんなと一緒に考えて、西之表市の未来について、大平副市長はよくおっしゃいますけど、明るい未来、このために一生懸命頑張っていこうよと

いうことをおっしゃいます。ここをぜひですね、実現に向けて目に見える形、そういう目で、そういう意味で目に見える形で市民に理解を求めていただきたいというふうに思っております。

それでは五番目。協議の在り方について、いつまで何回続くのか。また、同意・不同意を別にしても、市長はゆったりし過ぎてないか。僕が今まで質問してきた中にも当てはまりますけども、ここにお願います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

防衛省と本市との協議の場につきましては、二月二十八日に第一回目となる協議の場を開催し、集中的に一通り議論を実施してまいりました。

今後は、市民の安心安全を確保するために、より具体的に、基地の運用により実際に問題が生じた場合にどのように対応するかなどについて詳細を詰めていく必要があると考えております。

この観点から、繰り返しになりますが、次のステップとして、住民の不安と期待に関する論点を整理の上、防衛省に回答を求めていきたいと考えております。

引き続き、市民の期待に応えるとともに、不安を解消するために連携していくことで一致をしているところがございます。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。

ぜひですね、スピーディーに、もう世界は、日本は、西之表市はスピーディーに動いていかなければいけない特に時代だというふう

に思っております。

先ほどお話をさせていただきましたが、外交関係、国防・防衛に関する日本を取り巻く安全保障環境、これはもちろん、それからパンデミックの中から抜け出してアフターコロナ禍の時代に入りました。これもスピード感を持って、ほかの自治体も一生懸命考えていることは一緒ですよ、馬毛島以外のことは。Ｉターン、Ｕターンの方々を呼び込もうという活動は皆さん一緒です。どこの自治体も。一万四千人の西之表市が考えて取り組もうとしている考え方も、三十万都市の大都市が考えている考え方は一緒です。そこをやはりスピード感を持ってですよ、そして、ほかにはない、西之表市ならではの魅力を持った西之表市ならではの情報、それから取組、ここを発信しながら、スピード感を持って、この馬毛島問題についても進んでいかなければならないというふうに思いますが、このスピード感についてはどうです、市長。

○市長（八板俊輔君） 議員御指摘のように、環境アセスとかですね、その期限も知事の意見も秋には出すと。その前に市長の意見も出さねばなりません。そうしたスケジュールも目に見えておりますので、可及的速やかにですね、もろもろのことを処理してまいりたいと考えております。

○六番（杉 為昭君） ぜひよろしく願います。スピード感を持って、市民の先頭に立って、市民より早くですね、動いていただいて、市民を引っ張っていただきたいというふうに思います。

今は賛成派・反対派ばかりですよ、それに市長が一生懸命ついていっているみたいなの、そんな感じになっていきますので、ぜひ市長、先頭に立って、主導をしていただきたいというふうに思っております。

次、六番目。議会の扱いというか、議会も含めてというか、やはり透明性の問題からですね。やはり議会もそのオブザーバー的な感じで、発言権なしですよ、せめて議長、もしくは、せつかく議会の中に馬毛島特別対策委員会があるんですから馬毛島特別対策委員会、委員長、副委員長でも呼んでいただいて対応していただければ、わざわざ議会がですね、行政を呼んで、また最初から説明を聞くとかそんな二度手間のようなことをしなくても、議員がそこにおられれば、議会の委員会の中で、そこで昨日の話はこうでしたというように報告していただければ、もうそれでスムーズに済む話。それ、僕たち議員は市民の代表者ですから、市民に持ち帰って、市民にこうこうだったんだよと、昨日の会はこうこうだったんだよと敏速に伝えられる。したら市民が、ああ、そうなんだって、そういうふうに、今、進んでいるんだねっていう報告ができる。

今の体制では一か月、二か月遅れですよ。僕たち情報も分からない。市民に理解を求めるときもできない。市民に説明もできない。だから、そういうことも踏まえてこの考え、ぜひですね、即答、返答はできないと思いますけれども、どうでしょう、この考えは。

○市長（八板俊輔君） 透明性に関しましてですけども、協議の

終了後、例えば、報道の取材への対応ですとか当日における資料の公開、それから、時間は少しかかっておりますが、議事概要の公表などで、その確保には努めているところがございます。

議会のオブザーバーの件につきましては、防衛省と協議の上、検討させていたいただきたいと思えます。

○六番（杉 為昭君） ぜひですよ、もうそこら辺をちよっと急いで協議していただいて、防衛省の理解も得てですね。

やはりもう書面で見ても、箇条書に書かれたりとかですよ、でもやっぱり、もう感情的にも伝わらないんです。やっぱりもう、目と目を見て、顔を見て、どういう話が真剣に議論されているんだろうというのをやはり議員の代表の方がお伺いすることで、全然また透明性が違ってくると思いますので、ぜひそこら辺は前向きにですね、よろしくお願いします。

どうです、市長。最後に。前向きに。

○市長（八板俊輔君） 事務連絡は常にやっておりますので、可及的速やかに相談をしていきたいと思えます。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。ぜひよろしくお願いします。それでは、続いて件名二、大きくくりの二のコロナ感染症及びロシアによるウクライナ侵攻、円安等に伴う西之表市の経済への影響についてということ、ここはもう、大体ですね、もうほとんど皆さんの議員の方々が質問をされておりますので、ここはせつかく、一緒に答弁ですよ。課長、どうです。あえて違うところがあ

りますか。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○農林水産課長（岩下栄一君） この答弁につきましては、これまでと同じような答弁の内容となっております。

以上でございます。

○六番（杉 為昭君） ということで、ここはもう、ちよつと割愛をさせていただきます。

続いて、市民の生活に及ぼす影響ということで、ここもちよつと簡潔にお願いします。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） 先日もお答えいたしましたけれども、これらの世界の状況等もありますので、今後ですね、本定例会においても事業者支援のための事業の提案をしておりますし、当初予算で可決していただきました商品券のプレミアム分での対応など計画的に執行しながら、引き続き、市民生活や事業者の実態を把握しながら適切に対応してまいりたいと思います。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ぜひですね、ここもやはり敏速にですね、適切に対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

給食費のことは昨日の質問の中で答弁をしていただきましたけれど、この給食費について、今、給食費の現状について認識、児童、小学生、中学生、全校の児童が給食費については免除ということじゃな

いわけですよ。そこら辺のちよつと説明を。

〔教委総務課長 吉田孝一君〕

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えいたします。

現在ですね、給食費の免除につきましては、二子目以降が免除ということ、一子目の方だけが御負担いただいているというふうな状況でございます。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。二子目以上が、二子目以上が免除ということで確認をいたしました。

ぜひですよ、ここも何とか魅力あるこの西之表市、ほかのところとは違うよというところを見せる意味も含めてですね、やはりコロナ禍の中で、市民生活、やっぱりお父さん、お母さん、お子さんをお持ちの方が一番苦労しているんですね。そこをやはり早急に対策という形ではございませんけれども、完全な、できれば完全無償化、給食費については中学校まではしていただければいかなものかなというふうな思っていますけれども、ここもぜひ前向きに、ここは通告してませんので、ぜひ前向きにということで、次の質問に行かせていただきます。

小中学校の話が出ましたけれども、続いて、四、小中学校の不登校児童・生徒について、何名いるのかお伺いしたいと思います。

〔学校教育課長 山崎省一君〕

○学校教育課長（山崎省一君） お答えします。
文部科学省は、不登校児童・生徒とは、何らかの心理的、情緒的、

身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあるために年間三十日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による欠席を除いたものとしています。

本市の該当児童・生徒は、令和二年度は小学校二名、中学校十二名の計十四名です。令和三年度は、小学校七名、中学校二十三名の計三十名となっています。

○六番（杉 為昭君） 令和二年、皆さん、今、聞かれたと思いますけど、令和二年と三年で倍以上増えていると。これは非常に深刻な問題じゃないかなというふうに思っております。

以前ですね、この問題については中学校の校長先生からお話を伺ったんですけど、たまたまですね、この問題、今回出されるこの問題については保護者の方から問題提起されて、別にその取扱いが悪いとかそういうことじゃなくて、学校に來ない子が多いんだよということまで話を伺って、この質問をさせていただきます。

その倍以上になったことも含めての、その不登校の子どもたちの要因は何でしょう。

○学校教育課長（山崎省一君） お答えします。

不登校の要因は複雑で多岐にわたるとともに、複数の要因が重なっていると考えられることから、正確に特定することは困難であると思います。

本市の場合は、昼夜逆転などの生活リズムの乱れや友人関係のトラブル、保護者の体調や精神面の不良による影響などが考えられま

す。

また、こうしたことに加え、特に中学校では、学習内容の理解に対する悩みや学校生活への無気力、コロナ禍で部活動が十分できないことへのもどかしさなどが考えられているところです。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

非常に難しい、やっぱり子どもの、これ、命に関わることでずから、一生懸命皆さん、学校、保護者、それから、教育委員会はじめ、行政も含めて取り組んでおられるというふうに思っております。

なかなかですね、やはり一人一人の抱えている悩み、問題、それぞれやっぱり違いますから、個別個別で対応するというのももちろん大変でありましょう。

その要因ということ、やはり考えられるのがですね、やはりコロナの影響によって夏休み、接触、子どもたち同士で遊ぶことがなかったとか部活ができなかったとかですね、そういうことも少なからず影響しているんじゃないかなというふうに思います。

また、私がPTAの役員をしているときですね、ちょうど副市長が教育長のときにですね、このスマートフォンの取扱い、これは大きな問題になるよということでお話を、問題提起をして、学校のPTAの会に行くんですね、スマートフォンという、ああ、杉さんやというぐらい、本当厳しく話をさせていただきました。ですよ、大平副市長。そのくらい大平副市長とですね、一緒になって、このスマートフォンの取扱いについては協議をしてきました。

様々な要因があると思います。そしてまた、個別の対応も取っておられると思います。そういう面を含めましてですよ、総体的にその対策というのかな、それをどういうふうに思っただけじゃないです。

○学校教育課長（山崎省一君） お答えします。

先ほど、不登校の要因は複雑で多岐にわたると述べましたが、その対応についても、一人一人の状況に応じ、その苦しみや悩み、寄り添うような関わりを進めております。

具体的には、学校では、教育相談や定期的な家庭訪問をしたり、福祉事務所などの関係機関を含めたケース会議を開いたりして、不登校になった要因の明確化や状況改善のための具体的な手だてを考えています。また、登校できても教室に入れない児童・生徒は、保健室登校で段階的に学校生活に慣れさせるようにしています。

市教育委員会では、スクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、不登校解決のための手だてを先生方と一緒に考えたり、個別に面談をしたりしています。スクールソーシャルワーカーは本年度から二名に増員してサポート体制を高めました。このほかにも、青少年ホームに適応指導教室を設け、二名の指導員を配置し、該当の児童・生徒を受け入れるとともに、個別の指導を通して不登校の改善に努めております。

さらに、県教育委員会と連携して、全ての小中学校にスクールカウンセラーを複数回派遣し、児童・生徒やその保護者の悩みの解決にも努めているところです。

○六番（杉 為昭君） ぜひですね、ほかの本土の自治体に行きますと、大きいところに行きますとですね、やっぱりそういう不登校の子どもたちが集まるそういう、民間ですが、ボランティアとか、それで、そういう施設があります。西之表市は、先ほどおっしゃいました、市が運営するそこしかありません。

なかなかですね、子どもたちが心を開いて相談に行くとか、大人たちが、大人がですよ、「話してごらん、聞かせてごらん」と言うてもですね、なかなかやっぱり、不登校の子どもたちってなかなか心を開かない子どもが多いというのも現状ですので、ここはですね、慎重にですね、注視をしていただいて、この不登校の子どもたちを何とか手厚く、一日も早く、正常にとはいかないにしてもですね、学校に通って学校の生活に慣れてもらって、それで社会に出てもらうという形にしていきたいと思えます。

先ほど相談があったということで話をさせてもらいましたけども、雇い入れる方の相談からですね、なかなか会社につつきにくいんだよなということ、よくよく聞いたら不登校のときがあったというお話をされたということ、やはりなかなか根深いものがあるんだなというふうに思いますので、ここもぜひよろしく願います。要望として、ぜひ取り組んでください。

じゃあ、続きまして、風力発電と馬毛島のN-TT海底ケーブルについて。これは、風力発電についてはですね、地元の沖ヶ浜田に計画の予定があるということで、長野議員、聞いていました。聞いて

ないですよ。

そういう情報がね、説明会があったということで、市民の方から、地元の方から話があったんですけども、ここはですね、いずれも公開されると思うんで、もうここはもう、あえてここを聞いてもどうかなどというふうに思うんですけど、海底ケーブルについても漁協関係者には皆さんに何か配布されたということで伺っていますので、ここはもう、それでよろしいですか。一言、課長。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

民間の事業者によりまして計画が進められているようでございます。それなりの周知とかもされているみたいですので、議員の御提案のとおりでよろしいかと思えます。

○六番（杉 為昭君） 議長が笑いましたけど、時間がなから慌てているんですね。すいません。

ここはですね、また公表できる状況があったらですね、ぜひ市民の方々へ理解を示すように公表していただきたいというふうに思っております。一応要望ということで、よろしくお願いしたいと思えます。

続いて、六番目の今期のさとうきび及びサツマイモについてもですね、同僚議員が何名も説明していただいておりますので、ここは割愛をさせていただきたいと思えます。

ただ、この収穫について問題はなかったかということと、今後考えられる課題についてということ、もうざっくりですよ、課長、

もう大体分かっていると思うんですけども、説明だけお願いします。

○農林水産課長（岩下栄一君） 今期のさとうきびの収穫についての問題はなかったかということでございますけれども、生産量の増や新光糖業の操業停止期間があったことで、当初予定された集荷の終了日のほうが四月十六日から最終的に五月五日へと延長されたことから、次期作の株出し管理作業等に影響が出たと考えております。次に、今後考えられる課題についてでございますが、さとうきびの機械刈り割合が八割以上となる中で、作付面積の増及び生産性の高いはるのおうぎの作付により、来期も生産量の増が見込まれております。

今後考えられる課題については、三つほど項目を挙げられます。一つ目は受託組織に関わる部分です。収穫割当面積が増えることで、操業期間内に刈取りが困難な組織が生じる可能性があります。あわせて、組合員の高齢化や所有ハーベスターの老朽化といった課題がございます。

二つ目は、精脱葉処理、原料運搬に関わることです。圃場で機械刈りされたさとうきびは製糖工場に運ばれる前に精脱葉処理施設にて原料となる茎の部分と梢頭部などのトラッシュに選別されますが、人員不足や運搬機材の都合により受入れに対して処理が追いつかず、収穫作業にも影響が出ることが懸念されます。

三つ目は、製糖工場における原料受入れに関わることです。精脱

葉処理施設の工程とは別に、機械刈りした原料を精脱せずに圃場から直接製糖工場に試験的に持ち込むことを求める声がございます。

なお、今後、県を中心に、関係機関においてこのような課題を協議することになっておりまして、解決に向けた検討を行ってまいりたいと考えています。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。ぜひよろしく願います。

私も西之表市のやつぱりきび・甘しよ生産振興会の代表ということで、また、種子島全島のきび・甘しよの会長ということで、非常に様々な問題がこれから出てくるというふうを考えられますので、そこは情報共有という形で、ぜひお互いすり合わせをしながら頑張っていくようによろしくお願いします。

はい、すみません。それでは、お待たせをしました。野良猫、地域猫のこの問題について質問をさせていただきます。

昨年度と今年度の相談件数と相談内容はということで質問させていただきますけれども、この野良猫、地域猫のことにしましては、昨年の十二月に、私、質問をさせていただいております。

なぜ、今、またここで、この地域猫、野良猫のことについて質問をするかということも認識した上で、しっかりと答弁をお願いします。

〔市民生活課長 平石栄夫君〕

○市民生活課長（平石栄夫君） お答えいたします。

例年、年間五、六件程度問合せがございましたが、より具体的な問合せでお答えしますと、令和三年度はゼロ件、本年度は一件ありました。内容につきましては、鳴き声やふん尿に関する相談となっております。

猫をはじめとした愛護動物に関することについては、動物愛護及び管理に関する法律により県の所掌となっており、市で捕獲すると対応が難しいため、連絡があった際には保健所に相談いただくよう案内し、県と連携して対応しているところでございます。

○六番（杉 為昭君） はい、ありがとうございます。

多分ですね、行政は相談件数が少ないから動かないんですよ。まず、ここ数年で何件というお話をさせていただきました。

今、一生懸命ですね、ボランティアグループ、ボランティア団体ですね、島neco会と十二月にもお話をさせていただきましたから皆さん耳の中にあると思うんですけども、この団体にはですね、二〇二〇年、ここにはSNS系ですね、その相談が五百二十回、西之表市だけです、の相談があるんですよ。そして、電話は一日一件から三件、昼夜を問わずあると。非常に頑張っておられる。

で、ある市民からですね、課長じゃないですよ、以前の課の職員に市民が電話をしたら、「島neco会に電話をしてくれ」っておっしゃった職員がいるみたいですよ。なおかつ、別の案件では、市の職員が島neco会さんに電話をして、かれこれこういう事案ですから、その当事者の誰々に電話をしてくださいよって、わざわざ

言っているみたいですよ。

保健所じゃないですよ、県の保健所じゃ。ボランティア団体さんが一生懸命動いている姿が市民の目に見えるから、行政は何もしないから、相談してもそういう保護はできないとおっしゃったでしょう。県に通報するんですよ。そういう対策を取らないから、だから、猫のことで相談する方ってやっぱり猫が好きなんですよ。捕獲をしてもらいたくて、捕まえて保健所で、今、殺処分ってないですからね。処分をしてほしくて相談する方はほとんどいませんよ。誰か里親さん、引取手はいないですかということでも相談をしたいけれども、行政はそこを関知しない。深入りをしない。そういう状況で、やはり行政には相談をしないという状況です。

そうですね、お願いします。これがですよ、TNRついていいますけれども、トラップ、捕まえる、避妊、ニュートターのN、そして、R、リターン、放す、この活動をしているんですけども、西之表市で九百六十五頭、今、実績。累計ですね。この数はですね、ちょっとひどい話、ひどいというかな、しようがないというか、かわいそうなんだけども、生まれるはずだった子猫の数。ということは胎児ですよ。おなかの中にいた胎児の数。こうやってTNR活動をして、不幸な猫を増やさない、こういう活動をやっているんですよ。その活動が、ここがみんな同じ大切な命ということで、こうやって西町の公民館にですね、猫を集めて、そして、TNRの活動をやっているということになっています。

相当すごいですよ。昨日は一日雨で、なかなか猫が捕まらなくて、見つからなくて、少なかったんですけども、こういう状態か。これぐらいの猫が西町の公民館に集めて避妊手術をする。そして、そこにですね、鹿児島からわざわざ来られて、浜崎先生ですね、が来られて手術を行う。もうほぼボランティアですよ。これを行政じゃなくて市民ボランティアがやっているというこの状況。

これですね、ぜひですね、どういうふうに考えればいいのか。こういう不幸な猫たちを増やした、増えたこの原因はね、猫が悪いんじゃないですよ。人間ですよ。猫を増やした原因は人間。そして、何で人間かって。こうやって平気で捨てるから。かわいそうに、雨降りの後やったかな。この他人に捨てられた子猫たちね。子猫もいるんですよ。三匹。生まれて間もないですよ。こういう子猫。そして、山の中にはこういう子猫もたくさんいるんですよ。

こういう不幸なね、猫を増やさない。これは、猫は自分で自分を抑制できませんから、ぜひですね、人間がやらなければいけない。で、何で、猫だけの問題じゃないんですよ。猫だけの問題じゃない。これ、市民の生活にもですね、非常に影響してきている状況。

この状況を僕は、ぜひ今日はずね、市長はじめ副市長に見ていただきたい。そういう思いで二回目をやったんですけども、まず、これを見ていただきたい。これ、見えるかな。家の軒先ですよ。そして、家の跡ですよ。これも。そして、これも。ここですよ。人が住んでいるんですよ。こういう状況。なぜこの人はこの、こ

の家に住み続けるのか。住まなければいけないのか。

これは、地域の中でトラブルがあつて孤立をする。孤立をしたがゆえに地域から見放される。そして、地域に交われない。

この方ですね、猫をもともと二匹飼っていたんですよ。二匹飼つて、老齢というか八歳、今、十五年ぐらい生きますからね。八歳、九歳の猫を二匹飼っていた。この子猫たちが余生を終えてあの世に行ったら、住める状況じゃないから、市に相談をして住宅に移るようになつていたんですよ。

ところが、その猫がいるせいというのかな、ために、その猫に、この家の周りに今度は猫を捨てるわけです。捨てられたんですよ。

そして、その猫が住みついてしまった。そして、どんどんどんどん猫かわいい方ですから、どんどん猫が増えていった。そして、出るに連れられなくなった。猫を見放せなくなった。そういう家です。

一軒だけじゃないですよ。一軒だけじゃないです。これも別な家なんですけども、こういう、別の家ですよ。これ、全く別の家。不衛生な環境の中に生まれている市民の方がいるという現実、これをぜひね、今日は知っていただきたいかった。そしてですね、ぜひね、分かっていたいただきたい。そして、この問題についてはぜひね、終わつてからでも島 n e c o 会さんとすり合わせをぜひしていただきたい。そういう案件が、今、黒塗りして、これ個人情報ですからしてありますけども、これぐらいあるんですよ。

僕も何軒か行きましたけれども、これぐらいの方が、二ページ目もありますよ。三ページ目もあります。これに書いてあるときで五十軒。ほとんど高齢者です。の方がこういう生活を送らなければいけない状況になつている。頭数を見たらすぐ分かりますよ。六頭、九頭、十三頭、五頭、八頭、五頭、十三頭、多頭飼育なんです。多頭飼育になつてしまつている。

だから、そこをですね、もうぜひ早急に市として取り組んで、市民の命を守るといふ観点でもぜひ取り組んでいただきたい。

ここは市長、どうです、この現状を聞いて。通告外でも市民の命ですがね。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員の御質問は、飼い猫、野良猫、あるいは地域猫という問題での御質問というふうに乗つておりましたが、今の問題は、市民の生活の、直接の市民のことであるとすればですね、少し状況も、今、伺つた範囲では少し返答に困ると申しますか、いずれにしても、市民の生活がしつかりできるようには調査をしてですね、取るべき対策は取らなければいけないと思います。

また、猫のことにつきましては、県の制度がございます。それと、別に市の対応という方法もございますが、そういう諸制度の中でいろいろ、最もいい方法を探つていかなければならないかと思つています。ちよつと答えになるかどうか分かりませんが、そういうふうにごえたところであります。

○六番（杉 為昭君） うーん、ちょっとがっかりしたなあ。もつと危機感を持って敏速に対応してくれるかと思っただけですけれども。何かあつてからでは、もう僕は市長に伝えましたからね。もしこの方、住んでいる方の市民に何かあつたら、私は市長にもう話をしましたよというふうに言いますよ。ということになるんですよ。

だから、敏速に、だから、すぐ動けとは言っていませんよ。取りあえず担当課の課長に、こうやってボランティア活動で一生懸命動いていらつしやるグループがあるから、そこにまた相談をして、現状を把握しながらそれについて対応を敏速に取ってくださいよと言っているだけの話なんですけれども。

そこに対して市長が答弁できないと言うのであれば、課長、どうですか。

○市民生活課長（平石栄夫君） 猫については県の所掌の事務ではありませんけれども、当然、直接市民に係る部分でもありますので、ボランティア団体、地域猫活動をされている団体ということで把握しておりますし、私も五月の中旬でしたか、西町の公民館のほうにも行かせていただきました。

いろんな課題があるかと思しますので、情報共有をさせていただいて、検討してまいりたいと思います。

○六番（杉 為昭君） ぜひよろしく願います。

ごめんなさいね。たくさんさんの漁師の方に来ていただいたんですけども、時間がない中で慌てて質問させていただきます。

サメの問題。先ですすね、この遠泳大会とこのサメをくつつけたせいですすね、ちょっと市民の方からちよつと誤解が出ています。

前もつてちよつとお話をさせていただきましたけれども、このサメの被害が漁師の中で確認されているから遠泳大会を中止してくれ、中止したほうがいいじゃないかということの提案ではないということ。子どもたちの安心安全のために配慮しながら遠泳大会を実行したほうがいいのではないかという旨で質問をさせていただきますので、そこ御理解の上、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは最後の質問、被害報告について簡潔にお願いします。
○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

例年、漁業者からサメによる被害報告は何つております。特に、一本釣り漁やはえ縄漁などの漁業種においては、仕掛けにかかった魚や道具などをサメに取られるとの声が多く寄せられている状況でございます。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

本当にね、最近、やっぱり地球温暖化の影響があるのか原因はあまり分かってないんですけども、サメが非常に多くなってきた。

それに対して漁業被害ものすごく増えてきたということで、組合員の皆さんも集まっていたいですね、お話を伺った第三アイ丸に第二十八福見丸、第八十八竹福丸とかですすね、わかさ丸、海翔丸、大成丸、カイショウ丸、優生丸、海生丸、満漁丸、様々な船主の方

に集まっていたいて話を聞いた。

すいません。こんなですね、こんなサメが、これですね、餌木というか、魚を釣るための仕掛けにかかるんじゃないんですよ。今のサメは頭がよくてですね、今のサメって、昔からそうかもしれない。かかった獲物に食らいつくんですよ。だから、簡単な方法で餌を捕っているという状況。そして、このぐらい大きな魚。漁師さんはこれですからね。もう相当の大きさですよ。こうやって。

このサメが非常に多くなったという情報を受けております。この中で、もうぜひですね、このサメの対策について、昨年まであった尾っぽの五千円とか、あれがなくなった理由、そして、それを復活したいと思っているんですけども、そこについて、なくなった理由をお願いします。簡単に。

○農林水産課長（岩下栄一君） 議員がおっしゃったものにつきまして、市は、市の単独事業である有害水産動物駆除事業ということで、令和元年度から三か年間、昨年度まで取り組んだ事業でございます。これにつきましては、サメの被害が大きくなっているということ、通常ですと、一方で漁業再生支援交付金を活用した団体駆除、それから個人駆除も平成三十年までやっておりまして、その部分を個人駆除分を切り離して市の単独で組んだところでございます。

で、三年間取り組んできたんですけども、一つ課題のほうも一方で見えてきたところがございます。それというのは、個人駆除の場

合はやはり大型のサメのほうの駆除が。

○議長（川村孝則君） 岩下課長、時間です。

以上で杉為昭君の質問は終了いたしました。

ただいまの杉為昭君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日から三十日までは本会議は休会となりますが、付託案件審査などのため、二十三日木曜日は総務文教委員会、二十四日金曜日、二十七日月曜日は予算特別委員会、二十八日火曜日は各常任委員会、二十九日水曜日は各特別委員会及び議会運営委員会、全員協議会、七月一日は午前十時から本会議を開きます。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後四時三十六分散会

本會議第五号（七月一日）

本会議第五号（七月一日）（金）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板 俊輔 君
副市長	大平 和男 君
教育長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	平石 栄夫 君
財産監理課長	下川 法男 君
地域支援課長	松元 明和 君
税務課長	長野 望 君
健康保険課長	中里 千秋 君
高齢者支援課長	柳田 さゆり さん
経済観光課長	高石 心平 君
農林水産課長	岩下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	奥村裕昭君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川昭代さん
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	川畑利昭君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	山崎省一君
社会教育課長	古市善哉君
局長	園田博己君
次長	山田正次君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和四年七月一日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） 皆さん、おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいままでの出席議員は十四名であります。

本日の日程は、配付しております議事日程第五号のとおりであります。

議事日程（第五号）

日程第一 議案第二八号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第二号）

日程第二 議案第二九号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

日程第三 議案第三〇号 令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）

日程第四 議案第三一号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）

日程第五 議案第三二号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）

日程第六 議案第三三号 令和四年度西之表市水道事業会計補正

予算（第一号）

日程第七 陳情第八号 国民の祝日「海の日」を七月二十日に固定化する意見書の提出を求める陳情

日程第八 陳情第一一号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、二〇二三年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

日程第九 議案第三四号 国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書の提出について

日程第一〇 議案第三五号 ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善に係る意見書の提出について

日程第一一 議員派遣の件

日程第一二 閉会中の継続審査

△議案審議

○議長（川村孝則君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第二八号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第二号）

△議案第二九号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

△議案第三〇号 令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）

△議案第三一号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）

△議案第三二号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）

△議案第三三号 令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）

○議長（川村孝則君） 初めに、日程第一、議案第二八号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第二号）、日程第二、議案第二九号、令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）、日程第三、議案第三〇号、令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）、日程第四、議案第三一号、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）、日程第五、議案第三二号、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）、日程第六、議案第三三号、令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）、以上議案六件について一括して議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 長野広美さん登壇〕

○予算特別委員長（長野広美さん） おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第二八号から第三三号まで、審査結果を御報告いたします。

まず、議案第二八号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第

二号）から御報告いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一億五千八百六十三万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百一億四千五百八十一万三千円と定めるものです。債務負担行為はさつまいも基腐病対策支援資金に係る利子助成金と大家畜特別支援資金に係る利子助成金の追加二件、また、定住促進事業の申請件数の増加による変更一件です。地方債補正は変更三件で、限度額を六億三千六百六十六万円と定めています。

それでは、委員会でも明らかになったことや委員から出された主な質疑などを中心に、歳出から御報告いたします。

二款、一項、一目一般管理費は、第一回定例会で行われました給与条例改正に伴う市長、副市長、副市長、職員、職員の期末勤勉手当等の減額、また、人事異動に伴う給料、手当、共済費の増減を計上しております。

なお、令和四年十月より会計年度任用職員の保険制度が改正されることに伴い、社会保険から共済制度に移行するため、全課を対象にして共済費等の補正が行われているとの説明を受けました。

また、同款、同項、十二目企画費では、交通事業者である種子屋久高速船、コスモライン、日本エアコミューター、岩崎産業、共同フェリーの五社を対象にした種子島地区航路・航空路支援金給付事業の支援金を計上し、同款、同項、二十三目地域振興費では、安城、立山、古田、国上、四校区の食を活用した持続可能な地域コミュニ

ティ構築事業に対する補助金として市町村振興助成金交付事業を計上しています。

なお、宝くじコミュニティ助成事業については二件申請しましたが、結果、一件の採択となったとの説明でした。

五款、一項、三日農業振興費では、令和五年産のさつまいも栽培に向けた排水対策や土層改良に対し、経費の二分の一を助成する農地耕作条件改善事業が計上されていますが、今後三年間の継続事業の初年度の取組として、農家数件を対象にモデル的な実施をするとの説明を受けております。

同款、三項、二目水産振興費には、コロナ禍において燃料油が高騰していることから、漁業操業者へ燃料油の支援を行う漁業経営改善支援事業が計上されています。

また、六款、一項、二目商工振興費では、コロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている市内の小企業及び小規模事業者への支援金と市内飲食店を対象にした県新型コロナ対策時短要請事業への協力負担金を計上しています。

九款、一項、九目学校給食費では、新型コロナウィルス感染症の影響により高騰した食材費について補助金を支給します。

同款、三項、二目教育振興費では、種子島中学校の修学旅行が延期又は中止になった場合や、生徒が新型コロナウィルスに感染したり、濃厚接触者となったりした場合に保護者が負担するキャンセル料を、昨年度同様、全生徒分補助するものです。

続いて、歳入の主なものについて説明いたします。

一四款、二項、五目総務費国庫補助金では、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として、新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額しています。

二十一款、一項、四目土木債は、二節公営住宅建設事業が、基本設計業務に係る委託料が補助対象外となったことから、減額されています。

本委員会は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

なお、審査の過程で次の二点が委員会で意見の一致を見ましましたので、要望いたします。

一つ、コロナ禍において市民生活が燃料高騰や物価高の影響を大きく受けている状況にあつて、本予算で計上されている以上に幅広く、市民生活を救済する迅速な対応を求めること。

二つ、プレミアム付商品券発行等の事業は、これまで商品券が高額なため購入しづらいことなどから市民に不公平感が出ているため、今年度の取組には十分な対策を講じること。

以上です。

続きまして、議案第二九号、令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について御報告いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ四十一万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億五百五十八

万七千円と定めるものです。歳出の主な補正は令和四年度の人事異動に伴うものです。歳入の主なものは六款、一項、一目一般会計繰入金で、歳出の人件費に伴う補正を行っています。

本委員会は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

次に、議案第三〇号、令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）について御報告いたします。

歳出予算の一款、一項、一目一般管理費の節の組替えを行うもので、十一節役務費について、市場施設に設置されている老朽化した看板の撤去作業に係る手数料を増額し、二十四節積立金及び二十七節繰出金を減額しています。

本委員会は慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続いて、議案第三一号、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）について御報告いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ四百六十八万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億七千九百六十八万円と定めるものです。

歳出の主なものは、一款、一項、一目一般管理費で、職員の人事異動に伴う人件費の増によるものです。

三款地域支援事業費は、会計年度任用職員の任用者決定等に伴う補正が行われています。

歳入の主なものは、三款国庫支出金から七款繰入金まで歳出予算の補正に伴い、補正後の事業にそれぞれの負担割合を乗じて地域支援事業交付金等を補正しています。

本委員会は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

次に、議案第三二号、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）について御報告いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ三百三十一万四千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億五千六十八万六千円とするものです。

今回の補正予算につきましては、全体を通じて令和四年度の人事異動に伴うものとなっております。

また、歳入についても歳出の人件費補正に伴い、三款、一項、一目の事務費繰入金として減額しています。

本委員会は慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

最後に、議案第三三号、令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）について御報告いたします。

第二条は、収益的収入及び支出の補正で、第一款事業収益を四億六千五百二十二万円に、また、支出の第一款事業費を四億四千八百七十万円に定めています。

収益的収入及び支出の執行計画書では、収入の一款、二項、二目

他会計補助金で基礎年金に係る公的負担に要する経費、児童手当に要する経費を減額し、令和三年度決算確定による三目長期前受金戻入れの減額を計上しています。

支出の一款、一項営業費用は、人事異動に伴う人件費等の減額と六目減価償却費を令和三年度決算確定により減額しています。

第三条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、また、第四条では他会計からの補助金を定めています。

本委員会は慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

議案第二八号から議案第三三号の六件は、議案ごとの採決をいたします。

予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されておりますので、質疑は省略をいたします。

初めに、議案第二八号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第二号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。
「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第二九号、令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。
「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成

のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第三〇号、令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第三一号、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第三二二号、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第三三号、令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△陳情第八号 国民の祝日「海の日」を七月二十日に固定化する意見書の提出を求める陳情

○議長（川村孝則君） 次は、日程第七、陳情第八号、国民の祝日

「海の日」を七月二十日に固定化する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

総務文教委員会委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 竹下秀樹君登壇」

○総務文教委員長（竹下秀樹君） おはようございます。それでは、本委員会が付託を受けました陳情第八号、国民の祝日「海の日」を七月二十日に固定化する意見書の提出を求める陳情について、審査の結果を御報告いたします。

本陳情は、西之表市外在住、海事振興連盟会長、衛藤征士郎氏から提出されたものであります。

趣旨は、国民の祝日「海の日」は平成七年に制定され、平成八年七月二十日から施行されたが、平成十五年以降はいわゆるハッピーマンデー化により七月の第三月曜日となっている。これを七月二十日に固定化することにより、国民一人一人が海をめぐる様々な状況に思いを馳せ、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが重要である。

よって、現在七月の第三月曜日とされている国民の祝日「海の日」を、制定趣旨等に鑑み、当初の七月二十日に固定化することを求め、内閣総理大臣への意見書の提出を陳情するものです。

審査では、現行の三連休でないほうが効率化が図られる産業もあるとの観点から賛成するとの意見も出され、本委員会は審査の結果、全会一致で採択すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 総務文教委員会委員長の報告は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、陳情第八号は採択と決しました。

△陳情第一一号 ゆたかな字びの実現・教職員定数改善をはか

るための、二〇二三年度政府予算に係る意見

書採択の陳情について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第八、陳情第一一号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、二〇二三年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

総務文教委員会委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 竹下秀樹君登壇」

○総務文教委員長（竹下秀樹君） それでは、本委員会が付託を受けた陳情第一一号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、二〇二三年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、審査の結果を御報告いたします。

本陳情は、西之表市内在住、鹿児島県教職員組合、地区支部、西之表地区協議会議長、高山寿氏から提出されたものです。

趣旨は、学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を確保することが困難な状況になっている。また、新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生している。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するために、

一つ、中学校・高等学校での三十五人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

二つ、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進するこ

と。

三つ、自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

四つ、複式学級を解消すること。

五つ、特別支援学級籍の子どもを交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすること。

以上五点の実現を求め、政府機関への意見書の提出を陳情するものです。

審査では、教職員の働き方改革を後押しすることは重要であるとの意見も出され、本委員会では、審査の結果、全会一致で採択すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 総務文教委員会委員長の報告は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。
「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、陳情第一一号は採択と決しました。

△議案追加上程・審議

○議長（川村孝則君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により、総務文教委員会から、議案第三四号、国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書の提出について、議案第三五号、ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善に係る意見書の提出について、以上議案二件が提出されました。

この際、議案第三四号並びに議案第三五号を追加上程し、直ちに

議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第三四号 国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定

化を求める意見書の提出について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第九、議案第三四号、国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務文教委員長 竹下秀樹君登壇〕

○総務文教委員長（竹下秀樹君） 議案第三四号、国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書の提出について、西之表市議会会議規則第一四条第二項の規定により提出します。

提出者、総務文教委員会委員長、竹下秀樹。

読み上げて説明に代えさせていただきます。

国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書（案）。

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成七年に制定され、平成

八年七月二十日から施行されておりますが、平成十五年以降、いわゆるハッピーマンデー化により七月の第三月曜日となっております。

わが国と海との歴史的、文化的及び経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の七月二十日に固定化することを要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

令和四年七月一日、鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、内閣総理大臣であります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いをいたします。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反

対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三五号 ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善に係

る意見書の提出について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一〇、議案第三五号、ゆたかな

学びの実現・教職員定数の改善に係る意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「総務文教委員長 竹下秀樹君登壇」

○総務文教委員長（竹下秀樹君） 議案第三五号、ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善に係る意見書の提出について、西之表市議会会議規則第一四条第二項の規定により提出します。

提出者、総務文教委員会委員長、竹下秀樹。

読み上げて説明に代えさせていただきます。

ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善に係る意見書（案）。

二一年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に三十五人に引き下げられるものの、今後は小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

萩生田前文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、三十人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

また、新型コロナウイルス感染症対策にともない、新たな業務も発生しています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分

に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

一つ、中学校・高等学校での三十五人学級を早急に実現すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

二つ、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

三つ、自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

四つ、複式学級を解消すること。

五つ、特別支援学級籍の子どもを交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

令和四年七月一日、鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣であります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いをいたします。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。
「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書二件については、それらの字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に

委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

△議員派遣の件

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一一、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

△閉会中の継続審査

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一二、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会において、審査、調査中の事件につき、西之表市議会会議規則第百十一条の規定に基づき、継続審査、調査の申出がありました。

委員長申出のとおり継続審査、調査に付することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（川村孝則君） 閉会に当たって八板市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 令和四年第二回市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議長をはじめ議員の皆様方には、感染対策に取り組みながらの議会運営に対して心より敬意を表し、感謝申し上げます。

本定例会に提出しました専決処分報告及び補正予算の議案につきまして、慎重審議を賜り、全議案の可決、承認をいただきました。誠にありがとうございました。

また、開会より本日まで十五日間、議案審議や一般質問等いただきました御指摘については行政運営にしっかりと反映させていただきたいと考えております。

国の物価高騰に対応した経済対策については、補正予算での対策の効果を見極めながら、今後も市民の方々に寄り添う形でのきめ細かい支援を検討していきたいと思っております。

馬毛島問題については、大きな山場を迎えつつあります。今定例会での一般質問でも申し上げましたとおり、市民の不安の解消や期待への対応に関する考え方や取組を評価した上で、私自身の本問題に対する一定の考えを述べたいと考えます。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症防止対策については、現在四回目のワクチン接種に向けて準備を進めているところであり、県内の新規感染者については穏やかな減少傾向にあり、本市の新規感染者については、ここ数日間、新規感染者が確認されていない状況であります。市民の皆様におかれましては、引き続き、手洗い、手指消毒、適切なマスク着用、身体的距離の確保等、感染症予防に努めていただきたいと思います。

これから夏本番を迎えますが、議員各位におかれましてはくれぐれも健康に御留意いただき、市政発展のために御活動ください。よろしくお願いいたします。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

△議長閉会挨拶

○議長（川村孝則君） 閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し

上げます。

六月定例市議会は、六月十七日に開催され、十五日間という会期でしたが、議員、理事者各位に真摯に御議論いただき、本日無事、閉会の運びとなりましたことに感謝を申し上げます。

また、本定例会に上程された議案及び意見書は、全てが可決、採択されました。当局におかれましては、予算審査における指摘・要望等については、適宜適切な対応をよろしくお願いを申し上げます。あわせて、これらの議決を踏まえ、円滑な市政運営を望む次第であります。

本定例会における追加補正予算の主なものは、これまでと同様に、コロナ対策関連予算、サツマイモ基腐病対策関連予算、そして、一般的な円安物価高騰対策関連予算が特徴的な予算だったと言えます。

コロナ対策は、全国的、本県や本市においても感染状況は落ち着きを見せ始めているものの、完全な収束が見えず、依然として感染予防対策は行いつつも、一方で経済対策を推し進め、景気の回復が喫緊の課題となっています。サツマイモ基腐病対策においても現在調査研究が進められておりますが、一日も早い圃場の健全な回復が望まれており、本市の特産物である安納芋の収穫量の日も早い回復が重要課題であります。

また、世界が驚いたウクライナ情勢であります。本市議会はいち早く三月定例市議会で、ロシアのウクライナ侵攻に対する反対決議を行いました。いまだ収束が見えない中、円安が進んでいる日本で

は輸入品等に係る物価高の傾向が続いています。これらの問題も国の対応で補助金の交付がなされております。

馬毛島問題も今ほど市長からありましたが、多くの議員から一般質問がありました。国が推し進めている計画について今後も議会として十分議論を尽くしながら、市長や県知事の判断を注視していきたいと思えます。

さて、今年の実質二週間程度という短期間で梅雨が明けて、今まさに暑い毎日が続いています。この期間、本市で大雨による大きな災害が起きなかったことは幸いだったと思いますが、市民の皆さんの健康管理にも十分配慮していただきたいと思えます。これからますます暑い日を迎えます。どうぞ議員及び理事者各位、御自愛の上、御活躍されることを祈念して閉会の挨拶いたします。

△閉 会

○議長（川村孝則君） 以上をもちまして、令和四年第二回西之表市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前十時四十九分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

一 二 番 議 員

一 三 番 議 員